

令和 8 年 2 月 4 日  
 都市整備政策部  
 都市デザイン課

## 世田谷区風景づくり計画改定の案について

### 1 主旨

「世田谷区風景づくり計画」は、区民の共有の財産である世田谷らしい風景を守り、育て、つくる「風景づくり」を推進するため、平成 20 年 4 月に策定した。その後、区民の風景づくり活動の充実や届出制度の拡大などにより、地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりを行うため、平成 27 年 4 月に改定している。

計画改定から概ね 10 年の計画期間が満了し、この間に改定された上位計画との整合や社会状況の変化等に対応していくために、令和 6 年度より、学識経験者及び区民が委員となる世田谷区風景づくり委員会での審議、都市計画審議会での意見、子ども向けアンケート等での意見等を踏まえながら、改定に向けた検討を進めてきた。

このたび、素案オープンハウス、都市デザインフォーラム、区民意見募集における区民意見及び世田谷区風景づくり委員会から答申を受け、世田谷区風景づくり計画の案をとりまとめたため報告する。

### 2 これまでの経緯

令和 6 年	5 月	都市整備常任委員会報告（改定の着手）
	7 月	区政モニターアンケートの実施
	8 月	風景づくり委員会（諮問：見直しの方向性）
	10 月	風景づくり委員会（骨子案たたき台）
	12 月	風景づくり委員会（骨子案）
令和 7 年	2 月	オープンハウス及び都市デザインフォーラムの開催
	5 月	風景づくり委員会（素案のたたき台）
	6 月	風景づくり委員会（素案）
	7 月	子ども向けアンケート（児童館等 ～ 8 月）
	8 月	都市計画審議会（意見聴取） 子ども向けアンケート （ふるさと区民まつり、Logo フォーム） 中央図書館展示とアンケート
	9 月	都市整備常任委員会（素案の報告） 素案公表、区民意見募集の実施 素案オープンハウス及び都市デザインフォーラムの開催
	11 月	風景づくり委員会（案の答申）

### 3 子ども向けアンケートの実施結果

- (1) 実施時期 7月～9月（主に夏休み期間中）
- (2) 調査対象 小学生～高校生
- (3) 実施方法 ①ふるさと区民まつり等におけるアンケート  
②児童館におけるアンケート  
③中央図書館におけるアンケート  
④Logo フォームを活用したアンケート
- (4) 内 容 好きな場所や好きな理由、実施してほしいイベントなど
- (5) 回 答 数 514件
- (6) 主な意見 好きな場所：公園、児童館、商店街、駅や電車が見える場所、  
神社仏閣 など  
好きな理由：楽しいから、景色がきれいだから、友達と遊べる  
から、おちつくから、緑が多いから など
- (7) フィードバック 風景づくり計画に実施状況などをコラムとして掲載した。また、  
今後実施結果を公表すると共に、子ども向け冊子の作成や普及  
啓発の取組みに活用していく。

※詳細は、【別紙1】「風景に関する子ども向けアンケートの実施報告」のとおり

### 4 改定素案オープンハウス及び都市デザインフォーラムの開催

- (1) 改定素案オープンハウス
  - ① テーマ あれも！これも！？世田谷の風景
  - ② 開催日時 令和7年9月20日（土）10：00～19：00
  - ③ 会 場 北沢タウンホール（北沢2-8-18）
  - ④ 参加人数 40人
  - ⑤ 内 容 「風景づくり計画」改定素案の展示説明等
- (2) 都市デザインフォーラム
  - ① テーマ みんなで話そう！“せたがやの風景づくり”のこれから
  - ② 開催日時 令和7年9月20日（土）13：30～16：00
  - ③ 会 場 オープンハウスと同会場にて開催
  - ④ 参加人数 31人
  - ⑤ 内 容 登壇者や参加者によるトークセッション

※開催の概要や当日いただいた主な意見は、【別紙2】「素案公表オープンハウス及び都市デザインフォーラム 2025 秋の開催報告」のとおり

### 5 区民意見募集の実施結果（概要）

- (1) 区民意見募集期間  
令和7年9月15日（月）～10月6日（月）
- (2) 周知方法
  - ・区のおしらせ「せたがや」9月15日号
  - ・ホームページ

- ・区公式 Facebook、X（エックス）、メールマガジン
- ・配架（各支所、出張所、まちづくりセンター、図書館等）
- ・素案公表オープンハウス及び都市デザインフォーラム

(3) 区民意見提出状況

- ①意見提出人 14人（ホームページ13人、ファクシミリ1人）
- ②合計意見数 24件

(4) 主な意見

- ①電線類の地中化
    - ・電線の地中化を進めてほしい。
  - ②みどり
    - ・緑化を義務付ける面積を増やしてほしい。
    - ・植物の維持管理の対策をしてほしい。
  - ③市街地再開発事業や団地建替え
    - ・千歳烏山駅南口の再開発は近隣住民の意見を聞いて計画してほしい。
    - ・団地の建替えは世田谷区にふさわしいものにしてほしい。
- ※意見の要旨と区の考え方は、【別紙3】「世田谷区風景づくり計画改定素案への区民意見と区の考え方」のとおり。

6 素案から案への変更箇所及び案の内容

(1) 素案から案への変更箇所

【別紙4】「世田谷区風景づくり計画改定素案から案への変更箇所」

(2) 案の内容

【別紙5】「世田谷区風景づくり計画改定案（概要版）」

【別紙6】「世田谷区風景づくり計画改定案（本編）」

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年 3月 風景づくり計画改定

4月以降 風景づくり計画公表及び計画に基づく取組みの推進

## 風景に関する子ども向けアンケート実施報告

子どもの意見を「世田谷区風景づくり計画」の改定や今後の風景づくりの取組みに活用するため、風景に関する子ども向けアンケートを実施しました。

### 1 実施方法と実施期間

#### (1) イベントにおけるアンケート

- ・せたがやふるさと区民まつり（8月2日、3日）
- ・奥沢納涼盆踊り大会（7月26日）

#### (2) 児童館におけるアンケート

- ・対面によるアンケート（7月29日～8月27日／8館）
- ・配架によるアンケート（8月5日～8月31日）

#### (3) 中央図書館におけるアンケート

- ・風景展示時の配架によるアンケート（8月29日～9月24日）

#### (4) 保護者向け配信と Logo フォームを活用したアンケート

- ・学校緊急連絡情報配信サービス（すぐる）によるアンケート（8月21日～9月4日）

### 2 調査対象

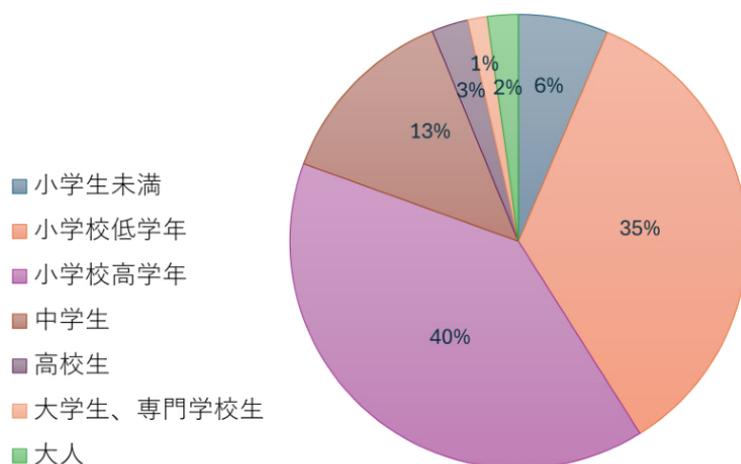
主に小学生から高校生

### 3 質問内容

- ①あなたが好きな世田谷の場所はどこですか。
- ②どうしてその場所が好きですか。
- ③あなたが好きな場所が、これからどのようになってほしいですか。
- ④好きな場所にかかわるイベントでやってほしいことはありますか。

### 4 回答数

514件



## 5 主な意見

①あなたが好きな世田谷の場所はどこですか。

- ・公園や広場
- ・児童館
- ・商店街や店舗
- ・神社やお寺
- ・駅や鉄道

②どうしてその場所が好きですか。

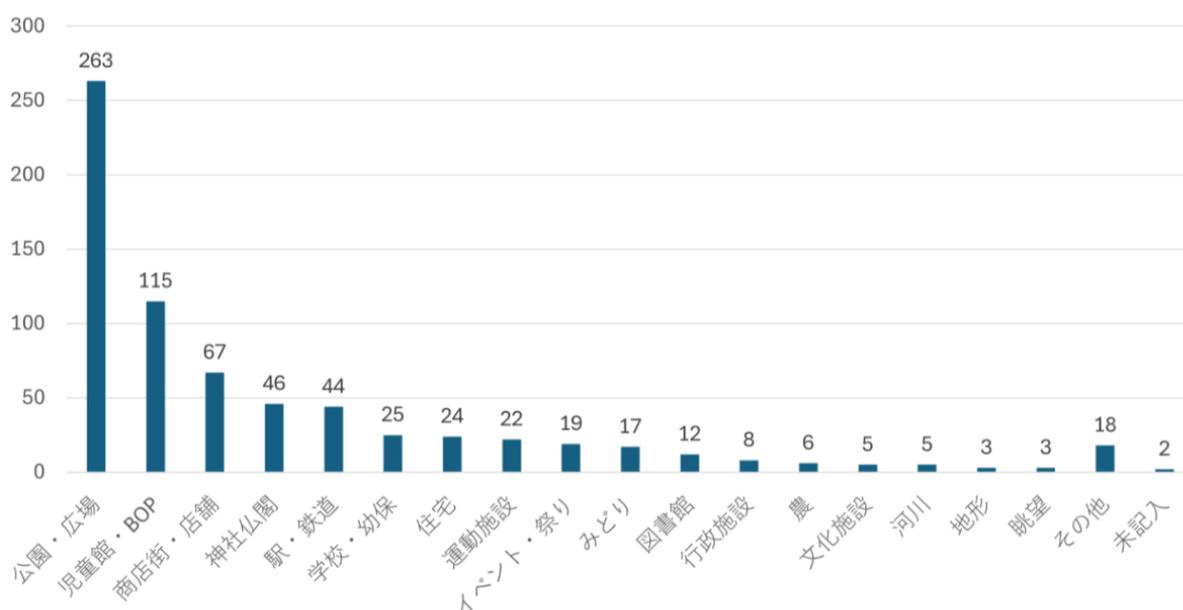
- ・公園や広場は「みんなと遊べるから」「広いから」「遊具があるから」「自然があるから」「景色がきれいだから」
- ・児童館は「楽しいから」「友達がいるから」「ボール遊びができるから」「いろいろなものがあるから」
- ・商店街・店舗は「にぎやかで楽しいから」「〇〇がおいしいから」
- ・神社やお寺は「自然があるから」「静かで落ち着くから」「おまつりがあるから」
- ・駅や鉄道は「電車が見えるから」「電車が好きだから」

③あなたが好きな場所が、これからどのようになってほしいですか。

- ・このままでいてほしい、変わらないでほしい
- ・もっときれいになってほしい
- ・〇〇がほしい

④好きな場所にかかわるイベントでやってほしいことはありますか。

- ・おまつり
- ・なぞ解き、まちの探検、スタンプラリー、クイズラリー
- ・生き物のイベント、スポーツのイベント



## 6 活用方法やフィードバック

世田谷区風景づくり計画への反映

令和8年度に作成する子ども向け冊子への活用

今後の普及啓発の取組み（景観教育やイベントの企画）への活用 など



せたがやふるさと区民まつり



奥沢納涼盆踊り大会



児童館



児童館

## 素案公表オープンハウス及び都市デザインフォーラム 2025 秋の開催報告

風景づくり計画改定素案の内容を説明するオープンハウスと、風景づくりの普及啓発を目的とした都市デザインフォーラム 2025 秋を開催しました。

### 1. 風景づくり計画改定素案公表オープンハウス

「あれも！これも！？世田谷の風景」をテーマに、オープンハウスを開催し、公表した改定素案を説明してご意見をいただきました。

- (1) 開催期間 令和7年9月20日(土) 10:00~19:00
- (2) 会場 北沢タウンホール 12階 スカイサロン  
(北沢2-8-18)
- (3) 参加人数 40人
- (4) 内容
  - ・「風景づくり計画改定素案」のパネル展示説明
  - ・「世田谷風景づくりの足あと」の展示
  - ・「わたしが好きな世田谷の場所」の展示  
(子どもアンケート結果公表)
  - ・風景ミニイベント(風景缶バッジづくり、「あれも！これも！？風景づくり」作成共有)

### (5) 主なご意見

#### ① 風景づくりへの理解

- ・小1の子どもでも何となく「風景とは」が分かった。
- ・理解が大変深まった。
- ・情報量が多いため、初めて参加してみた地元住民としては分かり難い点があったので、「世田谷区風景づくり計画」を作った当初の目的を冒頭に説明していただき良かった。

#### ② 自らの取組み

- ・風景づくりのために、誰に何をしてもらう必要があるのかもっと考えたいと思った。

#### ③ 区の風景づくり

- ・区民主体の風景づくりという章が追加されたことがとても素敵だと思った。これからどういう施策に具現化されていくか楽しみ。
- ・世田谷区の風景を改めて見ると、落ち着いた色が多いことに気が付いた。
- ・環境保護と風景づくりの関係や、少子高齢化の中での風景づくりをもう少し掘り下げてほしい。



改定素案のパネル展示説明



子どもアンケートの公表



風景ミニイベント

## 2. 都市デザインフォーラム2025秋

「みんなで話そう！“せたがやの風景づくり”のこれから」をテーマに開催し、登壇者の風景づくり活動の紹介をもとに、世田谷の風景づくりの未来像について、参加者全員で考え、共有しました。

- (1) 開催日時 令和7年9月20日(土) 13:30~16:00
- (2) 会場 オープンハウスと同会場にて同時開催
- (3) 参加人数 31人
- (4) ファシリテーター 千葉晋也氏、三宅紗葉子氏(株)石塚計画デザイン事務所)
- (5) 登壇者 福岡孝則氏(世田谷区風景づくり委員/東京農業大学)  
浅見正博氏(深沢・桜新町さくらフォーラム)  
三島由樹氏(シモキタ園藝部/株)folk)  
田行礼奈氏、笠原徳広氏(二子玉川エリアマネジメント)

## (6) 内 容

① はじめに 世田谷の「風景」と「風景づくり」（区説明）

② トークセッション

### ◆4つの活動から風景づくりを知ろう

- ・福岡氏：農大内の活動から近隣地域住民との関わりの拡大
- ・浅見氏：「できる人ができることをできる範囲で」を合言葉にした活動
- ・三島氏：まちのみどりを地域の人たちで活用・管理するための仕組みと実践
- ・田行氏：楽しさを伝え、つながりをたくらむまちづくりのハブとなる組織

### ◆これからの風景づくりに必要な視点を掘り下げよう

- ・やりたい人がやりたい時に、活動が楽しいと周りに広がる。
- ・危機によって活動が盛り上がることもある。
- ・生きている風景にはナラティブ（物語）がある。
- ・風景づくりの入口のハードルが低い。

### ◆会場のみみんなと深めよう！風景づくりのこれから

- ・まちの人が悩みながらやる中で、サポートする人が必要ではないか。
- ・民間で風景づくりを担う人がいることが世田谷らしい。
- ・地域の人の横のつながりを拡大できるとこれからのモデルになるのでは。
- ・世田谷区に任せるではない方法が成立し始めている。

## (7) 主なご意見（アンケート）

- ・色々興味深い話を聞くことができ、活動の参考になった。
- ・知らないことを知る機会となり、気付きをもらった。
- ・様々な団体の実際の活動が分かって、貴重なフォーラムだった。
- ・「風景」の捉え方がガラッと変わった気がする。
- ・もっと多くの人に知ってもらいたい時間だった。



登壇者による活動紹介



登壇者による活動紹介



登壇者による活動紹介



トークセッション



■区民意見募集でいただいたご意見（と区の考え方の方向性）

別紙3

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
1	1	<p>長い間ずっと一番願っていることは、電線の地中化である。 街を見渡すと、異常な数の電柱と電線が道を塞ぎ、空を覆っている。 美観を損ねていることは明らかで、それ以上に、災害が多い我が国で、電柱が道幅を狭め、交通の妨げになっており障害となっている。誰もが地中化が必要と考えているにも関わらず、何故進まないのか疑問である。住民のためにきちんと税金を使い住環境の改善にもっと積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>区では、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、「世田谷区無電柱化推進計画」に基づき、必要性の高い路線から優先的に無電柱化整備を進めています。無電柱化は、地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保、地元との合意形成、費用面などの課題があり、長期間にわたる事業となりますが、引き続き計画に基づき取り組んでまいります。</p>
2	2	<p>岡本わきみず公園の管理は砧公園管理事務所が管理していることになっている。 地域住民が積極的に参加して地域の風景づくりに貢献し、持続可能な公園を保持していくために、近隣の住民が参加できるコミュニティが必要である。わきみず公園にいつボランティアが来て、どんなことをするか、ボランティアチームと連絡を交わし合う事で、より地域に根ざした活動が始まる。 私はわきみず公園が見える位置に住んでいるので、公園美化に参加したい。 手続きの方法を教えてください。</p>	<p>ご意見をいただきました世田谷区立岡本わきみず緑地の公園美化への参加についてですが、現在岡本わきみず緑地に関しましては、湧水や豊かな生態系の保全のため一般の立ち入りを制限し、貴重な植生などの保護を行いながら管理を実施しております。 そのため、慎重な管理が必要であることから、一般の方から清掃・除草などの管理についてお手伝いをいただくような取り組みは実施していないというのが現状です。 ただ、現地の植生保護に関しては地域のNPO団体の方々をお願いしている部分もあり、ボランティアによる参加など、ご紹介できる部分もありますので、担当所管【公園緑地課 砧公園管理事務所 03-3417-9575】までご連絡いただければと思います。</p>
3	3	<p>世田谷区の風景づくりにおいて、まず「電線の地中化」を重点的に進めていただきたい。 現在、区内の多くの生活道路は狭く、頭上に張り巡らされた電線が圧迫感を与えるとともに、災害時の避難や消防活動を妨げる要因にもなっている。特に地震や火災が発生した場合、電柱や電線の倒壊は二次災害を引き起こす危険があり、区民の安心・安全に直結する課題である。</p> <p>電線の地中化は費用や工事期間の面で課題が大きいことは承知しているが、景観の改善と安全性の向上を同時に実現できる数少ない施策であり、長期的には資産価値や地域の魅力を高める投資になると考える。</p> <p>世田谷区が先導して優先地区を明確にし、国や東京都の補助を積極的に活用しながら段階的に整備を進めることを強く希望する。</p>	<p>区では、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、「世田谷区無電柱化推進計画」に基づき、必要性の高い路線から優先的に無電柱化整備を進めています。路線の選定にあたっては、無電柱化の3つの目的に資する道路のうち、優先度の高い道路から順に事業を行っています。 ご意見のとおり、無電柱化は地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保、地元との合意形成、費用面などの課題があり、長期間にわたる事業となりますが、引き続き計画に基づき取り組んでまいります。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
4	4	<p>二子玉川駅と新二子橋（国道246号）橋桁の間、約300メートルの無堤部を含めた築堤が行われ、完成した。この築堤は、人々の生活と生命を守るためには欠くことができないものである。しかし、「風景づくり」の観点からすれば、二子玉川地先（玉川3丁目隣接地）にかつてあったサギ類、カワウ、カワセミなどの野鳥をはじめとする多くの生き物たちの生活の場であった雑木林（現在は堤防が作られ、一部が残存）のみどりや生物多様性のある生態系を私たちの子供や孫たちを含めた将来の世代に引き継いでゆく責任についても考えていく必要がある。</p> <p>この問題意識に基づいて、以下のように提言する。</p> <p>（Ⅰ） 上記区間の特殊堤部分の天端通路（約130メートル）の一般人による利用を差し止め、以前その場所を生活の場としていた野鳥をはじめとする生き物たちが安心して戻ってくることができる静かな環境をつくる。</p> <p>この対策によって、これまで兵庫島を訪れる多くの人々の心を和ませてくれていたみどりと生きものたちが再び戻って来て、また多くの人々の心を和ませてくれることに繋がる。これは、世田谷区の「みどりの基本計画」に謳われていることに合致している。</p> <p>「築堤は必須であっても、人間と他の生きものたちが譲り合いながら共存・共栄していく世の中をつくることも大切であり、また、そのことが私たち人間にとっても心豊かに暮らしていけることに繋がるものである」との思いは、築堤計画の作成の際に盛り込まれてきた。</p> <p>（Ⅱ） 人々の生活という観点からだけみると、完成した堤防上の天端通路を散策したい、または、危険な多摩堤通りを避けるために堤防天端通路を利用したいという人々の願いは当然のことである。</p> <p>堤防上天端通路は、「一般の利用に供する」という行政の一般原則があることは承知しているが、場合によっては条件や制限がつくことがあって然るべきものである。今回の築堤工事は、多摩川上流のコヤマドライビングスクール横から下流の二子橋横までの区間で実施され、「マンション群裏の区道につながる道へ抜ける迂回路」も計画に織り込まれて同時に建設された。もし、人間が少し我慢して他の生きものたちのために譲ってあげようとの思いやりの姿勢があれば、この特殊堤部分の天端通路（130メートル程度）を使わなくても、この迂回路を使えば、生活上はまったく支障はないと考えられるのではないか。</p> <p>本提言を、「世田谷区風景づくり計画改定」に生かしてもらいたい。</p>	<p>ご意見のとおり、生きものの生息する風景を後世に引き継いでいくことは、風景づくりにおいても大切な観点だと認識しております。今回の改定にあたり、第3章「風景づくりの方向性」の「3.地域の個性を活かす風景づくりの方向性」の（1）風景づくりの方向性の「自然」において、「建設行為等にあたっては、生きものつながり意識し地域の特性に合った樹種の植栽など、生物多様性に配慮した世田谷らしい風景づくりを進めます。」という記載を追記いたしました。堤防上天端通路の利用に関しては、いただいたご意見を関係各所と情報共有してまいります。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
5	5	<p>これ以上マンションを増やさないで欲しい。大きな土地が空くとすぐにマンションが建つが、デベロッパーが建てた億ションだらけの街には住みたくない。駅からテナント、イベントスペース、すべて動線を計算し尽くして建てられたモール型マンションは、デベロッパーの利益のために支配されているような感覚がして寒気がする。それが極端化した外国の街で長年暮らした経験があるが、人の心の歪む様に我慢ならず、計算された生き方を無意識のうちに強制されるようで耐えられなかった。</p> <p>都心のように経済格差を見せつけるような建造物が建ち並び、植物も気休め程度にしか植えられていない街のどこがいいのかわからない。</p> <p>私は地方出身で、豊かな自然に囲まれ、広い空の下で育ち、子ども時代はとても良い経験をした。離れても心が帰る場所としての美しい大地の記憶がある。世田谷区が、住んでいる子どもたちが健康やかに生活できる、愛着の持てる場所になれば良い。子どもが安心できる場所は、誰にとっても過ごしやすいはずである。</p>	<p>風景づくり計画において、「風景」を、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものであり、それゆえ風景はそこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産と定義しております。</p> <p>都市デザイン課では、一定規模以上の建築行為等においては事業者には、地域の風景特性を把握し、地域の風景に配慮した計画とするなど、魅力的な風景づくりに繋げていただくため、届け出の際に風景づくり条例の基準に基づき誘導を行っております。併せて、風景づくり活動の支援や、普及啓発の取組みを進めてまいります。ご意見のとおり、世田谷区がそこで生活する子どもたちにとって愛着の持てる場所であるよう、今後も風景づくりに取り組んでまいります。</p>
6	6	<p>風景づくりには、比較的時間の余裕も体力も有る高齢者に積極的に参加してもらえないのではないかと。反面、高齢者の体力や好奇心・意欲にはかなりの個人差が有る。視力の低下等も加わり、配付物に目を通すことができるか、更にホームページを調べて読むなどの行為に至ることができるか、活動に参加できるかは、同年齢でも差が出てしまうのだろうとも思う。</p> <p>若い世代はといえば、新しく住まわれた方で、当初はお宅に植物が植えられていたものの、忙しく手入れが大変だからか、植栽を無くしてしまわれた例を数件目にしている。</p> <p>どの世代においても、風景づくりは理解や参加のしやすさ（簡便・短時間）がポイントの1つである。</p>	<p>今回の計画の改定における検証・評価において、区民の風景への関心は高いが取り組みへの参加は少ないこと、風景づくり活動の担い手の減少していることを課題としてあげております。</p> <p>ご意見のとおり、風景づくりに幅広い年代の方に参加していただくため、各々の関心やライフスタイルに合わせて無理なく楽しみながら関わることができる機会や、支援する制度を提供できるように検討を進めてまいります。</p>
7	6	<p>植物に関して言えば、伸びても手入れができずに困っていると思われる高齢者のお宅や、歩行者の目の高さに枝が伸びた道をしばしば見かける。景観の面でも安全の面でも、シルバー人材センターの方等からお声掛けして手入れしていただくなどはできないか。（可能であれば、区が費用を助成する）</p>	<p>風景づくり条例においては、道路沿いの緑化は歩行者からの視認性が高く、良好な景観を形成する上で重要な要素となっております。一方で、維持管理が行き届かず樹木が公道にはみ出してしまったり、歩行空間が狭められ通行の支障になるだけでなく、カーブミラーや交通標識が見えなくなったり、街路灯が遮られ道路が暗くなるなど、道路の安全が損なわれる可能性があります。区では、樹木所有者に対し適正な管理をお願いするとともに、危険を防止するため特に必要があると認められる場合においては、道路管理者が道路法に基づき、伐採等の措置命令を行っております。道路沿いの緑化に関する維持管理の助成制度はございませんが、ご希望に応じ、シルバー人材センターや世田谷造園協力会（世田谷区内にある造園会社の任意団体）をご紹介します。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
8		<p>中町、上野毛、野毛、等々力、瀬田、多摩川を歩いていると、世田谷区との協定で設けていると記された集合住宅と道路との間の緑地をよく見かける。規模に応じて緑地面積を設定しておりとてもいいことであると思うが、もっと緑地の面積を拡げてほしい。</p>	<p>ご意見でございます「世田谷区との協定で設けていると記された集合住宅と道路との間の緑地」は、敷地面積等が一定規模以上の建築行為等の場合に、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づき設置する環境空地（緑地帯等）のことだと思われます。この他にも、区では、都市緑地法に基づく緑化地域制度に基づく緑化や、世田谷区みどりの基本条例に基づくみどり計画書による緑化、公園・緑地の用地取得をし整備を進めるなど、みどりの保全と創出を推進しています。</p> <p>風景づくり条例においては、一定規模以上の敷地面積の場合、届け出によって計画の植栽の内容を確認し、みどりの量だけでなく質の面でも良好な風景になるよう誘導しています。</p> <p>今後も、関係所管と連携しながら、良好なみどりの創出に努めてまいります。</p>
9	7	<p>中町、上野毛、野毛、等々力、瀬田、多摩川を歩いていると、空き家の多いことが気になる。円滑かつ迅速に地権者とのコミュニケーションを図り、緑地化、公園化の道筋を立ててほしい。世田谷区が公園田園都市としてより魅力ある景観を目指すことを望む。</p>	<p>区では、公園が不足する地域において、一層の公園緑地の整備が必要と考えております。</p> <p>ご意見でございます空き家のある土地の公園緑地としての活用につきましては、区が公園緑地用地としての必要性を検討の上、まとまった面積などの条件を満たしたうえで、土地所有者の同意を得て取得を図っていく必要があります。一般的な住宅の空き家の場合まとまった面積を擁していない点、空き家を含めた物件の取り扱いなど課題もございます。</p> <p>今後も、様々な手法を用いて土地所有者とコミュニケーションをとりながら、不足する地域の公園緑地の確保に取り組み、地域特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地の整備に取り組んでまいります。</p>
10		<p>世田谷区は東京23区内でも練馬区とともに田園と住宅のバランスの取れた風景が魅力だと思う。田園に関しては、区が継承者を探すことに関わり、これ以上田園が減少しないようにしてほしい。空き家の田園化も検討されると更に良い。世田谷区が公園田園都市としてより魅力ある景観を目指すことを望む。</p>	<p>都市における農地は、農作物の生産だけでなく潤いのある景観やみどりとみずの環境保全、災害時の防災拠点等多面的な機能を有する貴重な空間であり、関係部署が連携してその保全に向けた取組みを進めています。</p> <p>区では営農困難となった農家から農地を借り受けて区民農園を開設したり、農地保全重点地区を定め、貴重なみどりの保全に取り組んでいます。また、後継者のいない農業者に対しては、区内の農協とも連携して、地域の農業者等への農地の貸借をご案内するなど、農地をできるだけ残すよう取組みを進めていきます。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
11	8	<p>現在、世田谷区では、至る所に駐車場、コインパーキングが増え、その全てがアスファルト製で、ヒートアイランド現象の要因になっている。新設する駐車場に関して、敷地面積にかかわらず、緑化ブロック化の義務付け、または、敷地面積の10～30%程度の面積の緑化を義務付けしてほしい。</p> <p>また、区営駐車場や区営施設の駐車場には、緑化ブロックに改修するなどの策を行ってほしい。マンション屋上やビル壁面の緑化についても義務化や推進をしてほしい。</p>	<p>区では、コインパーキングなどの建築物に付属しない一定規模以上の自動車駐車場を設置する際は、みどりの基本条例に基づき、駐車場緑化（緑化ブロックなどの緑化補助資材を使用した場合も含む）をしていただく基準を設けております。また、一定規模以上の敷地において建築行為を行う際も、みどりの基本条例に基づき、駐車場を含めた敷地全体に対して、一定の緑化をしていただく基準となっており、状況に応じて様々な手立てによる緑化を推進しています。</p> <p>一方で、駐車場での緑化ブロックによる緑化や屋上・壁面緑化は、その植栽の特殊な生育環境から、良好な状態を維持することが難しい場合もあると認識しており、風景づくり条例においては将来的な維持管理の面も考慮して計画するよう誘導しております。</p> <p>なお、事業用等駐車場の緑化に関しては、緑化する際の費用の一部を区が助成する制度を設けております。これらにより駐車場緑化の推進を図ってまいります。</p>
12		<p>千代田区、渋谷区、品川区、大田区、足立区では、歩きタバコ（路上喫煙）の罰則がある。歩きタバコ（路上喫煙）やポイ捨てによって、小さい子供の健康への悪影響や環境汚染が懸念される。世田谷区も率先して、歩きタバコ（路上喫煙）やポイ捨ての罰則化に取り組んでほしい。</p>	<p>世田谷区は、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。</p> <p>「世田谷区たばこルール」は、罰則によらず、喫煙する人とならない人が理解を深めあいマナーを向上できるまちづくりを目指しています。喫煙環境の整備や周知・啓発活動に取り組み、区で実施している路上喫煙率調査やポイ捨てされた吸い殻の数量調査においても減少が見られるなど一定の効果をあげています。</p>
13		<p>下記の観点に配慮し、場合によっては計画の文言や関係条例および運用を見直してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化については、所有者や管理者の維持のしやすさなど、人為的に管理する植物として持続可能性に配慮すること。</li> <li>・樹木について、近隣住居の日照権や落ち葉処理などに配慮し、特に歴史的価値のない樹木について日照権を侵害する場合は伐採させること。</li> </ul>	<p>今回の計画改定において、建築行為等に際しての「外構・緑化等」に関する風景づくりの基準に「生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。」という文言を追記しました。緑化に関しては植物の生育特性や維持管理の面も配慮した誘導に取り組んでまいります。</p> <p>風景づくりにおいては、制限をかけるのではなく、よりよい風景になるよう主に定性的な基準に基づき配慮を求める誘導を行っております。今後も配慮いただけるよう誘導を図ってまいります。</p>
14	9	<p>下記の観点に配慮し、場合によっては計画の文言や関係条例および運用を見直してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に私権を制限させないこと</li> </ul>	<p>風景づくりにおいては、制限をかけるのではなく、よりよい風景になるよう主に定性的な基準に基づき配慮を求める誘導を行っております。今後も配慮いただけるよう誘導を図ってまいります。</p>
15		<p>下記の観点に配慮し、場合によっては計画の文言や関係条例および運用を見直してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東急東横線は副都心線や相鉄線などと直通運転するようになったが、わずか数百mかするだけの世田谷区の屋外広告審査が厳しく、直通先各社のラッピング電車の運用に支障をきたしていると聞く。故に鉄道のラッピング広告については、近隣自治体と歩調を合わせる観点も取り入れ、特に東横線や田園都市線といった広域直通運転先があり、なおかつ区内の屋外をそんなに通過しない路線については審査基準を他路線と別基準かつ緩和しても良いのではないかと。</li> </ul>	<p>鉄道のラッピング広告は、東京都屋外広告物条例の各規定に基づき、広告内容の審査や許可書の交付を行っております。広告内容について疑義がある場合は、必要に応じて条例所管である東京都に照会を行うことや都内沿線自治体の意見を確認するなどの対応を取っております。</p> <p>また、東京都屋外広告物条例に基づき審査や許可書の交付を行っているため、基準の緩和等を行う予定はございません。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
16	10	<p>個性に合わせた風景づくりを推進する、区民主体、SDGsとの関連性を意識するとあり、賛成する。</p> <p>しかし、現実の再開発事業は、掲げられた内容と違っていると思わざるを得ない。</p> <p>どう現実化していくのかのルールと、実施するにあたっての区の在り方も載せるべきである。</p> <p>区民主体であるなら、計画の実施について、広く住民の意見を聞いてからでないと進めない。意見によっては変更も可能であると明記してほしい。</p> <p>個性ある、環境にやさしい新しい視点でのまちづくりを目指すなら、タワーマンションなどの建設は区として見直す必要がある。</p> <p>世界的に高層建築は見直されている現在、安易に突き進むのではなく、問題点を住民と共に検討し、住民の納得出来る街の風景を作り上げてほしい。</p> <p>千歳烏山の駅再開発のタワーマンションについて、深く憂慮している。</p> <p>街の分断やコミュニティの破壊、風景の悪化、環境への実害などを検討する事を盛り込んでほしい。</p>	<p>風景づくりにおいては、新しくつくられる風景がよりよいものになるよう、一定規模以上の建設行為等に対して風景づくりの方針・基準に基づき、配慮を求める誘導を行っております。</p> <p>本件に関しましてはご意見として承り、関係所管課と共有いたします。</p>
17	11	<p>北烏山の団地が、建替えにより10階建てになるといふ。</p> <p>今の団地は、棟の前に広い前庭のような場があり、冬でも1階のバルコニーに太陽光が当たっている。</p> <p>前庭のような場には季節ごとにとりどりの花々が咲き、周囲の人々を楽しませてくれた。</p> <p>棟と棟の間の空間の取り方や、目隠しとしてコンクリートブロックではなく木々を配置するのコンセプトはこれからの集合住宅にも用いて活かしてほしい。</p> <p>それが緑を大切に活かす世田谷区の住宅というものだと思う。</p> <p>10階建てとなると、周りの家々の日照にも影響が出て、冬にサンルームのように過ごせた部屋にも陽が差さなくなる。</p> <p>団地の建替えのために、近隣に住む者たちが引越すことは現実にはできない。</p> <p>建築主は区でないが、区内の建物は世田谷区にふさわしいものであってほしい。</p> <p>これから建てる建築物には区のコンセプトにあったものであるように区として要請してほしい。</p> <p>戸建て住宅を新築する際には土の面を確保するようになったと聞かすが、それであればなおさら、後から建つ建物によってこれまでの住環境が悪化するようなことは避けたい。</p> <p>毎春楽しませてくれた桜の木から、いつの間にか保存木というプレートが消えた。</p>	<p>北烏山の団地に見られる、季節の花々や木々による自然と調和した住環境は、世田谷区としても地域の皆様に長年親しまれてきた大切な地域資源であると認識しております。世田谷区では、こうした地区の特性を尊重しつつ、老朽化した団地の建替え後もみどり豊かで良好な住環境の形成を図るため、令和4年3月に「北烏山二・三丁目地区地区計画」を策定いたしました。本地区計画では、防災性の高い市街地の形成を図るとともに、地域に親しまれる公園・広場等の確保、周辺環境と調和した市街地の形成などを目標に掲げております。地区計画に基づき、地域にふさわしい建物となるよう建築事業者への働きかけなど、良好な住環境の形成に取り組んでまいります。</p> <p>風景づくりにおいては、一定規模以上の建築行為等に対して、風景づくりの方針・基準に基づき配慮を求める誘導を行っております。この方針・基準は、地域の風景特性を把握し、地域の風景に配慮した計画する等を目的として設けており、引き続き、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくる「風景づくり」に取り組んでまいります。</p>
18		<p>千歳烏山駅前にタワーマンションが建つ話が持ち上がっている。</p> <p>世田谷区にふさわしい景観というならば、住民の意見をきちんと聞いてそれに沿った計画を立ててほしい。</p>	<p>風景づくりにおいては、新しくつくられる風景がよりよいものになるよう、一定規模以上の建設行為等に対して風景づくりの方針・基準に基づき、配慮を求める誘導を行っております。</p> <p>本件に関しましてはご意見として承り、関係所管課と共有いたします。</p>

意見 No.	提出 者No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する区の考え方
19		駒澤公園通りに植栽を入れて欲しい。 歩道が狭いから植栽は無理との判断と思われるが、無理をしても植栽は入れて欲しい。	区道の駒澤公園通りには、イチヨウの並木があり、イチヨウ周りにはツツジの植栽をしております。周辺環境などの要因からも、新たな植栽を増やすことは難しいため、現状ある植栽を良好に維持管理していくよう努めて参ります。
20	12	カラスが多くて困る。道路に白いフンが多く、洗濯物が汚され、ハンガーが取られる。 自宅前の電信柱の周りは、鳥のフンがこびり付いており街の景観を悪くしてる。 電信柱の上部が平らになっておりカラスがよく止まるので、電信柱の上部は尖った形状にして、カラスが止まりにくくしてほしい。	ご意見・ご提案として受け賜わり、関係所管と共有いたします。
21		千歳烏山の再開発計画では、事業者の利益のみが先行して説明会などで出ている多数の住民意見が取り入れられておらず、烏山住民にとって本風景づくり計画は、絵に描いた餅になっている。 建築調整などで現在議論になるのは、日照、風害などが中心だが、超高層建築物の検討にあたっては、崖のように立ち上がり天空空間を塞ぐコンクリート壁の景観が、広範囲の周辺住民の健康や、街の楽しさ住みやすさにどのように影響するか、新しいアセスメント項目を加える。 その上で、その高度利用が持続可能な公共性を持つか、住民にはかるべきである。	風景づくりにおいては、新しくつくられる風景がよりよいものになるよう、一定規模以上の建設行為等に対して風景づくりの方針・基準に基づき、配慮を求める誘導を行っております。 本件に関しましてはご意見として承り、関係所管課と共有いたします。
22	13	都市の街にとって、路地や小道が持つ魅力についての観点を記載してほしい。 年月をかけて形成されてきた中核商店街エリアにとって、路地や小道が、賑わいや街の魅力に貢献していることを評価していくべきである。 これまで、「防災対策」が先行して、小道を画一的に消失させる事例もあった。 多様な人々が、居心地よく住まい行き交う都市コミュニティにとって、路地的な景観の持つ意味は大きい。再評価をして、防災とのバランスをとりながら取り入れていく視点を持ってほしい。	風景は、そこに生活する人々の暮らしや営みの積み重ねによってつくられる貴重な共有の財産であり、路地や小道が魅力的な風景をつくる要素であると認識しております。 一方で、密集市街地等では防災面において狭あい道路は課題の一つとしてあげられます。地域の個性を活かしながら防災性を向上させるため、防災街づくりとも連携し、各地域の個性に合わせた風景づくりに努めてまいります
23		本計画施行を待たず、千歳烏山再開発については素案理念を先行させ、「風景づくりの早期調整」を直ちに適用し、拙速に事業が進められないようにすべきである。 「区民との協働がなされなかった悪しき事例」として、区史に残り、また困難事例として問題を抱え込むことを、未然に防いでほしい。	風景づくりにおいては、新しくつくられる風景がよりよいものになるよう、一定規模以上の建設行為等に対して風景づくりの方針・基準に基づき、配慮を求める誘導を行っております。 本件に関しましてはご意見として承り、関係所管課と共有し、早期の調整と誘導を図ってまいります。
24	14	世田谷区風景づくり条例は、世田谷を愛する先人達が作り残してくれたものだと感じた。素案にほぼ異議はないが、具体的に何を变えるのか分からないため、早い段階で新旧対照表(案)を開示してほしい。	現在の風景づくり計画からの主な変更箇所につきましては、風景づくり計画改定素案の中で赤字表記で示しておりますので、素案にてご確認いただきますようお願いいたします。

## 世田谷区風景づくり計画改定(素案)から(案)への主な変更点

世田谷区風景づくり計画改定(素案)から(案)への主な変更箇所は下表のとおり

下線部は文中の追加・変更・削除箇所

頁(案)	項目	案	素案
全体	写真	(変更) すべての写真を見直し、必要に応じて更新・追加。	現行計画のまま
各章の はじめ	インデックス	(追加) 各章の区切りが分かるように、各章の表紙ページの脇にインデックスを追加。	記載なし
2、3	■風景づくりに つながる行動	【鳥瞰図など】(移動) 計画を見る方がはじめに「風景づくり」をイメージしやすいよう、掲載位置を第1章から冒頭の目次の前へ移動。 (追加) 「子ども向けアンケート」の結果を受けて、「 <u>みどりに癒される</u> 」「 <u>好きな場所で楽しく過ごす</u> 」「 <u>季節を感じ散歩する</u> 」の項目を追加。 下地の絵が見やすくなるよう調整。	第1章(1-3、1-4)に掲載
6	目次	【コラムの目次】(追加)	記載なし
1-10	コラム:これまでの風景づくりの取組み(抜粋)	【コラム②区による公共施設整備の取組み】(追加) <u>世田谷区では、～、歩く人の快適さを重視した自由で五感に訴える魅力があります。</u>	記載なし
1-12	コラム	(削除) (4-7と重複した内容のため)	④地域の魅力や特徴を活かした風景づくりの取組み～
2-7、9、 11、13、 15、17、 19、21	2. 世田谷の風景特性	【風景特性の各図】(変更) 最新情報に更新。	現行計画のまま
2-7		【世田谷の風景特性(地形)】(削除) 埋蔵文化財、古道、緑道の情報は削除(2-11に記載されている)。	現行計画のまま
2-14		【世田谷の原風景としての農の風景】 第3段落(変更) 区では、生産緑地の指定や農業振興の取組みに加え、必要な農地の保全を図	区では、生産緑地の指定や農業振興の

		るため、世田谷区農地保全方針に基づき「農地保全重点地区」を計7か所指定(令和7年(2025年)度時点)しています。また、喜多見四・五丁目は、「農の風景育成地区(東京都指定)」に指定されています	取組みに加え必要な農地の保全を図るため、世田谷区農地保全方針を策定し、「農地保全重点地区」を計7か所指定(平成26年(2014年)度時点)しています。また、喜多見四・五丁目は、東京都の「農の風景育成地区」に指定されています。
2-19		【世田谷の風景特性(みち)】(追加) 図中に全ての緑道名を追記。	現行計画のまま
3-3	今後の取組みに向けたキーワード	【キーワード マネジメント】(変更) 風景づくりにおいても、新しくつくる姿勢だけでなく、今あるものを大切に維持管理、利活用しながら、風景を引き継ぎ、さらに魅力あるものに磨きをかけていくという姿勢も重視します。	【キーワード 維持管理】 風景づくりにおいても、新しくつくる姿勢だけでなく、今あるものを大切に維持管理しながら、風景を引き継ぎ、さらに魅力あるものに磨きをかけていくという姿勢も重視します。
3-5	コラム:今後の取組みに向けたキーワードについて	【①グリーンインフラ】第4段落(変更) 小田急線上部利用施設では～、シモキタ雨庭広場では傾斜地形を活かし周囲に降った雨水を集めて地下に貯留・浸透させる植栽地「雨庭」をはじめ、～創出しています。	小田急線上部利用施設では～、シモキタ雨庭広場では傾斜地形を活かして降雨時に水の移ろいを楽しめる「雨庭」をはじめ、～創出しています。
3-10	にぎわい	【みち】(変更) ・幹線道路や地区幹線道路などは、多くの人が日々利用し、目にする風景であり、街の骨格です。道路整備の際は、街路樹などによる潤いのある風景の形成や既存道路を含む無電柱化の推進を検討します。また、沿道の建設行為等に対しては、このことを踏まえた風景づくりを誘導します。	・幹線道路や地区幹線道路などは、多くの人が日々利用し、目にする風景であり、街の骨格です。道路整備の際は、街路樹などによる潤いのある風景の形成の推進や無電柱化整備を検討します。また、沿道の建設行為等に対しては、このことを踏まえた風景づくりを誘導します。
3-25	コラム:地域活動から生まれる風景の事例	【事例3】シモキタ園芸部】(追加) 「シモキタ園芸部」は、～まちに対する愛着や関心を育む場にもなっています。	記載なし
4-7	界わい形成地区	本文 2 段落目(追記) 今後、一定の地区において、～検討を進めます。	現行計画のまま
4-10	●みどりづくりからつながる風景づくり	【みどりと花いっぱい協定制・公園等における「花による緑化推進」協定制】(変更) 花や自然を大切にする心を育み、花づくりを通して地域のつながりを深める活動の支援として、区と協定を結んだ	【みどりと花いっぱい活動】 花や自然を大切にする心を育み、花づくりを通して地域のつながりを深める活動の支援として、区と協定を結んだ

		地域住民や団体(3名以上)に対して、 <u>公共施設、公園、商店街、緑道、身近な広場の花壇やプランターに植え付ける花苗などの資材を提供する制度です。</u>	地域住民や団体(3名以上)に対して、 <u>公園や商店街などの花壇やプランターに植え付ける花苗などの資材を提供する制度です。</u>
4-11	●地域活動からつながる風景づくり	【市民活動支援事業】(変更) <u>団体や企業などによる地域課題や社会的課題の解決を目的とし、採択された事業について「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」の機会を提供し、そこで集めた寄附金を原資として、区が団体へ補助する形で支援する制度です。</u>	【市民活動支援事業】 区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、さらなる市民活動の促進を図るため、NPO等の市民活動団体と区が地域の課題解決などのために事業などを実施する「提案型協働事業」を実施しています。
4-12	●環境や安全への配慮からつながる風景づくり	【雨水タンクの設置助成】(変更) <u>屋根に降った雨水を貯めて、庭の水やりなどの雨水の有効活用をはかることで洪水対策にもなる、雨水タンクの設置費用の一部を助成する制度です。</u>	【雨水タンクの設置助成】 <u>大雨時の道路の冠水や、雨水が河川へ一気に流入することによる河川の氾濫の抑制につなげるため、雨水タンクの設置費用の一部を助成する制度です。</u>
		【雨水浸透施設の設置助成】(変更) 雨水を敷地内の地下に浸透させることで、 <u>大雨時に雨水が河川や下水道に一気に流入することによる浸水被害の軽減、地下水・湧水の保全につなげるために、雨水浸透施設の設置費用の一部を助成する制度です。</u>	【雨水浸透施設の設置助成】 雨水を敷地内の地下に浸透させることで、 <u>グリーンインフラ(雨水貯留浸透、湧水保全、みどりの保全や創出、ヒートアイランド現象の抑制など)に繋げるため、雨水浸透施設の設置費用の一部を助成する制度です。</u>
4-14	(2)協働による魅力的な風景づくりを進める具体的な取組み	タイトルと本文(追記) タイトルに「 <u>協働による魅力的な風景づくりを進めるための</u> 」を追記。 本文に目的が伝わる表現を追記。	記載なし
		【普及啓発の取組み】(追加) ・ <u>地域風景資産の検討</u> <u>時代にあわせた選定・登録のあり方の検討、活動の担い手が不足している団体などへの支援、新たな活動団体の登録、地域風景資産の周知や普及啓発など、地域風景資産制度の更なる発展に向けた検討や取組みを区民とともに進めていきます。(詳細は P4-2 参照)</u>	記載なし

		<p>(変更)</p> <p>・セミナーやフォーラムの開催 風景づくり活動を行う団体同士での交流会や、区民を対象とした都市デザインフォーラムなどを開催します。<u>開催の内容については区民へ広く発信・共有するとともに、新しい担い手と既存の活動団体などがつながるきっかけとしていきます。</u></p>	<p>・セミナーやフォーラムの開催 風景づくり活動を行う団体同士での交流会や、区民を対象とした都市デザインフォーラムなどを開催していきます。</p>
		<p>(追加)</p> <p>・子ども向け冊子の発行 <u>子どもたちに風景や風景づくりについて興味を持ち、知ってもらうため、写真やイラストを活用した冊子を発行し、風景づくり教育などにおいて活用していきます。</u></p>	記載なし
4-16	コラム:子どもの意見聴取の取組み	<p>【子どもを対象としたアンケートの実施】(追加) <u>令和4年(2022年)に施行された～今後も大切に守り育てていきたいと考えています。</u></p>	記載なし
5-4,5	建設行為等の流れ、景観計画区域図	<p>(変更) カラー</p>	モノクロ
7-2～4	1. 公共施設における風景づくりの考え方 2. 公共施設の整備に関する指針 3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など	<p>【本文中】(追加) ～整備や維持管理、利活用～</p>	～整備や維持管理～
7-3	コラム:風景づくりに配慮した公共施設の整備や維持管理、利活用	<p>【事例1)区立保健医療福祉総合プラザ】 第2段落(変更)(内容の訂正) また、(削除)省エネルギー設備の～配慮されています。</p>	<p>【事例1)区立保健医療福祉総合プラザ】 第2段落 また、東日本大震災を踏まえ、防災拠点となるよう防災・交流広場や備蓄庫が整備されるなど、災害時の機能も備えています。さらに、省エネルギー設備の～配慮されています。</p>

		<p>【事例2】世田谷代田駅前広場】(変更)  「世田谷代田駅前広場」は、平成12年(2000年)に実施したアンケート調査を皮切りに、平成22年(2010年)に駅前広場整備計画を策定、その後ワークショップなどを通じて地域の方々と意見交換等を行いながら検討を進めました。整備にあたっては、交通の安全性に配慮しながら、小田急線上部の連続した空間づくりの指針として策定された「北沢デザインガイド」に基づき、舗装や道路附属物の色彩を周辺環境に合わせるなど、街並みに一体感が生まれるよう配慮しています。</p> <p>また、広場の舗装には、地名の由来といわれている伝説の巨人「だいだらぼっち」の足跡をかたどった装飾を取り入れ、案内板を設けることにより、地域の個性を伝える魅力的な風景をつくり出しています。</p>	<p>【事例2】世田谷代田駅前広場】  「世田谷代田駅前広場」は、平成12年(2000年)に地域にお住いの方々と検討が始まり、平成22年(2010年)に駅前広場整備計画を策定しました。その後ワークショップなどを通じて地域の方々から意見や要望を頂きながら検討を進めました。整備にあたっては、利用者の安全安心に配慮しつつ、水捌けを考慮した舗装材の利用などの機能面に加えて、地域の個性を活かしながら、秩序のある連続した空間づくりに役立つためのデザインの指針として策定された「北沢デザインガイド」に基づき、舗装や道路附属物の色彩を周辺環境に合わせるなど、駅前広場内の施設と調和したデザインにすることで、街並みに一体感が生まれるよう配慮しています。</p> <p>また、広場の舗装には、かつて代田の地に存在し、代田の地名の由来とされている「だいだらぼっち」の足跡をモニュメントとして示し、由来などの案内板も設けることにより、地域の伝承を継承し、特徴的で魅力的な風景を作り出しています。</p>
7-5, 6	(1)景観重要公共施設の整備に関する事項	<p>【1】道路の図】(変更)  富士山への眺めの図を更新。</p>	現行計画のまま
関連資料		記載内容を確認し、更新・追加。	添付なし
参考資料		記載内容を確認し、更新・追加。	添付なし

I 現行計画の検証・評価と見直しの視点

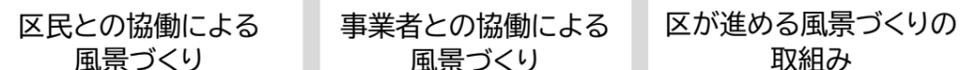
1. これまでの成果と課題等

(1) これまでの主な成果

①地域の個性にあわせた風景づくりの推進

平成20年に景観法に基づく「風景づくり計画」を策定し、区民、事業者、区の協働により風景づくりを進めてきました。平成27年の計画改定以降も、「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」の指定、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づく屋外広告物の協議開始などにより、地域の個性にあわせた誘導を着実に推進してきました。

区民、事業者、区の協働による風景づくり



②周辺風景に配慮した建築物等への誘導の実施

届出制度による届出件数は増加しており、令和5年度は158件、平成27年度から9年間の累積で1,107件の届出に対して誘導を実施しています。そのうち、地域の風景に大きな影響があると見込まれる建設行為等や屋外広告物の掲出等を対象として、事業者、専門家(せたがや風景デザイナー)、区の3者で行う「事前調整会議」により、よりきめ細かな誘導を実施しています。

③楽しみながら活動する新たな街の風景の創出

三軒茶屋駅周辺や下北沢駅周辺、二子玉川駅周辺、馬事公苑周辺などでは、区民、事業者、区による協働の街づくりが進められ、新たな風景が生まれています。

(2) 主な課題

①区民の「風景」への関心は高いが取組みへの参加は少ない

区政モニターでは、「区の風景に関心がある」は95%以上でしたが、「区による風景づくりの取組みで、知っているものはない」は53%でした。また、「これまで風景づくり活動に参加したことはない」は89%でした。(令和6年度 第2回区政モニターアンケートの結果)

②風景づくり活動の担い手の減少

地域風景資産の選定開始から20年以上が経過し、「活動者の高齢化」や「後継者の不在」などを理由に、風景づくり活動団体の数が減少しています。

③風景への配慮が必要な項目の基準化やガイドラインによる誘導

事前調整会議において、専門家から度々助言がなされる項目の基準化が求められています。(公共空間から洗濯物や室外機が見えないバルコニー、地域の植生や生育環境に合った植栽など)

④大規模な再開発等における風景づくりの早期調整の必要性

風景が大きく変わることが予想される大規模再開発などについて、関係者間で早期に調整・連携することが重要です。

⑤公共施設における風景づくりの手立ての充実

公共施設が建替え・更新時期を迎える中、地域の風景づくりを先導すべき公共施設について、「ガイドライン」を策定し、風景の一部を構成する公共建築物や道路、公園、河川などの整備にあたっての風景への配慮の考え方を関係部署間で共有することが必要です。

(3) 風景づくりを取り巻く社会・区の動向等

<社会の動向>

①自然環境への対応を踏まえた街づくり

生物多様性の保全・回復をはじめ、自然との共生に向けた取組みが進んでいます。

②居心地が良く歩きたくなるまちなか(ウォーカブル)の取組み

街路空間を車中心から人中心の空間へと再構築し、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場とする取組みが進んでいます。

③自然災害への備えや対応の取組み

自然災害が激甚化・頻発化し、擁壁の安全対策や河川の護岸整備などの防災・減災の取組みが求められています。

<上位・関連計画>

④風景づくりに関係する上位・関連計画を策定・改定

令和6年に新たな「世田谷区基本計画」が策定され、実施計画「歩いて楽しめる魅力づくり」施策の事業として風景づくりを推進しています。令和7年に「世田谷区都市整備方針 第二部地域整備方針」が改定されました。平成30年に「東京都景観計画」が改定され、夜間の景観形成に関する方針等が追加されました。

第3章「理念・方向性」を中心に全体へ反映

2. 見直しの主な視点と考え方

基本的に現在の計画を継承するとともに、以下の視点と考え方について見直しをします。

(1) 区民が「風景づくり」を身近に感じ、取り組める仕組みを整えます

- 区民にとって風景づくりが身近に感じられる計画となるよう、構成・内容を見直します
- 区民が気軽に風景づくりを楽しめるよう、周知・啓発を促進します

主な修正内容

- ・全体構成の見直し
- ・第3、4章の記載充実
- ・鳥瞰図、体系図の追加
- ・コラム具体例の追記
- ・概要パンフレット作成
- ・検証・評価記載充実

(2) 街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます

- これからの風景づくりに求められる新たな視点をとり入れた考え方を記載します
- 現在誘導上課題となっている風景への配慮事項について、風景づくりの基準等を見直します
- 大規模な建設行為等における誘導の充実を図ります

主な修正内容

- ・第3章の「取組みの基本姿勢」に追記
- ・第5章「計画をする前に」 「誘導の考え方」追記
- ・第5章「風景づくりの基準」に追加

(3) 地域の風景を先導する公共施設の風景づくりを更に推進します

- 「公共施設における風景づくりの考え方」や「公共施設の整備に関する指針」を見直します

主な修正内容

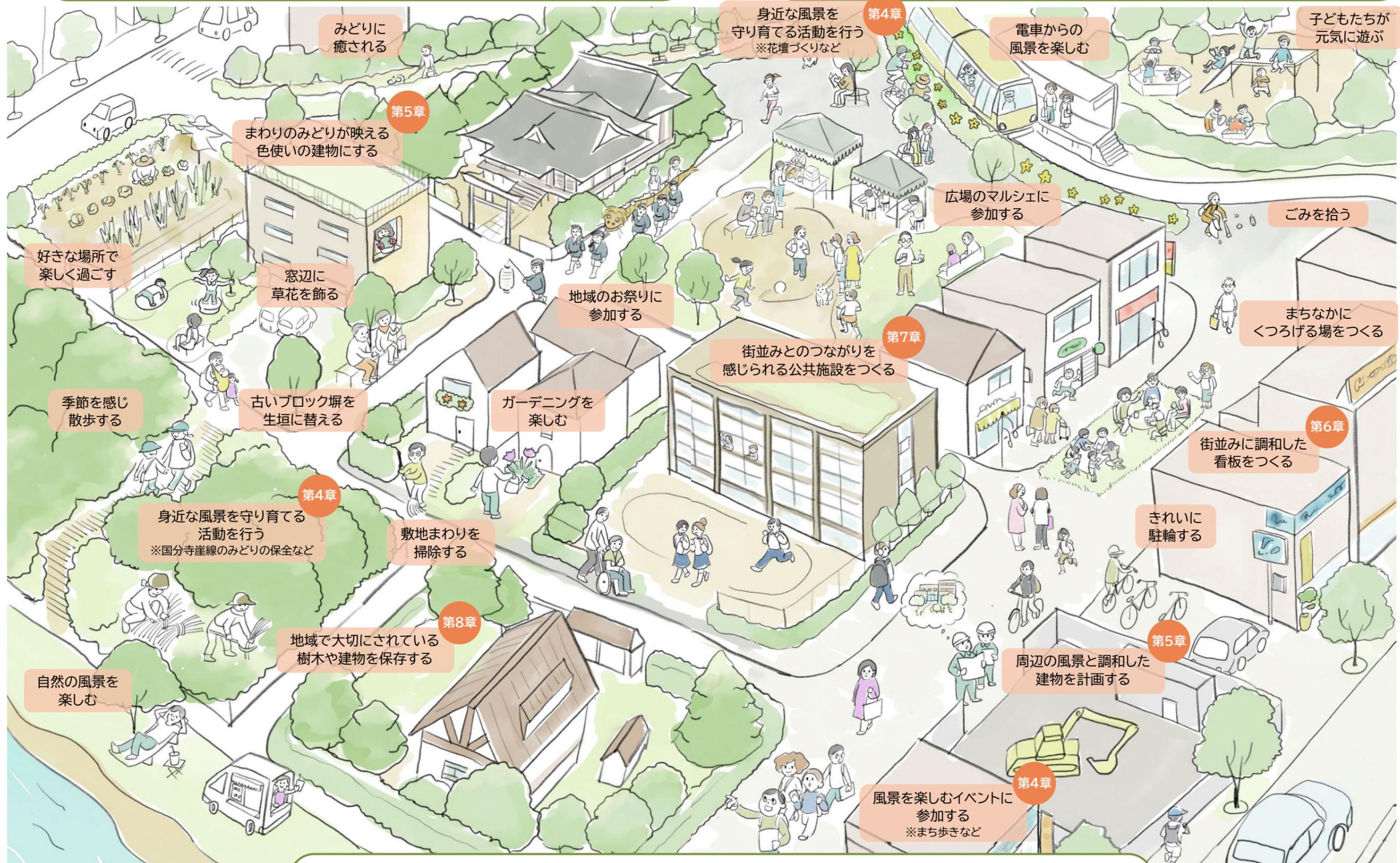
- ・第7章「公共施設における風景づくり」の考え方や指針、ガイドラインに関する内容の記載充実

『風景』とは

「風景」とは、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものです。それゆえ風景は、そこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産です。

『風景づくり』とは

「風景づくり」とは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を、守り、育て、つくることです。こうした風景づくりに取り組むことにより、みどりとみずにも恵まれた良好な住宅都市として魅力や質をさらに高めていきます。



風景づくりの理念

地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり

※こちらの図は「風景づくりにつながる行動」の一部を示したイメージです。

II 改定案(概要) 2.「風景づくりの理念」実現に向けた取組みの体系

風景づくりの理念

地域の個性を活かし



協働でまちの魅力を高める

= 世田谷の風景づくり

地域の個性を活かす

- 風景はそこに生活する人々によりつくられてきた暮らしや営みの積み重ねであることを踏まえ、地域の風景特性を活かし、次の視点によりその魅力を高めていきます。
- 区内の身近で魅力ある風景と、その風景を守り育てる活動を地域風景資産に選定・登録するとともに、街の魅力の核となる建造物や樹木を景観重要建造物・樹木などとし、地域で大切にされている風景を守り育てます。また、用途地域ごとに定めたゾーンや風景特性に沿った風景づくりの方針・基準を定め、建設行為等や屋外広告物の誘導を行うことにより、世田谷らしい風景を守り育てます。

地域の個性を表し大切にされている風景を守り育てる

●地域風景資産

地域の風景を特徴づけている大切な要素を区民とともに選定します。



第4章

●界わり宣言

まとまりのある区域内で自主的に行う風景づくり活動を宣言します。

地域風景資産から景観重要建造物・樹木へ

●景観重要建造物・景観重要樹木

景観法

第8章

●界わり形成地区

風景づくり条例

地域住民との話し合いにより地域にあわせた風景づくりの方針や基準を検討します。



第4章

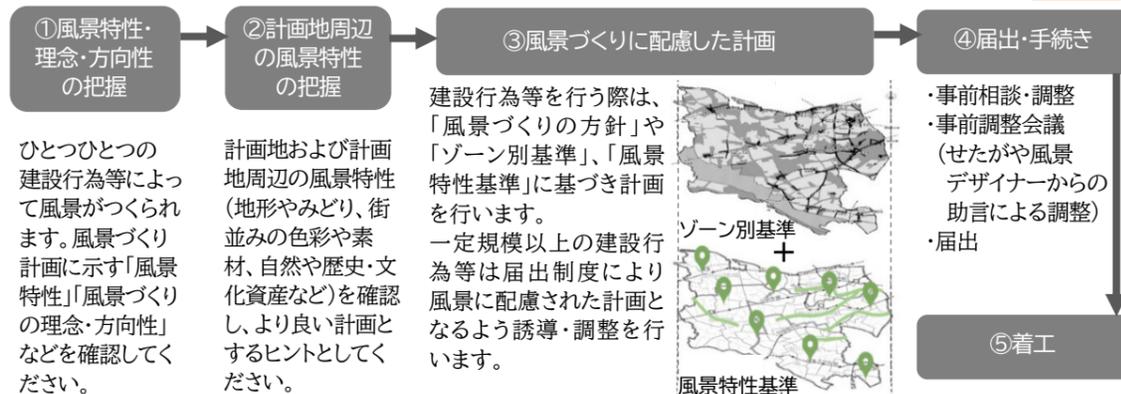
地域住民等との界わり形成地区の検討から指定へ

世田谷らしい風景を守り育てる

●建設行為等における風景づくり

景観法 建設行為等の風景づくりの流れ

第5章



●屋外広告物における風景づくり

景観法・風景づくり条例

- 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」により屋外広告物を誘導します。
- 環状七号・八号線に面する敷地内の屋外広告物にはよりよい風景づくりにつながるよう協議を行います。

第6章

●公共施設における風景づくり

景観法・風景づくり条例

- 風景づくりを先導していくため、「公共施設の整備に関する指針」や「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づき整備や維持管理、利活用を行います。また、景観重要公共施設に関する事項を定めます。

第7章

協働でまちの魅力を高める

- 多くの区民や多様な主体の参加を導くため、幅広い切り口を設けて協働による風景づくりを深めていくとともに、区民が風景づくりに主体的に取り組めるよう、自発的な実践を促していきます。
- 風景づくり活動団体の登録・支援や風景づくりアドバイザーの派遣、区民が風景づくりを身近に感じ気軽に参加したくなる普及啓発から担い手を広げ継続的な関りに繋がります。子どもや若者、子育て世代など様々な世代、専門家や大学・学校、町会・自治会・商店街、NPOや地域団体など、様々な主体が協働・連携して活躍できる仕組みや体制を整え、まちの魅力を高めます。

区民主体の風景づくりの推進

●風景づくり活動団体の登録・支援

風景づくり活動を行う団体を「風景づくり活動団体」として登録し、風景づくり活動についての指導助言を行うアドバイザーの派遣や、活動団体同士で情報共有を行う交流会の開催などにより支援します。



第4章

●風景づくりの普及・啓発

- 普及啓発冊子の発行
- セミナーやフォーラムの開催
- 他部署開催イベントなどにおける周知
- 体験型イベントなどの開催
- 風景づくりの教育の実施
- 子ども向け冊子の発行
- SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用(情報発信・イベントなど)



第4章

●風景づくりアドバイザーの派遣

専門的知識を有するアドバイザーの派遣などにより、区民や事業者が自主的に行う風景づくりを支援します。



第4章

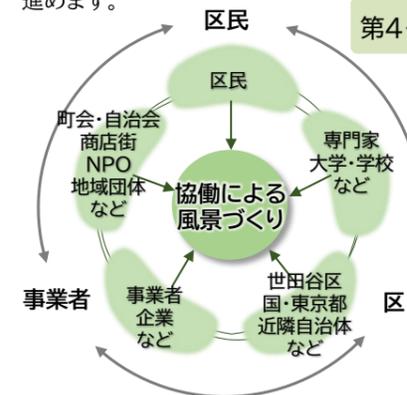
区民の主体的な風景づくりを支援する

専門知識や経験などを高め合い、学び合いながら質の高い風景をつくる

多様な主体の参加と協働による風景づくり

●多様な主体の協働による風景づくり

多様な主体が協働・連携し様々な取組みを進めます。



●せたがや風景デザイナーを活用した誘導による風景づくり

風景へ与える影響が大きい規模の建設行為等や屋外広告物の設置等を行う際に、様々な分野の専門家である、せたがや風景デザイナーを活用します。第三者的な視点から、計画内容と風景づくり計画で定める定性・定量的な基準との整合を確認し、より良い計画となるよう誘導を行います。



第5章

事前調整会議のイメージ

II 改定案(概要) 3. 風景づくり計画の構成

I. 風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨

風景

風土と文化や歴史の表れ。生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの。そこに生活する人々の貴重な共有の財産。



風景づくり

地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくること。



第2章 世田谷の風景特性



第3章 風景づくりの理念・方向性

風景づくりの理念

地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり

取組みの基本姿勢

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む  
次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める  
自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市の風景を創造していく

- 今後の取組みに向けたキーワード
- ・マネジメント
  - ・グリーンインフラ
  - ・ウォークブル
  - ・防災復興
  - ・ウェルビーイング
  - ・次世代へ向けて

地域の個性を活かす 風景づくりの方向性

自然 (地形、みどりみず) 地形を尊重し、みどりやみずの風景を守り育てる

歴史・文化 (地域の歴史・文化、住宅地、農) 地域の歴史や文化の特性を引き出し、風景づくりに活かす

にぎわい (にぎわい、みち、鉄道) 活力や交流が生まれ、親しみのあるにぎわいの風景をつくる

協働でまちの魅力を高める 風景づくりの方向性

- ・多様な主体の参加と協働による風景づくりの推進
- ・区民主体の風景づくりの推進

理念・基本姿勢・方向性に基づき取り組む

II. 風景づくりの取組み

区民が中心となる風景づくり

第4章 区民主体の風景づくり

- 区民主体の風景づくりの推進
  - ・地域風景資産
  - ・界わい宣言
  - ・界わい形成地区の指定
  - ・風景づくり活動団体の登録・支援
- 風景づくりの普及・啓発
  - ・普及啓発冊子の発行
  - ・セミナーやフォーラムの開催
  - ・体験型イベントの開催
  - ・風景づくり教育の実施
  - ・子ども向け冊子の発行
  - ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用 など

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

第5章 建設行為等における風景づくり

- 建設行為等の計画をする前に
- 建設行為等における風景づくりの誘導／方針・基準／届出 景観法
  - ・一般地域 (低層住宅系、住宅共存系、商業系ゾーン)
  - ・風景づくり重点区域 (水と緑の風景軸、界わい形成地区)
  - ・風景特性基準
  - ・事前調整会議を活用した誘導

第6章 屋外広告物における風景づくり

- 屋外広告物の表示に関する基本事項 景観法
- 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導
- 協議制度による屋外広告物の誘導
  - 特定区域(環状七・八号線沿道)での屋外広告物の表示等の協議制度

第7章 公共施設における風景づくり

- 公共施設の整備に関する指針
- 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など
- 景観重要公共施設に関する事項 景観法
  - ・成城の富士見橋および不動橋
  - ・上野毛の富士見橋
  - ・岡本の富士見坂
  - ・多摩川の河川区域

第8章 様々な制度を活用した風景づくり

- 景観法に基づく制度の活用 景観法
  - ・景観重要建造物
  - ・景観重要樹木
  - ・景観地区
  - ・景観協定
  - ・景観整備機構
- 他の法令などに基づく制度の活用
  - ・地区計画、建築協定、緑地協定など

多様な主体や関係団体との協働・調整・連携により取組みを推進する

III. 風景づくりの推進体制

第9章 協働による風景づくりの推進体制

○協働による風景づくりの推進体制

- ・多様な主体による協働・連携
- ・世田谷区風景づくり委員会による調査・審議
- ・せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導
- ・関連機関との調整・連携
- ・庁内関係所管との調整・連携

○計画の検証・評価

- ・計画の検証・評価と見直し
- ・基本理念の評価指標

### I. 風景づくりの基本的な考え方

#### 第1章 計画の主旨

##### 1. 『風景』と『風景づくり』

風景

風土と文化や歴史の表れ。生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの。そこに生活する人々の貴重な共有の財産。

風景づくり

地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくること。

##### 2. 計画策定の背景と目的

計画期間の満了に伴い、改定された上位計画などとの整合や社会状況の変化への対応を図り、区民が風景づくりを身近に感じ取り組めること、風景づくりの誘導内容の追加、公共施設の風景づくりの充実などを旨とし、改定します。

##### 3. 本計画の構成

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の全体構成

「I. 風景づくりの基本的な考え方」  
「II. 風景づくりの取組み」  
「III. 風景づくりの推進体制」  
の3部構成とする

##### (3) 計画期間

令和8年度から、概ね10年

##### (4) 対象区域

世田谷区全域(景観計画区域)

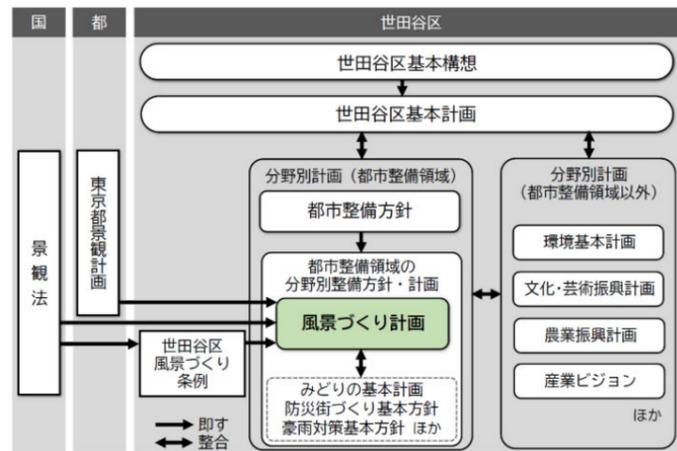
##### (5) 計画とSDGsとの関係

世田谷区基本計画に即す

##### 4. 風景づくりのあゆみ

昭和の時代から区民、事業者、区の協働で取り組んでいます。

■風景づくり計画の位置づけ



### 第2章 世田谷の風景特性

#### 1. 世田谷の風景の成り立ち

起伏の豊かな世田谷の地形 / 近郊農村から始まる世田谷の街並み / 鉄道の開通と世田谷の街並みの形成 / 第二次世界大戦後の急激な都市化 / 都市デザインによる風景づくり / 「住宅都市」世田谷 / 大規模な敷地などにおける土地利用の転換

#### 2. 世田谷の風景特性



### I. 風景づくりの基本的な考え方

#### 第3章 風景づくりの理念・方向性

##### 1. 風景づくりの理念

地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり

##### 2. 取組みの基本姿勢

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む

次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める

自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市風景を創造していく

マネジメント/グリーンインフラ/ウォークアブル/防災復興/ウェルビーイング/次世代へ向けて

##### 3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性

**自然** 地形を尊重し、みどりやみずの風景を守り育てる

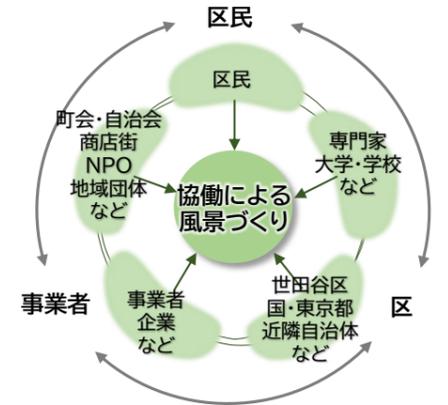
**歴史・文化** 地域の歴史や文化の特性を引き出し、風景づくりに活かす

**にぎわい** 活力や交流が生まれ、親しみのあるにぎわいの風景をつくる

##### 4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性

・区民、事業者、区、専門家や大学・学校、町会・自治会・商店街、NPO、地域の団体などの多様な主体による参加と協働により風景づくりを推進します。

■多様な主体との協働により進める風景づくり



### II. 風景づくりの取組み

#### 第4章 区民主体の風景づくり

区民が中心となる風景づくり

##### 1. 区民主体の風景づくりの推進

・区民の自発的な風景づくりを広げるため、制度の活用や専門家の派遣などにより支援します。



地域風景資産

(双子の給水塔が聳え立つ風景、季節の野草に出会う小径)



界わい形成地区

(奥沢1~3丁目等)



風景づくり活動団体

(崖線みどりの絆・せたがや)

##### 2. 風景づくりの普及・啓発

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナーやフォーラムの開催
- ・体験型イベントの開催
- ・風景づくり教育の実施
- ・子ども向け冊子の発行
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用 など



冊子の発行



都市デザインフォーラムの開催



体験型イベントの開催

## II. 風景づくりの取組み

### 第5章 建設行為等における風景づくり

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

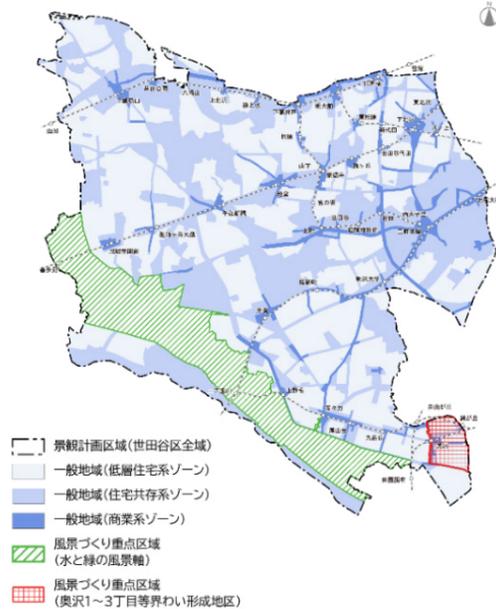
#### 1. 建築行為等の計画をする前に

・ひとつひとつの建設行為等が世田谷の新たな風景を構成していくことから、建設行為等を行う際は、地域の風景特性を把握し、地域の風景に配慮した計画とするなど、世田谷の魅力的な風景づくりに貢献することが求められます。

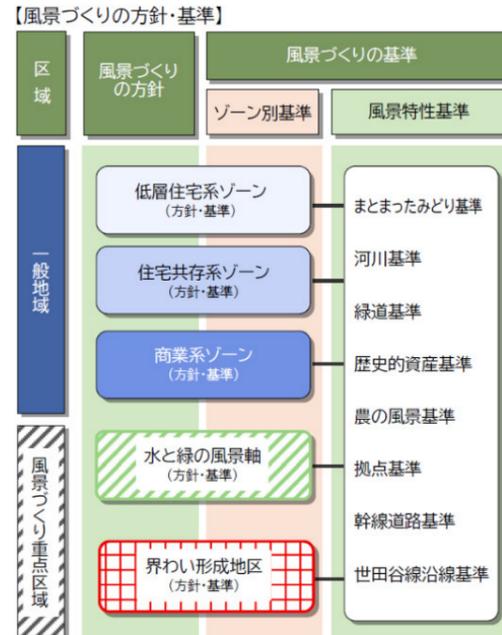
#### 2. 建設行為等における風景づくりの誘導

・区全域を景観計画区域とし、一般地域(3つのゾーン)と風景づくり重点区域(水と緑の風景軸、界わい形成地区)に区分し、それぞれ風景づくりの方針・基準を定めています。

##### ■景観計画区域図



##### ■方針・基準の体系



風景づくりの手引き  
※風景づくりの基準を事例などを用いて解説したもの(別冊)

#### 3. 風景づくりの方針・基準など 景観法

##### ゾーン別基準 一般地域 低層住宅系ゾーンの例

###### 風景づくりの方針

低層住宅系ゾーンでは、それぞれの地域がもつ特性を活かしながら、みどり豊かでゆとりや落ち着きのある街並みを維持・創出し、さらに質の高い魅力的な住宅地の風景づくりを目指します。

###### 風景づくりの基準

- ・形態・意匠は建築物単体のバランスだけでなく、周辺の街並みとの調和を図る。
- ・敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。 など

・隣接する建築物との壁面位置など、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。



## II. 風景づくりの取組み

### 第5章 建設行為等における風景づくり

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

#### ゾーン別基準 風景づくり重点区域 界わい形成地区の例(奥沢1~3丁目等)

##### 風景づくりの方針

みどりと人がつなぐ おくさわの風景づくり  
みどりの持つ様々な機能を活かすとともに、これまでの奥沢の街並みを継承する風景づくりを進め、奥沢らしさをこれからも時代を超えてつなげていきます。

##### 歴史と緑のエリア(重点エリア)

・敷地内の道路際は、樹木や草木等により積極的に緑化し、周辺のみどりとつながるよう工夫します。



##### 風景づくりの基準

・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かし、目に留まりやすい大きなみどりを守り育てます。 など

#### 風景特性基準 まとまったみどり基準の例

##### 風景特性基準の方向性

まとまったみどりが存在する公園などを中心として、周辺のみどりを波及させ、周辺地域が一体となった、みどり豊かな潤いのある風景づくりを目指します。

・まとまったみどりから見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。



##### 風景づくりの基準

・まとまったみどりと敷地境界や接道部は、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、周辺が一体となったみどり豊かな空間となるよう工夫する。 など

#### 4. 建設行為等の届出 景観法

- ・届出対象行為・規模の例  
低層住宅系ゾーン、住宅共存系ゾーンは建築物の建築等は、延べ面積1,500㎡以上または高さ10m、15m以上 など

### 第6章 屋外広告物における風景づくり

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

#### 1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・良好な風景づくりを推進していくため、屋外広告物の表示に関する基本事項を定め、地域の魅力を高める風景づくりの誘導を進めます。

#### 2. 屋外広告物の表示に関する基本事項 景観法

- 「屋外広告物の表示等の制限」  
・規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域の風景特性を踏まえた良好な風景づくりに寄与するような表示・掲出とします。 など

#### 3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導

- ・制限に関する具体的な配慮事項を示した「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づき計画するよう誘導します。

#### 4. 協議制度による屋外広告物の誘導

- ・特定区域(環状七・八号線沿道)においては、協議制度により、よりよい風景づくりにつながるよう誘導します。

## II. 風景づくりの取組み

### 第7章 公共施設における風景づくり

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

#### 1. 公共施設における風景づくりの考え方

・公共施設の整備を行う際には、景観法に基づく届出の要否に関わらず、「風景づくりの理念や方向性」、「風景づくりの方針・基準」を踏まえた整備や維持管理、利活用を行い、風景づくりを先導する役割を果たすように努めます。

#### 2. 公共施設の整備に関する指針

- ・区民に愛され、地域の誇りとなるような公共施設とする。
- ・区民の風景への意識を高める公共施設とする。
- ・場所の記憶をつなぎながら新たな風景の魅力を創出するような工夫をする。
- ・周辺の風景の要素をつなぎ、まとまった街並みとなるような工夫をする。
- ・区民が利用したくなるような魅力的な風景を積極的に創出する。
- ・区民が住み続けたいと思える街となるよう適切な維持管理を行う。

#### 3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など指針をもとに風景づくりに配慮すべき事項などを具体的に示すため作成し、整備や維持管理、利活用を行う。

#### 4. 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**

成城の富士見橋および不動橋/上野毛の富士見橋/岡本の富士見坂/多摩川の河川区域



教育総合センター



岡本の富士見坂

### 第8章 様々な制度を活用した風景づくり

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

#### 1. 景観法に基づく制度の活用 **景観法**

・景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区、景観協定、景観整備機構の指定の方針・考え方等を示します。

#### 2. 他の法令などに基づく制度の活用

・地区計画、建築協定、緑地協定など、都市計画法や建築基準法などによる仕組みにより、風景づくりを誘導します。

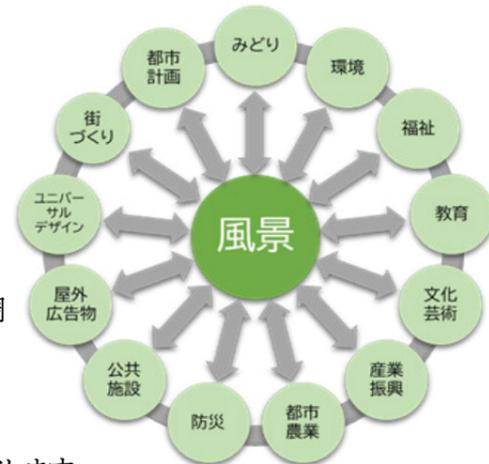
## III. 風景づくりの推進体制

### 第9章 協働による風景づくりの推進体制

#### 1. 協働による風景づくりの推進体制

- ・多様な主体との協働により風景づくりを進めます。区民ひとりひとりが担い手となる区民主体の風景づくりに取り組みます
- ・風景づくり委員会の調査や審議を得ながら進めます。
- ・世田谷風景デザイナーを活用した「事前調整会議」により協議を効果的に進めます。
- ・事業者や専門家、国、都、周辺自治体などの関連機関との調整・連携を図ります。
- ・庁内関係所管との横断的な情報共有や施策の調整・連携を図ります。

庁内関係所管との調整・連携イメージ



#### 2. 計画の検証・評価

- ・見直しにあたっては、検証・評価を行い実施します。
- ・計画の実現に向けた状況を測るため評価指標を設定します。

### 現在の計画

#### I. 風景づくりの基本的な考え方

##### 第1章 計画の主旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 『風景』と『風景づくり』
3. 本計画の構成
4. 風景づくりの取り組み

##### 第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち
2. 世田谷の風景特性

##### 第3章 風景づくりの理念・方向性

1. 風景づくりの理念
2. 取り組みの基本姿勢
3. 風景づくりの方向性

#### II. 景観法に基づく風景づくり

##### 第4章 建設行為等に関する風景づくり(届出制度)

1. 建設行為等における風景づくりの誘導
2. 風景づくりの方針・基準など
3. 建設行為等の届出

##### 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

1. 制度の趣旨
2. 制度の概要

##### 第6章 景観重要公共施設に関する事項

1. 制度の概要

##### 第7章 屋外広告物の表示に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項
3. ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導

#### III. 条例等に基づく風景づくり

##### 第8章 公共施設における風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方
2. 公共施設の整備に関する指針

##### 第9章 協働による風景づくり

1. 協働による風景づくりの推進
2. 風景づくりの普及・啓発

#### IV. 風景づくりの推進体制

##### 第10章 風景づくりの推進体制

1. 風景づくりの推進体制

### 改定案

#### I. 風景づくりの基本的な考え方

##### 第1章 計画の主旨

1. 『風景』と『風景づくり』
2. 計画策定の背景と目的
3. 本計画の構成
4. 風景づくりのあゆみ

##### 第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち
2. 世田谷の風景特性

##### 第3章 風景づくりの理念・方向性

1. 風景づくりの理念
2. 取り組みの基本姿勢
3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性
4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性

#### II. 風景づくりの取組み

##### 第4章 区民主体の風景づくり

1. 区民主体の風景づくりの推進
2. 風景づくりの普及・啓発

##### 第5章 建設行為等における風景づくり

1. 建設行為等の計画をする前に
2. 建設行為等における風景づくりの誘導
3. 風景づくりの方針・基準など **景観法**
4. 建設行為等の届出 **景観法**

##### 第6章 屋外広告物における風景づくり

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項 **景観法**
3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導
4. 協議制度による屋外広告物の誘導

##### 第7章 公共施設における風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方
2. 公共施設の整備に関する指針
3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など
4. 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**

##### 第8章 様々な制度を活用した風景づくり

1. 景観法に基づく制度の活用 **景観法**
2. 他の法令などに基づく制度の活用

#### III. 風景づくりの推進体制

##### 第9章 協働による風景づくりの推進体制

1. 協働による風景づくりの推進体制
2. 計画の検証・評価





# 世田谷区 風景づくり計画

The Landscape Plan of SETAGAYA CITY

令和8年4月  
世田谷区

# 世田谷区 風景づくり計画 改定案

(令和7年(2025年)12月)

令和8年(2026年)4月

世田谷区



## 風景づくり計画の改定にあたり

私たちのまち世田谷には、武蔵野台地に広がる住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川沿いに続くみどり豊かな国分寺崖線、世田谷の原風景ともいえる農の風景、歴史や文化が織り込まれた風景、にぎわいのあるまちや子どもたちが元気に育つ風景など、人々の生活や文化に根差した個性的で多様な風景があります。これらの風景は、これまで日々の生活の営みを積み重ねてきた先人の方々により創造され、受け継がれてきました。

平成11年には、区民、事業者の皆さんと区が協働して、豊かな生活環境をつくりながら美しい都市の風景の形成を目指す「世田谷区風景づくり条例」を制定いたしました。その後、平成16年に制定された「景観法」に基づき、平成19年12月に、東京都の市区町村では初の景観行政団体となるとともに、「風景づくり計画」を策定し、平成20年4月より運用を開始しました。また、平成27年には、計画を見直し、区民の皆さまの風景づくり活動の充実や地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりに取り組んでまいりました。

風景づくり条例に基づく区民主体の風景づくりを推進する仕組みのひとつに、「地域風景資産」があります。取組みの中で、地域で大切にしたい風景を区民の皆さまと選定し、区民の皆さまの手で守り、育て、つくる活動を支援してきました。

こうした活動の中で奥沢1～3丁目では、みどりが豊かな住宅地の風景を子どもたちへ引き継いでいきたいという地域の思いが生まれ、風景づくり重点区域「界わい形成地区」の指定につながり、地域が主体となった風景づくりに発展しています。

この度、これまでの取組みを継承しつつ、区民の皆さまが「風景づくり」をより身近に感じ、主体的に楽しく風景づくりに取り組むことができるように、また、社会状況の変化に合わせた風景づくりや公共施設による風景づくりを充実するため、「風景づくり計画」を改定しました。

世田谷における風景づくりとは、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくることです。皆さまが日々の暮らしの中で風景を感じながら、身近な風景づくりに関わることによって、より豊かに暮らすことができるような、また、世田谷で育つ次世代を担う子どもたちが、地域に愛着と誇りを持てるような風景づくりの取組みを進めてまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました区民や事業者の皆様、また、熱心にご審議いただきました世田谷区風景づくり委員会の委員の皆様に、心より御礼申し上げます。

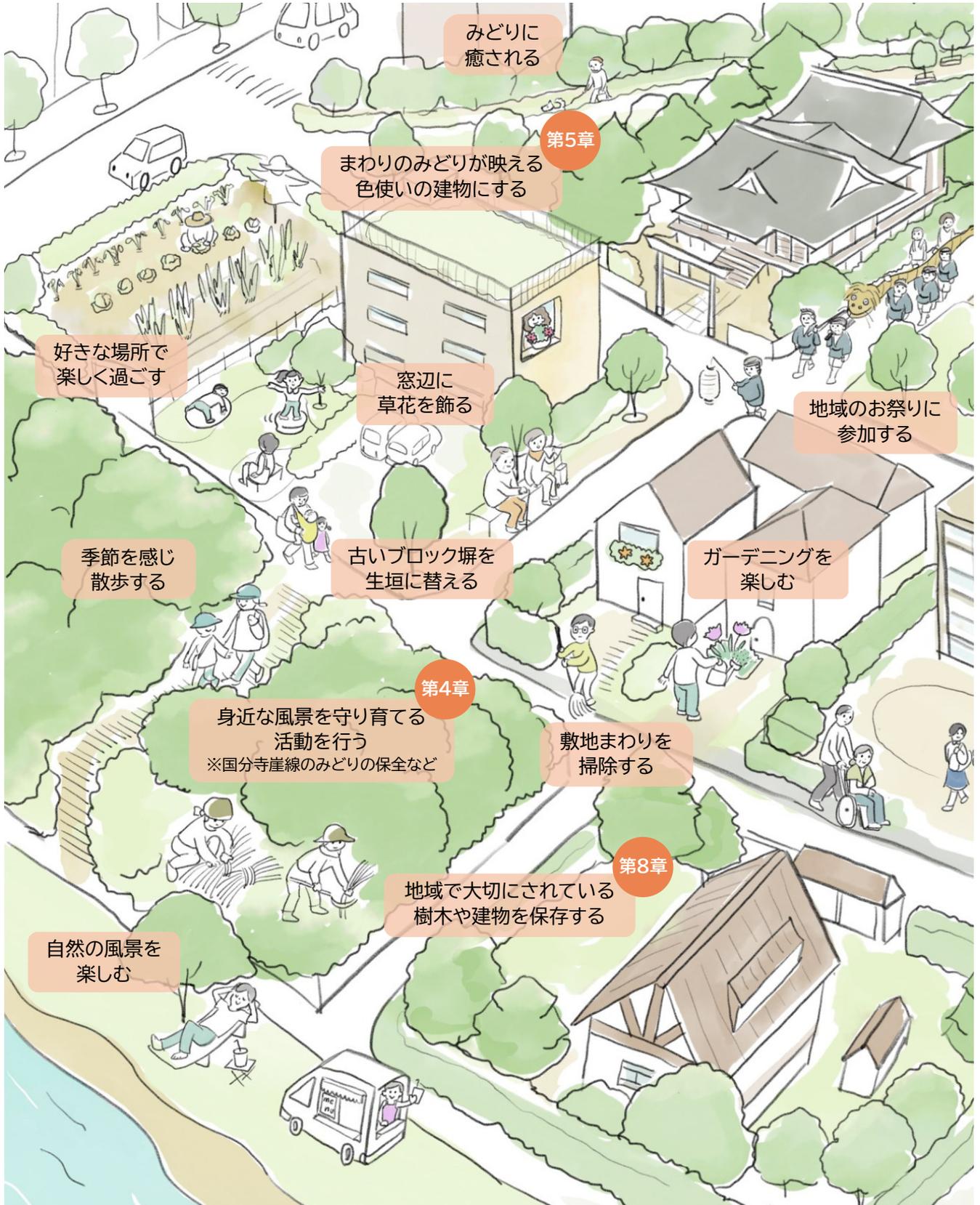


令和8年3月 世田谷区長 保坂 展人

# 地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める

「窓辺に花を飾る」「敷地周りを掃除する」「地域の祭りに参加する」「周辺と調和した建物をつくる」など、日常の暮らしの中の何気ないひとつひとつの行動が、風景づくりにつながっています。

## 風景づくりにつながる行動

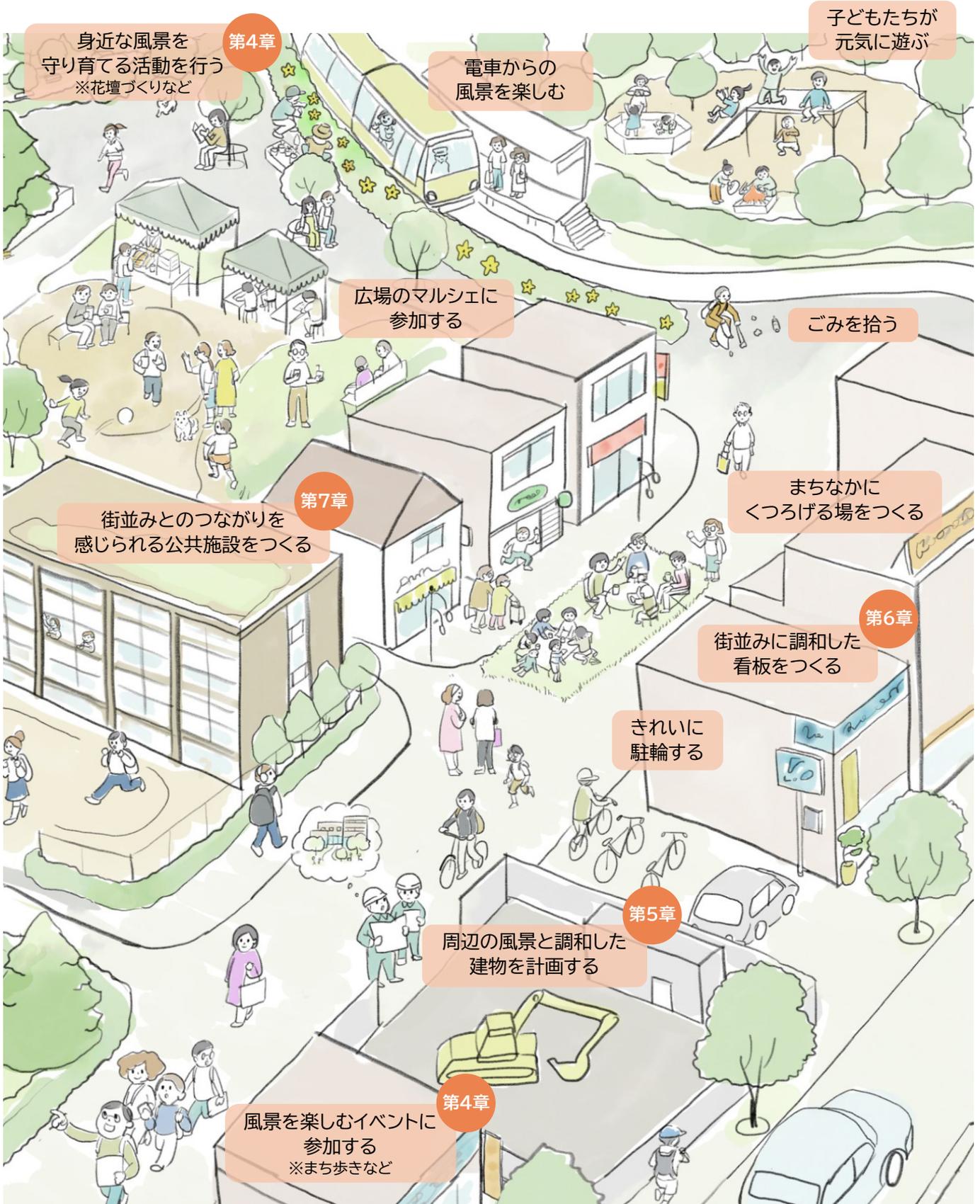


# 世田谷の風景づくり

風景づくりの理念

第3章

区民、事業者、町会・自治会・NPO、大学・学校・保育園、行政など、世田谷に関わるあらゆる主体が、日々の暮らしの中で、風景づくりを意識して取り組むことで、地域の個性を活かした世田谷のまちの魅力を高めていきます。



※こちらの図は「風景づくりにつながる行動」の一部を示したイメージです。

# 目次

## I. 風景づくりの基本的な考え方

<b>第1章 計画の主旨</b> .....	1- 1
1. 『風景』と『風景づくり』 .....	1- 2
2. 計画策定の背景と目的 .....	1- 4
3. 本計画の構成 .....	1- 5
4. 風景づくりのあゆみ .....	1- 8
<b>第2章 世田谷の風景特性</b> .....	2- 1
1. 世田谷の風景の成り立ち .....	2- 2
2. 世田谷の風景特性 .....	2- 6
<b>第3章 風景づくりの理念・方向性</b> .....	3- 1
1. 風景づくりの理念 .....	3- 2
2. 取組みの基本姿勢 .....	3- 2
3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性 .....	3- 8
4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性 .....	3-22

## II. 風景づくりの取組み

<b>第4章 区民主体の風景づくり</b> .....	4- 1
1. 区民主体の風景づくりの推進 .....	4- 2
2. 風景づくりの普及・啓発 .....	4-13
<b>第5章 建設行為等における風景づくり</b> .....	5- 1
1. 建設行為等の計画をする前に .....	5- 2
2. 建設行為等における風景づくりの誘導 .....	5- 4
3. 風景づくりの方針・基準など .....	5-10
4. 建設行為等の届出 .....	5-56
<b>第6章 屋外広告物における風景づくり</b> .....	6- 1
1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方 .....	6- 2
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項 .....	6- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導 .....	6- 3
4. 協議制度による屋外広告物の誘導 .....	6- 4

本計画は、  
世田谷区のホームページから  
閲覧することができます。

区 HP  
二次元  
コード

<b>第7章 公共施設における風景づくり</b> .....	7- 1
1. 公共施設における風景づくりの考え方 .....	7- 2
2. 公共施設の整備に関する指針 .....	7- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など.....	7- 2
4. 景観重要公共施設に関する事項 .....	7- 5
<b>第8章 様々な制度を活用した風景づくり</b> .....	8- 1
1. 景観法に基づく制度の活用 .....	8- 2
2. 他の法令などに基づく制度の活用 .....	8- 3

### Ⅲ. 風景づくりの推進体制

<b>第9章 協働による風景づくりの推進体制</b> .....	9- 1
1. 協働による風景づくりの推進体制 .....	9- 2
2. 計画の検証・評価 .....	9- 4

<b>関連資料</b> .....	関連資料- 1
1. 風景特性基準の対象	
(1)まとまったみどり基準	
(2)河川基準	
(3)緑道基準	
(4)歴史的資産基準	
(5)農の風景基準	
(6)拠点基準	
(7)幹線道路基準	
(8)世田谷線沿線基準	
2. 地域風景資産、界わい宣言一覧	
(1)地域風景資産	
(2)界わい宣言	

<b>参考資料</b> .....	参考資料- 1
1. 用途地域図	
2. 色彩について	
3. 風景づくり計画見直しの検討経過	
4. 風景づくり委員会名簿	
5. 用語	

## コラムの目次

—第1章 計画の主旨	
これまでの風景づくりの取組み(抜粋)……………	1-10
—第3章 風景づくりの理念・方向性	
今後の取組みに向けたキーワードについて……………	3- 5
風景づくりとの多様な関わり方……………	3-23
協働、連携による風景づくりの事例……………	3-24
地域活動から生まれる風景の事例……………	3-25
旧校舎を活用した多様な主体による活動から生まれる風景の事例……………	3-26
—第4章 区民主体の風景づくり	
地域風景資産の事例……………	4- 2
地域風景資産の選定……………	4- 3
界わい宣言の事例……………	4- 6
界わい形成地区の事例……………	4- 7
風景づくり活動団体とは……………	4- 8
風景づくりアドバイザーの活用……………	4- 9
普及啓発の取組みの事例……………	4-15
子どもの意見を聴く取組み……………	4-16
—第5章 建設行為等における風景づくり	
植栽で受け継ぐ地域の風景……………	5- 3
世田谷の風景特性を活かした建設行為等の誘導の仕組みの工夫……………	5- 9
建築行為等における外構・植栽計画の重要性と効果について……………	5-28
東京都歴史的景観保全の指針に基づく配慮……………	5-47
『せたがや風景デザイナー』による事前調整会議……………	5-61
—第6章 屋外広告物における風景づくり	
東京都屋外広告物条例とは……………	6- 5
—第7章 公共施設における風景づくり	
風景づくりに配慮した公共施設の整備や維持管理……………	7- 3



I. 風景づくりの基本的な考え方

### 第1章 計画の主旨

#### 風景

風土と文化や歴史の表れ。生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの。そこに生活する人々の貴重な共有の財産。



#### 風景づくり

地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくること。



### 第3章 風景づくりの理念・方向性

#### 風景づくりの理念

#### 地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり

#### 取組みの基本姿勢

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む  
次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める  
自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市の風景を創造していく

今後の取組みに向けたキーワード

- ・マネジメント ・グリーンインフラ ・ウォークアブル ・防災復興
- ・ウェルビーイング ・次世代へ向けて

理念・基本姿勢・方向性に基づき取り組む

### 区民が中心となる風景づくり

II. 風景づくりの取組み

#### 第4章 区民主体の風景づくり

##### ○区民主体の風景づくりの推進

- ・地域風景資産
- ・界わい宣言
- ・界わい形成地区の指定
- ・風景づくり活動団体の登録・支援

##### ○風景づくりの普及・啓発

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナーやフォーラムの開催
- ・体験型イベントの開催
- ・風景づくり教育の実施
- ・子ども向け冊子の発行
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用 など

#### 第5章 建設行為等における風景づくり

##### ○建設行為等の計画をする前に

##### ○建設行為等における風景づくりの誘導／方針・基準／届出 景観法

- ・一般地域  
(低層住宅系、住宅共存系、商業系ゾーン)
- ・風景づくり重点区域  
(水と緑の風景軸、界わい形成地区)
- ・風景特性基準
- ・事前調整会議を活用した誘導

多様な主体や関係団体との協働・調整・連携により取組みを推進する

III. 風景づくりの推進体制

### 第9章 協働による風景づくりの推進体制

#### ○協働による風景づくりの推進体制

- ・多様な主体による協働・連携 ・世田谷区風景づくり委員会による調査・審議
- ・せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導
- ・関連機関との調整・連携 ・庁内関係所管との調整・連携

## 第2章 世田谷の風景特性

地形

みどり  
みず地域の  
歴史・文化

住宅地

農

にぎわい

みち

鉄道

地域の個性を  
活かす  
風景づくりの  
方向性

**自然**  
(地形、みどりみず)  
地形を尊重し、  
みどりやみずの  
風景を守り育てる

**歴史・文化**  
(地域の歴史・文化、住宅地、農)  
地域の歴史や文化の  
特性を引き出し、  
風景づくりに活かす

**にぎわい**  
(にぎわい、みち、鉄道)  
活力や交流が生まれ、  
親しみのある  
にぎわいの風景をつくる

協働でまちの魅力を高める  
風景づくりの方向性

・多様な主体の参加と協働による風景づくりの推進  
・区民主体の風景づくりの推進

### 区民、事業者、区が中心となる風景づくり

#### 第6章 屋外広告物における 風景づくり

- 屋外広告物の表示に関する基本事項 **景観法**
- 「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」による屋外広告物の誘導
- 協議制度による屋外広告物の誘導  
特定区域（環状七・八号線沿道）での屋外広告物の表示等の協議制度

#### 第7章 公共施設における 風景づくり

- 公共施設の整備に関する指針
- 「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」に基づく整備など
- 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**
  - ・成城の富士見橋および不動橋
  - ・上野毛の富士見橋
  - ・岡本の富士見坂
  - ・多摩川の河川区域

#### 第8章 様々な制度を活用 した風景づくり

- 景観法に基づく制度の活用 **景観法**
  - ・景観重要建造物
  - ・景観重要樹木
  - ・景観地区
  - ・景観協定
  - ・景観整備機構
- 他の法令などに基づく制度の活用
  - ・地区計画、建築協定、緑地協定など

#### ○計画の検証・評価

- ・計画の検証・評価と見直し
- ・基本理念の評価指標



# I. 風景づくりの基本的な考え方

---



## 第1章 計画の主旨

1. 『風景』と『風景づくり』.....	1-2
2. 計画の背景と目的 .....	1-4
3. 本計画の構成 .....	1-5
(1)計画の位置付け	
(2)計画の全体構成	
(3)計画の期間	
(4)対象区域	
(5)計画とSDGs との関係	
4. 風景づくりのあゆみ.....	1-8

第1章は、計画の主旨として本計画の全体的な枠組みを示します。まず、「風景」「風景づくり」の言葉の定義を確認し、本計画策定の背景と目的を明らかにします。また、本計画の位置付けや計画の全体構成などを示すとともに、これまでの世田谷における風景づくりの取組みを整理します。

## 1.『風景』と『風景づくり』

世田谷区では、景観法の目的である良好な景観の形成を進めていくにあたり、「景観」ではなく「風景」という言葉を使用しています。「風景」は、目に見える景色だけではなく、そこに生活する人々が作りだすものであり、暮らしや営みなどの積み重ねによるという、これまで世田谷区で進めてきた街づくりの取組みや議論を経る中で得られた考え方によるものです。

このことを踏まえ、本計画において「風景」および「風景づくり」を以下のように定義します。

### 『風景』とは

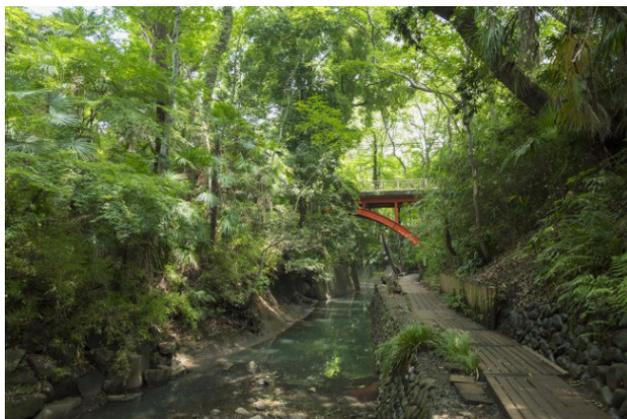
「風景」とは、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものです。それゆえ風景は、そこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産です。



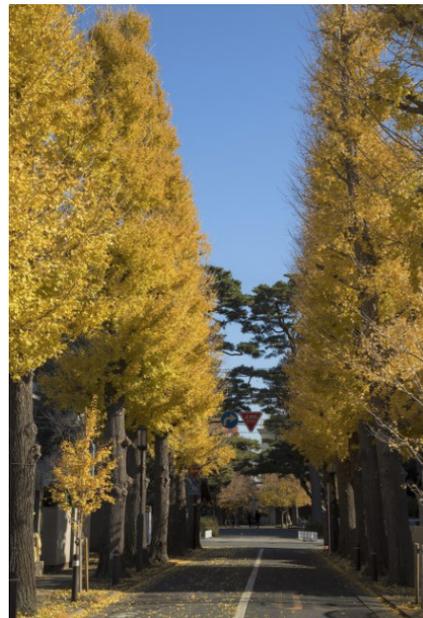
野川の桜



世田谷のボロ市



等々力溪谷



成城のイチヨウ並木

歴史ある資源を守ること、建築物の建築、庭先の草木を育てることや地域の祭りの継承など、日常の暮らしの中の何気ないひとつひとつの行動が風景づくりにつながっています。

\*1 この計画における「みどり」は、「世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度」にて示す「みどり」の対象とは異なります。

## 『風景づくり』とは

「風景づくり」とは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を、守り、育て、つくることです。

こうした風景づくりに取り組むことにより、みどり\*1とみずに恵まれた良好な住宅都市として魅力や質をさらに高めていきます。



落ち葉掃き



せたがやふるさと区民まつり



駒沢給水塔



庭先のみどり

## 2. 計画策定の背景と目的

世田谷区は武蔵野台地の西南部に位置し、江戸や東京都心の近郊として発展してきました。その風景は豊かなみどりとみずや変化に富んだ地形に各時代の人々の生活が積み重なって形づくられたものです。

昭和50年(1975年)以降、様々な機会を通して区民や事業者の参画により風景づくりを進めるとともに、都市デザインの先進自治体として公共事業と民間建築が連携し、快適で特色のある住宅都市の風景を形成してきました。平成11年(1999年)3月には「世田谷区風景づくり条例」を制定し、建設行為等の指導誘導の他、区民の主体的な風景づくりを推進する仕組みである「地域風景資産の選定」や「界わい宣言の登録」といった、区民、事業者、区が協働で風景づくりを推進する意義や仕組みを位置付けました。

このような風景づくりの取組みを進める中、「景観法」(平成16年(2004年)6月18日法律第110号)の制定により、地方自治体による景観法を根拠とした景観形成の推進が可能となりました。

区ではこれまでの取組みをさらに推進していくために、平成19年(2007年)12月に東京都の区市町村では初の景観行政団体となり「風景づくり計画」を策定し、平成20年(2008年)4月より運用を行ってきました。

平成27年(2015年)4月には、計画の改定を行い、風景特性の再整理や風景づくりの理念・方向性を明らかにするとともに、建設行為等における風景づくりについては、一般地域を細分化し、風景特性基準の設定、公共施設や屋外広告物に関する事項の規定など、きめ細かい風景づくりを進めてきました。

この度、概ね10年の計画期間が満了することから、令和6年(2024年)度に改定された世田谷区基本計画や令和7年(2025年)度に改定された世田谷区都市整備方針の第2部「地域整備方針(後期)」などの上位計画との整合性や社会状況の変化への対応などを踏まえ、以下の3つの視点のもと見直しを行いました。

1. 区民が「風景づくり」を身近に感じ、取り組める仕組みを整えます。
2. 街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます。
3. 地域の風景を先導する公共施設の風景づくりをさらに推進します。

今回の改定により、区の風景づくりへの理解がより深まるとともに、本計画の各取組みを総合的に運用することにより、世田谷の風景の魅力をさらに高めることを目指します。

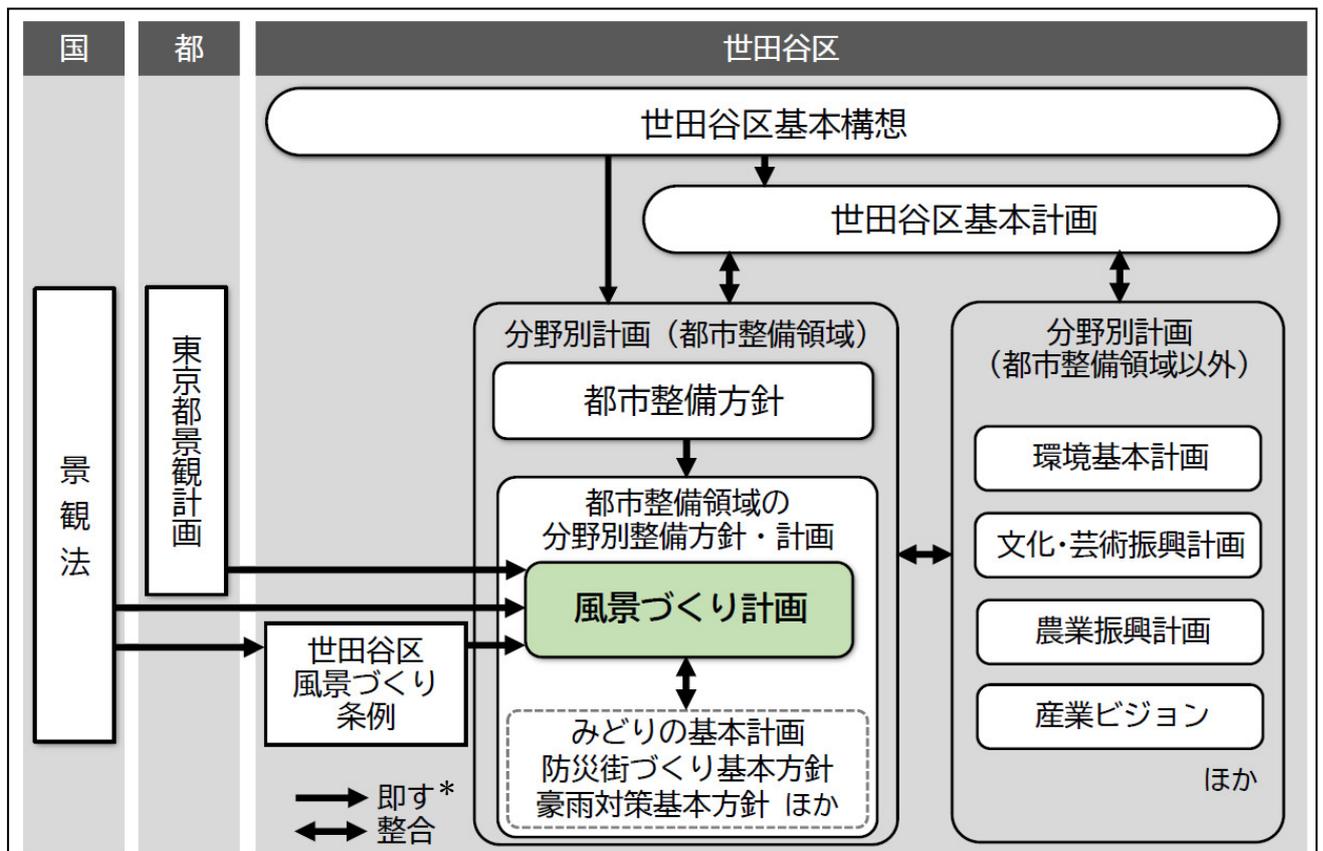
### 3. 本計画の構成

#### (1) 計画の位置付け

風景づくり計画は、「世田谷区基本構想」に即し策定された都市整備領域の分野別整備方針・計画の一つとして位置付けるとともに、「世田谷区基本計画」や風景づくりに関連する他の分野別計画と整合するものです。

また、本計画は景観法第8条および世田谷区風景づくり条例第6条に基づく景観計画として定め、東京都景観計画にも即した世田谷区らしい風景づくりを総合的に推進していくための計画です。

#### 風景づくり計画の位置付け



- \* 「即す」とは、上位計画や根拠法令に合わせる（適合する、準拠する）ことです。  
「整合」とは、複数の計画や方針の間に矛盾がなく、つじつまが合っていることです。

## (2)計画の全体構成

本計画は「Ⅰ. 風景づくりの基本的な考え方」「Ⅱ. 風景づくりの取組み」「Ⅲ. 風景づくりの推進体制」の3つの内容によって構成されています(P8～9「風景づくり計画の構成図」参照)。

「Ⅰ. 風景づくりの基本的な考え方」では、本計画の位置付けや全体構成などの計画の主旨、世田谷の風景の特性を整理し、世田谷区の風景づくりの理念や方向性を示します。

「Ⅱ. 風景づくりの取組み」では、「Ⅰ. 風景づくりの基本的な考え方」に基づき実施する風景づくりの具体的な取組みを示します。区民主体の風景づくりを支援する制度や風景づくりの普及・啓発など、主に区民が中心となって進める取組み、また、建設行為等や屋外広告物における風景づくりの誘導を図るための方針・基準、公共施設における風景づくりの考え方、景観重要公共施設、景観重要建造物や樹木に関する事項など、主に区や事業者が中心となって進める取組みなど、多様な主体が進める風景づくりを支える区の取組みを示します。

「Ⅲ. 風景づくりの推進体制」では、風景づくりの理念や方向性の実現に向けて計画に定められた取組みが適切に実施されるよう、計画の推進体制などを示します。

## (3)計画の期間

本計画は、都市整備領域の分野別整備計画として「世田谷区都市整備方針」に即すことから、当該方針の「第二部 地域整備方針(後期)」の計画期間に即し、概ね10年を計画の期間とし、上位計画の変更や風景づくり重点区域の指定などにより必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。

## (4)対象区域

風景づくり計画の対象区域は、世田谷区全域とします。これは景観法第8条第2項第1号の「景観計画区域」に該当するものです。

## (5)計画とSDGs との関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年(2030年)までに世界中で取り組む国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)から構成されています。

区では、「世田谷区基本計画」において、SDGsと各分野別政策との関連を明らかにし、関連性を意識しながら分野横断的な施策展開を図り、持続可能な社会の実現を目指しています。

本計画においても、「世田谷区基本計画」で示した分野別政策「18 魅力ある街づくり」と関連するSDGsのゴールを意識しながら、風景づくりの取組みを進めていきます。



「世田谷区基本計画」の「政策18 魅力ある街づくり」と関連するSDGsのゴール



**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
【インフラ、産業化、イノベーション】  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



**11 住み続けられるまちづくりを**  
【持続可能な都市】  
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

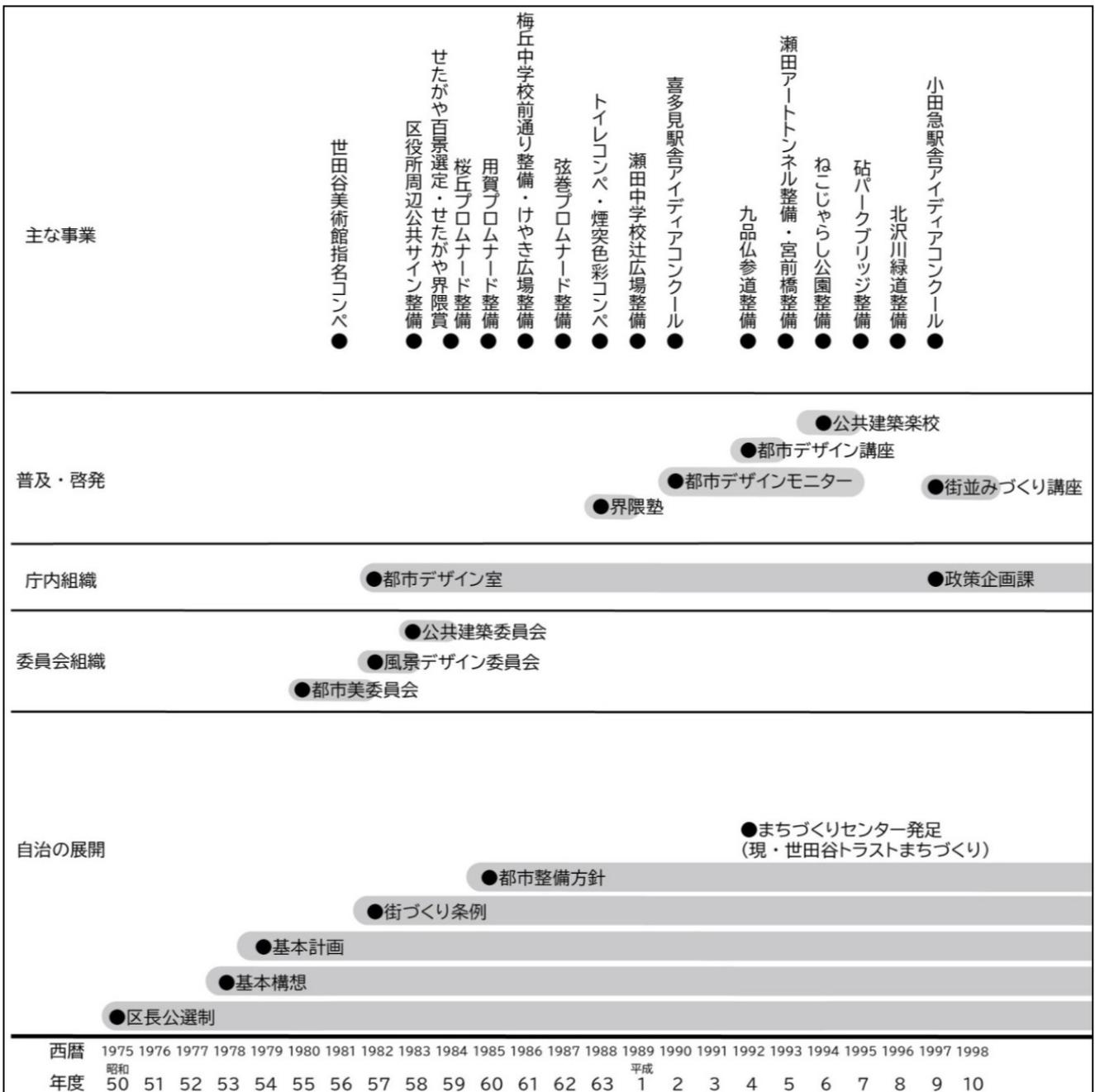


**13 気候変動に具体的な対策を**  
【気候変動】  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

## 4. 風景づくりのあゆみ

世田谷区では、昭和50年(1975年)の区長公選制復活から、区の特性を活かした区民参加の街づくりを積極的に進めています。昭和55年(1980年)に有識者による都市美委員会を発足、街づくり事業の都市デザインの導入、公共施設のデザインの向上を目指し、調査検討が行われました。この過程の中で、「魅力ある風景づくり」を進めるには、風景は地形・自然、歴史・文化、生活により形成されるものであり、区民や事業者など風景の形成にかかわる主体と区の創意工夫、日々の活動により形成され維持されるものであること(ただ表層の整備を行えばよいのではないこと。また、規制・誘導のみに頼るものではないということ。)を確認しました。そこで他の自治体に先駆け、区民参加で公共施設整備を進めるとともに、せたがや百景の選定など、区民が自分たちの街や風景を考え、愛着を持ってもらえるよう、普及啓発の取組みを積極的に進めてきました。

### 風景づくりのあゆみ

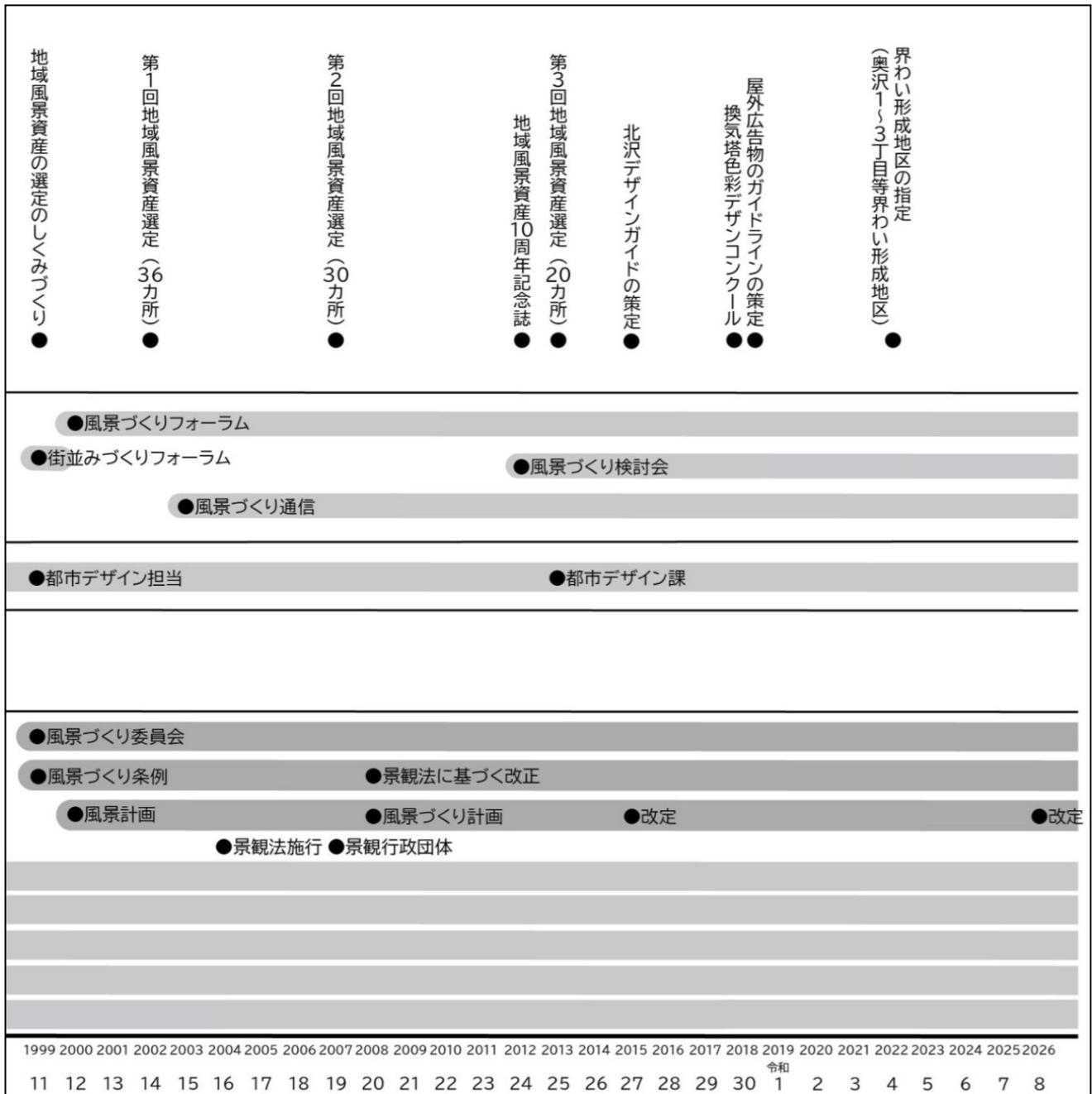


このような取組みを重ね、区では平成11年(1999年)に「世田谷区風景づくり条例」を制定しました。風景づくり条例には、区民、事業者、区のそれぞれの風景づくりの役割を示すとともに、建設行為等の指導誘導のほか、区民の主体的な風景づくりを推進する仕組みとして「地域風景資産の選定\*」や「界わい宣言の登録\*」を位置付け、区民、事業者、区が協働で風景づくりを推進する意義や仕組みを定めています。

その後、景観に対する社会的な関心の高まりを受けて、平成16年(2004年)に景観法が制定され、地方自治体が法に基づき地域独自の良好な景観形成を進められるようになりました。

区では平成19年(2007年)に景観法に基づく景観行政団体となり、「風景づくり計画」を策定し、地域の個性や魅力を高める風景づくりを推進するための事業・施策に取り組んでいます。

\*第4章、関連資料「3. 地域風景資産、界わい宣言一覧」参照



## コラム これまでの風景づくりの取組み(抜粋)

### ①区民参加による公共施設整備の取組み

#### 煙突コンペ(世田谷清掃工場煙突色彩デザイン公募)

世田谷区では、昭和63年(1988年)、世田谷清掃工場の煙突の建替えに伴い、煙突の色彩デザインを一般公募しました。1,040点の応募作品が857人から寄せられ、審査委員会による審査により、砧公園や世田谷美術館などの周囲の環境と調和した色彩の煙突が誕生しました。作品展と表彰式は世田谷美術館で開催されました。現在も、空と雲を表現したデザインのこの煙突は、環八通り沿道のランドマークとして親しまれています。

応募用紙を筒状に巻くと煙突の形になるといった工夫は、その後の「外環道東名ジャンクション(仮称)換気塔色彩デザインコンクール」においても引き継がれました。



作品展の様子



建替え中の煙突

### ②区による公共施設整備の取組み

世田谷区では、道を単なる交通路としてではなく、「暮らし」の視点から捉え直し、昭和57年(1982年)ころから「道づくりでまちづくり」を念頭に、もっと楽しく、もっと安心して歩ける、自慢したくなるような道づくりを進めてきました。ここでは、当時都市デザイン室が関わり進められた道づくりや公共施設整備の一部をご紹介します。

#### 馬事公苑前けやき広場

世田谷通りと馬事公苑を結ぶ区道は、昭和初期に造成され、昭和15年(1940年)の東京オリンピック計画時に拡幅されてケヤキが植えられました。道幅35メートルと区道で最も広く、並木が美しいこの道は「せたがや百景」にも選ばれました。昭和61年(1986年)に現在の歩行者の利用を大幅に優先させた広場として再整備されました。自然石を使用した舗装や街路灯、ベンチなどが設置され、区民の憩いと交流の場となっています。

#### 用賀、弦巻、桜丘プロムナード

歩くことが楽しくなる道づくりが、世田谷のまちに新しい風景を生み出しました。用賀プロムナードは、世田谷美術館への道のりを楽しく快適にするために整備されました。約1kmのプロムナードには、瓦を敷き詰めた「いらかみち」や百人一首の歌が刻まれた路面、特徴的なオブジェやベンチ、かつての水路の“流れ”をイメージしたデザインなど、歩く人の快適さを重視した自由で五感に訴える魅力があります。



用賀プロムナード

弦巻界隈の整備の一環としてつくられた弦巻プロムナードでは、子どもたちのアイデアをもとに、花咲く道や水辺の生き物とふれあえる空間が整えられました。教育会館や松丘小学校などの教育施設と自然が調和する場となっています。

そして桜丘プロムナードでは、桜丘区民センターの建設に伴い快適で安心な歩行空間として整備されました。建物の敷地と道の境界デザインや舗装を工夫し、柵などを設けないなど、あえて“あいまい”にし、また区内の住宅地では初めて電線を地中に埋め、そのかわりに桜丘の地名にちなんで桜の木を植えることで、風景と安全性を両立しました。

これらの道は、歩行空間としての魅力を高めながら、地域の人々の記憶やつながりを育んできました。

### ③区民主体による風景づくりの取組み

#### せたがや百景と地域風景資産

「せたがや百景」は、昭和59年(1984年)に、「発見 わがまちのいい風景」をキャッチフレーズに区民から「好ましい風景」を募り、推薦された2,700の風景から選定委員会による議論、延べ92,000票に及ぶ区民投票により上位100か所の風景を選定した取組みです。

選定後には、冊子や百景カルタ、切り絵ハガキなどの作成、選定されていることを示す石柱サインなどの設置、百景ラリーや百景コンテストの開催など、多くの区民に参加頂き、親しまれてきました。さらに、百景を活かした、また百景を支えるまちづくりを目指し検討が進められましたが、時代の流れとともに変化や消失していくものが出てきました。

そこで、新たな風景づくりの取組みとして、ただ特徴的な風景、素敵な風景を選定するだけでなく、区民が主体となり大切にしたい身近な風景を守り、育て、つくる風景づくりの手がかりとなることを目的とした「地域風景資産」制度が平成11年(1999年)に風景づくり条例に規定されました。

「地域風景資産」の選定は、風景づくり活動を生み出すための仕組みであり、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、風景を育てていくことを目指しています。そのため、資産を選定する過程においても、あらゆる場面で多くの区民が関わってきたことが特徴です。平成14年(2002年)の第1回選定からこれまで計3回の選定により現在計86か所の地域風景資産が選定されており、区民主体の風景づくりが続いています。



地域風景資産の選定

#### ④広域かつ長期的な開発における区民、事業者、区の協働による取組み

##### 「北沢デザインガイド」を活用した連続した空間の風景づくり

「北沢デザインガイド」は、小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の上部空間に区が整備する通路、緑地・小広場などの公共施設について、地域の個性を活かしながら、秩序のある連続した空間づくりに役立てるためのデザインの指針として、平成27年(2015年)に策定しました。

「上部利用デザインワークショップ」により区民参加でつくった3つの「デザインコンセプト」に基づき、区施設の整備におけるデザインの方針や具体的方策をまとめています。ガイドで示す「デザインコード」については、区が整備する通路、緑地・小広場などの施設の設計・施工に反映させるとともに、周辺施設の整備においても「デザインコンセプト」の理念を共有し、新たな街の魅力が周辺の街に広がっていくことを目指しています。

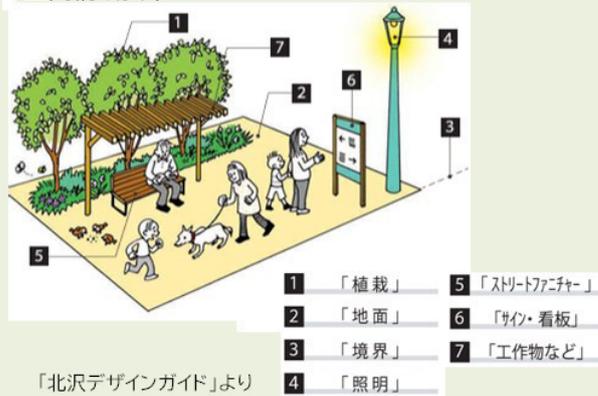


北沢デザインガイド

#### デザインコンセプト

- ①四季を感じ、みんなにやさしい空間が、多様な人々をつなぐ
- ②街の記憶や風景を映し、3駅につづく新たな路が、私たちの地域をつなぐ
- ③みんなで創り育て、ゆるやかに変わる場所が、時を超え心をつなぐ

デザインコードの設定にあたっての7つの空間構成要素



「北沢デザインガイド」より

デザインコードを基にしたデザインの例

#### 2 「地面」

連続性を感じる素材・色

- ①通路については、調和のとれた素材と色彩とする。
- ②敷地境界にこだわらず、隣接する舗装との一体感を高める。
- ③基盤となる舗装材は、多様なプランに馴染み連続性をとりやすい素材とする。



## 第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち.....	2- 2
2. 世田谷の風景特性 .....	2- 6
(1)地形	
(2)みどり・みず	
(3)地域の歴史・文化	
(4)住宅地	
(5)農	
(6)にぎわい	
(7)みち	
(8)鉄道	

世田谷には、武蔵野台地の上に広がる住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川に沿った斜面地の国分寺崖線のみどり、そして世田谷の原風景ともいえる農の風景や歴史を感じさせる風景、にぎわいのある風景など多様な風景があります。

第2章では、世田谷区が歩んできた時代の流れを踏まえながら、世田谷の風景の成り立ちについて把握するとともに、世田谷の風景を特徴づけている要素を風景特性として整理し、それぞれの内容について示します。

## 1. 世田谷の風景の成り立ち

### 起伏が豊かな世田谷の地形

世田谷区の地形は、南西部の多摩川に沿って成城・大蔵・瀬田・野毛に至る国分寺崖線を境に、北東側は台地、南西側は低地に分けられます。武蔵野台地の一部である台地部には、幾筋かの河川によって浸食された、丘や谷の起伏が存在します。この地形が世田谷の風景の基盤となっています。

また区内には、河川沿いを中心に先土器時代の集落跡から中世近世の城館や民家跡などが確認されており、古くから地形状況を踏まえた人々の営みがあったことがわかります。



国分寺崖線

### 近郊農村から始まる世田谷の街並み(江戸時代～明治末期)

江戸時代の頃になると、江戸市中に向けて野菜を供給する近郊農村として発展してきました。現在でも各所に残されている屋敷林や農地は、世田谷の原風景といえるものです。

江戸時代から風光明媚な景勝地としても知られていた国分寺崖線では、明治の終わり頃から、実業家・政治家などの別邸が建てられました。現在でもその名残をとどめています。



静嘉堂文庫

### 鉄道の開通と世田谷の街並みの形成(明治末期～昭和初期)

明治の終わりから昭和初期にかけて、鉄道の建設が進みます。明治40年(1907年)に渋谷～二子玉川間で玉川電車(現田園都市線)が開通し、大正4年(1915年)には京王電車(現京王線)の新宿～調布間が開通しました。大正末期から昭和初期にかけて、下高井戸線(現世田谷線)、小田急線、目蒲線(現目黒線)、東横線、大井町線が相次いで開通し、昭和8年(1933年)の井の頭線の開通で、ほぼ今日の区内の鉄道網ができあがりました。



三軒茶屋交差点の玉川電車  
(明治40年)

鉄道の開通と呼応するように、住宅地の開発も進められました。大正1～2年(1912～1913年)に開発された新町住宅は、当時の駒沢村深沢と玉川村下野毛にかかる山林・原野を切り開いた民間の分譲住宅地です。また、目蒲線(現目黒線)の開通を機に多くの海軍士官たちが住居を構えた奥沢の「海軍村」をはじめ、当時の雰囲気や今に伝える住宅地の風景が残されています。

大正12年(1923年)9月1日の関東大震災は、東京・横浜を中心に大きな被害をもたらしました。世田谷区には震災により罹災した避難民が身を寄せ、そのまま定住した人もおり、人口は急増しました。下町各所から寺院が移転した烏山寺町、牛込(現、新宿区)から移転してきた学校とその分譲住宅地で形成された成城町、下谷(現、台東区)から移転してきた商店からなる太子堂の下の谷商店街などの特徴ある街は、関東大震災を機に形づくられたものです。

大正13年(1924年)の組合設立準備から昭和29年(1954年)の事業完了まで、30年をかけて行われた玉川全円耕地整理事業は、現在の世田谷区の面積の約4分の1を占める玉川地域(旧玉川村全域)を対象としたものです。昭和初期は、基盤整備の全盛期で都市計画法による土地区画整理事業も数多く着手されました。



深沢の街並み



烏山寺町



昭和初期の近代住宅(当時)

## 第二次世界大戦後の急激な都市化

第二次世界大戦後、東京への人口集中と急激な市街化が進みました。軍用地の跡地には、昭和女子大学や東京農業大学をはじめ、中学校や高校、病院などの施設が数多く建設されました。また、昭和39年(1964年)に開催された東京オリンピックにあわせて、競技会場となった駒沢オリンピック公園や馬事公苑、アクセス道路の整備など、多くのオリンピック関連事業による整備が行われました。



駒沢オリンピック公園(開催当時)

また、昭和30年代から40年代にかけて、都営住宅第2団地(下馬アパート)や大蔵団地をはじめ、幾つもの大規模な集合住宅団地が建設されました。



大蔵団地(当時)

## 都市デザインによる風景づくり

昭和50年(1975年)の区長公選制の復活をきっかけに、世田谷区の特徴を活かした街づくりがスタートしました。昭和57年(1982年)に庁内に都市デザイン室が設置され、用賀プロムナードの整備やトレコンペの実施など区民参加で魅力的な都市空間を生み出すとともに、せたがや百景をはじめとした普及・啓発事業が行われました。

平成11年(1999年)に風景づくり条例を制定し、平成19年(2007年)には都内区市町村初の景観行政団体となり、平成20年(2008年)に「風景づくり計画」を策定しました。地域風景資産の選定など、区民、事業者、区の協働による風景づくりに取り組んでいます。



けやき広場

## 「住宅都市」世田谷

令和3年(2021年)度の土地利用現況調査によると、区内宅地の約75%(区全体面積の50.4%)で住居系の土地利用がなされています。また、用途地域の指定は住居系が約9割(第一種低層住居専用地域が約5割)の面積を占めています。住居系用途地域の占める面積割合は23区の中で最も高く、世田谷区が住宅都市と言われる理由のひとつです。

また、区内の約4分の1をみどりとみずが占めています。区では、みどりの量の確保、質の向上、区民との協働の推進により、みどり率33%を目指しています(「世田谷みどり33」)。このような特徴を踏まえながら、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」や「みどりの基本条例」などの制度を運用し、みどり豊かな住宅地の街づくりに取り組んでいます。



戸建て住宅地の風景



集合住宅の風景

## 大規模な敷地などにおける土地利用の転換

社宅や寮などの大規模な施設の売却、屋敷林の伐採、団地の建替え、駅周辺の再開発事業など、大規模敷地の土地利用の転換により、以前の風景を継承しながらも、新しく道路、公園、駅前整備広場が整備されるなど風景が大きく変化しています。

三軒茶屋駅周辺においては、平成8年(1996年)、市街地再開発事業により世田谷区のシンボルのひとつとなるキャロットタワーが整備され、商業・業務機能の再整備、劇場の整備など文化と生活情報の拠点づくりが進められました。

また、平成16年(2004年)から着手された小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の連続立体交差事業および複々線化事業による東北沢、下北沢、世田谷代田の3駅の地下化によって生じた線路跡地の一部が、通路や広場などの公共施設として活用されています。

二子玉川駅東側では、昭和60年(1985年)に閉園した二子玉川園(遊園地)跡地での市街地再開発事業が平成27年(2015年)に完了し、住宅、商業施設、事務所などが一体となった新しい街に生まれ変わりました。



シモキタ雨庭広場



二子玉川ライズ

## 2. 世田谷の風景特性

### (1) 地形

武蔵野台地を幾筋かの河川が浸食し形づくられた起伏の豊かな地形は、世田谷の風景の基盤となるものです。それらは国分寺崖線に代表される斜面地や坂道、高台からの眺望、国分寺崖線の稜線への眺めに風景の特性としてあらわれ、また河川と台地からなる起伏の中で形成される住宅地、商店街、公園・緑地にも読みとることができます。

#### ■風景を形づくる基盤となる地形

世田谷区の地形は、大きく武蔵野台地と多摩川の低地とに区分されます。台地から多摩川に向かって幾筋かの小河川が台地を深く刻み込みながら流れ込むことにより、国分寺崖線や23区で唯一の渓谷である等々力渓谷など、起伏に富んだ豊かな風景をつくりだしています。

河川、水路に沿って多くの埋蔵文化財が発見されていることは、当時の土地利用や生活の履歴を知る手がかりであり、また、台地の上で多く区画整理が行われてきたことや、斜面地に残る武蔵野の雑木林の自然風景など、世田谷特有の地形はこれまでの市街地の形成に大きな影響を及ぼしています。このように世田谷固有の地形は、世田谷の風景を形づくる基盤となっている重要な風景特性です。



起伏に富んだ地形が特徴の国分寺崖線

#### ■起伏によりつくられる特徴的な見晴らし

地形の起伏によって作りだされる高低差は、特徴的な眺めをつくりだしています。

国分寺崖線上から富士山への眺望、仙川の崖線上から市街地への見晴らし、市街地からの崖線や台地に残された樹林地への見通しや見渡し、台地から沢に下る坂道がつくる見晴らしは、台地を幾筋もの河川が刻み込んだ世田谷の地形の特徴を感じさせます。

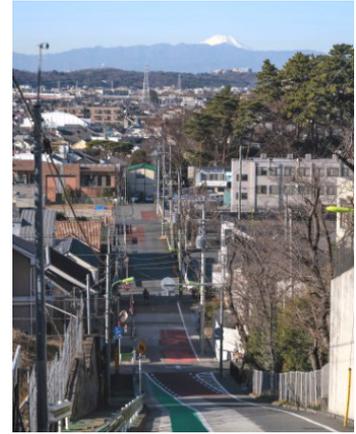
特に国分寺崖線の崖上から多摩川や富士山などへの見晴らしは、段丘状の地形ならではのものであり、崖線の風景を特徴づける重要な要素です。歴史的にも江戸時代中期以降、瀬田の行善寺からの眺望は「玉川八景」として親しまれてきました。現在は、崖下平坦部の市街化も進み、当時の農村や自然の風景とは変わってきましたが、世田谷の中では希少な見晴らしのある風景を得ることができます。



上野毛の富士見橋からの眺め

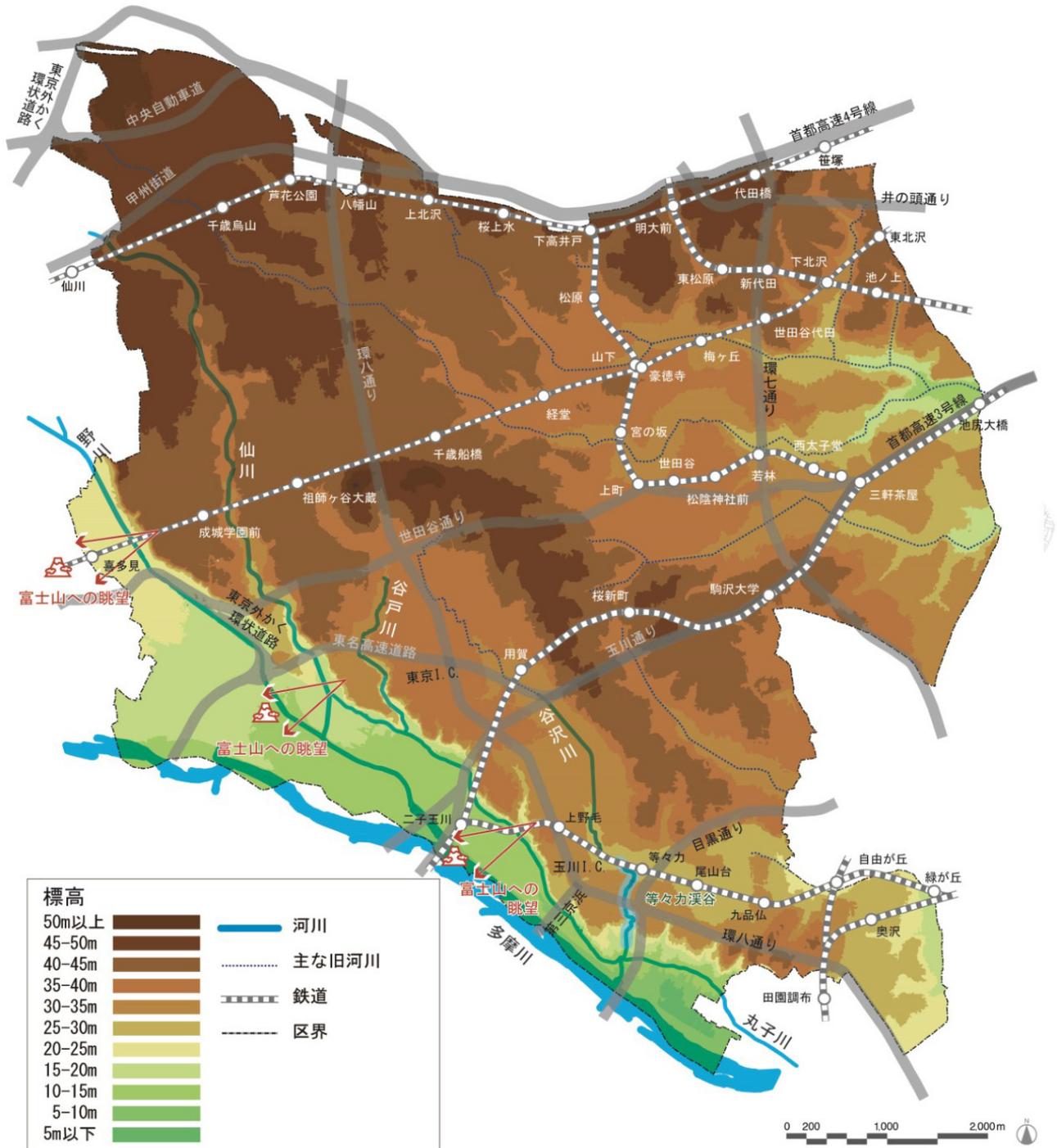
## ■地形を感じさせる坂道

坂道は、起伏の豊かな世田谷の地形を感じさせる重要な要素です。坂道を通して展開する多摩川や市街地の見晴らしは、地形の豊かさを感ずることができる特徴的な風景といえます。



世田谷の風景特性(地形)

地形の豊かさを感ずさせる坂道



## (2)みどり・みず

国分寺崖線などの連続するみどりをはじめとして、武蔵野台地の面影を残す樹林地、寺社のみどり、公園や緑地のみどり、住宅地のみどり、宅地の開発にあわせて植えられた並木やシンボルとなる高木、また、豊かな流れを保つ多摩川や野川をはじめ様々な水辺や湧水がつくる風景は、世田谷の風景を形成する重要な要素です。

### ■国分寺崖線を骨格とした連続するみどり

多摩川、野川に沿って国分寺市から大田区にかけて連続する国分寺崖線は、みどりが豊かで湧水などの自然環境に恵まれた、区を代表する風景です。

斜面地にまとまった樹林が連続する風景は、最も崖線らしさを特徴づけるもので、豊かな動植物を育む区内の生態系の要となっています。

崖線のみどりの連続性を感じさせる重要な要素として、松などの高木で特徴づけられるスカイラインがあげられます。多摩川や野川沿いからは、中遠景に崖線の連続したみどりのスカイラインを見渡すことができる場所が随所にあります。



国分寺崖線のスカイライン

### ■樹林地や公園などのまとまったみどり

武蔵野台地の雑木林の面影を残す樹林地、寺社のみどり、大規模な公園や緑地には、比較的まとまったみどりが残されています。令和3年(2021年)度「みどりの資源調査」では、区全体のみどり率は24.4%で、そのうちの約7割が樹木や樹林に覆われた樹木地です。量感のあるまとまったみどりは、潤いのある風景を形成する核となっています。また、区民などと協働による公園緑地の管理を行うことで、良好な風景をつくっています。



上野毛自然公園

### ■街なかのみどり

街なかには、緑道や並木、シンボルとなる高木、敷地内を彩る花木など、様々なみどりの風景があります。

かつての河川を暗渠化して整備した緑道は、その線形は残しつつ、今は憩いと安らぎを与える散歩道です。

住宅地の開発とあわせて植えられた桜やイチョウの並木は年を重ねるにつれて街の風景に溶け込み、風格をもたらしています。区の樹でもあるケヤキの高木は、かつて近郊農村であった世田谷の風景を語る上で欠かせない存在です。

また、敷地内にある手入れの行き届いた庭木や彩り豊かに飾られた花々の様子は、道行く人を楽ませるとともに、街の魅力を高めることに貢献しています。



深沢の桜並木

## ■潤いのある河川や水辺

区内には多摩川をはじめ、野川や丸子川など、複数の河川が流れています。中でも多摩川は東京を代表する河川であり、豊かに広がるみどりとみずの風景は、人々に憩いと安らぎを与えています。

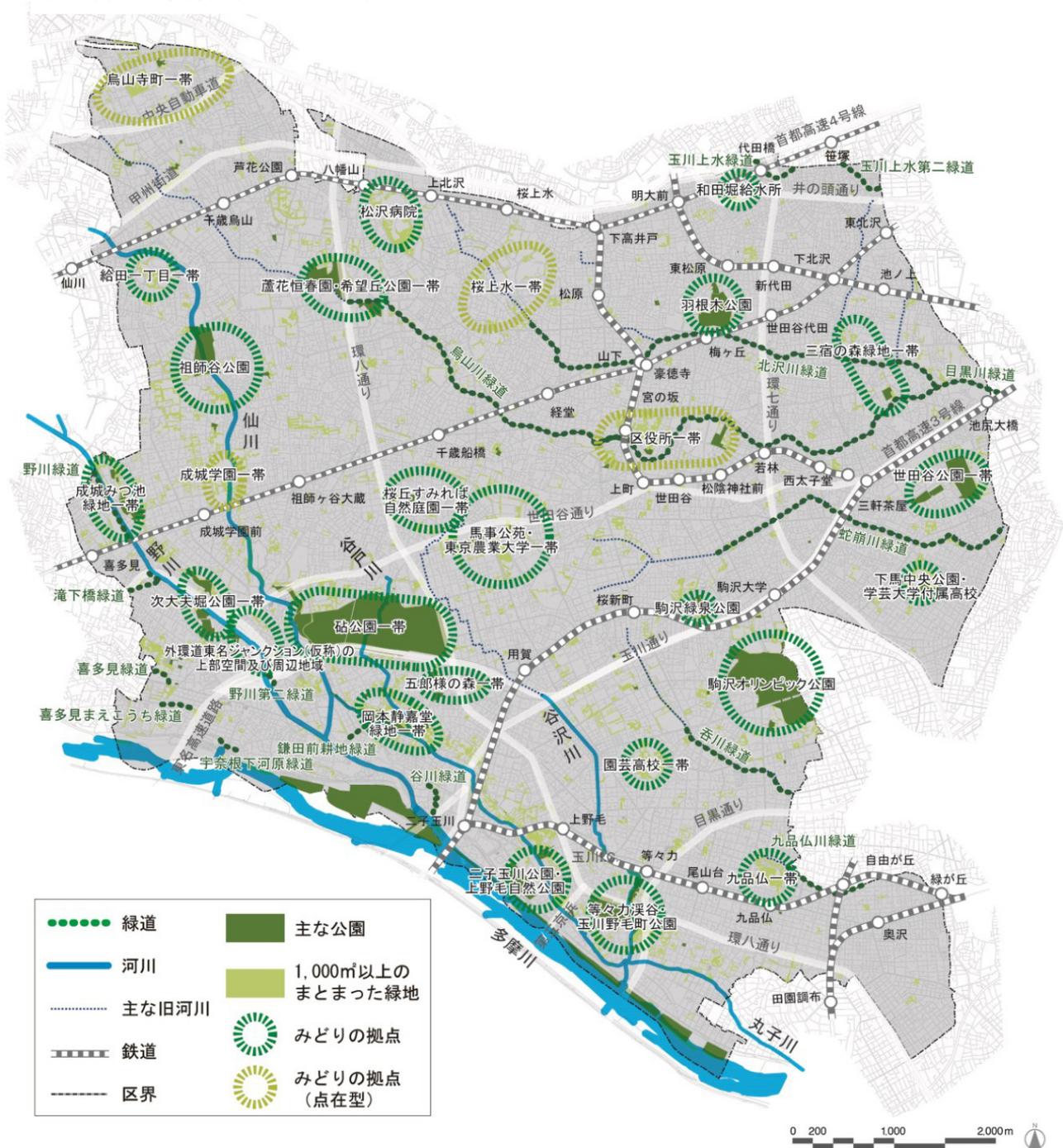
また、野川、丸子川、仙川などの水辺は、周辺のみどりと一体となり、潤いのある風景となっています。

国分寺崖線沿いには約90か所の湧水地点が確認されています。多くの水生生物や植物を育む多様な生態系は、豊かな自然を感じられる風景です。



多摩川

### 世田谷の風景特性(みどり・みず)



### (3)地域の歴史・文化

地域のシンボルとして重要な意味をもつ古墳や寺社、世田谷ゆかりの文人を偲ぶ歴史的庭園、農の風景や近代住宅地の面影を感じさせる歴史的な建築物、身近なところに点在する碑、ポロ市などの催し、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物などは、地域の歴史や文化を伝える重要な要素です。

#### ■地域の歴史を物語る歴史的資産

区内には、数多くの遺跡があります。先土器時代、縄文時代、古墳時代の集落跡、高塚古墳や横穴古墳、中世近世の城趾や民家跡などその種類も豊富です。また、国や都、区が指定・登録する建造物や史跡などの文化財をはじめ、古くからある寺社、近代住宅地の面影を感じさせる歴史的な建築物や石碑なども、数多く存在します。

また、関東大震災の後多くの寺院が移転し、今もなお特徴的な街並みが形成されている烏山寺町のように、複数の建築物などが集積することによって特徴的な風景が作り出されている「界わい」も幾つかみられます。

これらの点や面としての歴史的資産は、地域の歴史を物語るとともに、地域の風景を継承し、地域の魅力や個性を表すものとして貴重な存在です。



旧安藤家住宅(次大夫堀公園内)

#### ■昔からの街道・古道

区内には、五街道のひとつである甲州街道や、東海道の裏街道として重視されていた大山道、瀧坂道、登戸道(津久井街道)、鎌倉道などの街道や古道が存在します。

街道や古道沿いには、今でも往時の面影を残す風景がみられる場所もあり、地域の歴史が偲ばれる特徴ある風景をつくる要素です。



古道の風景

#### ■地域の魅力を高める伝統的な行事・催し

区内の各地では、地域の住民などが中心となり実施されてきた伝統的な行事や催しがあります。中でも、1月と12月の15・16日の年2回、代官屋敷を中心に通称ポロ市通りで行われる「ポロ市」は、440年以上の伝統を持ち、冬の風物詩として1日に約20万人もの人出でにぎわっており、ポロ市通りでは街並みに配慮した建築物もつくられつつあります。

このような地域が培ってきた伝統的な行事や催しは、地域の歴史や文化を体感でき、季節の風物詩として風景を演出する要素のひとつです。



世田谷のポロ市

## ■地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物

近年、新たに整備された建築物や建造物においても、地域の特性を踏まえた優れたデザインは、地域のシンボルとなり、新たな風景を先導するものとして大きな役割を果たします。

また、区民公募のコンペによりデザインされた世田谷清掃工場の煙突や、区民参加で整備された公園や緑道など、区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながります。



世田谷美術館と清掃工場の煙突

### 世田谷の風景特性(歴史・文化)



## (4)住宅地

大正から昭和初期における分譲住宅地や、玉川全円耕地整理事業をはじめとした宅地開発、戦後の都市化や人口集中に伴う団地、マンション開発など、区内の住宅地は、開発された時期や方法、そこに住む住民らの生活の営みにより様々な風景があります。

### ■時代の積み重ねから築かれてきた特徴ある住宅地

江戸の近郊農村であった世田谷は、明治維新以降、関東大震災、第二次世界大戦、高度経済成長期と、その時々の影響を受けながら、郊外住宅地から住宅都市へと大きく変化していきました。その時々の特徴的な風景の積み重ねが、現在の世田谷の風景を形づくっています。

#### <国分寺崖線沿いの別邸建築>

国分寺崖線は、江戸時代から風光明媚な景勝地として知られており、明治の終わり頃になると岡本から上野毛にかけて、実業家・政治家などの別邸が建てられるようになりました。今もなおこの周辺では崖線のみどりと共存した良好な住宅地の風景がみられます。



国分寺崖線沿いの邸宅 旧小坂邸

#### <鉄道の開通を契機につくられた特徴的な住宅地>

大正から昭和初期にかけて、鉄道の開通を契機に特徴的な住宅地がつけられました。

現在の桜新町は、玉川電気鉄道の沿線開発として、大規模な住宅地開発が計画的に行われたことが始まりです。また、目蒲線(現目黒線)の開通により多くの海軍士官たちが住居を構えた奥沢の「海軍村」、桜並木を中心に特徴的な街路が印象的な上北沢駅前の住宅地、成城学園の学園町として開発された住宅地など、幾つもの住宅地が形成され、今も当時の風景を知ることのできる街並みが残されています。



成城の住宅地

また、旧玉川村全域で行われた玉川全円耕地整理事業によって整備された都市基盤は、現在のゆとりある整然とした街並みの基礎となっています。

#### <戦後の急激な住宅市街地化>

戦後の世田谷は東京への人口集中の影響を受けて急激な市街化が進みました。昭和30年代から40年代にかけて、都営住宅第2団地(下馬アパート)や大蔵団地をはじめ、幾つもの大規模な団地や企業の社宅などが建設されました。

一方で、道路などの都市基盤が整備されない中で市街化が進んだことにより、いわゆる密集市街地も形成されました。

### <変化しつつける住宅市街地>

世田谷区は、住居系の用途地域指定が約9割を占める「住宅都市」です。近年は戸建て住宅や共同住宅の建替えに加えて、社宅や農地だった場所に民間の大規模マンションが建設されるケースが多くみられ、また、宅地の細分化など街並みの変化もみられます。



集合住宅の風景

### 世田谷の風景特性(住宅地)



## (5)農

農地や屋敷林の風景は、かつて近郊農村であった世田谷の原風景といえるものです。農地は現代都市において原風景の営みを感じられる貴重な風景であり、屋敷林は地域の目印になるみどりにもなっています。

### ■世田谷の原風景としての農の風景

江戸時代の頃から江戸市中向けに野菜などを供給する農村として発展してきた世田谷の農業は、明治期以降、東京の急激な市街化や人口の増加により、より多くの野菜を生産・出荷するようになりました。

しかし、戦後の高度経済成長とともに都市化が進み、多くの農地は宅地化されました。各所に残された農家の屋敷林や農地の風景は、かつての近郊農村であった世田谷を思いおこさせる原風景といえるものです。

区では、生産緑地の指定や農業振興の取組みに加え、必要な農地の保全を図るため、世田谷区農地保全方針に基づき「農地保全重点地区」を計7か所指定(令和7年(2025年)時点)しています。また、喜多見四・五丁目は、「農の風景育成地区(東京都指定)」に指定されています。

都市農業振興基本法に基づき平成28年(2016年)に閣議決定された都市農業振興基本計画では、市街化区域内農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と転換しました。このように、減少している農地がますます貴重なものとなっており、保全に向けた検討が進められています。

### ■農に親しむ風景

都市における農地は、農作物を生産するだけでなく、潤いや安らぎを感じられる風景の創出やみどりとみずの環境保全、災害時の防災拠点、レクリエーションのひとつとしての農に親しむことなど、多面的で公益的な機能を有する空間として捉えられています。

例えば区内には区民が土に触れ、野菜づくりを楽しむ場として農家が開設する「ふれあい農園」や「農業体験農園」、区画貸しの「区民農園」などがあります。そこでは、週末家族で農に親しむ姿がみられるなど、都市の農ならではの風景を見ることが出来ます。また農地に隣接して農産物の直売所が点在する様子も世田谷の特徴的な風景といえます。

また、世田谷の農の文化や風景、環境を継承するために整



農地と社寺林



農の風景



次大夫堀公園での田植え

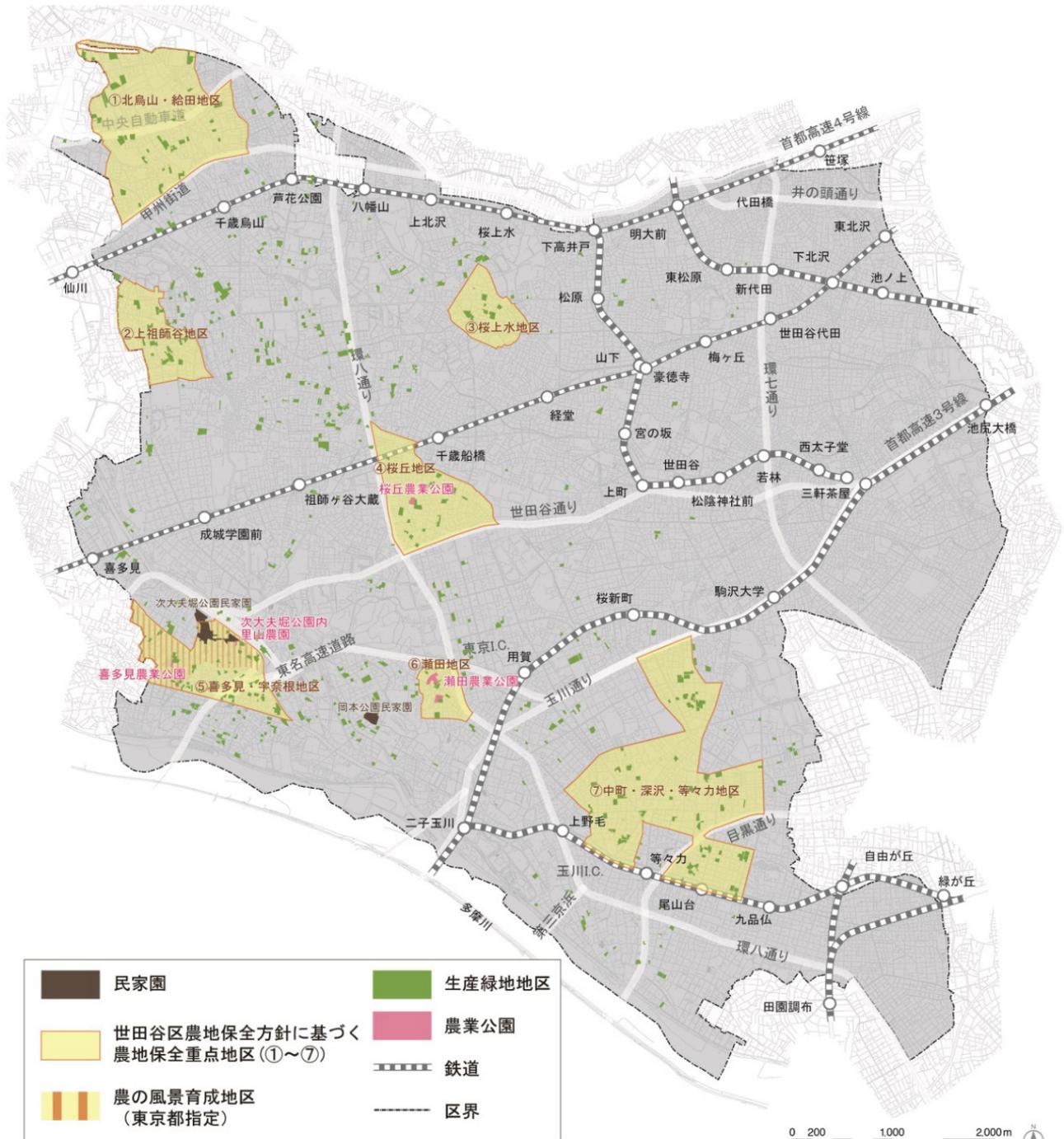
備された公園として「農業公園」が区内4か所に整備されています。農業公園では区民が日常的に農に触れ、学び、楽しむことができ、野菜や花の育つ様子を間近に見たり、農作業体験に参加して、農業の楽しさや難しさを体感できる場となっています。

次大夫堀公園民家園では、名主屋敷を復元し、公園内の次大夫堀や水田とあわせて、江戸時代後期から明治時代初期にかけての農村風景が再現されています。



次大夫堀公園内里山農園

### 世田谷の風景特性(農)



## (6)にぎわい

独自の文化や情報を発信する三軒茶屋、下北沢、二子玉川や、駅前商店街などには、商業機能が集積し、多くの人を訪れ活力に満ちています。こうしたにぎわいの風景は、街の顔や拠点として地域を魅力的にし、世田谷の個性を生み出す重要な要素です。

### ■活気あふれる広域生活・文化拠点

三軒茶屋、下北沢、二子玉川は、都市整備方針において区を越えた広域的な交流の場となる「広域生活・文化拠点」として位置付けられています。ここでは、独自の文化やファッションなどを発信する魅力と活気にあふれる街が形成されるとともに、複合商業施設や文化施設などがにぎわいのある風景をつくり出し、区外からも多くの人を訪れています。



下北沢周辺(小田急線上部空間)の風景

### ■生活感が溢れ、個性的な商店街

区内には、駅周辺を中心に多くの商店街があります。日常生活に密着したサービスなどを提供している商店街には、様々な店舗などが建ち並び、生活感が溢れ、にぎわいのある街並みを形成しています。

また、祖師ヶ谷大蔵駅周辺のウルトラマン商店街や桜新町駅周辺のサザエさん通りなど、地域資源を活かしてにぎわいづくりに取り組んでいる個性豊かな商店街も多くあり、特徴ある風景を形成しています。



ウルトラマンをデザインに取り入れた商店街路灯

### ■イベントがつくるにぎわいの風景

昭和53年(1978年)の第1回開催以来、世田谷の夏の風物詩として広く区民に定着している「せたがやふるさと区民まつり」をはじめ、多摩川の河川敷で行われる「世田谷区たまたがわ花火大会」、多くのパフォーマーが三軒茶屋を舞台に大道芸を披露する「三茶de大道芸」、羽根木公園で行われる「せたがや梅まつり」、桜新町、成城、上北沢など各地で行われる桜まつりなど、毎年恒例となった大小様々なイベントが、区内の各地で催されています。

多くの人でにぎわうイベントの風景は、地域に欠かすことのできない季節の風物詩として、認識されています。



せたがやふるさと区民まつり



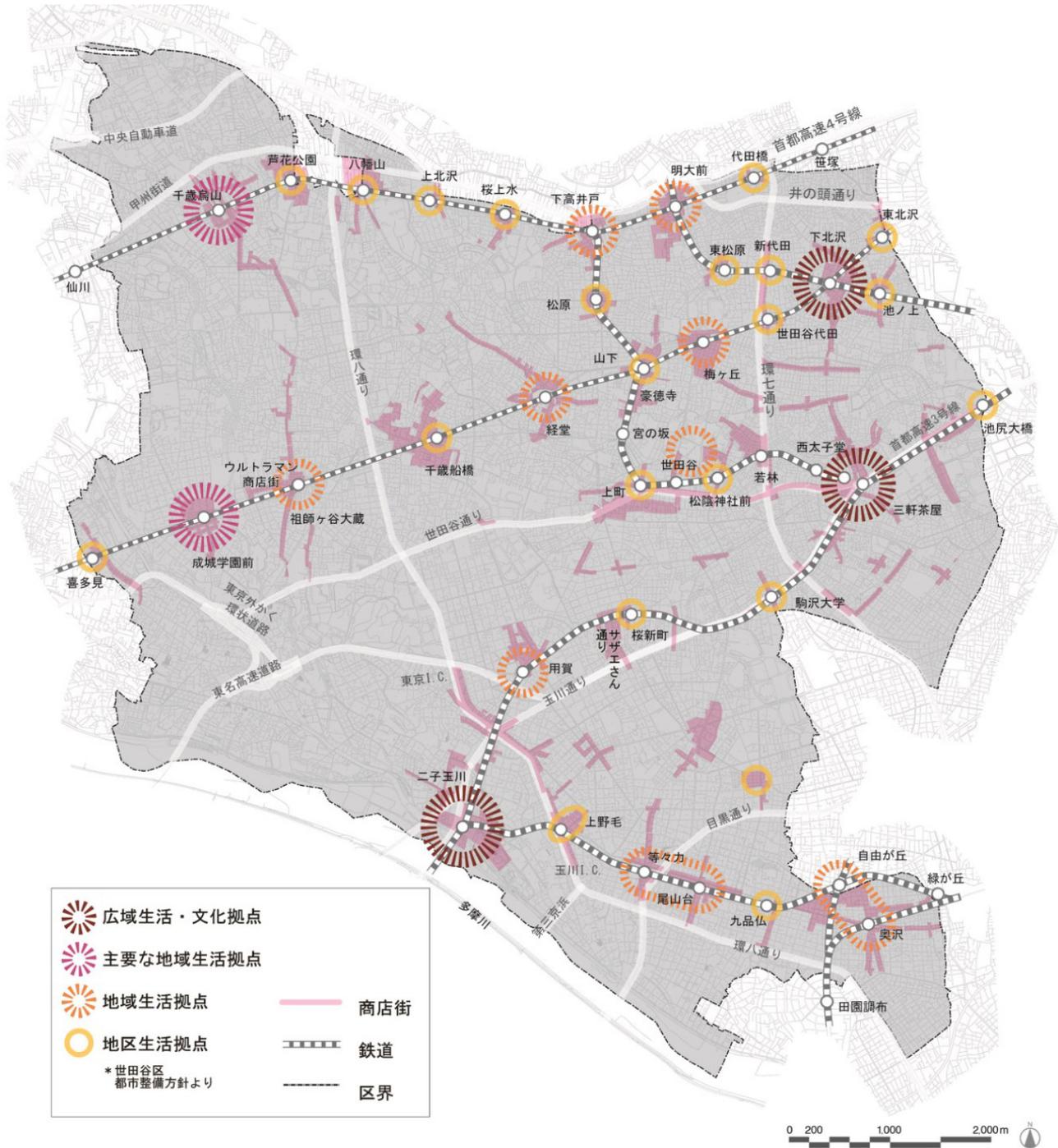
せたがや梅まつり

また、馬事公苑前のけやき広場では、NPO団体などが中心となって周辺住民と連携し、定期的にマルシェやワークショップなどが開催され、住民や来訪者がつながる場がもたらす風景が日常の風景になりつつあります。



多摩川河川敷でのイベント

### 世田谷の風景特性(にぎわい)



## (7)みち

“みち”には環状七号線や環状八号線などの幹線道路や地区幹線道路、主要生活道路、地先道路など機能ごとに様々な道路があり、沿道の建築物などとあわせて多様な風景をつくっています。また、緑道などは歩いて心地よい風景をつくっています。これらの“みち”は、生活の中で多くの人が行き交い目に触れる風景であり、地域の印象を左右する重要な要素です。

近年では、都市防災機能の強化だけでなく、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、必要性の高い路線から優先的に無電柱化整備が進められています。

### ■街の骨格となる幹線道路の風景

環状七号線や環状八号線、玉川通りや甲州街道などの幹線道路は、広い幅員を持ち、大きな街路樹が育っています。多くの人々が日々利用し目にする幹線道路は街の骨格です。

また沿道には多くの店舗や事務所など中高層の建築物が建ち並び、常に多くの自動車が行き交う、幹線道路ならではの風景がみられます。



幹線道路

### ■日常の営みとともにある生活道路の風景

主要生活道路や地先道路などは、通勤や通学、買い物、散歩など、日々の生活の中で利用する身近な道路です。こうした道路を舞台として生活感のある風景がみられるとともに、街路樹の緑や休憩できるベンチが設けられている場所もあり、日常の一部として地域の人々の生活に根づいています。



生活道路

### ■憩いの空間として親しまれる緑道の風景

区内には、烏山川緑道や北沢川緑道など、みどり豊かな緑道として整備されているところが幾つもあります。

桜並木が名所となっているところもあり、都市の中で季節を感じることができる貴重な空間です。遊具や健康器具などが設置されていたり、烏山川緑道や北沢川緑道では区民参加により整備が行われ、潤いのある安全で身近な空間として、多くの区民に親しまれています。

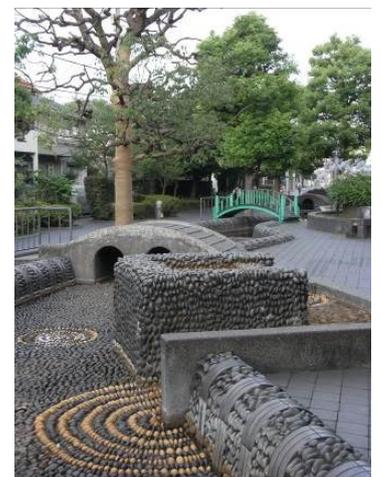


北沢川緑道

### ■特徴のあるみち

用賀駅北口から砧公園、世田谷美術館を結ぶ「用賀プロムナード」は、瓦の舗装と玉砂利の水路によってデザインされ、「いらか道」の愛称で散歩や憩いの空間として親しまれています。

また馬事公苑前のけやき広場や弦巻プロムナードの整備など、特徴のあるデザインによって整備された場所では、印象的な“みち”の風景をつくりだしています。



用賀プロムナード

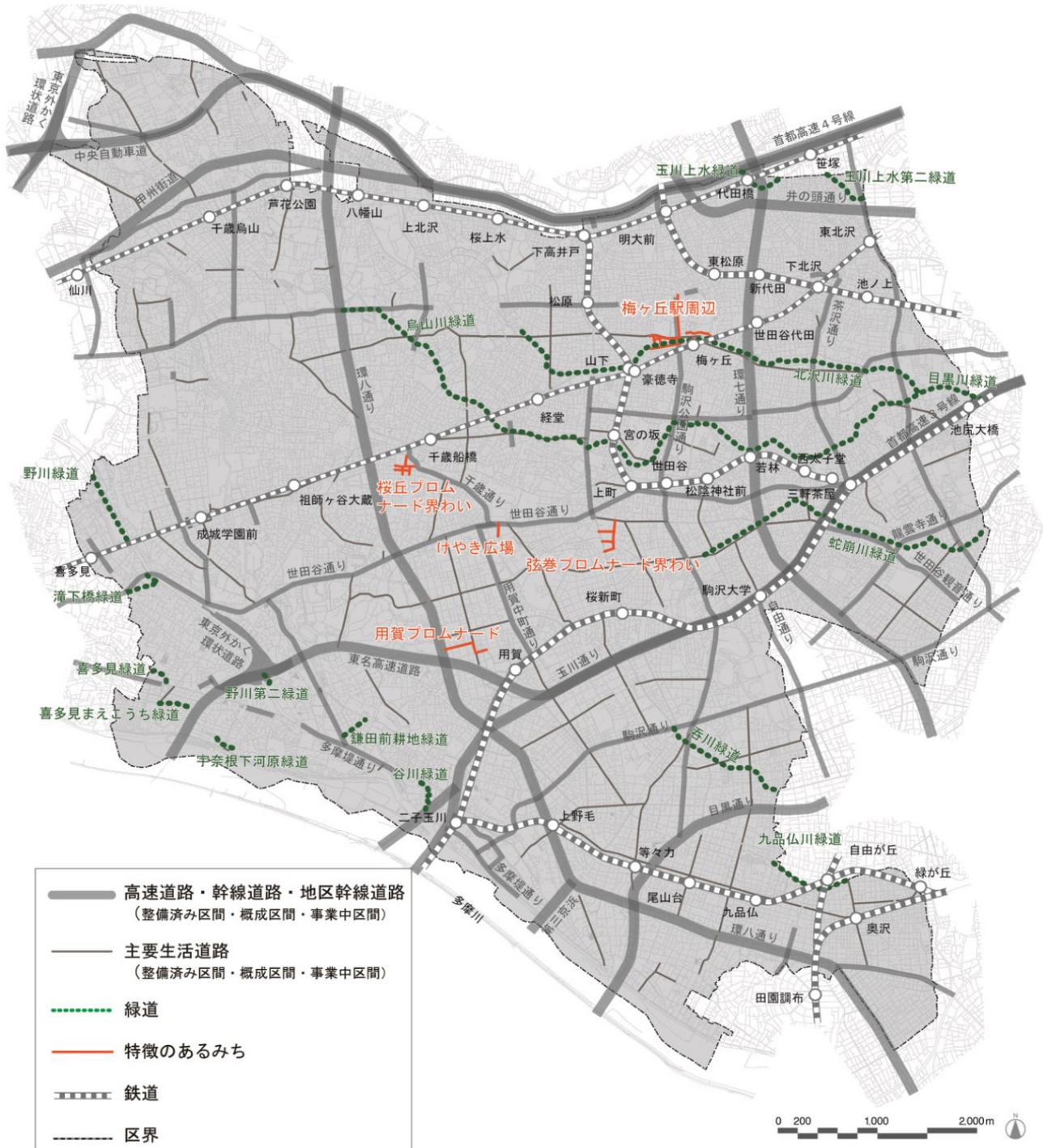
## ■みちを活用した日常の場づくり

商店街の通りの一部が住民のくつろぎの空間となるハッピーロード尾山台の「つながるホコ天プロジェクト」や、三軒茶屋駅周辺のさらなるにぎわいの創出や滞在性の向上を目的とする「SANCHA STREET TERRACE」など、歩行者天国で生まれる道路空間を活用した日常の風景を彩る活動が各地で催されています。



SANCHA STREET TERRACE

### 世田谷の風景特性(みち)



## (8)鉄道

区内の鉄道整備は、明治40年(1907年)に営業開始した玉川電車に始まり、現在では京王線、小田急線、井の頭線、世田谷線、田園都市線、大井町線、目黒線、東横線の各鉄道路線が敷設されています。鉄道沿線や駅周辺の風景は区民のみならず鉄道利用者を含む多くの人が目にし、日々の生活に馴染み深い風景です。

### ■小田急線・京王線の連続立体交差化

小田急線と京王線では連続立体交差事業により、道路と鉄道の立体化が進められています。

小田急線(東北沢駅～世田谷代田駅間)では、地下化に伴い新たな駅舎が完成するとともに、線路跡地を活用した施設や通路、緑地・小広場などが整備され、住民や来街者が出会い交流する新たな風景が生まれています。

京王線においても、笹塚駅～仙川駅間の連続立体交差事業が進められており、今後、駅前や沿線の風景が大きく変化します。



整備された小田急線上部空間

### ■駅から広がるにぎわいの風景

駅は、多くの人々が利用するため、駅前広場は出会いや交流、活気やにぎわいが生まれ、街の顔となっています。

また駅周辺には商店街も多く、そこに集積した店舗や事務所などを利用する人々によるにぎわいが広がっています。

地域で生活する人々の暮らしの中心でもある駅周辺では、親しみのあるにぎわいの風景を見ることができます。



松陰神社前駅周辺

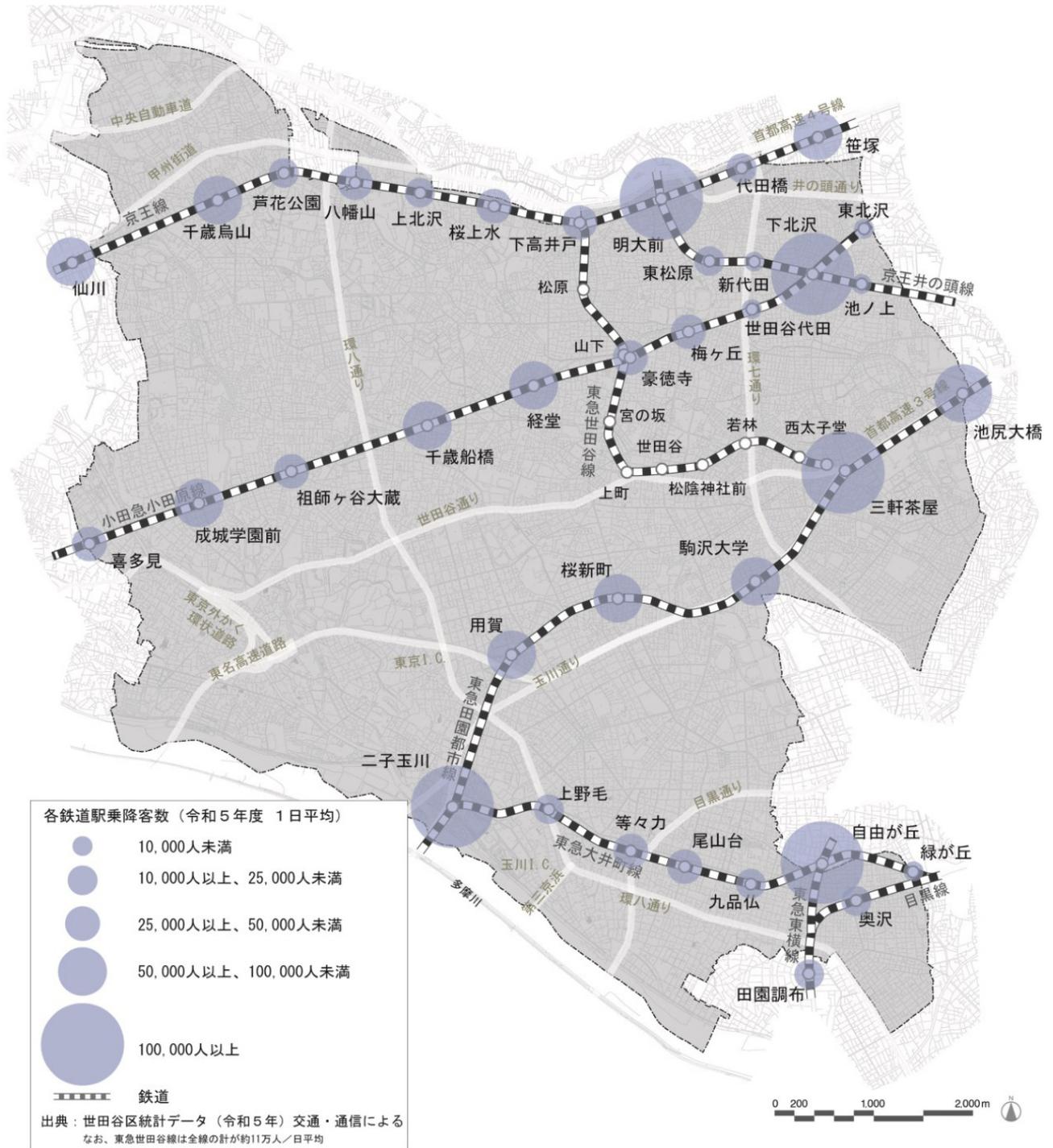
### ■生活に溶け込んだ特徴的な世田谷線の風景

下高井戸駅と三軒茶屋駅の間を結び運行されている世田谷線は、2両編成の色とりどりのコンパクトな車両が住宅地の中をゆったりとした速度で走ります。沿線には季節毎に楽しめる草木や花々が植えられ、利用者の目も楽しませてくれる、世田谷の特徴的な風景です。



世田谷線の風景

## 世田谷の風景特性(鉄道)





## 第3章 風景づくりの理念・方向性

- 1. 風景づくりの理念 ..... 3- 2
- 2. 取組みの基本姿勢 ..... 3- 2
- 3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性 ..... 3- 8
  - (1)風景づくりの方向性
  - (2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方
- 4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性 ..... 3- 22
  - (1)多様な主体の参加と協働による風景づくりの推進
  - (2)区民主体の風景づくりの推進

世田谷区の風景特性を踏まえて魅力的な風景づくりを推進するため、世田谷区における風景づくりの基本的な考え方を、「風景づくりの理念」「取組みの基本姿勢」「地域の個性を活かす風景づくりの方向性」「協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性」として示します。

「地域の個性を活かす風景づくりの方向性」では、区全体の風景づくりの方向性を示すとともに、更に地域の資源や特性、街づくりの動向などから、地域ごとの風景づくりの考え方を示します。

また、「協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性」では、多様な主体の参加を導きながら協働による風景づくりを深めていくとともに、区民が風景づくりに主体的に取り組めるよう、風景づくりの方向性を示します。

## 1. 風景づくりの理念

世田谷の風景は、起伏の豊かな地形のもと、みどりやみずに恵まれ、それぞれの時代の中で生活する人々に育まれて現在の姿を築いてきました。風景には、自然や地形の中での人々の営みが反映されています。

こうした世田谷の風景をこれからも、守り、育て、つくっていくための視点があります。

第一は、あらためて地域の個性を再認識し、それらを活かすということです。約58km<sup>2</sup>の中に約92万人が暮らす大都市である世田谷には、みどり豊かな住宅地、駅前の活発な商店街、幹線道路沿いの中高層建築物など、様々な暮らしの風景があります。とりわけ国分寺崖線をはじめとする地形の起伏、河川や水辺などの自然的要素、古道や社寺などの歴史的な空間や建造物など、長い年月を積み重ねてきた自然や歴史には、地域を持続させる手がかりがあるはずです。

第二に、区に関わる多くの人々が風景づくりに参加することです。風景は公共の財産です。区民や地域の事業者をはじめ、行政や企業さらには通勤・通学者に来街者も含めたあらゆる人が、世田谷の魅力を知り、先人たちが築き上げてきた歴史・風土を尊重し、目指すべき風景のあり方をともに考え、それぞれの立場や場面で風景をより良くする活動に参加していくことが、世田谷の風景の魅力を高めることにつながります。

このような考えのもと、世田谷区が目指す風景づくりの理念を示します。

<風景づくりの理念>

**地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり**

## 2. 取組みの基本姿勢

区民・事業者・区が連携し、風景づくりの理念を実現していくためには、それぞれが風景づくりに対する共通認識をもって取り組むことが必要です。

「取組みの基本姿勢」では、私たちが風景づくりに取り組むにあたって共有しておくべき取組み姿勢を示します。

また、風景づくりは、建築物の建築にとどまらず、庭先の草木を育てることや災害への備えなど、日常の暮らしの様々な場面に関わっています。言い換えれば、暮らしに関わるあらゆる機会を捉えて風景づくりに取り組んでいくことも可能です。

そこで、近年の世田谷区の動向や変化する社会状況を踏まえながら、これから私たちが風景づくりの理念を実現していくために、ひとりひとりが認識し共有しておくべき取組みの姿勢を幾つかの「キーワード」とともに示します。

## <取組みの基本姿勢>

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む

次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める

自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市の風景を創造していく

## 今後の取組みに向けたキーワード

### キーワード

#### マネジメント

区内では、経年により建替えや耐震化工事が必要な建築物が多数あります。一方で、リノベーションによる活用増加や SDGsの考え方などから、新たな建築物をつくるだけでなく、既存建築物を維持管理し、利活用していくことも求められています。風景づくりにおいても、新しくつくる姿勢だけでなく、今あるものを大切に維持管理、利活用しながら、風景を引き継ぎ、さらに魅力あるものに磨きをかけていくという姿勢も重視します。

### キーワード

#### グリーン インフラ

みどりには、日影をつくったり水分を蒸発散させたりすることで気温上昇をおさえ、ヒートアイランド現象を和らげる効果や、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化を緩和する効果が期待されます。また、舗装されていない緑化された土の面などは雨水を吸収しやすく、河川や下水道管に流れる雨水を減らす効果があります。

グリーンインフラは、このような自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。区ではグリーンインフラを「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと」と捉え、みどりの保全や豪雨対策を推進しています。

風景づくりにおいても、グリーンインフラの観点を踏まえ、「やすらぎ・憩いの空間の形成」や「良好な風景の形成」につながる風景づくりに取り組みます。

### キーワード

#### ウォー カブル

近年、道路や駐車場が都市空間の大半を占めている利用現状を、歩行者のための空間へ転換していく、人中心のウォーカブルな公共空間が求められています。区でも、国土交通省が募集する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したウォーカブルな街づくりをともに推進する「ウォーカブル推進都市」について、令和元年(2019年)に賛同しました。

風景づくりにおいても、安心・安全で、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成の視点を重視し、積極的に取り組みます。

## キーワード

## 防災復興

近年の気候変動により河川氾濫や土砂災害など、都市型災害リスクの高まりが深刻になる中で、災害に備える「防災」や災害が発生したあとの「復興」について、これまで以上の取組みが求められています。

防災・減災対策、復興街づくりを進める際には、地域の歴史資産を含めた地区の特性を活かし、魅力を高めていく風景づくりに取り組みます。

## キーワード

## ウェルビーイング

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)において、ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること\*1を言います。よりよい社会を目指し、ウェルビーイングを実現していくことが求められるようになってきています。

世田谷区において風景づくりとは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくることであり、ウェルビーイングの実現にも貢献するものです。風景づくりに取り組むにあたっては、ウェルビーイングの実現を意識しながら取り組みます。

## キーワード

## 次世代に向けて

令和6年(2024年)に実施した区政モニターアンケートでは、世田谷区の風景に対する関心の高さに比べて、風景づくりに関する活動に参加した人の割合が高いとはいえない状況です。また、地域風景資産の第1回の選定から20年以上が経過し、「活動者の高齢化」や「後継者の不在」などにより、風景づくり活動団体の数が減少しています。

世田谷の個性あふれる魅力的な風景を次世代に引き継ぐためにも、区民が風景づくりを身近に感じ、取り組みやすい環境や仕組みを整えていきます。

## コラム 今後の取組みに向けたキーワードについて

### ① グリーンインフラ

区では、グリーンインフラを「世田谷区みどりの基本計画」や「世田谷区豪雨対策行動計画(改定)」、「世田谷区環境基本計画」などに位置付けています。また、区民、事業者、区がそれぞれの立場でグリーンインフラに取り組むための指針として、「せたがやグリーンインフラガイドライン(令和6年3月)」を策定し、みどりの保全や豪雨対策を推進しています。

区によるグリーンインフラの取組みの一例として、区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)や小田急線上部利用施設があげられます。

うめとぴあでは、段状緑化と保水性豎樋(じゃかご樋)を導入しています。建物に降った雨水は最上階から各階のバルコニーに設置された植栽基盤(段状緑化)へ保水性に優れた保水性豎樋(じゃかご樋)を伝ってゆっくりと流れ、建物に降った雨水の流出抑制効果を高めています。また、緑の散歩道やレインガーデンもあり、緑地や生態系の保全に寄与しています。

小田急線上部利用施設では、透水性舗装や雨水貯留型ブロック舗装を採用して下水道への流入負荷を軽減させる機能を持たせたほか、シモキタ雨庭広場では傾斜地形を活かし周囲に降った雨水を集めて地下に貯留・浸透させる植栽地「雨庭」をはじめ、木陰をつくる植栽やくつろげる芝生広場、幼児・児童向けの遊具などを配置し、みどり豊かで良好な環境を創出しています。

また、世田谷区ではグリーンインフラの取組みの普及啓発やグリーンインフラの実践者を養成することを目的として「世田谷グリーンインフラ学校～自分でもできる雨庭づくり～」を開催しています。



シモキタ雨庭広場



保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)

### ② ウォークアブル

区においては、平成25年(2013年)9月に策定した「世田谷区基本構想」の9つのビジョンの一つとして「より住みやすく歩いて楽しいまちにする」を掲げ、区民とともに、地域の個性を活かした都市整備を進めてきました。こうした中、国においても、人中心のウォークアブルな公共空間の必要性について、国土交通省が令和3年(2021年)5月に策定した「ストリートデザインガイドライン」において「まちなかの人とクルマの交通量と、それぞれに要している面積との「アンバランス」が生じていることから、道路と駐車場で区域面積の過半を占めてしまうような空間利用の現状を、人々のための空間へ転換することが必要である。」などと示しています。

街づくりにおいては、三軒茶屋駅周辺における滞在性を向上させる公共的な空間の利活用の取組みや、下北沢駅周辺における歩行者が主体の安全・快適で、回遊性のある街づくりの取組みなどを行っています。各地区の特色や資源を活かしながら、区民の健康増進にもつながる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けて、ウォークアブルの視点も取り入れた風景づくりに取り組めます。



SANCHA STREET TERRACEの様子

### ③防災復興

近年の気候変動により河川氾濫や土砂災害など、都市型災害リスクの高まりが深刻になる中で、災害に備える「防災」や災害が発生したあとの「復興」について、これまで以上の取組みが求められています。

国土交通省においても平成24年に「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」をまとめており、まちづくりにおける都市デザイン上の配慮は、後手に回れば、「付け足し」のデザインに陥ったり不自然な景観を生む要因になるほか、必要以上の華美な意匠によるコスト増加を招きかねないことから、とりわけ、復興の初期段階から配慮することで、高い効果が見込まれると示しています。

東日本大震災の復興の際に、宮城県における災害復旧工事では、震災以前から植生していた植物の保全や生きものの生息環境の保全、景観に配慮した護岸工事が行われました。

また、岩手県においても、ふるさと景観再生の手引きで景観形成の考え方を示し、自然や地形、歴史を読み解くことに始まり、周辺との調和や地域の特徴を尊重した景観の演出を図るなど、復興まちづくりを進める上で早い段階から景観の視点を含めた検討の際の配慮事項をまとめています。

世田谷区においては、「防災街づくり基本方針」で防災街づくりの進め方として「防災面だけではなく、住環境や地区の資源など様々な要素を踏まえ、地区の魅力を高めていく街づくりを行っていく」と示しています。防災・減災対策、復興街づくりを進める際には、地域の歴史資産を含めた地区の特性を活かし、魅力を高めていく風景づくりに取り組みます。

### ④ウェルビーイング

世田谷区において風景づくりとは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくることであり、ウェルビーイングの実現にも貢献するものです。そして、その風景づくりは実は私たちの身近にあります。私たちが意識せずに行っている日常の暮らしの中の何気ない行動が、実は世田谷のまちの風景を良くしています。例えば、「窓辺に花を飾る」ことは建物に彩りや温かみをもたらし、通りの風景の演出にもつながります。「落ち葉掃きをする」ことは、まちの清潔感を保ち、良好な風景をつくります。その他にも、「みどりを育てる」「自転車をきれいに停める」「気の合う仲間とマルシェに出店する」ことも、風景づくりです。

このような風景づくりをすることで、達成感や充実感を感じ、また、その風景を見る人の癒しや喜びを生み、ウェルビーイングの実現にもつながります。さらに、この風景づくりをしている「風景をつくる人」と「その風景を見る人、楽しむ人」が活動を通してつながることで、「風景を見る人、楽しむ人」の

感謝や敬意などの気持ちが、「風景をつくる人」の意欲ややる気につながり、互いに愛着や幸福感が生まれることでウェルビーイングの実現につながっています。

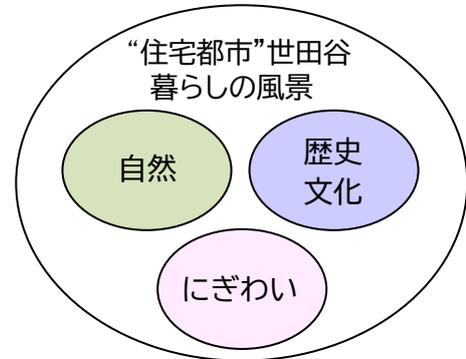
風景づくりにあたっては、ウェルビーイングの実現を意識しながら取り組みます。

### 3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性

風景づくりの理念を実現していくためには、みどりとみずの保全・創出をはじめ、歴史的資産の維持・保全、新たな街づくりや建設行為、区民による風景づくり活動など、風景がそこに生活する人々により創造されていることを踏まえた上で、風景特性を活かしながら、それぞれの取組みの中で着実に魅力を高めていく必要があります。

#### (1) 風景づくりの方向性

「風景づくりの方向性」では、「住宅都市」世田谷として、“暮らしの風景”を大切にしていくことを基本的な考え方として捉えつつ、「自然」「歴史・文化」「にぎわい」の視点から、風景づくりの理念を実現していくための方向性を示します。



#### 自然 地形を尊重し、みどりやみずの風景を守り育てる

##### 地形

武蔵野台地固有の地形や起伏の高低差がもたらす眺望などの要素を活かし、世田谷の風景の魅力を高める

- ・武蔵野台地を幾筋かの河川が浸食し形づくられた起伏の豊かな地形は、世田谷の風景の基盤となるものです。一方、大がかりな地形の変更は大きな災害をもたらす要因にもなります。地域の個性を表す大切な要素として地形を尊重し、これを活かした風景づくりを進めます。
- ・地形の起伏によって作りだされる斜面地や坂道、高台からの眺望は、大切にしたい風景特性であり、とりわけ国分寺崖線の崖上から多摩川や富士山などの見晴らしは、世田谷区ならではの風景です。高低差がもたらす眺望を大切にしたい風景づくりを進めます。

##### みどり みず

多様なみどりの保全・創出とともにみどりの風景の質の向上を図る

河川や湧水などの様々なみず資源の保全とともに、潤いある風景づくりを進める

- ・国分寺崖線の斜面地に連続するまとまったみどりの風景は、崖線らしさの象徴です。崖線の樹林がつくるみどりの連続性、スカイラインの維持・創出に努めます。
- ・武蔵野台地の雑木林の面影を残す樹林地や社寺のみどり、大規模公園・緑地などのまとまったみどりは、みどり豊かな世田谷の風景を形成していく核となるものです。まとまったみどりの保全・創出とともに、まとまったみどりを起点としてみどりの風景の広がりや質の向上を図ります。
- ・街なかにある緑道、並木や高木、敷地内を彩る花木は、地域のシンボルとなるとともに、街の印象を向上させます。地域の特徴的なみどり資源は、風景づくりに活かしていきます。
- ・豊かな流れを保つ多摩川や野川などの河川や湧水などの様々なみず資源があることも、住宅都市世田谷の風景の魅力です。みず環境の保全とともに、みどりと調和を図りながら、自然豊か

な潤いのある風景づくりを進めます。

- ・建設行為等にあたっては、生きものをつなぐ意識し地域の特性に合った樹種の植栽など、生物多様性に配慮した世田谷らしい風景づくりを進めます。

## 歴史・文化 地域の歴史や文化の特性を引き出し、風景づくりに活かす

**地域の歴史・文化** 地域の歴史や文化を感じ取れる要素を継承し、風景づくりに活かすことで、地域の個性や魅力を高める

- ・区内には古代の古墳から古道や街道、近代の駒沢給水塔まで、それぞれの時代の多様な遺産や遺跡、建造物などが残されています。これらの歴史的資産は地域の歴史や文化を伝える貴重な要素です。歴史的資産を継承しながら、地域の風景の個性や魅力を引き出し風景づくりに活かします。歴史的資産を保全し、難しい場合には地域の歴史が感じられる空間とするなど、場所に残された記憶を継承していきます。
- ・ポロ市や多摩川花火大会など、地域で行われている行事や催しは、地域の歴史や文化を体感できたり、季節の風物詩として風景を演出する貴重な要素です。地域の魅力を高める行事などを、その行事などが行われる場所や周辺の風景づくりに活かしていきます。
- ・近年整備された建築物や公共施設などにおいても、優れたデザインで地域の風景を先導しているものや地域のランドマークとなっているものもあり、新たな風景を築く核となります。これらの周辺では、対象となる建造物などを活かしながら周辺の風景の質を高めていきます。また、建設行為等が行われる際には、地域の新たな風景づくりに資する整備となるよう誘導を図ります。
- ・防災・減災対策を行う際は、その機能だけでなく、住環境や地区の資源など様々な要素を踏まえ、地区の魅力を高めていく風景づくりを誘導します。
- ・復興街づくりを進める際は、地域の歴史資産を含めた地区の特性を把握し、風景にも配慮していきます。

**住宅地** みどりとみずの豊かな住宅都市として、住宅地それぞれの成り立ちや特徴を認識し、愛着と誇りを持てる風景づくりを進める

- ・江戸の近郊農村として発展し、明治維新以降、その時々での社会的な動向や時代のニーズとともに様々な住宅が建設され、その積み重ねにより現在の住宅都市としての世田谷の風景を形づくってきました。それぞれの住宅地の成り立ちや特徴を認識し、区民が愛着と誇りをもって暮らす環境を育むよう、住宅都市としての風景づくりの質を高めていきます。
- ・大規模団地やマンションなどの建替えは、風景が大きく変わることから、既存の高木などの風景の記憶も活かしながら、周辺の街並みと調和を図り、また、街づくりと連携しながら次世代に向けて先導的な風景づくりを進めていきます。
- ・夜間における安全性・安心感を確保した照明環境を整備します。過度な明るさや暗がりを排除し、暖かみのある質の高い光により、落ち着きを感じることでできる快適な住環境を形成します。

## 農 世田谷の原風景である農の風景を尊重した風景づくりを進める

- ・江戸の近郊農村として発展した世田谷には、都市化が進んだ今も農地が残り、都市農業の振興が図られています。世田谷の原風景である農の風景を尊重し、周辺では農地を活かした風景づくりを進めます。

## にぎわい 活力や交流が生まれ、親しみのあるにぎわいの風景をつくる

### にぎわい 街の拠点として地域の個性を引き出しながら魅力的な空間を育み、にぎわいや活気を誘導する

- ・都市整備方針で広域生活・文化拠点として位置付けている三軒茶屋、下北沢、二子玉川では、それぞれの拠点の個性をより一層活かし、多くの来街者が魅力的に感じられる活気とにぎわいのある風景づくりを進めます。地域特性を踏まえた夜間照明を取り入れることで、にぎわいある夜の風景づくりを演出します。住宅地に隣接する場合は、落ち着きのある暮らしの照明へ緩やかにつなぎます。
- ・商店街では、街づくりや商業振興と連携を図りながら、地域での取組みや地域資源などを活かし、地域の魅力や個性を引き出すようなにぎわいの風景づくりを進めます。
- ・広域生活・文化拠点や商店街では、人々が集い憩い、多様な活動が生まれる、歩いて楽しい風景づくりを進めます。

### みち 幹線道路などの沿道では、街の骨格となる風景をつくる 緑道など地域の特徴的なみちでは、特性を活かした風景づくりを進める

- ・幹線道路や地区幹線道路などは、多くの人々が日々利用し、目にする風景であり、街の骨格です。道路整備の際は、街路樹などによる潤いのある風景の形成や既存道路を含む無電柱化の推進を検討します。また、沿道の建設行為等に対しては、このことを踏まえた風景づくりを誘導します。
- ・緑道や用賀プロムナード、地域住民や利用者が休憩できるベンチなどのある空間など、歩行者や地域の憩い空間となるみちやみち沿いでは、潤いとやすらぎの感じられる風景づくりを誘導するとともに、周辺のみどりや風景資源との連続性を図ることで、更に歩いて楽しいみちづくりを進めます。

### 鉄道 整備が進み変化する鉄道沿線では、街づくりと連携した風景づくりを推進する 世田谷線沿線では、親しみのある沿線の風景づくりを進める

- ・連続立体交差事業が進められている京王線では、駅前広場やその周辺の整備において、街づくりと連携し、新たな魅力的な風景の創出を進めます。
- ・世田谷線の風景は、生活に溶け込む特徴的な風景として多くの人に親しまれています。世田谷線の沿線では、車窓からの眺めに配慮し親しみのある沿線の風景づくりを進めます。

## (2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方

世田谷区では、平成3年(1991年)に地域行政制度を導入し、5つの地域でそれぞれ具体的な街づくりを進めています。風景づくりと地域の街づくりは密接に関わることから、(1)で示した風景づくりの方向性を踏まえ、主な風景資源や特性、街づくりの動きに対する風景づくりの考え方を、「世田谷」「北沢」「玉川」「砧」「烏山」の地域ごとに示します。

地域区分図



## 世田谷地域



### 自然

～地形、みどり・みず～

#### 地形・眺望への配慮

北沢川緑道沿いの斜面地や桜丘の台地などでは、眺望が開けた場所があります。豊かな地形を活かしながら、その眺めを多くの人が共有できるよう工夫します。

#### まとまったみどりとの連続性の創出

世田谷公園や桜丘すみれば自然庭園、世田谷観音等の社寺などのまとまったみどりは、地域の風景を特徴づける大切な要素です。まとまったみどりを起点に、より多くの人々がみどりを感じられるよう、みどりの連続性に配慮した風景づくりを進めます。



世田谷公園

#### 緑道から広がる散歩道

烏山川緑道や蛇崩川緑道などの緑道は地域住民などに憩いと潤いを提供する散歩道です。隣接敷地や緑道沿道で建設行為等を行う際には、緑道の植生などの特性を踏まえながら積極的にみどりを配置することで、みどりの連続性を深めます。また、緑道周辺の公園などの風景資源と連携を図りながら、更に散歩に適した空間づくりを進めます。

### 歴史・文化

～地域の歴史・文化、住宅地、農～

#### 歴史的・文化的資産を活かす

世田谷地域には、440年以上の伝統を持つボロ市や、近代化遺産である駒沢給水所、松陰神社、世田谷城主・吉良氏に関する痕跡、大山道や瀧坂道といった古道など、歴史的な資産が点在しています。それらの歴史的資産の周囲においては、歴史的資産に対して建築物の配置や、植栽により空間のつながりを持たせたり、街づくりに資産を活かすなどの工夫を行います。



代官屋敷とボロ市通り

#### 大規模敷地の建替えなどに伴う街づくりとの連携

大規模敷地における建替えや土地利用転換では、みどり豊かでゆとりある良好な住環境の形成およびにぎわいのある商業環境の形成、公園や公開空地の整備・緑化、歴史的資産への配慮などを誘導し、街づくりと連携して風景づくりを進めます。

### 密集市街地での防災街づくりとの連携

太子堂や三宿とその周辺には、関東大震災をきっかけに、東京の中心部からの移住により密集市街地となっているところがあります。防災性の向上のため、建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、道路や公園などの整備を進める中で、防災街づくりと連携した風景づくりを進めます。

### 農の風景との共存

桜丘地区は農地保全重点地区に指定され、農地の保全・育成が図られており、地区内には、桜丘農業公園があります。農地の周辺で建設行為等を行う際には、土やみどりなど田園風景に調和するデザインや素材を採用したり、敷地内緑化や敷地境界を生垣にするなどの工夫をし、農地と建築物などが共存する風景づくりを進めます。



太子堂の防災広場

### にぎわい

～にぎわい、みち、鉄道～

#### 三軒茶屋(広域生活・文化拠点)の風景づくり

三軒茶屋は、その発展の歴史を活かし、庶民的雰囲気のにぎわいと活気に満ちた風景づくりを進めます。また、広域的な交流の場として商業・業務・文化などの多様な機能を備えた拠点とするため、再開発事業などでは魅力的な空間づくりを誘導します。

#### 商店街から広がる風景づくり

駅周辺などに広がる商店街では、商店街の取組みや地域資源を風景づくりに活かすとともに、街づくりと連携した取組みを進めます。

#### 大通りの心地よい空間づくり

玉川通り、世田谷通り、環状7号線など大通り沿道の建設行為等は、街並みのスカイラインや形態・意匠・色彩に配慮するとともに、可能な限り緑化を図るなど、歩いて楽しい街づくりを目指し、歩行者にも心地よい空間を創出します。

#### 親しみのある世田谷線沿線の風景づくり

住宅地の中を色とりどりの車両が走る世田谷線は、沿線に植えられた季節毎の草木や花々とともに人々の目を楽しませてくれる、世田谷の特徴的な風景です。車窓や沿線からの眺めに配慮し、沿線の魅力を高める風景づくりを進めます。



にぎわいのある  
三軒茶屋の商店街

## 北沢地域



### 自然

～地形、みどり・みず～

#### 地形・眺望への配慮

北沢川などの河川やその支流に沿って斜面地が連続し、松原、羽根木、代田、大原などの台地からは、富士山を望むこともできるような眺望が開けた場所もあります。豊かな地形を活かしながら、その眺めを多くの人が共有できるよう工夫します。

#### まとまったみどりとの連続性の創出

羽根木公園、森巖寺などの社寺、鉄道沿線の土手などのまとまったみどりは、地域の風景を特徴づける大切な要素です。まとまったみどりを起点に、より多くの人がみどりを感じられるよう、みどりの連続性に配慮した風景づくりを進めます。

#### 緑道から広がる散歩道

再生水を流したせせらぎが整備されている北沢川緑道をはじめ、緑道は地域住民などに憩いと潤いを提供する散歩道です。隣接敷地や緑道沿道で建設行為等を行う際には、緑道の植生などの特性を踏まえながら積極的にみどりを配することで、みどりの連続性を高めます。また、緑道周辺の公園などの風景資源と連携を図りながら、更に散歩に適した空間づくりを進めます。



北沢川緑道

#### 和田堀給水所

みどりの拠点である和田堀給水所の整備にあわせ、新たな地域資源の形成を図ります。

### 歴史・文化

～地域の歴史・文化、住宅地、農～

#### 歴史的・文化的資産を活かす

豪徳寺や玉川上水、瀧坂道、鎌倉道、甲州街道といった古道など、歴史的・文化的資産の周辺においては、資産に対して建築物の形態や配置、植栽により空間のつながりを持たせたり、街づくりに資産を活かすなどの工夫を行います。

#### 保健福祉の街づくりとの連携

「やさしいまちづくり」のモデル地区として福祉的環境整備を進めてきた梅ヶ丘駅周辺地区を「保健福祉の街づくり重点ゾーン」として「梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わい街づくりデザイン指針」を策定しました。この指針に基づき、ユニバーサルデザインによる街づくりを重点的に進め、公共施設、大規模な建築物の建設および道路などの改修の際には、街づくりと連携し、風景づくりとしても魅力を高めます。



梅ヶ丘駅周辺やさしいまちづくり

### 密集市街地での防災街づくりとの連携

北沢、大原を中心に、戦後の人口急増の中、木造賃貸住宅が増加したことにより密集市街地となっており、ところがあります。防災性の向上のため、建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、道路や公園などの整備を進める中で、防災街づくりと連携した風景づくりを進めます。

### 特徴的な住宅地の風景を伝える

代沢、代田にある大正から昭和初期にかけて分譲された住宅地では、敷地境界の大谷石やゆとりある区画、みどり豊かな庭など、当時の風景が感じられる家並みが残されています。このことを踏まえながら、調和の取れた住宅地の街並みを育てていきます。



みどり豊かな住宅

### 農の風景との共存

桜上水地区は農地保全重点地区に指定され、農地の保全・育成が図られています。農地の周辺で建設行為等を行う際には、土やみどりなど田園風景に調和するデザインや素材を採用したり、敷地内緑化や敷地境界を生垣にするなどの工夫をし、農地と建築物などが共存する風景づくりを進めます。

## にぎわい

～にぎわい、みち、鉄道～

### 下北沢(広域生活・文化拠点)の風景づくり

下北沢は、商業・文化などの機能を備えた拠点として、その発展の歴史や道に沿って商店が広がる風景、演劇などが盛んな特性、小田急線の地下化に伴い新たに整備された上部空間の街並みなどを活かし、若者が訪れる活気ある魅力的な場所として、安心して歩ける、買い物が楽しめる、魅力的な空間づくりを進めます。

### 商店街から広がる風景づくり

駅周辺などに広がる商店街では、商店街の取組みや地域資源を風景づくりに活かすとともに、街づくりと連携した取組みを進めます。

### 大通りの心地よい空間づくり

甲州街道や環状七号線など大通り沿道の建設行為等は、街並みのスカイラインや形態・意匠・色彩に配慮するとともに、可能な限り緑化を図るなど、歩行者にも心地よい空間を創出します。

### 京王線連続立体交差事業と連携した風景づくり

京王線連続立体交差事業が進む代田橋駅から桜上水駅の周辺では、側道や駅前広場などの整備により、歩行者の回遊性向上を図るとともに、周辺の街づくりと連携した風景づくりを進めます。

### 小田急線上部における魅力的な風景づくり

地下化された小田急線上部(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)では、住民参加と官民連携により新たに整備された上部利用施設を軸に、地域と連携しながら、周辺と調和し、みどり豊かで歩いて心地よい魅力的な風景づくりを育みます。

### 親しみのある世田谷線沿線の風景づくり

住宅地の中を色とりどりの車両が走る世田谷線は、沿線に植えられた季節毎の草木や花々とともに人々の目を楽しませてくれる、世田谷の特徴的な風景です。車窓や沿線からの眺めに配慮し、沿線の魅力を高める風景づくりを進めます。

## 玉川地域



### 自然

～地形、みどり・みず～

#### 地形・眺望への配慮

複数の河川が入り組んだ玉川地域は地形の起伏が豊かです。国分寺崖線からは、富士山を眺められる場所も多くあります。こうした地形を活かし、多くの人が豊かな地形からの眺望を共有できるよう工夫します。

#### 国分寺崖線のみどりの見え方への配慮

国分寺崖線のみどりは、多摩川方向からよく望むことができます。その眺めの途中にある建築物などは、みどりの連続性や川辺から崖線への視線を考慮し、植栽や形態、色彩を工夫します。



崖線からの富士山

#### 国分寺崖線などのみどりとみずを活かした風景づくり

瀬田、上野毛、野毛、尾山台に続く国分寺崖線には、武蔵野固有の多様な植生、生態系および湧水が残され、それらを活かした瀬田四丁目旧小坂緑地や上野毛自然公園があります。進行中の玉川野毛町公園拡張事業では、古墳や樹木を活かした風景の公園を計画しています。また、崖線や二子玉川公園周辺を「世田谷・みどりのフィールドミュージアム(二子玉川公園周辺地区)」として、この地区でみられるみどりや生きものを紹介し、地域全体を学習・体験の場として活かす取組みが行われています。

花火大会が開かれる多摩川沿いの公園など、みどりとみずのある空間を活かし、身近に自然の魅力を共有できる風景づくりを進めます。

#### 等々力溪谷の風景の保全

等々力溪谷は23区で唯一の溪谷であり、東京都指定の名勝です。溪谷の保全とともに、溪谷を活かした周辺地域の風景づくりを進めます。

#### まとまったみどりとの連続性の創出

駒沢オリンピック公園や馬事公苑、浄真寺や玉川神社などのまとまったみどりは、地域の風景を特徴づける大切な要素です。まとまったみどりを起点に、より多くの人々がみどりを感じられるよう、みどりの連続性に配慮した風景づくりを進めます。

#### 緑道や河川から広がる散歩道

呑川緑道などの緑道や、多摩川沿いをはじめ、丸子川、谷戸川、谷沢川などの河川は大切な風景の要素で、河川沿いは地域住民などに



水と緑が美しい丸子川

憩いと潤いを提供する散歩道です。緑道や河川沿いで建設行為等を行う際には、特性を踏まえながら積極的にみどりを配置することで、みどりやみずの連続性を深めます。また、緑道や河川周辺の風景資源と連携を図りながら歩いて楽しい風景づくりを進めます。

## 歴史・文化

～地域の歴史・文化、住宅地、農～

### 歴史的・文化的資産を活かす

浄真寺や古道(大山道)、玉川電気鉄道跡地、国分寺崖線に分布する遺跡などをはじめ、歴史的・文化的資産の周辺においては、資産に対して建築物の形態や配置、植栽により空間のつながりを持たせたり、街づくりに資産などを活かすなどの工夫を行います。

### 特徴的な住宅地の風景を伝える

国分寺崖線内、新町住宅地、奥沢の海軍村および玉川田園調布などの大正から昭和初期にかけてつくられた住宅地では、当時の風景が感じられる街並みが残されています。また、玉川全円耕地整理事業が実施された地域は、道幅にゆとりのある道路も多く、美しい並木道も数多くあります。このことを踏まえながら、住宅地として調和の取れた街並みを育てていきます。

### 農の風景との共存

瀬田地区や中町・深沢・等々力地区は農地保全重点地区に指定され、農地の保全・育成が図られており、地区内には瀬田農業公園があります。農地の周辺で建設行為等を行う際には、土やみどりなど田園風景に調和するデザインや素材を採用したり、敷地内緑化や敷地境界を生垣にするなどの工夫をし、農地と建築物などが共存する風景づくりを進めます。

## にぎわい

～にぎわい、みち、鉄道～

### 二子玉川(広域生活・文化拠点)の風景づくり

二子玉川は、多摩川や国分寺崖線といった地形やその発展の歴史を踏まえ、商業・業務、文化・交流・レクリエーションなどの機能を備えた拠点とするため、にぎわいと居住、自然環境の調和に配慮した潤いのある風景づくりを進めます。



二子玉川

### 商店街から広がる風景づくり

サザエさん通りをはじめ、駅周辺などに広がる商店街では、商店街の取組みや地域資源を風景づくりに活かすとともに、街づくりと連携した取組みを進めます。

### 大通りの心地よい空間づくり

玉川通りや環状八号線など大通り沿道の建設行為等は、街並みのスカイラインや形態・意匠・色彩に配慮するとともに、可能な限り緑化を図るなど、歩行者にも心地よい空間を創出します。

### 地域の特性を活かした等々力大橋(仮称)の整備

現在整備が進められている等々力大橋(仮称)や、二子橋などの多摩川を横断する橋の建設や維持管理などにあたっては、多摩川沿いの豊かなみどりとみずや多摩川側から見る国分寺崖線への眺望など地域の特性を活かした風景づくりを進めます。

### 特徴のある公共施設を活かした風景づくり

用賀プロムナードやけやき広場など、地域にある特徴的な公共施設を活かした風景づくりを進めます。

## 砧地域



### 自然

～地形、みどり・みず～

#### 地形・眺望への配慮

野川、仙川、谷戸川の複数の河川が入り組んだ砧地域は地形の起伏が豊かです。国分寺崖線からは、富士山を眺められる場所も多くあります。こうした地形を活かし、起伏が豊かな地形からの眺望を多くの人が共有できるよう工夫します。

#### 国分寺崖線のみどりへの見通しの配慮

国分寺崖線のみどりは、野川や仙川からよく望むことができます。その眺めの途中にある建築物などは、みどりの連続性や川辺から崖線への視線を考慮し、植栽や形態、色彩を工夫します。



崖線からの富士山

#### 国分寺崖線などのみどりとみずを活かした風景づくり

成城、大蔵、岡本に続く国分寺崖線には、武蔵野固有の多様な植生、生態系および湧水が残され、特に成城では成城みつ池特別緑地保全地区や成城三丁目崖の林特別緑地保全地区が指定されているほか、複数の市民緑地が公開され、崖線と野川一帯を「世田谷・みどりのフィールドミュージアム(成城学園前駅周辺地区)」として、地域住民との協働により、身近な自然の豊かさを区民共有の財産として守り育み、学習の場として活かす取組みが行われています。崖線内やその周辺で建設行為等を行う際には、国分寺崖線やこれを保全・育成する取組みに配慮し、崖線風景の阻害要因とならないようにします。

#### まとまったみどりとの連続性の創出

砧公園をはじめとするまとまったみどりは、地域の風景を特徴づける大切な要素です。まとまったみどりを起点に、より多くの人々がみどりを感じられるよう、みどりの連続性に配慮した風景づくりを進めます。

#### 河川から広がる散歩道

多様な生きものが生息・生育できる水辺環境の再生を図っている多摩川、野川、仙川などのみず資源は地域の大切な風景の要素で、河川沿いは地域住民などに憩いと潤いを提供する散歩道としても親しまれています。河川沿いで建設行為等を行う際には、特性を踏まえながら積極的にみどりを配置するなどで、みどりやみずの連続性を深めます。また、河川周辺の風景資源と連携を図りながら、更に散歩に適した空間づくりを進めます。



自然豊かな野川

## 歴史・文化

～地域の歴史・文化、住宅地、農～

### 歴史的・文化的資産を活かす

砧地域には喜多見を中心に歴史ある社寺や遺跡、古墳が多くあり、静嘉堂や成城の近代建築もみられます。また登戸道や筏道などの古道もあります。それらの歴史的・文化的資産の周囲においては、資産に対して建築物の配置や、植栽により空間のつながりを持たせたり、街づくりに資産を活かすなどの工夫を行います。

### 特徴的な住宅地の風景を伝える

大正末期、成城学園の立地により開発された成城の住宅地は、現在でもゆとりのある区画が継承され、近代住宅も一部残り、当時植えられたイチョウや桜の並木は地域の資産に成長しました。住民により策定された成城憲章を踏まえ、みどりとゆとりある区画を保全し、成城らしい街並みを伝え継ぐ風景づくりを進めます。



成城に残る近代住宅

### 大規模敷地の建替えなどに伴う街づくりとの連携

大規模敷地における建替えや土地利用転換にあたっては、既存のみどりや周辺環境を活かしながら、道路や公園などの都市基盤の整備を含め、周辺の住環境と調和した風景づくりを進めます。特に祖師谷団地については、けやき並木などの風景を継承するとともに、隣接する低層住宅地との調和に努めます。

### 農の風景との共存

喜多見・宇奈根地区は農地保全重点地区に指定され、農地の保全・育成が図られています。特に喜多見四・五丁目は東京都の「農の風景育成地区」に指定されており、かつての農村風景を再現した次大夫堀公園や、喜多見農業公園があるほか、「世田谷・みどりのフィールドミュージアム(喜多見4・5丁目農の風景育成地区)」として、世田谷の農や喜多見の歴史・文化を守り育み、学習の場として活かす取組みが行われています。農地の周辺で建設行為等を行う際には、土やみどりなど田園風景に調和するデザインや素材を採用したり、敷地内緑化や敷地境界を生垣にするなどの工夫をし、農地と建築物などが共存する風景づくりを進めます。

## にぎわい

～にぎわい、みち、鉄軌道～

### 商店街から広がる風景づくり

ウルトラマン商店街をはじめ、地域に点在する商店街では、商店街の取組みや地域資源を風景づくりに活かすとともに、街づくりと連携した取組みを進めます。

### 大通りの心地よい空間づくり

世田谷通りや環状八号線など大通り沿道の建設行為等は、街並みのスカイラインや形態・意匠・色彩に配慮するとともに、可能な限り緑化を図るなど、歩行者にも心地よい空間を創出します。

### 外環道東名ジャンクション周辺のみどりとみずが調和した風景づくり

外環道東名ジャンクション周辺では、街づくりと連携しながら、みどりやみずと調和した風景づくりを進めます。ジャンクション整備に伴い創出される上部空間については、国分寺崖線のみどりや野川のみずなどの自然環境や遺跡などの記憶、風致地区内のゆとりある住環境と調和した整備を進めます。

### 小田急線駅周辺の街づくりと連携した風景づくり

連続立体交差化された小田急線千歳船橋駅から喜多見駅間は、駅周辺商店街の活性化とあわせて、周辺市街地との調和を図りながら、歩行空間の確保やベンチの設置などに取り組み、安全で誰もが楽しいウォーカブルな街づくりと連携した風景づくりを進めます。

## 烏山地域



### 自然

～地形、みどり・みず～

#### 地形への配慮

仙川をはじめ、かつての河川の支流沿いには、両岸に斜面地が連なっています。地形や斜面地のみどりを活かした風景づくりを進めます。

#### まとまったみどりとの連続性の創出

烏山寺町をはじめとする寺院や法人などの所有する大きな敷地のみどり、蘆花恒春園や祖師谷公園、(仮称)北烏山七丁目緑地などにはまとまったみどりがみられます。これらのまとまったみどりは、地域の風景を特徴づける大切な要素です。まとまったみどりを起点に、より多くの人々がみどりを感じられるよう、みどりの連続性に配慮した風景づくりを進めます。



仙川

#### 水資源を活かした風景づくり

仙川には地域風景資産である祖師谷中橋をはじめデザインが工夫された橋が多く架けられ、みどりとみずが感じられる遊歩道が整備されています。仙川以東では、地域の北西から南東方向に向けて、烏山川や北沢川につながる支流や水路敷が随所にみられます。また、烏山寺町周辺は、“宙水”と呼ばれる武蔵野台地において貴重な浅い地下水の層があります。高源院には湧水によりできた弁天池があり、区の特別保護区に指定されています。これらのみずに関わる資源を活かしながら、散歩も楽しめるような風景づくりを進めます。

### 歴史・文化

～地域の歴史・文化、住宅地、農～

#### 烏山寺町の保全・継承

関東大震災で都心から移転してきた寺が集まって形成されている烏山寺町は、寺院のみどりも色濃く、区内でも特質的な環境を創出しており、地域住民や寺院による自主協定のもと、宙水や地域環境の保全を目的とした取組みも行われています。歴史・文化のみならず自然環境としても貴重な烏山寺町の特性を踏まえ、訪れる人にとっても魅力的な風景を育みます。



烏山寺町

### 歴史的・文化的資産を活かす

烏山地域には、烏山寺町をはじめとする社寺、瀧坂道や甲州街道といった古道のほか、蘆花恒春園内には小説家・徳富蘆花の書院や母屋も残され、小説には当時の風景を垣間見ることができます。また、世田谷文学館は、現代建築でありながら、久保家屋敷跡の庭園を活かしたつくりになっています。このような歴史的・文化的資産の周辺においては、資産に対して建築物の形態や配置、植栽により空間のつながりを持たせたり、街づくりに資産を活かすなどの工夫を行います。

### 特徴的な住宅地の風景を伝える

京王線開通後、大正末期より、上北沢駅前には桜並木を中心とした街区割りが個性的な住宅地が造成されました。およそ100年が経過し、豊かに育った桜並木は住宅地のシンボルであり、地域住民によって守り、育てられています。こうした経過を踏まえながら、調和の取れた住宅地の街並みを育てていきます。

### 大規模敷地の建替えなどに伴う街づくりとの連携

烏山地域には八幡山団地や烏山北住宅などの住宅団地をはじめとした、大規模な敷地が点在しており、老朽化の進行とともに建替えなどによる居住環境の改善が必要とされています。住宅団地の建替えなどにあわせ、街づくりと連携をはかりながら、みどりのネットワークの創出など、風景づくりを進めます。

### 農の風景との共存

北烏山・給田地区や上祖師谷地区は、農地保全重点地区に指定され、農地の保全・育成が図られているほか、区内でも比較的多くの農地や屋敷林が残っている地域です。農地の周辺で建設行為等を行う際には、土やみどりなど田園風景に調和するデザインや素材を採用したり、敷地内緑化や敷地境界を生垣にするなどの工夫をし、農地と建築物などが共存する風景づくりを進めます。



北烏山九丁目屋敷林

### にぎわい

～にぎわい、みち、鉄道～

#### 商店街から広がる風景づくり

駅周辺などに広がる商店街では、商店街の取組みや地域資源を風景づくりに活かすとともに、街づくりと連携した取組みを進めます。

#### 大通りの心地よい空間づくり

甲州街道や環状八号線など大通り沿道の建設行為等は、街並みのスカイラインや形態・意匠・色彩に配慮するとともに、可能な限り緑化を図るなど、歩行者にも心地よい空間を創出します。

#### 京王線連続立体交差事業と連携した風景づくり

京王線の連続立体交差事業が進む上北沢駅から千歳烏山駅の周辺では、側道や駅前広場などの整備により、歩行者の回遊性向上を図るとともに、周辺の街づくりと連携した風景づくりを進めます。特に、千歳烏山駅周辺では駅前広場や補助216号線の道路事業などにより風景が大きく変化するため、魅力的な空間づくりを進めます。

## 4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性

区では、様々な公共施設整備や普及啓発事業を行う中で、参加と協働による風景づくりを進めてきました。これまでの成果を踏まえつつ、幅広い切り口を設けて多くの区民や多様な主体の参加を導きながら協働による風景づくりを深めていくとともに、区民が主体的に風景づくりに取り組めるよう、自発的な実践を促していきます。

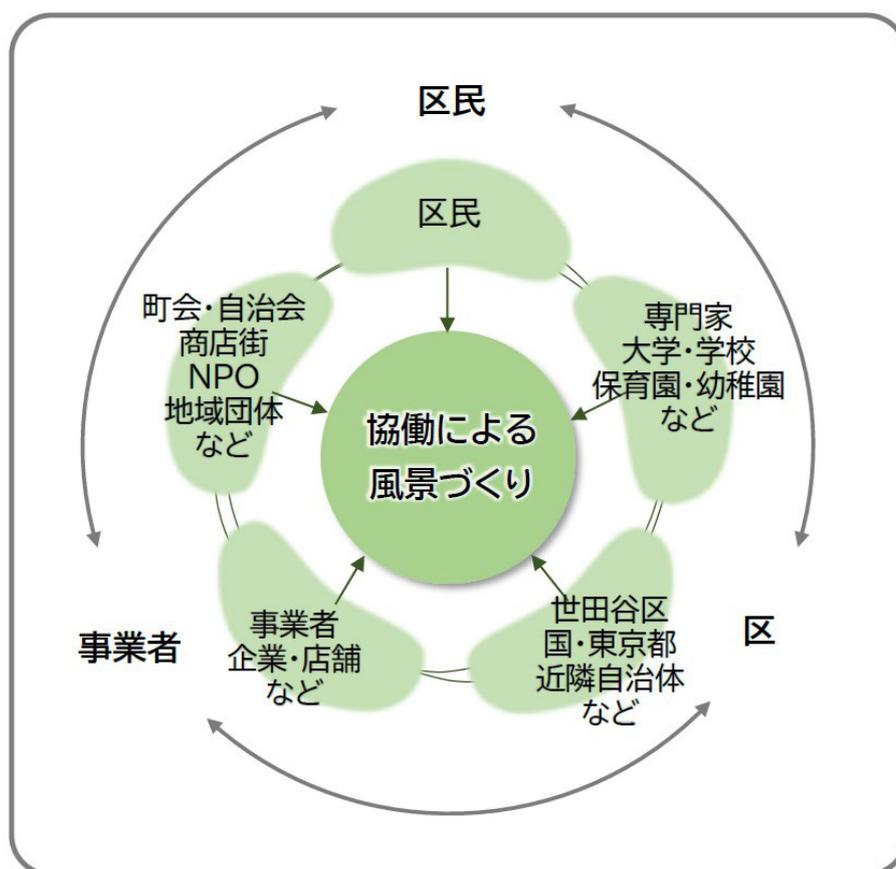
### (1) 多様な主体の参加と協働による風景づくりの推進

地域の風景特性を活かした建設行為等や風景づくり活動団体による地域風景資産などを守り育てる活動のほかにも、現在、区内では地域の居場所づくりや趣味を活かしたイベントの実施、事業者や専門家、大学が連携した街づくり活動など、幅広い切り口の風景づくり活動が広がっています。

風景づくりの主体は多様になっており、従来の「区民・事業者・区」の枠を越え専門家や大学・学校等、町会・自治会・商店街、NPO や地域団体などに広がっています。

これらの多様な主体(区や行政を含む)が協働・連携しながら、それぞれの主体が活躍できる仕組みや体制をつくることにより、質の高い風景づくりに取り組みます。

多様な主体との協働により進める風景づくり



## (2) 区民主体の風景づくりの推進

### 1)ひとりひとりが担い手となる風景づくり

自宅の窓辺に花を飾ることや家の前の道路を掃除することなど、個人が普段の生活の中でできる行動の積み重ねは、地域の風景づくりへとつながっています。また、居場所づくりや趣味を活かした活動などが日常の風景の一部となって地域住民に親しまれているなど、風景づくりの種は区内の至るところで見ることができます。特に、住宅の占める割合の高い世田谷区では、区民ひとりひとりの実践が大切です。

区では、このようなひとりひとりが自分に合った風景づくりを自分のペースで実践できるよう、「風景」や「風景づくり」の考え方をより広く周知していきます。

### 2)区民や街づくりに関わる団体などとの協働による風景づくり

風景づくりは、区民が自発的に進める活動をきっかけに、共感する人や団体とつながることで、幅広い活動へ展開していく可能性を持っています。区民ひとりひとりが風景づくりの担い手となり、そこから近隣・地域へと風景づくりの幅を広げ、更には、街づくりやコミュニティ形成へつなげるなど、様々な方向へ展開させていくことが、地域の魅力を高めていくことにつながります。このような風景づくり活動が進めやすくなる仕組みや支援を用意するとともに、時代にあわせた取組みや内容となるよう引き続き検討します。



住宅の植栽



奥沢盆踊り



区民との協働による風景づくり活動

### コラム 風景づくりとの多様な関わり方

風景づくりへの関わり方は、日常の暮らしの中で気軽に楽しむものから、主体となって地域の風景づくりを進めるまで、様々です。幅広い区民が、ライフスタイルや関心にあわせて無理なく風景づくりに関わるのが大切です。区では、多くの区民が風景づくりに関わり実践できるような機会や支援する制度を提供し、区民主体の風景づくりを進めていきます。

身近・気軽な関わり

関心やライフスタイルにあわせた  
風景づくりとの関わり方

積極的・主体的な関わり

▲  
「風景づくり」が何かを知る、日常の暮らしの延長である何気ない「風景づくり」の実践(清掃、庭づくりなど)

みんなに見てもらいたい!



▲  
関心にあわせ、できる範囲で活動に参加する

マルシェで自慢のコーヒーを振舞いたい!



▲  
主体となって活動を進める

まちの風景資源を守りたい!



## コラム 協働、連携による風景づくりの事例

### 事例1)既存樹木を保全した建築計画の実現

(区関係所管の連携) **事業者** **区(関係所管)**

国分寺崖線に隣接するみどり豊かな敷地における解体事業者からの既存樹木をすべて伐採する計画の相談に対して、支所街づくり担当部署、みどり政策担当部署と連携して対応し、視認性の高い道路や川沿いにある既存樹木を複数残すこととなりました。その後、建設事業者の協力により既存樹木を活かした計画がなされ、国分寺崖線の緑と調和した風景が保全されました。



既存樹木を活かした建築の例

### 事例2)北沢デザインガイドの活用

(区民、事業者、区の連携) **区民** **事業者** **区**

小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の上部空間に区が整備する通路、緑地・小広場などの公共施設について、区民参加で作成した「北沢デザインガイド」を活用し、支所街づくり担当部署、道路工事担当部署、みどり政策担当部署との連携や事業者の協力を得ながら、地域の個性を活かした街並みと調和した魅力ある風景づくりが行われました。(関連:1-13ページ)



小田急線上部(世田谷代田駅周辺)

### 事例3)歴史的建造物を活用した街づくり

(区、事業者の連携) **区民** **事業者**

企業が所有する保養施設の敷地における街づくりの際、敷地内で活用が計画されている近代建築について、東京都景観担当部署や区の支所街づくり担当部署、文化財担当部署との連携により、東京都指定歴史的建造物として選定されました。また、当該地の宅地開発や敷地内に建設された共同住宅、福祉施設などについても風景づくりの誘導を行い、事業者の協力を得て、新しい魅力的な風景が創出されました。



光風亭

## 地域活動から生まれる風景の事例

区内では、風景づくりを意識しないで行われている地域活動が、結果的に地域の魅力的な風景となっている事例があります。その例としてあげられるのが「bajico」や「おやまちプロジェクト」です。

## 事例1) bajico

「bajico」とは、「馬事公苑界わいコミュニティデザインプロジェクト」の愛称です。人と人とのつながりや心の豊かさの再確認をテーマに、地域に関心を持つ住民、区内の大学、企業、NPO、近隣店舗などのメンバーで会議体を組織し、世田谷区都市デザイン課と協働で取り組んでいます。現在は馬事公苑前の「けやき広場」にて年に3~4回のイベントを開催しており、周辺住民にとって馴染みのある風景となっています。



bajico

## 事例2) おやまちプロジェクト

「おやまちプロジェクト」とは、尾山台周辺地域で、商店街・小中学校・大学・地域住民など、多様な人々が参加し、日常の中に交流や学び、チャレンジの場を生み出している取組みです。「つながるホコ天プロジェクト」や「おやまちカレー食堂」など、各々が持ち味を發揮しながら、自分たちの手でまちでの暮らしをより豊かにする活動を行っています。実際にまちの多様な世代の人々との出会いやつながりを通して新たな活動が創出されており、尾山台の街を彩る風景の一部となっています。



おやまちプロジェクト

## 事例3) シモキタ園藝部

「シモキタ園藝部」は、小田急線の東北沢駅、下北沢駅、世田谷代田駅周辺の上部空間を主なフィールドとして、まちの植物を守り育てていくことを目的に発足した団体です。地域住民や専門家など、さまざまな年代や職業の人々が「緑が好き」を共通項にゆるやかにつながり、下北線路街の緑のお手入れ、緑をテーマとしたワークショップやイベントの開催、緑に関連した店舗の運営など、『「緑」を地域の恵みとして共有し、誰もが緑とともに生きられるまち』を目指して活動しています。

上部空間に植えられた植栽や店先の花壇は、日常の風景の中に自然に溶け込み、下北沢らしい魅力的な風景のひとつとして定着しています。園藝を通じて地域の人々が交流するきっかけとなっており、まちに対する愛着や関心を育む場にもなっています。



シモキタ園藝部

## コラム

## 旧校舎を活用した多様な主体による活動から生まれる風景の事例

世田谷区内では近年、近隣学校との統合などにより閉校した旧校舎を様々な機能を集約した複合施設へリノベーションして、区内産業の活性化や地域コミュニティの醸成を促す取組みが進んでいます。

学校だったころの特徴や、地域の特性を引き継ぎ、活かしながら、区、事業者、地域団体などの多様な主体による活動により、新たな風景が生まれています。

## 事例1)まもりやまテラス

『まもりやまテラス』は、旧守山小学校をリノベーションし、地域のコミュニティの拠点とすることを目的として平成31年(2019年)にオープンした複合施設です。

旧守山小学校では、地域住民が関わり自然観察会やビオトープづくり、風力発電、屋上緑化活動などの環境学習に力を入れており、また、校庭の一角にウッドデッキをつくり、地域の憩いの場とするなど、地域交流の拠点としても親しまれていました。そうした地域との関わりや学校の思いを引継ぎ、地域の方々が運営に関わることができる拠点として、誕生しました。

誰でも気軽に利用することが出来る「交流ロビー」や、個人でも運動などに使用できる「広場」や「多目的室」、その他地域の方たちによる、学校時代の畑での野菜づくりや盆栽、各種スポーツなどの「部活動」という様々な定期活動に加え、地域のにぎわいを生み出す手段として、独自の活動団体登録制度を設けるなど、1年を通して『まもりやまテラス』を活用した様々な活動が行われています。



まもりやまテラス

## 事例2)HOME/WORK VILLAGE(ホーム / ワーク ヴィレッジ)

『HOME/WORK VILLAGE』は、旧池尻中学校の建物を活用し、世田谷区による産業活性化拠点創出への取組みの一環として開設された施設です。

この施設は、「暮らし (HOME)」と「仕事 (WORK)」を見つめ直し、私たちの社会に残された「宿題 (HOMEWORK)」を解決することを目的とし、オフィスやカフェ、飲食、ショップ、教育・文化・スポーツ施設などが集う複合施設として令和7年(2025年)に誕生しました。

地域の住民や訪問者が集い、この場所を基点に世田谷がひとつの VILLAGE(=集落やコミュニティ)のように緩やかにつながり、交流し、様々な活動が活性化していくことを目指しています。

事業支援や新たなビジネス機会の創出・交流を促し、スタジオや体育館でのスポーツ体験や、定期的に広場で開催されるマルシェやワークショップに参加し、ブックラウンジでは、コーヒーや好きな本を自由に楽しむなど、様々な人が集い、楽しみ、挑戦できる地域に根差した拠点として活用されています。



HOME/WORK VILLAGE

## Ⅱ. 風景づくりの取組み

---

## 「風景づくりの理念」を実現する風景づくりの主な取組みの体系図

### 風景づくりの理念

### 地域の個性を活かし



#### 地域の個性を活かす

- ・風景はそこに生活する人々によりつくられてきた暮らしや営みの積み重ねであることを踏まえ、地域の風景特性を活かし、次の視点によりその魅力を高めていきます。
- ・区内の身近で魅力ある風景と、その風景を守り育てる活動を地域風景資産に選定・登録するとともに、街の魅力の核となる建造物や樹木を景観重要建造物・樹木などとし、地域で大切にされている風景を守り育てます。また、用途地域ごとに定めたゾーンや風景特性に沿った風景づくりの方針・基準を定め、建設行為等や屋外広告物の誘導を行うことにより、世田谷らしい風景を守り育てます。

#### 地域の個性を表し大切にされている風景を守り育てる

##### ●地域風景資産

地域の風景を特徴づけている大切な要素を区民とともに選定します。

##### 風景づくり条例



##### ●界わい宣言

まとまりのある区域内で自主的に行う風景づくり活動を宣言します。

第4章

##### ●景観重要建造物・ 景観重要樹木

##### 景観法

第8章

##### ●界わい形成地区

##### 風景づくり条例

地域住民との話し合いにより地域にあわせた風景づくりの方針や基準を検討します。



第4章

景観重要建造物・樹木から地域風景資産などへ

地域風景資産から景観重要建造物・樹木へ

地域住民等との界わい形成地区の検討から指定へ

#### 世田谷らしい風景を守り育てる

##### ●建設行為等における風景づくり

##### 景観法

##### 建設行為等の風景づくりの流れ

第5章

①風景特性・理念・方向性の把握

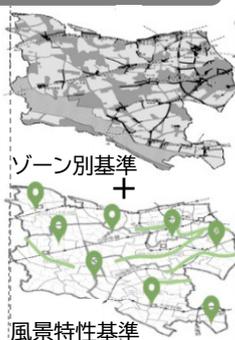
ひとつひとつの建設行為等によって風景がつけられます。風景づくり計画に示す「風景特性」「風景づくりの理念・方向性」などを確認してください。

②計画地周辺の風景特性の把握

計画地および計画地周辺の風景特性(地形やみどり、街並みの色彩や素材、自然や歴史・文化資産など)を確認し、より良い計画とするヒントとしてください。

③風景づくりに配慮した計画

建設行為等を行う際は、「風景づくりの方針」や「ゾーン別基準」、「風景特性基準」に基づき計画を行います。一定規模以上の建設行為等は届出制度により風景に配慮された計画となるよう誘導・調整を行います。



④届出・手続き

・事前相談・調整  
・事前調整会議(せたがや風景デザイナーからの助言による調整)  
・届出

⑤着工

##### ●屋外広告物における風景づくり

##### 景観法・風景づくり条例

- ・「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」により屋外広告物を誘導します。
- ・環状七号・八号線に面する敷地内の屋外広告物にはよりよい風景づくりにつながるよう協議を行います。

第6章

##### ●公共施設における風景づくり

##### 景観法・風景づくり条例

- ・風景づくりを先導していくため、「公共施設の整備に関する指針」や「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づき整備や維持管理、利活用を行います。また、景観重要公共施設に関する事項を定めます。

第7章

# 協働でまちの魅力を高める ■ 世田谷の風景づくり

## 協働でまちの魅力を高める

- ・多くの区民や多様な主体の参加を導くため、幅広い切り口を設けて協働による風景づくりを深めていくとともに、区民が風景づくりに主体的に取り組めるよう、自発的な実践を促していきます。
- ・風景づくり活動団体の登録・支援や風景づくりアドバイザーの派遣、区民が風景づくりを身近に感じ気軽に参加したくなる普及啓発から担い手を広げ継続的な関わりにつなげます。子どもや若者、子育て世代など様々な世代、専門家や大学・学校、町会・自治会・商店街、NPOや地域団体など、様々な主体が協働・連携して活躍できる仕組みや体制を整え、まちの魅力を高めます。

## 区民主体の風景づくりの推進

### ●風景づくり活動団体の登録・支援

風景づくり活動を行う団体を「風景づくり活動団体」として登録し、風景づくり活動についての指導助言を行うアドバイザーの派遣や、活動団体同士で情報共有を行う交流会の開催などにより支援します。



第4章

### ●風景づくりの普及・啓発

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナーやフォーラムの開催
- ・他部署開催イベントなどにおける周知
- ・体験型イベントなどの開催
- ・風景づくりの教育の実施
- ・子ども向け冊子の発行
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用(情報発信・イベントなど)



第4章

### ●風景づくりアドバイザーの派遣

専門的知識を有するアドバイザーの派遣などにより、区民や事業者が自主的に行う風景づくりを支援します。

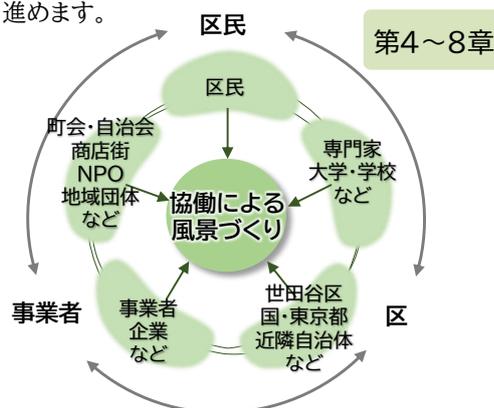


第4章

## 多様な主体の参加と協働による風景づくり

### ●多様な主体の協働による風景づくり

多様な主体が協働・連携し様々な取組みを進めます。



### ●せたがや風景デザイナーを活用した誘導による風景づくり

風景へ与える影響が大きい規模の建設行為等や屋外広告物の設置等を行う際に、様々な分野の専門家である、せたがや風景デザイナーを活用します。第三者的な視点から、計画内容と風景づくり計画で定める定性・定量的な基準との整合を確認し、より良い計画となるよう誘導を行います。



第5章

事前調整会議のイメージ

区民の主体的な  
風景づくりを  
支援する

専門知識や  
経験などを  
高め合い、  
学び合いながら  
質の高い風景を  
つくる



## 第4章 区民主体の風景づくり

1. 区民主体の風景づくりの推進..... 4- 2
  - (1)区民による風景づくりを広げるための取組み
  - (2)区民による風景づくりに活用できる制度
  
2. 風景づくりの普及・啓発 ..... 4-13
  - (1)風景づくりの普及・啓発の考え方
  - (2)普及・啓発の具体的な取組み

区民が主体となって進める風景づくりを推進するための取組みや、風景づくりに活用できる様々な制度や助成、普及・啓発の考え方や取組みを「区民主体の風景づくりの推進」「風景づくりの普及・啓発」として示します

## 1. 区民主体の風景づくりの推進

### (1) 区民による風景づくりを広げるための取組み

風景づくりを広げるための制度を展開し、区民による自発的な風景づくりを支援します。

#### 1) 地域風景資産

地域で大切にしたい風景を区民の手で守り・育て・つくる活動を支援するために、地域の風景を特徴づけている大切な要素を区民とともに選定するのが「地域風景資産」です。選定を通して、多くの区民とともに大切にしたい風景の価値を考えるきっかけとなっています。

平成14年(2002年)度の第1回選定から平成19年(2007)度の第2回選定、平成25年(2013)度の第3回選定と計3回の選定を経て、地域の公園、歴史的な建造物のある空間、散策路など、計86か所の区内の特徴ある様々な風景が地域風景資産として選定されています。

地域風景資産の選定にあたっては、選定方法の検討や、推薦者のサポート、実際の選定作業など多くの場面で区民の方々が関わりながら行ってきました。

今後、時代にあわせた選定・登録のあり方の検討、活動の担い手が不足している団体などへの支援、新たな活動団体の登録、地域風景資産の周知や普及啓発など、地域風景資産制度の更なる発展に向けた検討や取組みを区民とともに進めます。

#### コラム 地域風景資産の事例

##### 事例1) 双子の給水塔の聳え立つ風景

活動団体：駒沢給水塔風景資産保存会

大正13年(1924年)に多摩川で取水した水を当時の澁谷町(現・渋谷区)へ送水するために、駒沢の給水所に2つの給水塔(駒沢給水塔)が造られました。駒沢給水塔は当時の最先端技術を結集した堅牢かつ独創的な意匠を持つ貴重な土木構造物であり、街のシンボルとして地域住民にとって愛着の深い施設であるとの理由により土木学会から「推奨土木遺産」としても認定されています。

活動団体「駒沢給水塔風景資産保存会」により、『この歴史ある近代産業建築を、その周辺環境をも含めて後世に受け継いでいく』ことを目的とし、会誌の発行や様々なイベントでのパネル展示、近隣小学校などへの各種見学会の実施などにより、駒沢給水塔を多くの人に知ってもらうための活動が行われています。



駒沢給水塔

##### 事例2) 季節の野草に出会う小径

活動団体：船橋小径の会

船橋の住宅街に、四季の草花に出会える土のまま残された径(みち)があります。延長約300mのこの小径では木々や季節の草花が青々と茂り、鳥や昆虫などが生息し、花壇や庭園のように飾られた風景とはちがう、どこか懐かしい心地良さを感じながら歩くことができます。

活動団体「船橋小径の会」により、身近な風景・環境の大切さを伝えつつ、保全・育成・魅力を創出し地域の原風景再生につなげていくことを目的として、日々の小径の管理や小径に生息する昆虫・動植物の調査、小径の植物を活かして制作を行う「小径工房」での製作体験、近隣小学校への出前講座などにより、身近な自然の大切さをPRしています。



船橋小径

## コラム 地域風景資産の選定

みなさんが生活する街の中には、生活や文化が感じられる街並みや、人々が行き交う商店街のにぎわい、日常に癒しや彩りを与えてくれる緑など、そこに暮らす人々の心に共有され、みんなが誇りと愛着を持っている大切な風景がたくさんあります。

地域風景資産とは、風景づくり活動を生み出すための仕組みです。風景を大切にしたいというひとりひとりの思いをきっかけに、風景のために活動する人の輪を広げ、大切にしたい身近な風景と、その風景を「守り、育て、つくる」ことを目的とした風景づくり活動をセットで選定することで、世田谷の風景を育んでいくことを目指しています。

以下に、これまで行ってきた計3回の選定のうち、平成25年(2013年)に行った第3回選定のプロセスや取組みについてご紹介します。資産を選ぶ過程においても、あらゆる場面で多くの区民が関わっていることが特徴です。

### 【地域風景資産の選定(第3回)】平成24年(2012年)～平成25年(2013年)

#### ① 地域風景資産候補の募集

「大切にしたい身近な風景」を地域風景資産候補として区に推薦します。

##### □推薦に向けて

推薦にあたっては、地域風景資産の仕組みをわかりやすく説明する場を設けた他、推薦の手続きをわかりやすくまとめた冊子「推薦の手引き」を作成しました。

##### □募集の広報

区報、区のホームページ、チラシやポスターなどにより、募集を開始しました。地域風景資産の募集説明会の参加募集と組みあわせて情報発信し、単なるお知らせにならないよう工夫しました。募集期間中には、第1回、第2回で選定された地域風景資産の活動人による、風景づくり活動を体験できるイベントを積極的に開催し、チラシにもスケジュールを掲載することで、推薦者に実際にどんな活動があるのかが伝わるとともに、活動人にとってもPRの機会となりました。

##### □地域風景資産への関心を高めるリレーイベントの開催

様々な視点から地域風景資産に関心を持ってもらうため、募集期間中に、「知る、体験する、発見する」といった3つの切り口でイベントを開催しました。

##### ◇風景づくり講座

世田谷区の風景づくりの前身である「せたがや百景」についての講演や、身近にどんな百景があるかなどのマップづくりを行いました。また、世田谷に関する情報誌「世田谷ライフ」の編集部の方たちに登壇頂き、編集者の目線で、世田谷の街からどのように情報を引き出しているかを伺いました。

##### ◇風景づくり体験ツアー

実際に地域風景資産の活動の現場を体験してもらう主旨でツアーを企画しました。地元の活動人に協力いただき、本格的な活動があることが参加者に伝わる内容となりました。

##### ◇風景発見まち歩き

《地域風景資産への選定が少ないエリアからの推薦を集めること》や、《せたがや百景や区内のランドマークを推薦につなげること》を目的に4つのコースで街歩きを行い、ゴールで成果を共有するワークショップを実施しました。全てのコースで、地域の大学や区の風景づくりに関わっている大学の学生にも協力頂き、いろいろな世代の視点でコースを体験できるよう工夫しました。



募集のお知らせチラシ



リレーイベントチラシ

## ② 風景づくりプランの作成

推薦人は、地域風景資産候補の特徴や風景づくり活動のアイデアなどをまとめた「風景づくりプラン」を区に提出します。

### □風景づくりプランの作り方を伝える「推薦者向け説明会」の開催

推薦者に、選定条件や選定までのプロセスを理解してもらうため、「風景づくりプラン作成マニュアル」を作成・配布し、先輩活動人のプランづくりのエピソードなどを交えながら説明しました。

### □候補のお披露目

応募があった候補を、風景づくりフォーラムとパネル展でお披露目しました。

### □現場確認まち歩き

推薦のあった地域風景資産候補を実際に確認するまち歩きを行いました。まち歩きでは地域風景資産の先輩活動人が「サポーター」としてアドバイスをを行いながら進めました。

#### サポーターの心構え

- ・プランを書くのは推薦人！
- ・おしつけではなく、耳を傾けよう
- ・そっと手をさしのべる
- ・man to man ではなく one for all
- ・いつも笑顔で！



風景づくりプラン作成

## ③ 公開選定会

### □選定人の選出

区民、学識経験者、区職員の計10名を選定人として選出しました。区民の選定人は、選定の趣旨をよく理解し、総合的な判断が出来る区民を選出することとし、風景づくり委員会の区民委員と地域風景資産の活動人から選出しました。

#### 選定人の心構え

- ・推薦人・活動予定者のやる気やプランのよいところを育てよう
- ・現場主義！現場で見て聞いて感じたことを大切にしよう
- ・素直な感覚を大切に、議論を重ねよう

### □選定人現場確認

27件の推薦現場を、1日9件ずつ3日間に渡って、現場確認を行いました。説明では、現場に仲間をたくさん連れて、紙芝居形式でプレゼンするケースや、現場に大型モニターを持ち込んでプレゼンするケースなどもあり、限られた説明の機会を効果的に活かしていこうという推薦人の方もいました。



選定人による現場確認

□公開選定会

選定人は、風景づくりプランと現場確認を基に、以下の条件で選定を行いました。

地域風景資産選定の条件

- ・風景としての資産の価値があること
- ・地域の共感・共有があること
- ・風景づくりにつながるアイデアがあること
- ・コミュニティづくりにつながる可能性があること



公開選定会

公開選定会 結果

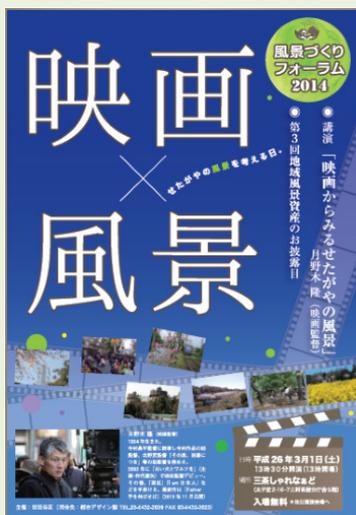
推薦人による最終説明と選定人からの質疑応答の後、公開により選定結果が発表され、新たに20件の地域風景資産が誕生しました。

□選定後の対応

選定会後には、活動人同士の絆を深めるための懇親会の開催や、風景づくりフォーラム、パネル展、区報などにより、新たな地域風景資産のお披露目を行いました。



懇親会



風景づくりフォーラム チラシ



第3回選定公表の区報

## 2) 界わい宣言

区民が、自宅周辺の近隣の方々と風景づくりを進める手立てとして、まとまりのある区域内における3人以上の土地・建物等の所有者などが、区域内で自主的に行う風景づくり活動を宣言します。

宣言された風景づくりの内容を区に登録する事で、風景づくり条例に基づく位置付けが得られるため、区が周知するとともに、地域活動を積極的に進めることができます。これまで、区内の4か所の界わい宣言が登録されています。

### コラム 界わい宣言の事例

#### 奥沢・土とみどりの街づくり宣言

##### 土とみどりを守る会

「緑豊かな街並みを維持し、心安らぐ街にしていくための住環境づくり」を宣言の目標として、平成16年(2004年)3月に宣言し登録されました。

##### 活動内容(抜粋)

- ①街並みの調和を大切にし、まちの歴史を刻む建物など、語り継がれていく風景を皆で守る。
- ②街並みに寄与している樹木を推奨し、周囲の住民の理解を得て、その保全に努め、生活空間を豊かにしてゆくための活動を進める。
- ③季節の花がある楽しい街並みづくりや、文化活動を通してご近所づきあいを活性化し、地域のコミュニケーションを深める活動を進める。



土とみどりを守る会 シェア奥沢

### 3) 界わい形成地区

地域の特徴を活かした風景づくりを進めるため、地域独自の方針や基準を策定し、区に届出を行う建設行為等の種類や規模を定めることができる、景観法および風景づくり条例に基づく制度です。指定にあたっては、地域における十分な話し合いや合意形成を図りながら、目指したい風景像や風景づくりの方向性を示す「風景づくりの方針」、目指したい風景の実現に向けた「風景づくりの基準」などを策定します。指定後は、区が届出を通して事業者「風景づくりの方針」や「風景づくりの基準」を遵守するよう指導・誘導を行います。また、地域と区が定期的に情報共有を行いながら、協働で地域の特徴にあった風景づくりを進めていきます。

界わい形成地区は、現在「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」の1か所が指定されています(令和8年(2026年)3月時点)。今後、一定の地区において、区民の風景づくりの意識の高まりや、区民、事業者の自主的な風景づくり活動などに応じて、新たな地区指定の検討を進めていきます。

#### コラム 界わい形成地区の事例

##### 奥沢1～3丁目等界わい形成地区 ～みどりと人がつなぐ おくさわの風景づくり～

奥沢1～3丁目等地区は、みどり豊かな住宅地や歴史を感じさせる街並みなど地域固有の風景を残し、また、住民団体の地域活動も活発に行われている地域です。区では、平成29年(2017年)度より、この魅力的な風景を地域住民の手で守り育てて次世代を担う子どもたちへ引き継ぐため、「奥沢の風景を育むプロジェクト」に地域住民とともに取り組んできました。

平成29年(2017年)度にまちあるきや意見交換会、セミナーを開催し、「これからの奥沢の風景」について考え、平成30年(2018年)度からは、地域の特徴を活かした風景づくりを進めるために方針やルールを設けることができる制度である「界わい形成地区」指定の検討と、イベントの開催や普及啓発などの「風景づくりの実践」の両輪による取組みを地域住民とともに開始しました。奥沢の風景を守り育てる手立てを考える「ワークショップ」や奥沢の風景の魅力を共有するためのイベント「風景祭」の開催、界わいニュースの発行などにより地域住民とともに思いを共有し内容の検討を進めてきました。令和2年(2020年)度には奥沢駅と奥沢子安公園方面を結ぶ斜めの道の愛称を募集し、令和3年(2021年)度に奥沢小学校の子どもたちからも提案があった「道祖神通り」に決定しました。

そして、令和4年(2022年)6月30日、区内で初めての指定となる界わい形成地区、「奥沢1～3丁目等界わい形成地区～みどりと人がつなぐおくさわの風景づくり～」を指定し、同年10月1日より運用を開始しました。運用にあたっては、敷地の道路に面した部分を緑化し周辺の緑との連続性を図ることや、区域内のすべての建築物を届出対象とするなど、独自のルール(詳細は5-31以降に記載)を定めています。

令和6年(2024年)3月には、奥沢小学校でサクラの植樹式を行うなど、地域の子どもたちも風景づくりに参加し、郷土愛を育む取組みを進めています。



道祖神通り



奥沢小学校への感謝状授与

#### 4)風景づくり活動団体の登録・支援

区民が主体的に取り組む風景づくり活動を推進するため、風景づくりに関する自主的な活動を行う団体を「風景づくり活動団体」として登録し、支援します。

##### コラム 風景づくり活動団体とは

風景づくり活動団体の登録制度は、区民の自主的な風景づくり活動を支援する仕組みです。風景づくり活動団体として登録されると、区の風景づくりの取組みの情報共有や、区と風景づくり活動団体とで行う交流会への参加、技術的支援や専門家の派遣など、風景づくり活動についての支援を受けることができます。

また、区が行う風景づくりの取組みや、区内の様々な場所で活動している他の活動団体の取組みを報告する「風景づくり交流会」の場で意見交換することで、自身の風景づくり活動に活かせる新たな気づきやつながりが生まれ、また、区民が実際に風景づくり活動に踏み出す際にも、様々な支援策によるサポートを受けることができます。



成城三丁目緑地里山づくりコア会議活動

## 5)風景づくりアドバイザーの派遣

協働による風景づくりや区民などが自主的に行う風景づくりを支援するために、風景づくりに関して専門的知識を有する風景づくりアドバイザーを派遣して、区民などが自主的に行う風景づくりを支援します。

### コラム 風景づくりアドバイザーの活用

風景づくりアドバイザーは、風景づくりに関する悩みや課題を解決することを目的に、風景づくり活動を行う区民のもとへ、風景づくりに関して専門的知識をもつアドバイザーを派遣する制度です。

これまでには、風景づくり活動が行われている道路整備の設えの提案や、地域風景資産の隣接地で行われる建築工事が当該地域風景資産に与える影響の調査・助言、風景づくり活動につながる取組みについての講演などで活用してきました。

#### 事例1)成城3丁目桜と紅葉の並木の私道整備

地域風景資産やせたがや百景にも選定されているこの道路は、成城学園が住宅地として開発され始めた頃に、大きな邸宅の玄関に続くアプローチとしてつくられた砂利敷きの私道です。私道の両側には桜と紅葉の並木があり、四季折々の美しい風景を形成しています。

しかし、砂利敷きの為、経年や宅配車の増加などにより、所々に轍ができ水たまりが生じるようになり、通行に支障が出ていました。そこで、趣のある砂利敷きの風景を維持しつつ、安心して通行が出来る私道の整備を検討することになりました。

検討にあたっては、風景づくりアドバイザー制度を活用し、私道所有者の方々からの要望の取りまとめや、まちづくりの専門家の観点から具体的な整備案の検討など、解決すべき課題などについてアドバイス頂きました。

様々な検討を重ねた結果、路盤の転圧や、落ち葉や土が溜まった側溝の清掃、浸透枘の設置などにより並木の根を傷めずに、砂利敷きの風景を維持したまま、轍による水たまりを解消することができました。



成城3丁目桜と紅葉の並木

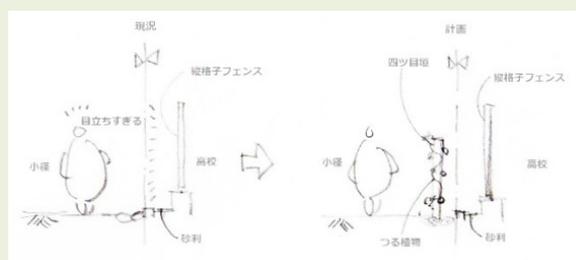
#### 事例2)船橋小径の隣接地の建築による小径への影響調査など

船橋の住宅街に、地域風景資産にも選定されている四季の草花に出会える土のまま残された小径があります。延長約300mの小径では木々や季節の草花が青々と茂り、鳥や昆虫などが生息し、懐かしく心地良い自然を感じながら歩くことができ、地域住民の方々により木々や草花の管理が行われています。

令和2年(2020年)に隣接する高校の建替え工事に伴い、グラウンドも整備を行うことになり、小径の風景も大きく変わる事になりました。

そこで小径の風景を保全するために、風景づくりアドバイザー制度を活用し、グラウンド整備工事による小径の樹木への影響の調査や、小径内の日照条件の変化などを考慮した樹木の選定、小径に面する高校敷地に植えられる樹木の提案などについてアドバイスを頂きました。

現在でも、地域住民が主体となり、近接する大学などとともに連携しながら風景づくり活動が行われており、地域の小学校において課外授業を行うなど、船橋の原風景を感じることができる貴重な学びの場になっています。



小径の風景をより素敵にするための提案

## (2)区民による風景づくりに活用できる制度

世田谷区では、区民の街づくりや地域づくりの活動に関する助成制度や支援制度が数多くあり、その中には風景づくりにつながるものがあります。区民が街づくりや地域づくりに取り組む際には、関係所管と連携しながら、それぞれの目的の達成とあわせて魅力的な風景がつくられるよう支援します。

### 風景づくりにつながる仕組みや制度、助成など

#### ●みどりづくりからつながる風景づくり

- ・緑化助成制度…みどり豊かな環境を確保し安全で潤いとやすらぎのある街づくりを進めるため、植栽帯やシンボルツリー、屋上緑化など、緑化に必要な費用の一部を助成する制度です。
  - ・3軒からはじまる  
ガーデニング支援制度…近隣の3軒以上で構成される緑化活動を行うグループを対象に緑化に関するアドバイザーの派遣などの支援をする制度です。
  - ・みどりと花いっぱい協定制度、  
公園等における  
「花による緑化推進」協定制度…花や自然を大切にする心を育み、花づくりを通して地域のつながりを深める活動の支援として、区と協定を結んだ地域住民や団体(3名以上)に対して、公共施設、公園、商店街、緑道、身近な広場の花壇やプランターに植え付ける花苗などの資材を提供する制度です。
- 
- みどりと花いっぱい協定
- ・市民緑地制度…都市に残された民有地のみどりを保全し、公開することで、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度です。
  - ・小さな森制度…野鳥や昆虫など自然生態の保護や、まちに潤いを与える民有の緑地を登録することにより、都市の貴重なみどりを保全する制度です。
  - ・緑地協定…都市緑地法に基づき、地域の環境を良好に保つために、土地所有者の合意を得たうえで、緑地の保全や緑化に関するルールを定める制度です。
  - ・みどりの維持管理に繋がる支援…区民が庭木などの維持管理を行う際の支援として、区や(公社)世田谷区シルバー人材センター、(一社)世田谷造園協力会、フラワーランドなどと協働し、高枝切りバサミの貸し出しや、除草、簡易な選定作業依頼、区内剪定業者の紹介、園芸相談などを行っています。

### ●街のルールづくりからつなげる風景づくり

- ・地区計画等 …都市計画法などにに基づき、安全で住み良い街の将来像を実現することを目的として、建築物の用途や形態、道路、公園などの街づくりのルールを定めることができる制度です。
- ・地区街づくり計画 …世田谷区街づくり条例に基づき、法的な項目にとらわれることなく、地区の特性に応じて幅広い内容を地区のルールとして定めることができる制度です。
- ・区民街づくり協定 …区民や自治会などが、地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届出することができます。区は一定の要件を満たしたものについて区民街づくり協定として登録できる制度です。
- ・建築協定 …建築基準法に基づき、土地所有者などが建築物の敷地面積や用途、面積や高さ、意匠などについて、独自の基準をつくり、お互いに守りあっていくことを約束(協定)する制度です。



地区街づくり計画(桜新町)

### ●地域活動からつなげる風景づくり

- ・地域の絆連携活性化事業 …区内の町会、自治会などの地縁団体および区内の地域で公益的活動を行う団体が、相互に協力し、地域の絆を深め、連携を拡充しながら実施する地域の活性化への取組みを支援する事業です。
- ・市民活動支援事業 …団体や企業などによる地域課題や社会的課題の解決を目的とし、採択された事業について「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」の機会を提供し、そこで集めた寄附金を原資として、区が団体へ補助する形で支援する制度です。
- ・地域活動団体への助成 …地域でコミュニティ活動を実践している団体に、活動に必要な物品または指導員謝礼などを助成(地域活動団体支援事業)する制度です。
- ・地域共生のいえづくり支援制度 …自己所有の建物の一部あるいは全部を活用した場づくりを支援することで、地域共生のまちづくりを推進し暮らしやすい環境と、地域の絆を生み出し育てていくことを目的とした支援制度です。

### ●まちづくり活動の実践からつなげる風景づくり

- ・トラストボランティア団体 …世田谷の自然や歴史的・文化的環境などの保全活動を行っています。
- ・世田谷トラストまちづくり活動助成事業 …区民主体のまちづくり活動に対して助成する事業です。
- ・街づくり専門家派遣 …街づくりに専門的な知識を持った人が、街づくり協議会などの活動を支援する区の制度です。



写真提供:公益財団法人世田谷トラストまちづくり

トラストボランティア団体による活動

### ●環境や安全への配慮からつながる風景づくり

- ・ブロック塀等撤去工事助成・・・道路に面した安全性が確認できないブロック塀などについて、撤去費用の一部を助成する制度です。
- ・雨水タンクの設置助成・・・屋根に降った雨水を貯めて、庭の水やりなどの雨水の有効活用をはかることで洪水対策にもなる、雨水タンクの設置費用の一部を助成する制度です。
- ・雨水浸透施設の設置助成・・・雨水を敷地内の地下に浸透させることで、大雨時に雨水が河川や下水道に一気に流入することによる浸水被害の軽減、地下水・湧水の保全につなげるために、雨水浸透施設の設置費用の一部を助成する制度です。



雨水タンク

### ●にぎわいのある商店街からつながる風景づくり

- ・商店街施設整備事業への助成・・・商店街の振興並びに近隣住民の安全性や利便性および快適性の向上を目的に行う商店街の共同施設・地域コミュニティ施設の整備などの事業を補助します。(主な例:街路灯の設置・建替え、カラー舗装、休憩所や交流施設、ポケットパークの改修、整備など)



商店街施設整備事業への助成の活用例

※原則商店街の活性化につながる「新規性」のある事業に限ります。

各制度の詳細については、下記二次元コードよりご確認ください。  
(世田谷区ホームページにリンクします)



## 2. 風景づくりの普及・啓発

### (1) 風景づくりの普及・啓発の考え方

多様な主体との協働により、風景づくりを進めていく必要がある一方で、地域での風景づくりにおいては、風景づくりや活動に対する興味・関心の差、担い手の不足、活動の継続性などの課題も生じています。魅力的な風景づくりを推進するため、以下のような視点をもって普及・啓発活動を進めていきます。

#### 1) 「風景づくり」が身近にあることをより多くの人々に伝える

風景づくりを広げていくためには、区内に住む子ども・若者・大人はもちろんのこと、区外から通勤・通学する人、区内の様々な営みに関わる人など、より多くの人々にまずは世田谷の風景の魅力や風景づくりの取組みを知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。

また、風景は人々の貴重な共有の財産であり、個人が普段の生活の中でできる行動が地域の風景づくりへとつながっていることを知ってもらい、区民ひとりひとりが風景づくりの主体である事を認識してもらうことが大切です。

多様な媒体や機会を活用しながら、多角的な情報発信を進めていきます。

#### 2) 風景づくりを身近に感じ、共感し、気軽に参加したくなる情報の発信、機会の提供を行う

風景への関心が実践につながるように、区民が気軽に、楽しみながら一歩を踏み出せる、風景づくりを体験・共感することができるような情報の発信やイベントなどの企画を進めます。

#### 3) 多世代・多様な主体へ担い手を広げる

多様な価値観を持つ人々の風景づくりへの参加は、風景づくりの幅を広げ、質の向上につながります。子どもや若者、子育て中の親などの様々な世代、専門家や大学・学校、町会・自治会・商店街、NPO や地域活動団体など、様々な状況で世田谷に関わりを持つ人々が風景づくりに参加することで、新たな視点やニーズを取り入れ、ノウハウを活用することができます。多世代・多様な主体へ風景づくりの輪を広げるため、それぞれのニーズを探りながらそれに関わる風景づくりの参加の場の創出(きっかけづくり)に取り組みます。

#### 4) 風景づくりが継続・継承される仕組みをつくる

風景づくりを持続させていくためには、風景づくりの担い手として率先して取り組んでいる人々が、より質を高めた活動を行うと同時に、新たな担い手の参加により、今ある活動と新たな取組みをつなげていくことが重要です。風景づくりが継続され、新たな担い手へつながり広がるよう普及・啓発を行い、風景づくりが継続・継承される仕組みを検討していきます。

## (2)協働による魅力的な風景づくりを進めるための具体的な取組み

協働による魅力的な風景づくりを進めていくにあたり、区民が風景づくりを知り、身近に感じ、共感するための周知、気軽に楽しく参加する機会の提供、風景づくり活動を担う人の裾野を広げ、つなげて続けていくきっかけづくりなど、以下のような取組みを進めます。

### 【普及・啓発の取組み】

#### ・地域風景資産の検討

時代にあわせた選定・登録のあり方の検討、活動の担い手が不足している団体などへの支援、新たな活動団体の登録、地域風景資産の周知や普及啓発など、地域風景資産制度の更なる発展に向けた検討や取組みを区民とともに進めていきます。(詳細は P4-2 参照)

#### ・普及啓発冊子の発行

世田谷の素敵な風景や活動を紹介する「風景 PRESS」などを発行していきます。

#### ・セミナーやフォーラムの開催

風景づくり活動を行う団体同士での交流会や、区民を対象とした都市デザインフォーラムなどを開催します。開催の内容については区民へ広く発信・共有するとともに、新しい担い手と既存の活動団体などがつながるきっかけとしていきます。

#### ・区主催のイベントなどにおける周知活動の実施

様々な部署で行うイベントなどに参加し、風景や風景づくり活動について周知を行っていきます。

#### ・体験型イベントなどの開催

街歩きや、謎解きなど、参加者が実際に体を動かし体験できるイベントを企画していきます。

#### ・風景づくり教育の実施

子どもたちに風景や風景づくりについての意識を醸成し、郷土愛を育み、将来の担い手になってもらえるよう学校へ出張講座などを行っていきます。

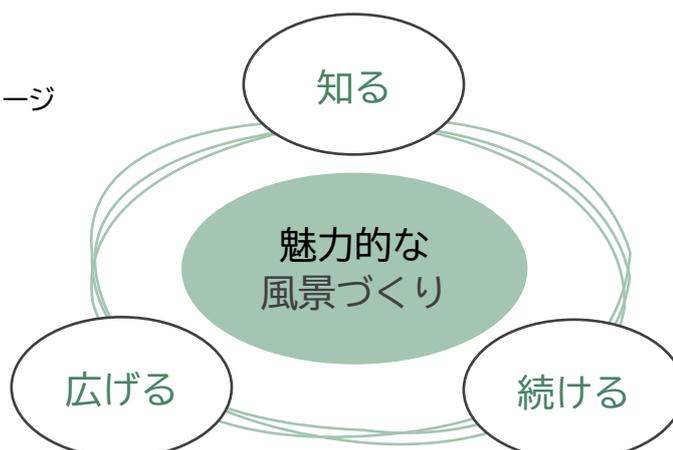
#### ・子ども向け冊子の発行

子どもたちに風景や風景づくりについて興味を持ち、知ってもらうため、写真やイラストを活用した冊子を発行し、風景づくり教育などにおいて活用していきます。

#### ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用(情報発信、イベントなど)

各種イベントの広報や情報発信について、デジタル・メディアを活用して、より多くの方々に情報が行き渡るよう、進めていきます。

普及・啓発のイメージ



## コラム 普及啓発の取組みの事例

### 都市デザインフォーラム

「誰にとっても快適で魅力あふれるまちのデザイン」について、その視点や活動に関して区民、事業者、区がともに考え理解を深めるため、区民を対象として「都市デザインフォーラム」を毎年開催しています。

令和6年(2024年)度は「風景を楽しんで暮らしをもっと豊かに！」をテーマに開催しました。日常生活で少しでも「風景」を意識して行動すると、「幸福感」が生まれ、日常生活がますます豊かになることを会場の皆さんで共有しました。

日常の何気ない行動が風景づくりに貢献していることや、「風景をつくる人」「風景を見る人、楽しむ人」が関わり合い共存することで、日々の暮らしが豊かになっていくことに気が付くことができたフォーラムとなりました。今後も、様々なテーマで毎年開催していきます。



令和6年度 都市デザインフォーラム

### 体験型イベント

多くの区民に風景について関心を持ってもらう事を目的に、風景を楽しむ体験型のイベントを企画、実施します。

これまでに、地域風景資産を巡ってクイズに解答する「クイズラリー」や、奥沢のみどり豊かな住宅地や歴史を感じさせる街並みを巡って魅力を再発見してもらうための「スタンプラリー」などの体験型イベントを実施しました。



奥沢の風景を巡るスタンプラリー

### 子ども・若者を対象としたイベント

次世代を担う子ども・若者たちが世田谷の風景づくりに親しみ、愛着を持てるよう、実際に現地へ赴き、世田谷の風景の魅力について楽しみながら学ぶことができるような体験型のイベントを企画、実施します。

これまでに、池尻大橋から三軒茶屋の地域風景資産をテーマとして親子で謎解きをしながらまち歩きを行う「なぞときまちあるき」や、毎年、世田谷の特徴的で魅力的な風景を紹介する「風景PRESS」、謎解きの要素を盛り込んだ「謎解き風景PRESS」の発行などに取り組んできました。



謎解き風景 PRESS



なぞときまちあるき

## コラム 子どもの意見を聴く取組み

### 子どもを対象としたアンケートの実施

令和4年(2022年)に施行された「こども基本法」にあるように、子どもの意見を聴きながら皆が幸せに暮らせる社会にしていくことを目的とし、区でも子どもの声を政策に反映させることを推進しています。

風景づくりにおいても、世田谷区が、子どもたちが愛着を持って暮らせる場所であることが重要です。令和7年(2025年)7～9月に、区内の主に小学生を対象に、好きな場所などを聴くアンケート調査を実施しました。

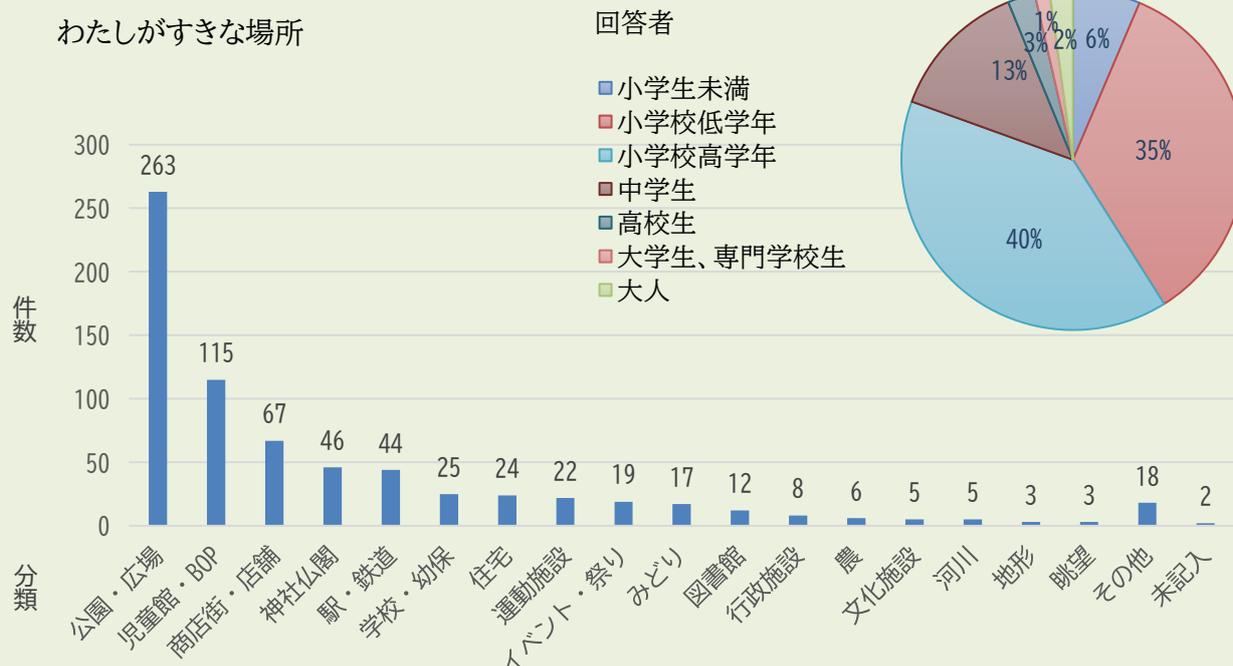
皆で遊んで楽しめる「公園」や「児童館」といった子どもたちの身近でよく利用する場所が、「好きな場所」として多くあげられ、その理由としては「楽しいから」「みどりが多いから」「景色がきれいだから」というご意見が多くありました。いただきましたご意見は計画や事業に活かし、子どもたちが愛着を持っている「すきな場所」の風景を、今後も大切に守り育てていきたいと考えています。



児童館におけるアンケート

### 【アンケート実施概要】

実施期間	対象	質問項目	アンケート実施場所 および回収方法	回答数
令和7年 7月～9月	主に 小学生	①あなたがすきな世田谷の場所はどこですか。 ②どうしてその場所がすきですか。理由をおしえてください。 ③あなたがすきな場所が、これからどのようになっしてほしいですか。 ④すきな場所にかかわるイベントでやってほしいことはありますか。	区内8児童館(現地)	302
			3児童館(配架)	36
			奥沢盆踊り大会	27
			せたがやふるさと 区民まつり	90
			すぐる配信	57
			その他	2
				計 514件



## 第5章 建設行為等における風景づくり

1. 建設行為等の計画をする前に ..... 5- 2
2. 建設行為等における風景づくりの誘導..... 5- 4
  - (1)建設行為等の誘導の考え方
  - (2)景観計画区域の指定
  - (3)風景づくりの方針・基準の考え方
3. 風景づくりの方針・基準など ..... 5-10
  - (1)ゾーン別方針・基準
  - (2)風景特性基準
4. 建設行為等の届出 ..... 5-56
  - (1)建設行為等の届出の考え方
  - (2)届出対象行為・規模
  - (3)届出と手続き

風景づくりを進める上で、建築物や工作物などの建設行為等は非常に大きな役割を担います。第5章では、建設行為等を行う者が共通の価値観を持って計画を行えるよう、景観法に基づいて指定した「風景づくりの方針・基準」を示します。

## 1. 建設行為等の計画をする前に

「風景」とは、その地域の風土と文化や歴史の表れであり、これまでそこに生活してきた先人の人々の暮らしや営みの積み重ねによってつくられ、受け継がれてきました。よって、「風景」は、そこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、「地域の大切な共有の財産」です。

そして、「風景づくり」とは、地域の個性あふれる風景を、守り、育て、つくることです。

これから行われるひとつひとつの建設行為等によって、世田谷の新たな風景がつけられていきます。風景は「地域の大切な共有の財産」であることから、建設行為等を計画する際は、地域の風景特性を把握し、地域の風景に配慮した計画とするなど、世田谷の魅力的な風景づくりに貢献することが求められます。



接道部を積極的に緑化した共同住宅



桜並木のある住宅地



農の風景



世田谷線沿線の風景

次ページに、建設行為等を行うにあたって大切にする風景づくりの考え方を示します。これらに基づき「3. 風景づくりの方針・基準など」を定めています。

## ○受け継がれてきた地域の個性を尊重する

時代の流れの中で育まれてきた地域の風景の個性を大切にします。建設行為等にあたっては、周辺の風景特性に配慮した配置や規模、形態・意匠・色彩、外構にするとともに、地形を活かした計画や地域の植生に合った植栽とするなどにより、地域で受け継がれてきた風景の文脈を次世代へ引き継ぎます。

計画する際には、周辺地域にも目を向け、どのような自然や歴史・文化が息づいているのか、地域の魅力や個性を感じ取り、より良い計画とするためのヒントにしましょう。

### コラム 植栽で受け継ぐ地域の風景

#### 既存の生垣や樹木を残した建替え

地域で受け継がれてきた風景の文脈を引き継ぐ一つの方法として、建築物の建替えや増改築の際に、もともと敷地にあった樹木を残し活かす方法があります。特に、道路境界部にある生垣を残すことで、周辺の風景への影響をおさえることができます。

区では、一定基準以上の既存樹木を保全する場合には、「みどりの計画書」における緑化基準の樹木本数基準について、本数優遇制度があります。また、一定基準以上の樹木を移植する場合は、その費用の一部を助成しています。

建築物の計画をする際は、既存樹木の特長や生育環境を考慮し、可能な限り既存樹木を活用することにより、風景の継承と質の高い風景づくりへの配慮をお願いいたします。



既存の生垣を活かして整備した例



既存樹木を残して建築物を計画した例

## ○風景のまとまりや連続性を大切にする

建設行為等の計画をする際には、周囲の建築物やみどりと調和するよう配置や形態・意匠・色彩、外構に配慮することで、風景のまとまりや連続性のある、地域になじんだ風景を生み出します。

計画地に隣接する敷地や道路を挟んだ向かい側の敷地など、周囲にはどのような建築物があり、どのような色彩や素材を用いているのかを把握し、周辺の街並みとの関係を踏まえて計画しましょう。

## ○歩いて楽しめる風景を育む

沿道のみどりの潤いや人々が出会い交流する雰囲気を感じることができるなど、歩いて楽しめる風景を育みます。

建設行為等にあたっては、アイストップとなる場所を意識した効果的な植栽や人が滞留できる空地の確保、照明の工夫などにより、歩行者の目線を意識したより質の高い計画となるよう配慮します。

## ○街並みを整える

上記(1)～(3)の考え方を踏まえた計画とした上で、道路などの公共空間からの見え方を意識し、細部の設えをさらに工夫することにより、街並みが整った魅力的な風景となります。

計画する際には、室外機やアンテナなどの設備を設置する際に目立たないよう工夫する、駐車場やごみ置き場を植栽で隠すなど、魅力的な街並みとなるよう配慮します。

## 2. 建設行為等における風景づくりの誘導

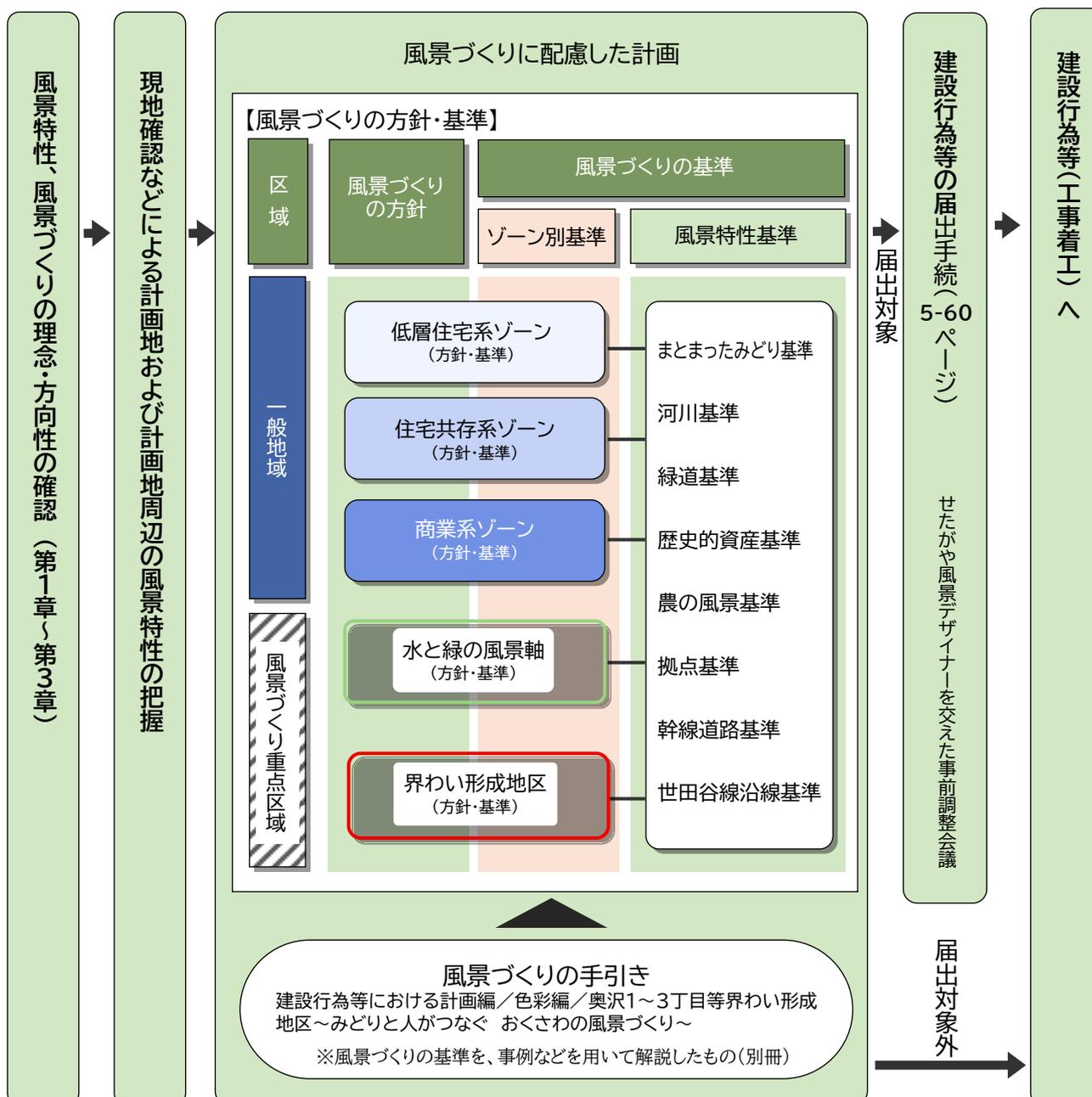
### (1) 建設行為等の誘導の考え方

建設行為等を行う際は、風景特性、風景づくりの理念・方向性を本計画の第1章～第3章で確認の上、地域特性を踏まえた良好な風景の形成に向けて、風景づくりに配慮した計画を、景観法に基づく景観計画区域の区分に応じた「風景づくりの方針」「風景づくりの基準」に基づき行います。また、「風景づくりの基準」については、「風景づくりの手引き(別冊)」を参考とします。

なお、一定規模以上の建設行為等については、区に対して景観法および風景づくり条例に基づく届出が必要です(P5-57～59参照)。また、届出の対象外である建設行為等についても、風景づくりの方針・基準を参考にして、よりよい風景づくりの工夫が必要です。

さらに、風景が大きく変わることが予想される建設行為等では、状況に応じて風景への配慮について関係部署との段階的な調整や、せたがや風景デザイナーを活用した事前調整会議の開催などにより、効果的な誘導を図ります。

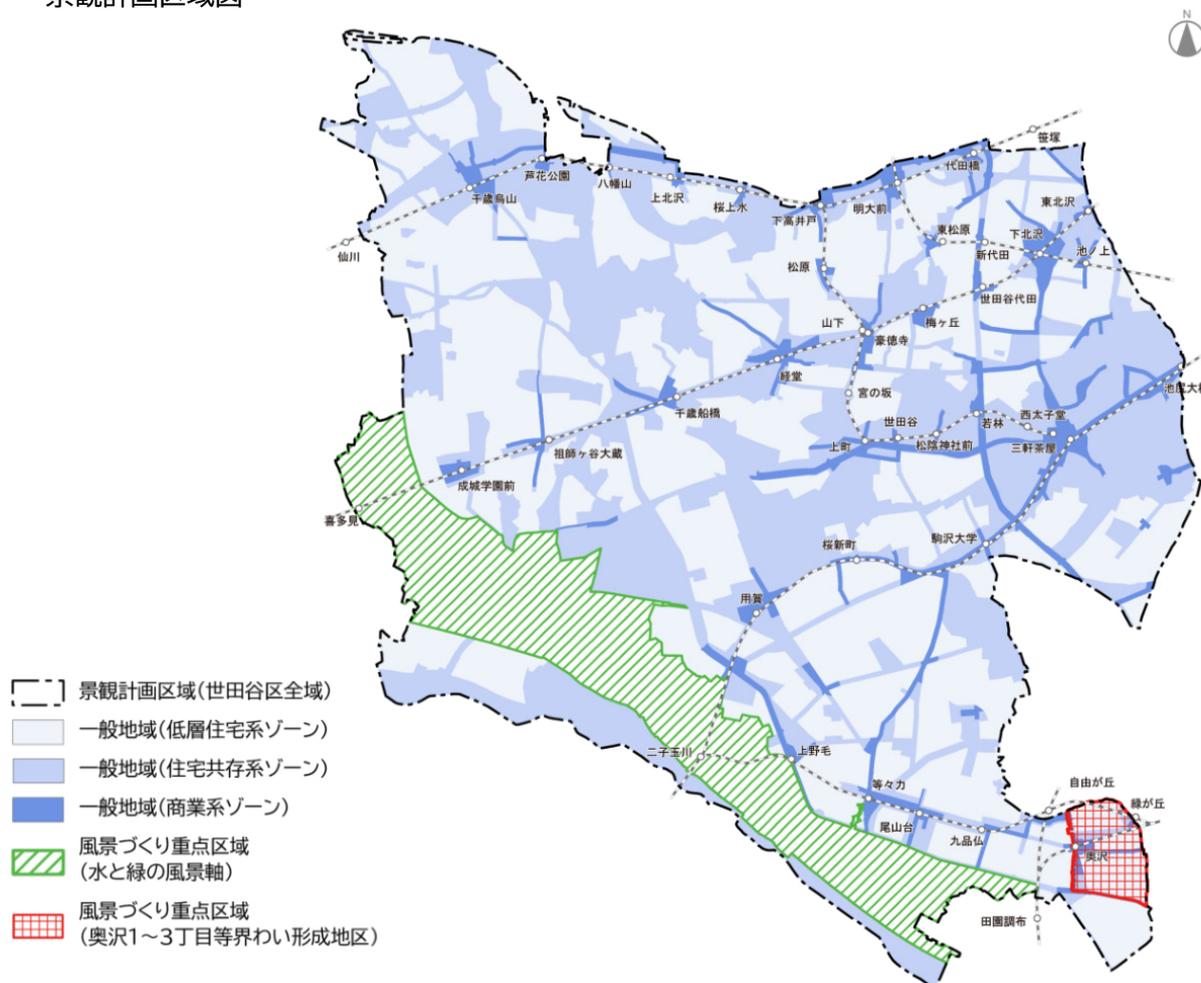
#### 建設行為等の流れ



## (2) 景観計画区域の指定

景観法第8条第2項第1号の「景観計画区域」は、世田谷区全域とし、「風景づくり重点区域」と、それ以外の世田谷区全域を対象にした「一般地域」に区分します。

景観計画区域図



景観計画区域の区分

区分	該当する用途地域など
一般地域	低層住宅系ゾーン 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域
	住宅共存系ゾーン 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域、準住居地域、準工業地 域、市街化調整区域
	商業系ゾーン 近隣商業地域、商業地域
風景づくり 重点区域	水と緑の 風景軸 国分寺崖線とその周辺(右表)
	界わい 形成地区 「水と緑の風景軸」以外で、風景 づくりを重点的に推進する区域 (次ページ)

「水と緑の風景軸」の範囲

玉川総合支所管内	砧総合支所管内
玉川1丁目9番~21番、 尾山台1・2丁目全域、玉堤1・2丁 目全域、等々力1丁目全域、等々 力溪谷名勝指定範囲(公有地)、 野毛1・2・3丁目全域、上野毛2丁 目全域、上野毛3丁目1番~9番・ 16番~26番、玉川1・2・3・4丁目 全域、瀬田1丁目1番~18番・24 番~26番・29番~31番、瀬田2 丁目31番~32番、瀬田4丁目1番 ~16番・19番・36番~41番	岡本1丁目1番~4番・6番~11 番・17番~21番・23番~39 番、岡本2・3丁目全域、鎌田3・ 4丁目全域、宇奈根3丁目全 域、大蔵3・4・5・6丁目全域、 砧7丁目1番、喜多見3・4・5・ 6・7・8・9丁目全域、成城1丁 目1番~2番・5番~21番 成城3・4丁目全域

(市街化調整区域を除く)

※計画敷地が複数のゾーンにまたがっている場合は、敷地の過半を占めるゾーンの基準を適用します。

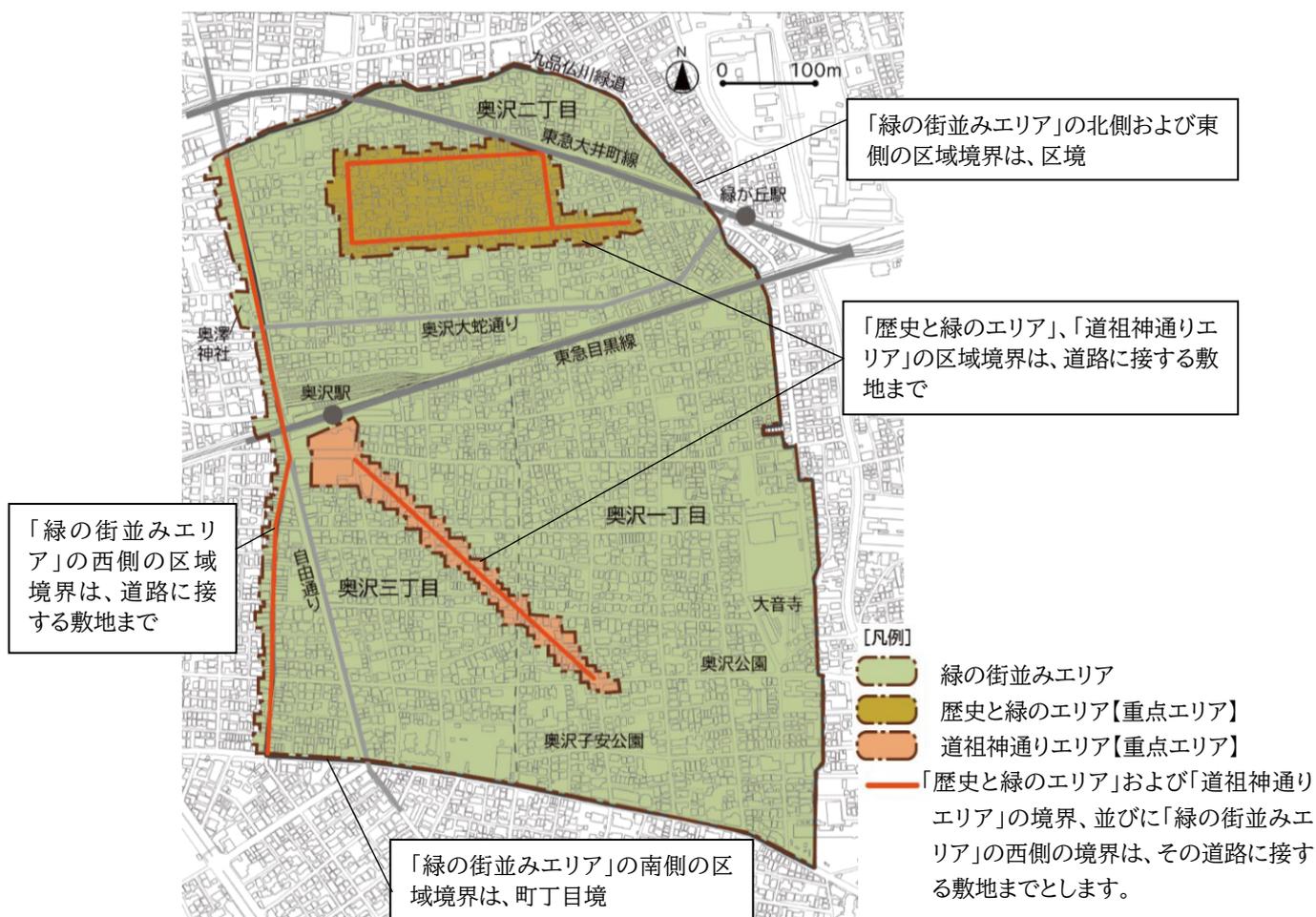
## 「界わい形成地区」の範囲

奥沢1～3丁目等 界わい形成地区	奥沢1丁目1番～65番の全域、奥沢2丁目1番～49番の全域 奥沢3丁目1番～47番の全域、 奥沢4丁目1番・2番・8番・9番・15番・16番・24番・26番～28番の一部 奥沢5丁目1番・12番～14番・22番～25番の一部
緑の街並みエリア	奥沢1丁目1番～9番・11番・13番～21番・26番～65番の全域 奥沢1丁目10番・12番・22番～25番の一部 奥沢2丁目1番～14番・18番・21番・22番・25番・36番～38番・43番～49番の全域 奥沢2丁目15番～17番・19番・20番・23番・24番・26番～28番・34番・35番・39番～42番の一部 奥沢3丁目1番～18番・24番・26番～32番・37番～45番の全域 奥沢3丁目19番～23番・25番・33番～36番・46番・47番の一部 奥沢4丁目1番・2番・8番・9番・15番・16番・24番・26番～28番の一部 奥沢5丁目1番・12番～14番・22番～25番の一部
歴史と緑のエリア	奥沢2丁目29番～33番の全域 奥沢2丁目15番～17番・19番・20番・23番・24番・26番～28番・34番・35番・39番～42番の一部
道祖神通りエリア	奥沢1丁目10番・12番・22番～25番の一部 奥沢3丁目19番～23番・25番・33番～36番・46番・47番の一部

## &lt; 奥沢1～3丁目等界わい形成地区 &gt;

奥沢1～3丁目等界わい形成地区の対象区域を以下の図に示します。

「歴史と緑のエリア」および「道祖神通りエリア」の区域の境界、並びに「緑の街並みエリア」の西側の区域の境界は、以下で示した道路に接する敷地までとします。



## 1)一般地域

一般地域は、土地利用状況と連携を図ることで風景づくりの効果を高めるため、都市計画に定める用途地域をもとに、建築物の形態や意匠に影響を与える主な要因である「用途」、「高さ・規模」および「現状の土地利用状況」を踏まえ、次の「低層住宅系ゾーン」「住宅共存系ゾーン」「商業系ゾーン」に区分します。

区 分		該当する用途地域など
一 般 地 域	低層住宅系ゾーン	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
	住宅共存系ゾーン	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、市 街化調整区域
	商業系ゾーン	近隣商業地域、商業地域

## 2)風景づくり重点区域

風景づくりを重点的に推進する必要がある区域を、風景づくり条例に基づき、「風景づくり重点区域」として指定します。風景づくり重点区域には、「水と緑の風景軸」と「界わい形成地区」があります。

### <水と緑の風景軸>

成城から玉川田園調布までつながる国分寺崖線および国分寺崖線と一体となって風景をつくりだしている区域。

### <界わい形成地区>

#### ●指定の対象となる地区の例

- ・景観重要建造物、景観重要公共施設の周辺
- ・にぎわい・文化・福祉などの拠点で区民や来街者が多く訪れる区域
- ・区民の風景づくり活動が活発な区域
- ・その他、良好な風景の形成を重点的に推進する必要があると考える区域 など

#### ●指定の考え方

- ・界わい形成地区は、区域の風景特性を活かし、個性を創出するため、風景づくり重点区域として区域独自の「風景づくりの方針」、「風景づくりの基準」を策定し、景観法に基づく届出対象行為や規模を定め、風景づくりの誘導を図ることが可能です。
- ・界わい形成地区は、対象区域内の住民など関係権利者の意見を踏まえて指定します。
- ・良好な風景づくりを目的とする地区街づくり計画や地区計画などを行う際には、界わい形成地区の指定と連携を図ります。
- ・景観法に基づき一定の要件を満たした土地の区域については、住民などによる界わい形成地区指定の提案も可能です(景観法第11条 住民等による提案)。
- ・界わい形成地区を指定する際は、景観法に基づく所定の手続きおよび風景づくり委員会の審議が必要となります。

### (3) 風景づくりの方針・基準の考え方

建設行為等を行う者が共通の価値観を持って計画を行えるよう、地域特性を踏まえた「風景づくりの方針・基準」を景観法に基づいて指定し、良好な風景づくりの実現を目指します。

#### 1) 風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

風景づくりの方針は、将来にわたり良好な風景づくりを図っていく上で必要な方針を定めるものです。一般地域の3つのゾーン(低層住宅系ゾーン・住宅共存系ゾーン・商業系ゾーン)および風景づくり重点区域(水と緑の風景軸・界わい形成地区)において、ゾーン毎の特性を踏まえて風景づくりの方向性を示します。

#### 2) 風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

風景づくりの基準は、建設行為等に対し、配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩などについて定める基準です。以下の「ゾーン別基準」と「風景特性基準」を定めます。

##### <ゾーン別基準>

ゾーン別基準は、一般地域の3つのゾーン(低層住宅系ゾーン・住宅共存系ゾーン・商業系ゾーン)および風景づくり重点区域(水と緑の風景軸・界わい形成地区)において、ゾーン毎の特性を踏まえ、建設行為等を行う際に適合すべき基本的な基準です。

##### <風景特性基準>

風景づくりを行う上で、特に調和や配慮が求められる風景特性に隣接または近接する対象範囲で建設行為等を行う場合、それぞれのゾーン別基準に付加して適合を求める基準です。

「まとまったみどり基準」、「河川基準」、「緑道基準」、「歴史的資産基準」、「農の風景基準」、「拠点基準」、「幹線道路基準」、「世田谷線沿線基準」の計8つの基準を設けます。

## 世田谷の風景特性を活かした建設行為等の誘導の仕組みの工夫

建築物や工作物などは、風景を構成する大きな要素の一つです。そのため区では、建設行為等の計画が風景づくりに配慮した計画となるよう、以下に示す2つの考え方にに基づき誘導しています。

一つは「大きな視点で見た風景の特徴に調和すること」、もう一つは「敷地周りの風景の特徴を活かして、地域の風景や計画自体の魅力を高めること」です。

### ①大きな視点で見た風景の特徴に調和した風景づくり（ゾーン別基準）

世田谷のまちを大きな視点で見ると、同じ区内でも住宅地と商業地ではつくられてきた風景が異なっています。また、みどり豊かな国分寺崖線一帯など、一定の範囲で特徴を持った地域もあります。

風景は、そこで生活する人々の共有の財産であるため、建設行為等を計画する際には、このような大きな視点で見たときに調和のとれた風景となるよう配慮した計画を立てることが求められます。

そこで、世田谷区では5つに区分したゾーン（「低層住宅系ゾーン」「住宅共存系ゾーン」「商業系ゾーン」「水と緑の風景軸」「界わい形成地区」）のそれぞれに風景づくりの方針・基準を設けることで、大きな視点で見たときに調和のとれた風景となるよう誘導しています。

### ②敷地周りの特徴を活かした風景の魅力を高める風景づくり（風景特性基準）

建築物や工作物などを敷地単位で捉えると、敷地の周りには、まとまったみどり、河川、歴史的な建築物、農地など、世田谷らしい風景を形づくる特徴的な要素がたくさんみられます。これらの付近で建設行為等を行う場合は、その特徴に配慮するなど、周辺の風景の魅力を高めることが求められます。また、そうすることで計画自体の魅力も向上します。

そこで、世田谷の風景を特徴づけている8つの要素について「風景特性基準」を設け、地域の個性を活かした風景をつくることのできるよう誘導しています。

このように、「大きな視点」と「敷地単位の視点」を組みあわせることで、それぞれの計画地に合わせたきめ細やかな誘導をすることにより、世田谷らしい風景づくりに取り組んでいます。

#### ゾーン別基準と風景特性基準による誘導のイメージ



### 3. 風景づくりの方針・基準など

#### (1) ゾーン別方針・基準

##### 1) -1 一般地域(ゾーン別/方針・基準)

###### ① 低層住宅系ゾーン

###### ● 風景の特性

低層住宅系ゾーンは、第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域からなるゾーンです。区内の約5割が該当し、『住宅都市』世田谷を形づくっているゾーンです。建築物の高さの上限が10mまたは12mに制限されているため、1～3階建ての低層住宅が中心です。

街並みの様子は地域によって様々ですが、比較的ゆとりのある敷地に豊かなみどりが保全された住宅地の街並みも多くみられます。

###### ● 風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

低層住宅系ゾーンでは、それぞれの地域がもつ特性を活かしながら、みどり豊かでゆとりや落ち着いたのある街並みを維持・創出し、さらに質の高い魅力的な住宅地の風景づくりを目指します。

なお、計画にあたっては、第3章の「3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性」における、5つの地域別の「(2) 地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方」を踏まえ、地域で進行している街づくりの動向などに配慮した風景づくりを目指します。

形態・意匠は建築物単体のバランスだけではなく、周辺の街並みとの調和を図る。



敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。

隣接する建築物との壁面位置など、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。

## ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(一般地域・建築物等)
	低層住宅系ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な隣棟間隔の確保や道路側に空地を設けるなど、ゆとりのある配置とする。</li> <li>② 隣接する建築物との壁面位置を揃えるなど、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。</li> <li>③ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>④ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>⑤ 並木や街路樹に面した場所は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 戸建住宅を中心とした周辺の街並みの高さ・規模に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 形態・意匠は建築物単体のバランスだけではなく、周辺の街並みとの調和を図る。</li> <li>② 周辺の戸建住宅を中心とした街並みスケールを考慮し、壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減及び街並みの連続性を図る。</li> <li>③ 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩を工夫し魅力ある風景づくりを図る。</li> <li>④ 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P5-22～23 参照)</li> <li>⑤ バルコニーやベランダを設置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、洗濯物や設備などが道路などから直接見えない構造・意匠とする。</li> <li>⑥ 屋根・屋上・外壁などに設備などがある場合は、歩行者からの見上げや周辺からの見え方に配慮し、目立たないように工夫する。</li> <li>⑦ 太陽光パネルを設置する場合は、設置位置や形態、色彩など、風景を損なわないように工夫する。</li> <li>⑧ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> <li>⑨ 並木や街路樹に面した場所では、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> </ul>
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>② 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</li> <li>③ 既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。</li> <li>④ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> <li>⑤ 住宅地では、夜間の風景を落ち着きあるものとするため、過度な照明とならないよう配慮する。</li> <li>⑥ 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの付帯設備は、目立たな</li> </ul>

	<p>いよう配置や植栽などを工夫する。</p> <p>⑦ 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p>
その他	<p>① 周辺に地域風景資産*や界わい宣言*、古道など風景資源がある場合は、これを活かした配置、形態・意匠、外構などに配慮する。</p> <p>② 道路に面する場所に空地を設ける場合は、活動や交流を促す空間づくりに配慮する。</p> <p>③ 屋外広告物を設置する場合は、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を参考に、周囲の風景と調和したものとなるよう工夫する。</p>

\*第4章参照

風景づくりの基準(一般地域・工作物)	
低層住宅系ゾーン	
配置	<p>① 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保する。</p> <p>② 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</p>
高さ・規模	① 高さを要する工作物は、広い範囲からの見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	<p>① 周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の風景と調和した形態・意匠とし、長大な壁面の工作物は避ける。</p> <p>② 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P.5-22～23 参照)</p>
外構・緑化等	<p>① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</p> <p>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p> <p>③ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</p>

風景づくりの基準(一般地域・開発行為)	
低層住宅系ゾーン	
土地利用	<p>① 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</p> <p>② 公園や広場空間を設ける場合は、周辺の街並みにおいて魅力的な風景となるよう工夫する。</p> <p>③ 事業地内の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</p> <p>④ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</p>

造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑と連続するよう工夫する。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

	風景づくりの基準(一般地域・土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等)
	低層住宅系ゾーン
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業地内外の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 造成後の事業地は、可能な限り緑化を行い、周辺の街並みやみどりの風景との調和を図る。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

	風景づくりの基準(一般地域・木竹の伐採)
	低層住宅系ゾーン
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採された緑を補うよう、視認性の高い場所に可能な限り緑化を図る。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

## ②住宅共存系ゾーン

### ●風景の特性

住宅共存系ゾーンは、低層住宅系ゾーンや商業系ゾーン以外の住居系などの用途地域からなるゾーンです。戸建て住宅や集合住宅などの住宅を中心としながらも、商業・業務施設や工場など多様な用途の建築物が共存しています。また、低層から中高層まで様々な高さや規模の建築物がみられ、多様性のある街並みが形成されています。

### ●風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

住宅共存系ゾーンでは、住宅を中心としながらも様々な用途や規模の建築物がお互いに配慮しながら、街並みとして調和のとれた風景づくりを目指します。また、隣接する低層住宅系ゾーンの街並みに配慮した風景づくりを目指します。

なお、計画にあたっては、第3章の「3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性」における、5つの地域別の「(2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方」を踏まえ、地域で進行している街づくりの動向などに配慮した風景づくりを目指します。

適切な隣棟間隔の確保や道路などの公共空間と連続した空地の確保など、ゆとりのある配置とする

高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する



形態・意匠は建築物単体のバランスだけではなく、周辺の街並みとの調和を図る。

敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。

## ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(一般地域・建築物等)
	住宅共存系ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な隣棟間隔の確保や道路などの公共空間と連続した空地の確保など、ゆとりのある配置とする。</li> <li>② 隣接する建築物との壁面位置を揃えるなど、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。</li> <li>③ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>④ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>⑤ 並木や街路樹に面した場所は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 形態・意匠は建築物単体のバランスだけではなく、周辺の街並みとの調和を図る。特に建築物の低層部は、周辺環境を考慮し、魅力ある歩行者空間に寄与するよう、形態・意匠・色彩を工夫する。</li> <li>② 周辺の街並みスケールを考慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないなど、壁面の分節化や色彩の工夫等により圧迫感の軽減及び街並みの連続性を図る。特に低層の街並みに隣接する場合は、低層の街並みからの見え方に配慮する。</li> <li>③ 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩を工夫し魅力ある風景づくりを図る。</li> <li>④ 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P5-22～23 参照)</li> <li>⑤ バルコニーやベランダを設置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、洗濯物や設備などが道路などから直接見えない構造・意匠とする。</li> <li>⑥ 屋根・屋上・外壁などに設備などがある場合は、歩行者からの見上げや周辺からの見え方に配慮し、目立たないように工夫する。</li> <li>⑦ 太陽光パネルを設置する場合は、設置位置や形態、色彩など、風景を損なわないように工夫する。</li> <li>⑧ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> <li>⑨ 並木や街路樹に面した場所では、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> </ul>
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>② 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</li> <li>③ 既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。</li> <li>④ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> <li>⑤ 住宅地では、夜間の風景を落ち着きあるものとするため、過度な照明とならな</li> </ul>

	<p>いように配慮する。また、人通りの多い場所などでは、周辺状況に応じた夜間の風景となるよう配慮する。</p> <p>⑥ 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機等の付帯設備は、目立たないよう配置や植栽などを工夫する。</p> <p>⑦ 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p> <p>⑧ 隣接するオープンスペースとの連続性を図る。</p>
その他	<p>① 周辺に地域風景資産*や界わい宣言*、古道など風景資源がある場合は、これを活かした配置、形態・意匠、外構などに配慮する。</p> <p>② 大規模な建築行為等で空地を設ける場合は、活動や交流を促す空間づくりに配慮する。</p> <p>③ 屋外広告物を設置する場合は、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を参考に、周囲の風景と調和したものとなるよう工夫する。</p>

\*第4章参照

風景づくりの基準(一般地域・工作物)	
住宅共存系ゾーン	
配置	<p>① 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保する。</p> <p>② 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</p>
高さ・規模	① 高さを要する工作物は、広い範囲からの見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	<p>① 周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の風景と調和した形態・意匠とし、長大な壁面の工作物は避ける。</p> <p>② 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周囲の風景との調和を図る。(P.5-22~23 参照)</p>
外構・緑化等	<p>① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</p> <p>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p> <p>③ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</p>

風景づくりの基準(一般地域・開発行為)	
住宅共存系ゾーン	
土地利用	<p>① 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</p> <p>② 公園や広場空間を設ける場合は、周辺の風景において魅力的な空間となるよう工夫する。</p> <p>③ 事業地内の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</p>

	④ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。
造成等	① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。
緑化	① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑と連続するよう工夫する。 ② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。

	風景づくりの基準(一般地域・土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等)
	住宅共存系ゾーン
土地利用	① 事業地内外の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。
造成等	① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。
緑化	① 造成後の事業地は、可能な限り緑化を行い、周辺の街並みやみどりの風景との調和を図る。 ② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。

	風景づくりの基準(一般地域・木竹の伐採)
	住宅共存系ゾーン
緑化	① 伐採された緑を補うよう、視認性の高い場所に可能な限り緑化を図る。 ② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。

### ③商業系ゾーン

#### ●風景の特性

商業系ゾーンは、近隣商業地域、商業地域の用途地域からなるゾーンです。主に駅周辺や商店街、大通りの沿道の一部が該当します。商業系ゾーンには、商業・業務施設などが集積し、多くの人を訪れます。こうしたにぎわいの風景は、街の顔や拠点として地域の魅力を高める役割を担うとともに、新たな風景を創造する場としても期待されています。

#### ●風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

商業系ゾーンでは、それぞれの地域での取組みや地域資源を活かし、個性豊かでにぎわいのある風景をつくります。また、安心・快適な歩行者空間や交流の場を創出し、街の顔や拠点として魅力のある風景づくりを目指します。

なお、計画にあたっては、第3章の「3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性」における、5つの地域別の「(2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方」を踏まえ、地域で進行している街づくりの動向などに配慮した風景づくりを目指します。

高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。



駅周辺や人通りの多い場所では、にぎわいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。

道路などの公共空間と連続した空地の確保などにより、圧迫感を軽減し、公共空間との関係性を考慮した配置とする。

●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(一般地域・建築物等)
	商業系ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路などの公共空間と連続した空地の確保などにより、圧迫感を軽減し、公共空間との関係性を考慮した配置とする。</li> <li>② 隣接する建築物との壁面位置を揃えるなど、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。</li> <li>③ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>④ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>⑤ 並木や街路樹に面した場所は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 形態・意匠は建築物単体のバランスだけではなく、周辺の街並みとの調和を図る。特に駅周辺や人通りの多い場所では、にぎわいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。</li> <li>② 周辺の街並みスケールを考慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないなど、壁面の分節化や色彩の工夫等により圧迫感の軽減及び街並みの連続性を図る。特に低層の街並みに隣接する場合は、低層の街並みからの見え方に配慮する。</li> <li>③ 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩を工夫し魅力ある風景づくりを図る。</li> <li>④ 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P5-22~23 参照)</li> <li>⑤ バルコニーやベランダを設置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、洗濯物や設備などが道路などから直接見えない構造・意匠とする。</li> <li>⑥ 屋根・屋上・外壁などに設備などがある場合は、歩行者からの見上げや周辺からの見え方に配慮し、目立たないように工夫する。</li> <li>⑦ 太陽光パネルを設置する場合は、設置位置や形態、色彩など、風景を損なわないように工夫する。</li> <li>⑧ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> <li>⑨ 並木や街路樹に面した場所では、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> </ul>
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>② 敷地内の接道面や建築物の壁面は、可能な限り緑化を図る。</li> <li>③ 既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。</li> <li>④ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> <li>⑤ 人通りの多い場所では、周辺状況に応じた夜間の風景となるよう配慮する。</li> <li>⑥ 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機等の付帯設備は、目立たな</li> </ul>

	<p>いよう配置や植栽などを工夫する。</p> <p>⑦ 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p> <p>⑧ 隣接するオープンスペースとの連続性を図る。</p>
その他	<p>① 周辺に地域風景資産*や界わい宣言*、古道など風景資源がある場合は、これを活かした配置、形態・意匠、外構などに配慮する。</p> <p>② 大規模な建築行為等で空地を設ける場合は、活動や交流を促す空間となるよう配慮する。</p> <p>③ 屋外広告物を設置する場合は、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を参考に、周囲の風景と調和したものとなるよう工夫する。</p>

\*第4章参照

	風景づくりの基準(一般地域・工作物)
	商業系ゾーン
配置	<p>① 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保する。</p> <p>② 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</p>
高さ・規模	① 高さを要する工作物は、広い範囲からの見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	<p>① 周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の風景と調和した形態・意匠とし、長大な壁面の工作物は避ける。</p> <p>② 色彩は、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周囲の風景との調和を図る。(P.5-22~23 参照)</p>
外構・緑化等	<p>① 敷地内の接道面や工作物の壁面は、可能な限り緑化を図る。</p> <p>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</p> <p>③ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</p>

	風景づくりの基準(一般地域・開発行為)
	商業系ゾーン
土地利用	<p>① 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</p> <p>② 公園や広場空間を設ける場合は、周辺の風景において魅力的な空間となるよう工夫する。</p> <p>③ 事業地内の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</p> <p>④ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</p>

造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内の接道面や建築物の壁面は、可能な限り緑化を図る。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

風景づくりの基準(一般地域・土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等)	
商業系ゾーン	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業地内外の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 造成後の事業地は、可能な限り緑化を行い、周辺の街並みやみどりの風景との調和を図る。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

風景づくりの基準(一般地域・木竹の伐採)	
商業系ゾーン	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採された緑を補うよう、視認性の高い場所に可能な限り緑化を図る。</li> <li>② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。</li> </ul>

## 1) - 2 一般地域(色彩基準)

一般地域内の色彩基準は各ゾーン共通とし(ただし、特定のゾーンに対する特記事項を除く。)、別表1-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。

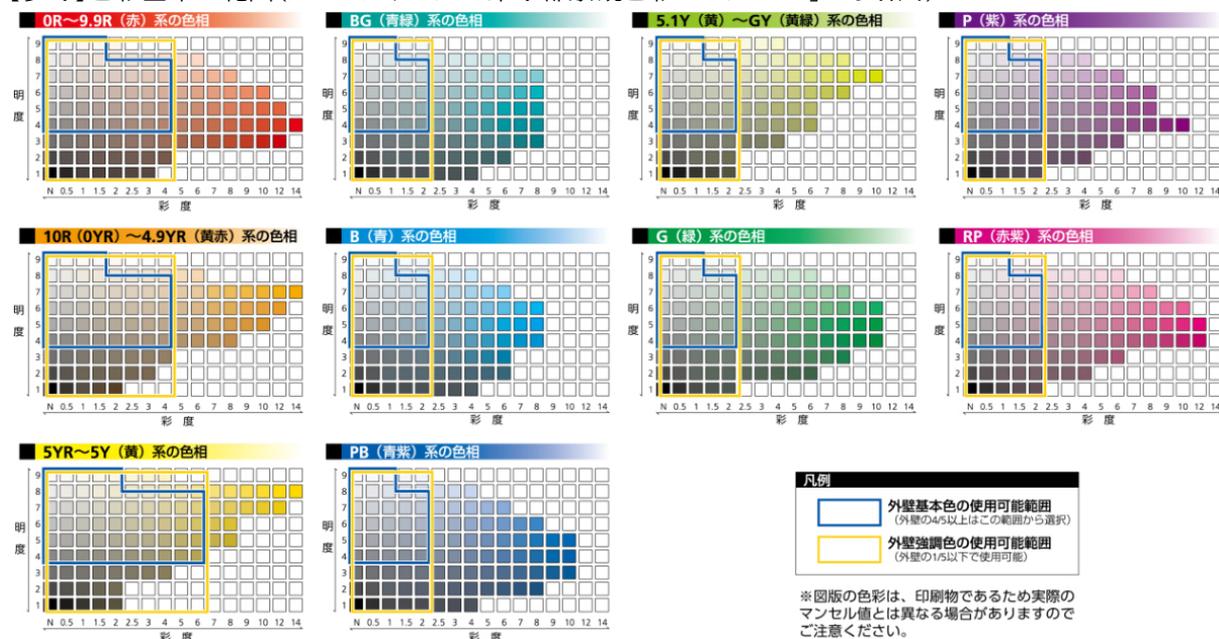
<別表1-1> 色彩基準(一般地域内共通)

対象	基準の内容		
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)	0R~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5YR~5Y	4以上 8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
	その他の色相	4以上 8.5未満	2以下
		8.5以上	1以下
外壁強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R~4.9YR	—	4以下
	5YR~5Y	—	6以下
	その他の色相	—	2以下

### 【数値基準の例外】

- 着色をしていない透明ガラスや型板ガラスについては、周辺の景色や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの数値基準によらないことができる。しかし、着色をしているガラスなどについては、この色彩基準を踏まえるものとする。
- 商業系ゾーンの大規模建築物などの低層部において、にぎわいを創出する空間を積極的に整備していく必要があると認められる場合、風景づくり委員会などの意見を聴取の上、2階以下かつ10m未満においては数値基準によらないことができる。
- 低層住宅系ゾーンで延面積3,000㎡未満の建築物において、温かみのある落ち着いた住環境の創出が目的であると認められる場合、風景づくり委員会などの意見を聴取の上、全部又は一部において明度4以上の規定を3以上とすることができる。(ただし、無彩色を除く。)
- 地区計画など一定の広がりの中で地域特性を踏まえた数値基準が定められている場合は、この数値基準によらないことができる。
- 石材などの自然素材を使用する場合は、風景づくり委員会などの意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができる。
- 地域の良好な風景づくりの形成に貢献する場合または用途上やむを得ないと認められる場合などは、本計画の実現に資する色彩計画については、風景づくり委員会などの意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができる。

【参考】色彩基準の範囲(カラーチャートは「東京都景観色彩ガイドライン」から引用)





## 2)-1 風景づくり重点区域(水と緑の風景軸／方針・基準)

### ●風景の特性

水と緑の風景軸は、成城から玉川田園調布までつながる国分寺崖線および国分寺崖線と一体となって風景をつくりだしている区域です。この地域は区内でもみどりが豊かで湧水などの自然環境に恵まれた、世田谷区を代表する田園都市的な風景を有する場所です。

国分寺崖線の斜面地にまとまったみどりが連続する風景をはじめ、崖線の起伏によって創り出される斜面地や坂道、高台からの眺望は、崖線らしさを特徴づけるものであり、大切に守り育ていきたい風景特性です。

加えて、江戸時代から風光明媚な景勝地としても知られ、明治末期から実業家・政治家などの別邸が建てられるようになり、今もなおこの周辺では崖線のみどりと共存した良好な住宅地の風景がみられる場所もあります。

### ●風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

水と緑の風景軸では、風景の特性を踏まえて以下の7つの考え方をもとに風景づくりを行います。

- 1 地形の特色を大切にした風景づくりを進める
- 2 崖線のみどりを大切にした風景づくりを進める
- 3 崖線の湧水・河川を活かした風景づくりを進める
- 4 地域の歴史的資産を活かした風景づくりを進める
- 5 地域の生活風景を活かした風景づくりを進める
- 6 街と暮らしを結ぶ道の風景づくりを進める
- 7 崖線の風景と調和した彩りの風景づくりを進める

なお、計画にあたっては、第3章の「3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性」における、5つの地域別の「(2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方」(玉川地域、砧地域)を踏まえ、地域で進行している街づくりの動向などに配慮した風景づくりを目指します。



●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(風景づくり重点区域・建築物等)
	水と緑の風景軸
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な隣棟間隔の確保や道路側に空地を設けるなど、ゆとりのある配置とする。</li> <li>② 隣接する建築物との壁面位置を揃えるなど、周辺の街並みの連続性を考慮した配置とする。</li> <li>③ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>④ 崖線の緑や周辺の街並みの緑の風景が連続するような配置となるよう工夫する。</li> <li>⑤ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする。</li> <li>⑥ 並木や街路樹に面した場所は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和に配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では、崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう配慮する。</li> <li>② 崖線の風景との一体性や調和が図れるよう、周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 形態・意匠は建築物単体のバランスだけでなく、崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。</li> <li>② 周辺の街並みスケールを考慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないなど、壁面の分節化や色彩の工夫等により圧迫感の軽減及び街並みの連続性を図る。特に低層の街並みに隣接する場合は、低層の街並みからの見え方に配慮する。</li> <li>③ 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩を工夫し魅力ある風景づくりを図る。</li> <li>④ 色彩は、別表2-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表2-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P5-29～30参照)</li> <li>⑤ バルコニーやベランダを設置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、洗濯物や設備などが道路などから直接見えない構造・意匠とする。</li> <li>⑥ 屋根・屋上・外壁などに設備などがある場合は、設置位置や色彩などについて、崖線からの見下ろしや歩行者からの見上げ、周辺からの見え方に配慮し、目立たないように工夫する。</li> <li>⑦ 太陽光パネルを設置する場合は、設置位置や形態、色彩など、風景を損なわないように工夫する。</li> <li>⑧ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> <li>⑨ 並木や街路樹に面した場所では、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> </ul>
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>② 崖線への日照や開放感のある視界の確保に配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</li> <li>④ 崖線の緑や緑のスカイラインに配慮し、既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。</li> <li>⑤ 緑化計画は、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> <li>⑥ 生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。</li> <li>⑦ 敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを活かした空間を形成するとともに保全を図る。</li> <li>⑧ 住宅地や崖線の斜面地内では、落ち着きある夜間の風景とするため、過度な照明とならないように配慮する。</li> <li>⑨ 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機等の付帯設備は、目立たないよう配置や植栽などを工夫する。</li> <li>⑩ 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺に地域風景資産*や界わい宣言*、古道など風景資源がある場合は、これを活かした配置、形態・意匠、外構などに配慮する。</li> <li>② 大規模な建築行為等で空地を設ける場合は、活動や交流を促す空間となるよう配慮する。</li> </ul>

\*第4章参照

風景づくりの基準(風景づくり重点区域・工作物)	
水と緑の風景軸	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保する。</li> <li>② 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避けるよう配慮する。</li> <li>② 崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 崖線上や崖線の低地部、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の風景と調和した形態・意匠とし、長大な壁面の工作物は避ける。</li> <li>② 色彩は、別表2-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表2-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P.5-29~30参照)</li> </ul>
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。</li> <li>② 緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> <li>③ 生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。</li> <li>④ 住宅地や崖線の斜面地内では落ち着きある夜間の風景とするため、過度な照明とならないように配慮する。</li> <li>⑤ 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>

	風景づくりの基準(風景づくり重点区域・開発行為)
	水と緑の風景軸
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</li> <li>② 公園や広場空間を設ける場合は、周辺の風景において魅力的な空間となるよう工夫する。</li> <li>③ 緑のネットワーク形成など、事業地内外の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</li> <li>④ 敷地内や敷地周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 崖線などの大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑と連続するよう工夫する。</li> <li>② 緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> <li>③ 生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。</li> </ul>

	風景づくりの基準(風景づくり重点区域・土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等)
	水と緑の風景軸
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑のネットワーク形成など、事業地内外の将来的な街づくりのイメージを意識し、まとまりのある計画とする。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 崖線などの大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>② 擁壁は、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 造成後の事業地は、可能な限り緑化を行い、周辺の街並みや崖線などみどりの風景との調和を図る。</li> <li>② 緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> <li>③ 生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。</li> </ul>

	風景づくりの基準(風景づくり重点区域・木竹の伐採)
	水と緑の風景軸
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採された緑を補うよう、視認性の高い場所に可能な限り緑化を図る。</li> <li>② 緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> <li>③ 生育環境や生育特性、維持管理を見据えた植栽とする。</li> </ul>

風景づくりにおいて、樹木や植栽などのみどりは大切な要素の一つです。建築物等の計画をする際には、みどり豊かな住宅地である世田谷区の特性を踏まえた植栽計画とすることが求められます。そこで、植栽計画を立てる際に考慮すべきポイントをいくつかご紹介します。

### ○周辺環境に目を向ける

植栽計画にあたっては、周辺の街並みや自然環境を把握することから始めましょう。例えば、地域でよくみられる樹種を選ぶことで、広い視点から見たときに統一感のある風景をつくり出すことができ、計画敷地内の植栽も奥行きや広がりのある印象となります。また、在来種を使用することでメンテナンスが容易になり、地域の生態系の維持にもつながります。

### ○既存の樹木を最大限活用する

敷地を更地にしてから設計を始めるのではなく、まずは現状を観察し、どの樹木を残せるかを考えることが大切です。特に大きな樹木や道路沿いの生垣・植栽などは、その地域の歴史や個性を表す風景の一部となっていることが多く、地域住民にとって愛着のある存在です。これらを保全することで、計画建物自体の個性が増し、質が向上するとともに、これまでの風景の継承にもつながります。

### ○維持管理を見据えた計画をする

植栽は時間とともに成長し、変化していきます。そのため、長期的な視点でどのような風景を形成したいのかを考え、適切な樹種や配置を選ぶことが求められます。日当たりや風通しなどの環境条件や、維持管理のしやすさを考慮した植栽計画とすることで、メンテナンスの負担を軽減し、地域とともに成長する風景づくりにつながります。

### ○地域コミュニティとの協働

大規模な建築物等の植栽計画を立てる際には、積極的に地域の声を取り入れてみましょう。イベントやワークショップなどを通じて計画段階から地域住民に関わってもらうことで、地域から親しまれる施設となり、愛される風景をつくり出すことができます。さらに、風景づくりや街づくりに対する機運の醸成にもつながります。



隣接する敷地と調和した植栽



既存樹木を避けた形態とした建築物

## 2)–2 風景づくり重点区域(水と緑の風景軸／色彩基準)

水と緑の風景軸では、別表2-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表2-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。

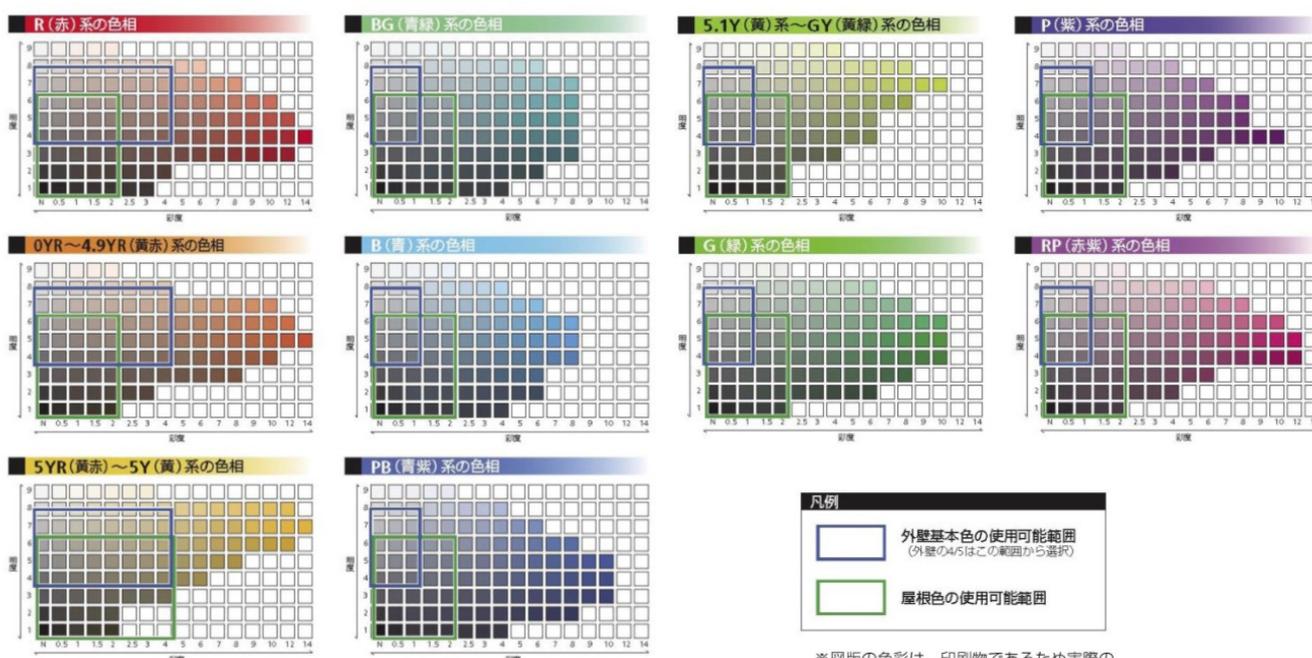
<別表2-1> 色彩基準(水と緑の風景軸)

対象	基準の内容		
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)	0R～5Y	4以上 8.5未満	4以下
	その他の色相	4以上 8.5未満	1以下
屋根色	5YR～5Y	6以下	4以下
	その他の色相	6以下	2以下

### 【数値基準の例外】

- ・屋根色について、陸屋根の場合は明度を7以下とすることができる。
- ・着色をしていない透明ガラスや型板ガラスについては、周辺の景色や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの数値基準によらないことができる。しかし、着色をしているガラスなどについては、この色彩基準を踏まえるものとする。
- ・地区計画など一定の広がりの中で地域特性を踏まえた数値基準が定められている場合は、この数値基準によらないことができる。
- ・石材などの自然素材を使用する場合は、風景づくり委員会などの意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができる。
- ・地域の良好な風景づくりに貢献する場合または用途上やむを得ないと認められる場合などについては、風景づくり委員会などの意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができる。

【参考】色彩基準の範囲(カラーチャートは「東京都景観色彩ガイドライン」から引用)



※図版の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。

&lt;別表2-2&gt; 色彩の考え方

	考え方
外壁	<p>① 区内で多く使用されている暖色系の色相を用い、統一感のある街並みとなるよう配慮する。暖色系以外の色相を使う場合は彩度を低くするよう配慮する。</p> <p>② 緑の中から突出しやすい白系の色彩(明度 8.5 以上)を用いることは避ける。汚れが目立ちやすいパステルカラーの使用は避ける。</p> <p>③ 明度差(コントラスト)の大きい配色や複数の色相による配色などは街並みに違和感が生じやすいため、配色は明度差を5未満におさえた同系色を用いるよう配慮する。</p> <p>④ 中高層部は遠景からの眺望に配慮し、空と対比が大きい暗い色(明度4未満)を避け、彩度も低めにおさえるよう配慮する。</p>
屋根	<p>① 崖線上等からの眺望や周囲の街並み、樹木などとの調和を考え、低明度、低彩度の落ち着いた色彩を用いる。</p>
緑との調和	<p>① 周辺の樹木との調和を図るため、樹木の色彩(明度5、彩度6程度)より目立ちすぎないよう、明度および彩度の対比を和らげ、樹木と調和しやすい暖色系の色相を用いるよう配慮する。</p> <p>② 花や新緑、落葉など、季節ごとの風景の変化を踏まえた色彩に配慮する。</p>
素材	<p>① 反射や光沢の強いものは避け、落ち着いた自然な表情の建材や塗料を用いるよう配慮する。</p>

### 3) - 1 風景づくり重点区域(界わい形成地区/方針・基準)

#### ① 奥沢1～3丁目等界わい形成地区

##### ●風景づくりの方針(景観法第8条第3項)

#### みどりと人がつなぐ おくさわの風景づくり

奥沢は、みどり豊かな住宅地や歴史を感じさせる街並みなど地域固有の風景を残している他、町会や風景づくり活動団体を中心とした住民主体の地域活動も活発に行われている地域です。みどりの持つ様々な機能を活かすとともに、これまでの奥沢の街並みを継承する風景づくりを進め、奥沢らしさをこれからも時代を越えてつなげていきます。

さらに、奥沢1～3丁目等界わい形成地区では、上記方針を踏まえて、各エリアの特性を活かした以下の6つの項目を大切にした風景づくりを進めます。

大きなみどり シンボルとなる特徴的な樹木を大切に活かした風景づくりを進めます。

小さなみどり 低木や草花による道路際の緑化を推進し、みどりがつながる風景づくりを進めます。

歴史 地域の歴史を物語る近代建築をはじめとする、地域の歴史的資産を活かした風景づくりを進めます。

建物 庭先のみどりと調和する建物により、落ち着いた質の高い住宅地の風景づくりを進めます。

交差点 交差点のみどりを育み、歴史資源を活かし、潤いと安らぎのある沿道の風景づくりを進めます。

地形 通りの特徴や高低差を活かし、街と暮らしを結ぶ沿道の風景づくりを進めます。

なお、計画にあたっては、第3章の「3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性」における、5つの地域別の「(2)地域ごとの風景特性と街づくりの動きに対する考え方」(玉川地域)を踏まえ、地域で進行している街づくりの動向などに配慮した風景づくりを目指します。

## ●各エリアの風景の特性と方針、将来像

### 緑の街並みエリア

#### 風景の特性

奥沢1～3丁目は、世田谷区の南東に位置し、戸建て住宅と集合住宅を中心とした低層住宅地となっています。地区の西側には東急目黒線奥沢駅が位置し、駅周辺や自由通り周辺、諏訪山通り沿道などは、にぎわいのある商店街となっています。地区の北側と東側に位置する九品仏川、呑川に向かって低くなる地形となっています。

地区内の住宅地では、庭先に植えられたみどりがつながる特徴的な通りの風景がみられ、また、ところどころに大きな樹木も残されています。これらのみどり豊かで落ち着いた風景は、地区住民の方々一人一人の手によって守り、育まれています。

#### 方針の項目

緑の街並みエリアでは、上記の風景特性を踏まえ、方針の6つの項目のうち、「大きなみどり」「小さなみどり」を特に大切にし、また、「歴史」「建物」「交差点」「地形」を大切にした風景づくりを進めます。

#### 将来像



敷地内の道路際は、樹木や草花などにより積極的に緑化し、周辺のみどりとつながるよう工夫します。

特性 つながる庭先のみどり

奥沢の風景になじむ樹木を植栽します。  
(シンボルツリーや既存の樹木の保存など)

## 歴史と緑のエリア【重点エリア】

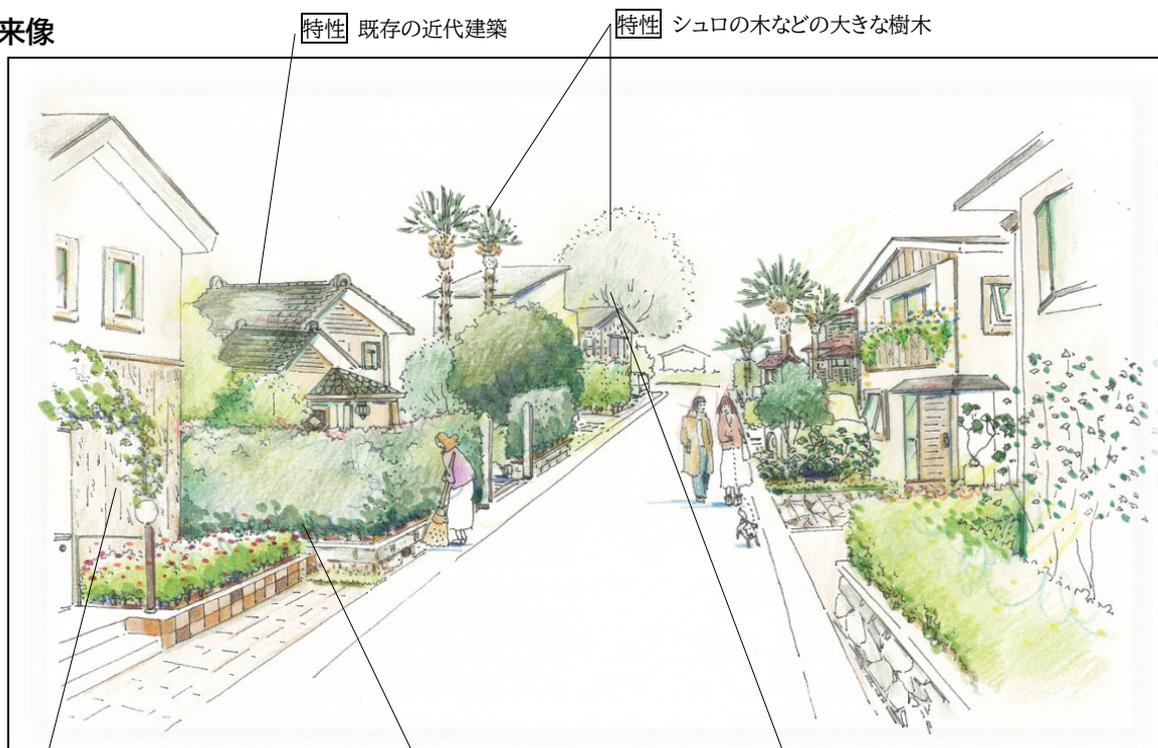
### 風景の特性

目蒲線(現:東急目黒線・多摩川線)開通(大正12年(1923年))の頃、奥沢駅の近くに土地をお持ちの方が独力で宅地開発を行い、海軍省本部や軍港などへの地の利から海軍士官が移り住みました(大正末期～昭和初期)。玄関ポーチのある近代建築やシュロの木など、当時の面影が残る街並みがみられます。また、周辺には庭先のみどりや生垣が多く、みどり豊かな落ち着いた住宅地の風景がみられます。

### 方針の項目

歴史と緑のエリアでは、上記の風景特性を踏まえ、方針の6つの項目のうち、「大きなみどり」「小さなみどり」「歴史」を特に大切に、また、「建物」「交差点」「地形」を大切にした風景づくりを進めます。

### 将来像



建物のデザインは、建物単体のバランスだけでなく、周辺の近代建築などとの調和を図ります。

**特性** つながる庭先のみどり

既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かし、目に留まりやすい大きなみどりを守り育てます。

## 道祖神通りエリア【重点エリア】

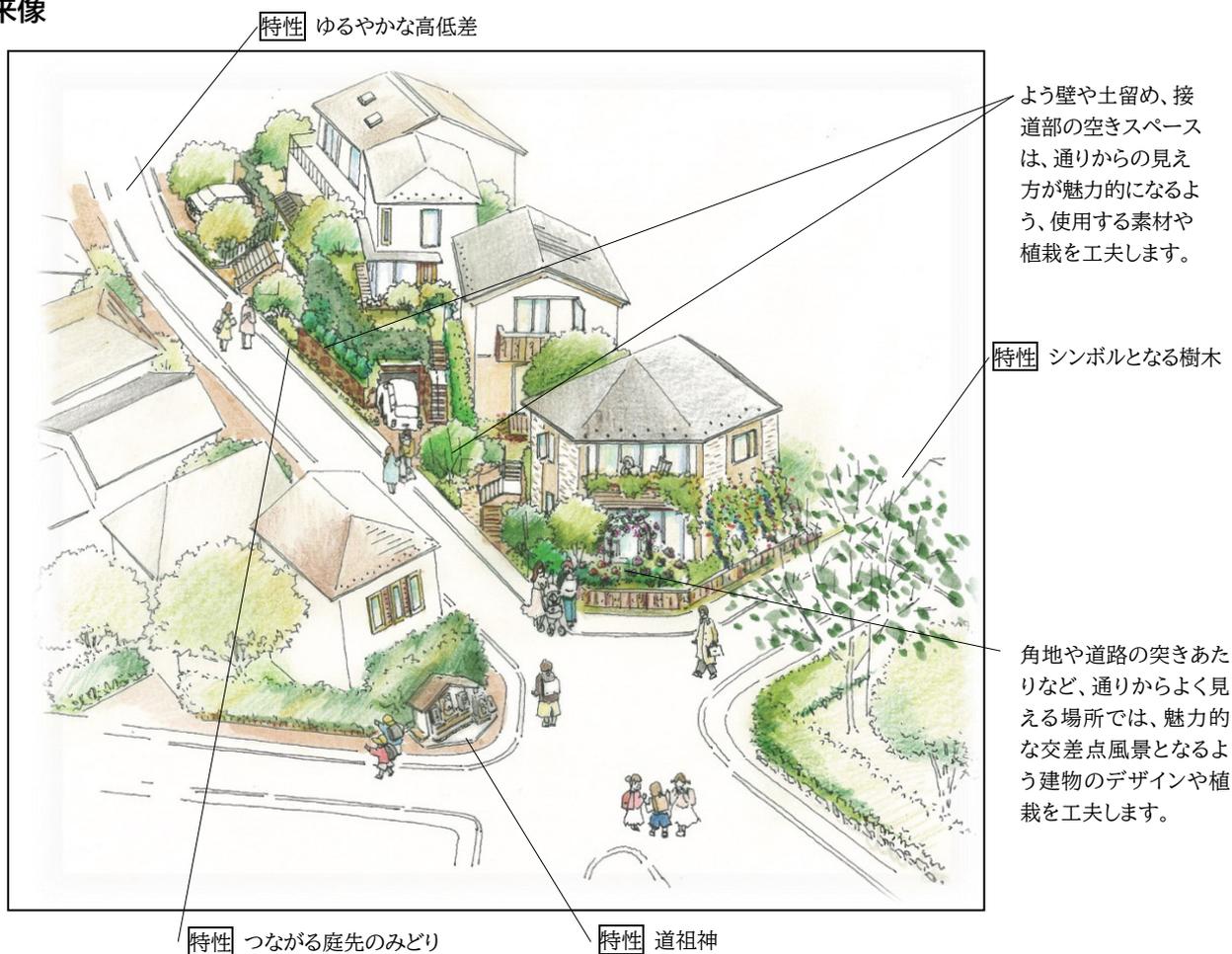
### 風景の特性

奥沢駅から南東方向に伸びる奥沢子安公園方面を結ぶ道路は、碁盤目状の街区に対して斜めに交差し、ゆるやかな高低差と沿道の豊かなみどりにより魅力的な風景となっています。この道は、玉川全円耕地整理によってつくられました(奥沢東区/昭和11年(1936年))。道路沿いの敷地は、建物が道路に対して斜めに配置されているものが多く、特徴的な沿道の風景がみられます。途中で、道の神様「道祖神」があり、駅までの通勤や通学路などとして周辺住民の方々に親しまれています。

### 方針の項目

道祖神通りエリアでは、上記の風景特性を踏まえ、方針の6つの項目のうち、「大きなみどり」「小さなみどり」「交差点」「地形」を特に大切にし、また、「歴史」「建物」を大切にした風景づくりを進めます。

### 将来像



## ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

## 【建築物等】

建築物等(すべての規模)【奥沢基準】				
※区域内のすべての建築物等について、下表の「風景づくりの基準」が適用されます。				
	風景づくりの基準(建築物等)	各エリアにて該当する基準※		
		緑の街並み	歴史と緑	道祖神通り
配置	① 適切な隣棟間隔の確保や道路側に空地を設けるなど、可能な限りゆとりのある配置となるよう工夫する。	○	○	○
	② 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする。	○	○	◎
形態・意匠・色彩	① 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩を工夫し魅力ある風景づくりを図る。	○	○	◎
	② 「歴史と緑のエリア」及び「道祖神通りエリア」の色彩は、別表3-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。(P5-23,39 参照)	—	◎	◎
	③ 「緑の街並みエリア」の色彩は、周辺の風景との調和を図る。	◎	—	—
	④ バルコニーやベランダを設置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、洗濯物や設備などが道路などから直接見えない構造・意匠とする。	◎	◎	◎
	⑤ 太陽光パネルを設置する場合は、設置位置や形態、色彩など、風景を損なわないように工夫する。	◎	◎	◎
外構・緑化等	① 既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。	◎	◎	◎
	② 可能な限り、奥沢の風景になじむ樹木による緑化を図る。 (シンボルツリーの配置、既存樹木の保存など)	◎	◎	◎
	③ やむを得ず既存の樹木を伐採した際は、可能な限り視認性の高い場所に樹木による緑化を図る。	◎	◎	◎
	④ 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、樹木や草花等により積極的に緑化し、道路沿いの塀や柵の高さや素材に配慮するなど、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。	◎	◎	◎
	⑤ 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植え付け場所や植栽基盤を工夫する。	◎	◎	◎
	⑥ 角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、角地部分に樹木を植えるなど、通りからの見え方に配慮し、魅力ある交差点の風景となるよう工夫する。	○	○	◎
	⑦ 擁壁及び土留めは、可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和するよう、通り沿いに庭先の緑がつながるよう工夫する。	○	○	◎
	⑧ 敷地の鋭角部分が通りに面する場合は、可能な限り敷地の鋭角部分を緑化し、通り沿いに庭先の緑がつながるよう工夫する。	○	○	◎
	⑨ 坂道や斜面地など地形に変化がある場合は、外構のデザインにこれを活か	○	○	◎

	した工夫をする。			
その他	① 敷地内や周辺に重点エリア、地域風景資産や界わい宣言、古道など風景資源がある場合は、これを活かした配置、形態・意匠・色彩、外構などに配慮する。	○	◎	○
	② 地域の歴史や風土を物語る資源は、可能な限り保全・活用を図る。	○	◎	○
	③ 屋外広告物を設置する場合は、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を参考に、奥沢の風景と調和したものとなるよう工夫する。	○	○	○

※ ◎は当該エリアで特に大切にする基準

#### 建築物等(一定規模以上のもの)

※下表の用途地域に応じた一定規模以上の建築物等については、界わい形成地区の基準(P5-35)に加え、下表の「風景づくりの基準」が併せて適用されます。

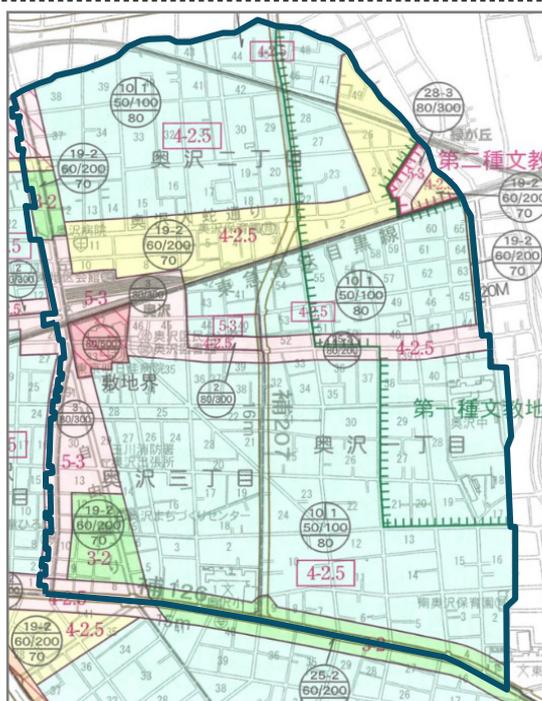
用途地域	規模	風景づくりの基準(建築物等)
第一種低層住居専用地域	延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m以上のもの	「1)-1:一般地域①低層住宅系ゾーン」の「風景づくりの基準」(P5-11~12)
第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 15m以上のもの	「1)-1:一般地域②住宅共存系ゾーン」の「風景づくりの基準」(P5-15~16)
近隣商業地域 商業地域	延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 30m以上のもの	「1)-1:一般地域③商業系ゾーン」の「風景づくりの基準」(P5-19~20)

#### 建築物等に関する風景づくりの基準について

奥沢1~3丁目等界わい形成地区における建築物等に適用される風景づくりの基準は、すべての建築物等について界わい形成地区の基準が適用されます。また、用途地域に応じた一定規模以上の建築物等については、用途地域に応じた風景づくりの基準があわせて適用されます。

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域

都市計画図(用途地域)抜粋(令和7年(2025年)3月現在)



## 【工作物】

工作物(自動車車庫等(自動車、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車のためのもの、建築物であるものを除く。以下同じ。)) ※区域内のすべての工作物(自動車車庫等)については、下表の「風景づくりの基準」が適用されます。	
風景づくりの基準(工作物)	
形態・意匠・色彩、 屋外広告物	① 屋外広告物を設置する際は、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を参考に、奥沢の風景と調和したものとなるよう工夫する。 ② 説明板や精算機、ロック装置などの設備は、通りからの見え方に配慮し、周辺の風景に調和するよう形態・意匠・色彩などを工夫する。
配置、 外構・緑化等	① 駐車場(機械式駐車場を含む)、駐輪場等は、通りから目立たないように配置や植栽などを工夫するとともに、可能な限り緑化を図る。 ② 緑化計画は、周辺の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽基盤を工夫する。

工作物(自動販売機) ※区域内のすべての工作物(自動販売機)については、下表の「風景づくりの基準」が適用されます。	
風景づくりの基準(工作物)	
配置、 形態・意匠・色彩	① 自動販売機を設置する際は、周辺の風景と調和した意匠・色彩とするなど、通りからの見え方に配慮する。

工作物(自動販売機以外の用途。自動車車庫等においては一定規模以上に限る。) ※下表の一定規模以上の工作物については、下表の用途地域に応じた「風景づくりの基準」が併せて適用されます。		
用途地域	規模	風景づくりの基準(工作物)
第一種低層住居専用地域	敷地面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 60m以上のもの	「1」-1:一般地域①低層住宅系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-12)
第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		「1」-1:一般地域②住宅共存系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-16)
近隣商業地域 商業地域		「1」-1:一般地域③商業系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-20)

## 【開発行為】【土地の開墾、土石の堆積、水面の埋め立て等】【木竹の伐採】

開発行為 ※下表の一定規模以上の開発行為については、下表の用途地域に応じた「風景づくりの基準」が適用されます。		
用途地域	規模	風景づくりの基準(開発行為)
第一種低層住居専用地域	区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	「1)-1:一般地域①低層住宅系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-12~13)
第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		「1)-1:一般地域②住宅共存系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-16~17)
近隣商業地域 商業地域		「1)-1:一般地域③商業系ゾーン」の「風景づくりの基準」 (P5-20~21)

土地の開墾、土石の堆積、水面の埋め立て等 ※下表の一定規模以上の土地の開墾、土石の堆積、水面の埋め立て等については、下表の用途地域に応じた「風景づくりの基準」が適用されます。		
用途地域	規模	風景づくりの基準 (土地の開墾、土石の堆積、水面の埋め立て等)
第一種低層住居専用地域	区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	「1)-1:一般地域①低層住宅系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-13)
第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		「1)-1:一般地域②住宅共存系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-17)
近隣商業地域 商業地域		「1)-1:一般地域③商業系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-21)

木竹の伐採 ※下表の一定規模以上の木竹の伐採については、下表の用途地域に応じた「風景づくりの基準」が適用されます。		
用途地域	規模	風景づくりの基準(木竹の伐採)
第一種低層住居専用地域	樹林地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ただし、高さが 10m以上の樹木 (竹を除く)についてはすべてのもの	「1)-1:一般地域①低層住宅系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-13)
第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		「1)-1:一般地域②住宅共存系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-17)
近隣商業地域 商業地域		「1)-1:一般地域③商業系ゾーン」の「風景づくりの基準」 ( P5-21)

### 3) - 2 風景づくり重点区域(界わい形成地区/色彩基準)

#### ①奥沢1～3丁目等界わい形成地区

奥沢1～3丁目等界わい形成地区の色彩基準は、「歴史と緑のエリア」および「道祖神通りエリア」では、別表3-1に定める色彩基準に適合するとともに、別表1-2(P5-23)の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。「緑の街並みエリア」では、周辺の風景との調和を図る。

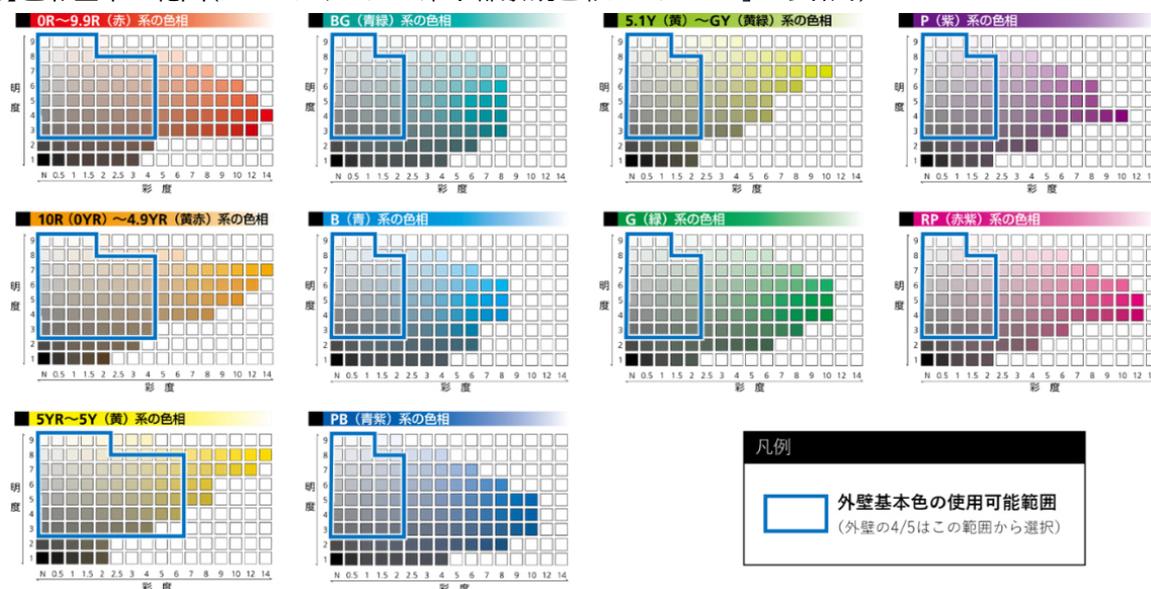
<別表3-1>

対象 部位・面積	基準の内容		
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上は この範囲から選択)	0R～4.9YR	3以上 8.5 未満	4以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5YR～5Y	3以上 8.5 未満	6 以下
		8.5 以上	2 以下
	その他の色相	3以上 8.5 未満	2 以下
		8.5 以上	1 以下

【数値以外の例外】

- ・着色をしていない透明ガラスや型板ガラスについては、周辺の景色や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの数値基準によらないことができる。しかし、着色をしているガラスなどについては、この色彩基準を踏まえるものとする。
- ・地区計画など一定の広がりの中で地域特性を踏まえた数値基準が定められている場合は、この数値基準によらないことができる。
- ・石材などの自然素材を使用する場合は、風景づくり委員会などの意見を聴取したうえで、この数値基準によらないことができる。
- ・地域の良好な風景づくりの形成に貢献する場合または用途上やむを得ないと認められる場合などは、本計画の実現に資する色彩計画については、風景づくり委員会などの意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができる。

【参考】色彩基準の範囲(カラーチャートは「東京都景観色彩ガイドライン」から引用)



なお、用途地域に応じた一定規模以上の建築物等については、下表の色彩基準が併せて適用されます。(P5-22～23 建築物等(一定規模以上のもの)の基準より)

用途地域	規模	色彩基準
第一種低層住居専用地域	延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上又は 高さが 10m以上のもの	「1)-2:一般地域(色彩基準)」 別表1-1に定める色彩基準に適合すると ともに、別表1-2の色彩の考え方を踏まえ、 周辺の風景との調和を図る。 (P5-22～23)
第一種中高層住居専用地域	延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上又は 高さが 15m以上のもの	
第一種住居地域	延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上又は 高さが 15m以上のもの	
近隣商業地域	延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は 高さが 30m以上のもの	
商業地域		

## (2)風景特性基準

### 1)まとまったみどり基準

#### ●風景の特性

区内の大規模な公園・緑地などの量感あるまとまったみどりは、地域の潤いのある風景を形成する核となるものです。

#### ●風景特性基準の方向性

まとまったみどりが存在する公園などを中心として、周辺にみどりを波及させ、周辺地域が一体となった、みどり豊かな潤いのある風景づくりを目指します。

#### ●対象範囲

対象となるまとまったみどりの敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地。

【対象】\*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、  
特殊公園(風致公園、歴史公園、農業公園)、広域公園、都市  
林、都市緑地、特別緑地保全地区、特別保護区



#### ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、まとまったみどりと調和する素材や色彩とするなど、周辺からのまとまったみどりの見え方や、まとまったみどりからの見え方が魅力的になるよう工夫する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。 ③ まとまったみどりから見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① まとまったみどりととの敷地境界や接道部は、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、周辺が一体となったみどり豊かな空間となるよう工夫する。

	風景づくりの基準(工作物)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、まとまったみどりと調和する素材や色彩とするなど、周辺からのまとまったみどりの見え方や、まとまったみどりからの見え方に配慮する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。
外構・緑化等	① まとまったみどりととの敷地境界や接道部は、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、周辺が一体となったみどり豊かな空間となるよう工夫する。

まとまったみどりから見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。

形態・意匠は、周辺からのまとまったみどりの見え方や、まとまったみどりからの見え方が魅力的になるよう工夫する。



まとまったみどりと敷地境界や接道部は、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、周辺が一体となったみどり豊かな空間となるよう工夫する。

## 2)河川基準

### ●風景の特性

区内に流れる複数の河川(一級河川・水路など)がつくるみどりのみずの風景は、人々に憩いと安らぎを与える大切な風景の要素です。

### ●風景特性基準の方向性

河川と河川沿いのみどりが一体となり、さらにみどり豊かで潤いのある風景をつくることにより、魅力ある風景を形成することを目指します。

### ●対象範囲

対象となる河川に面する敷地および対象となる河川沿道に面する敷地(暗渠の部分は除く)。

【対象】\*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

多摩川、野川、仙川、谷沢川、丸子川、谷戸川



### ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
高さ・規模	① 河川沿道や橋梁など周辺の主要な眺望点からの見え方を考慮し、高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、水辺の自然環境との調和に考慮し、道路や橋梁などからの河川の見え方が魅力的になるよう工夫する。 ② みどりやみずとの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。 ③ 河川や河川沿道から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 河川や河川沿道に面する敷地の境界は積極的に緑化するとともに、河川と一体となった魅力的なみどりのみずの空間となるよう工夫する。

	風景づくりの基準(工作物)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、水辺の自然環境と調和させ、道路や橋梁などからの河川の見え方に配慮する。 ② みどりやみずとの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。
外構・緑化等	① 河川や河川沿道に面する敷地の境界は積極的に緑化するとともに、河川と一体となった魅力的なみどりのみずの空間となるよう工夫する。

河川沿道や橋梁など周辺の主要な眺望点からの見え方を考慮し、高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。

河川や河川沿道から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。



河川や河川沿道に面する敷地の境界は積極的に緑化するとともに、河川と一体となった魅力的なみどりとみずの空間となるよう工夫する。

### 3)緑道基準

#### ●風景の特性

区内には、中小河川の上部を利用し、緑豊かな緑道として整備されているところが多くあります。これらは、都市の中で季節を感じられる散歩道として、親しまれている風景です。

#### ●風景特性基準の方向性

緑道のみどりと緑道沿いの敷地のみどりが一体となることにより、歩いて心地よい緑道空間の風景の魅力をさらに高めることを目指します。

#### ●対象範囲 \*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

世田谷区立公園条例による緑道に面する敷地および対象となる緑道沿道に面する敷地。



#### ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、緑道のみどりや舗装などを考慮し、緑道の見え方が魅力的になるよう工夫する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。 ③ 緑道から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 緑道沿いは、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、緑道と一体となった空間となるよう工夫する。

	風景づくりの基準(工作物)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、緑道のみどりや舗装などと調和させ、緑道の見え方に配慮する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。
外構・緑化等	① 緑道沿いは、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、緑道と一体となった空間となるよう工夫する。

形態・意匠は、緑道のみどりや舗装などを考慮し、緑道の見え方が魅力的になるよう工夫する。



緑道から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。

緑道沿いは、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、緑道と一体となった空間となるよう工夫する。

## 4) 歴史的資産基準

### ● 風景の特性

文化財などの歴史的資産は、地域の歴史を伝える貴重な要素であり、地域の個性や魅力を表すものです。

### ● 風景特性基準の方向性

歴史的資産の見え方や周辺との調和を考慮することにより、歴史的資産のまわりの敷地を適切に整備させ、歴史や文化を感じられる風景づくりを目指します。



### ● 対象範囲

対象となる歴史的資産の敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地。

【対象】\*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

・文化財

(国、都、区指定の建造物および無形民俗文化財で特定の場所があるもの)

・東京都選定歴史的建造物および特に景観上重要な歴史的建造物等

### ● 風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
配置	① 歴史的資産の前景となる敷地では、周辺の道路など主要な眺望点から歴史的資産への眺望を可能な限り遮らないよう配置を工夫する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、歴史的資産に使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、周辺からの歴史的資産の見え方や、歴史的資産からの見え方が魅力的になるよう工夫する。 ② 歴史的資産との色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。 ③ 歴史的資産から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 歴史的資産の敷地との境界は、可能な限り緑化を図る。

	風景づくりの基準(工作物)
配置	① 歴史的資産の前景となる敷地では、周辺の道路など主要な眺望点から歴史的資産への眺望を可能な限り遮らないよう配置を工夫する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、歴史的資産に使用されている素材や色彩となじむものを用いるなど、周辺からの歴史的資産の見え方や、歴史的資産からの見え方に配慮する。 ② 歴史的資産との色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。
外構・緑化等	① 歴史的資産の敷地との境界は、可能な限り緑化を図る。

形態・意匠は、歴史的資産に使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、周辺からの歴史的資産の見え方や、歴史的資産からの見え方が魅力的になるよう工夫する。



歴史的資産の前景となる敷地では、周辺の道路など主要な眺望点から歴史的資産への眺望を可能な限り遮らないよう配置を工夫する。

### コラム 東京都歴史的景観保全の指針に基づく配慮

東京都では、「歴史的景観保全の指針(令和2年(2020年)2月 東京都)」に基づき、東京都選定歴史的建造物などの壁面や敷地境界から100mの範囲において「建設行為等\*」を行う場合は、歴史的景観への配慮を求めています。

\*この指針における「建設行為等」は以下となります。

- ・建築その他の工作物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更
- ・土地の区画形質の変更
- ・樹木の伐採及び植栽

## 5)農の風景基準

### ●風景の特性

区内に残る農地や屋敷林の風景は、世田谷の原風景といえるものであり、市街化が進んだ現在の世田谷において、原風景としての営みが感じられる貴重な風景です。

### ●風景特性基準の方向性

農地の周辺では農の風景に配慮した風景の形成を推進することで、地域特性を高める風景づくりを目指します。

### ●対象範囲 \*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

世田谷区農地保全方針の農地保全重点地区内および東京都農の風景育成地区内の生産緑地の敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地。

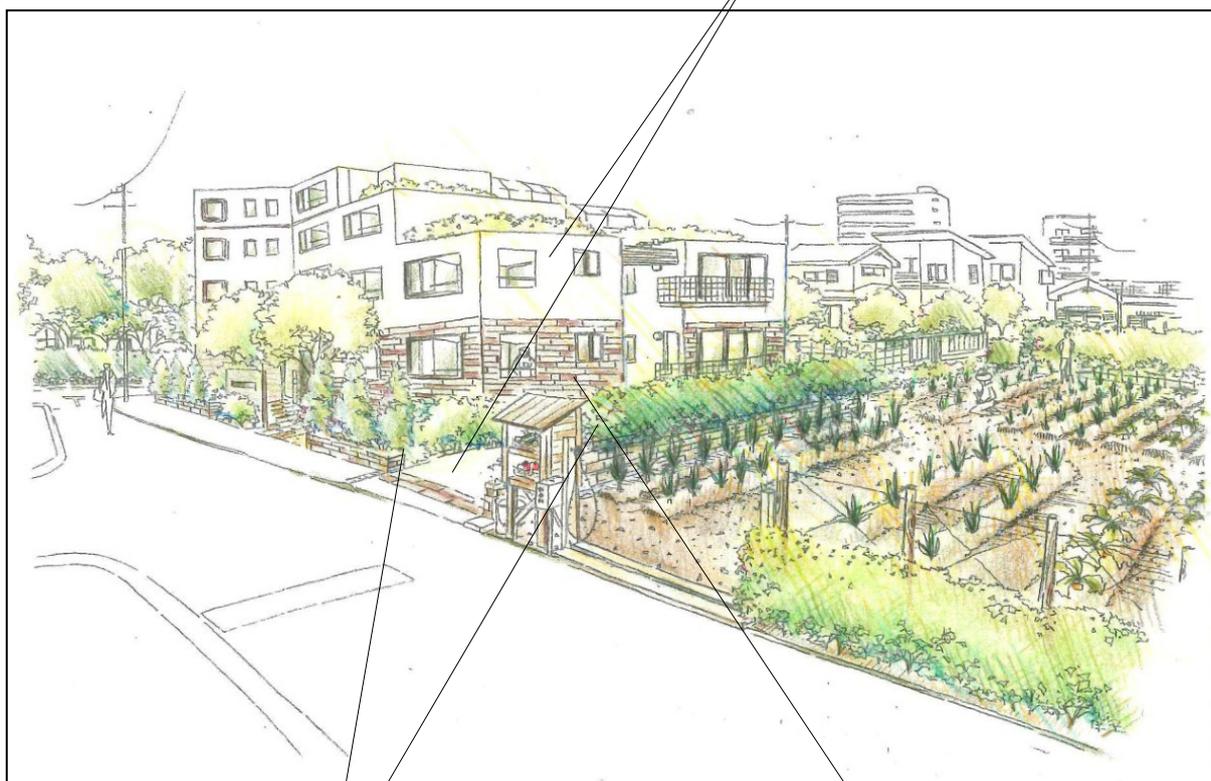


### ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
配置	① 農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置となるよう工夫する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、土やみどりと調和するものを用いるなど、農の風景との調和を工夫する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。 ③ 農地から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 農地との境界は緑化によりみどりの連続性を図る。

	風景づくりの基準(工作物)
配置	① 農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置となるよう工夫する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、土やみどりと調和するものを用いるなど、農の風景との調和に配慮する。 ② みどりととの色彩の連続性を図るため、無彩色が中心とならないよう配慮する。
外構・緑化等	① 農地との境界は緑化によりみどりの連続性を図る。

農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置となるよう工夫する。



農地との境界は緑化によりみどりの連続性を図る。

形態・意匠は、土やみどりと調和するものを用いるなど、農の風景との調和を工夫する。

## 6) 拠点基準

### ● 風景の特性

三軒茶屋、下北沢、二子玉川は、都市整備方針において区を越えた広域的な交流の場となる『広域生活・文化拠点』として位置付けられています。この地域は商業施設や文化施設などが集積し、多くの人が訪れる区内でも特に活力に満ちた地域です。

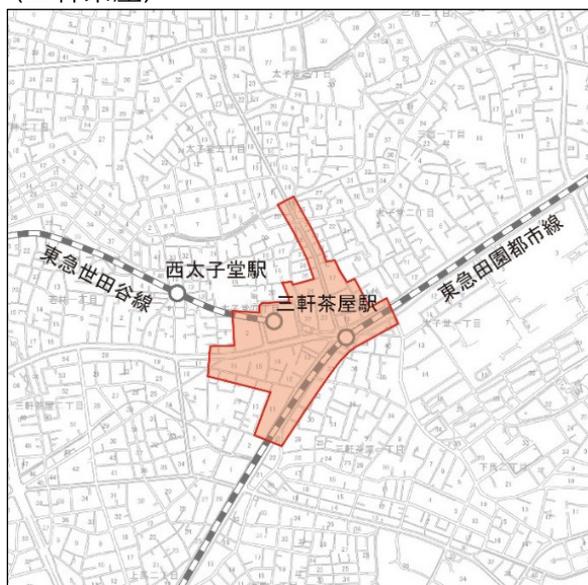
### ● 風景特性基準の方向性

商業業務機能や文化情報発信機能が集積する拠点として、それぞれの発展の歴史を踏まえ、人々が訪れ交流するにぎわいあふれる風景づくりを目指します。また、都市整備方針や都市計画などの内容を尊重しながら、にぎわいの風景づくりを進めていきます。

### ● 対象範囲 \*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

世田谷区都市整備方針において、広域生活・文化拠点(三軒茶屋、下北沢、二子玉川)に位置付けられた地域で、用途地域や地区計画などを踏まえた以下に示す範囲。

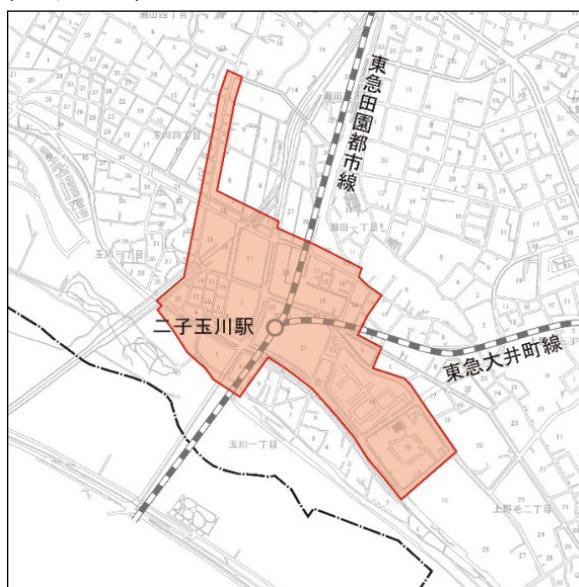
#### 〈三軒茶屋〉



#### 〈下北沢〉



#### 〈二子玉川〉



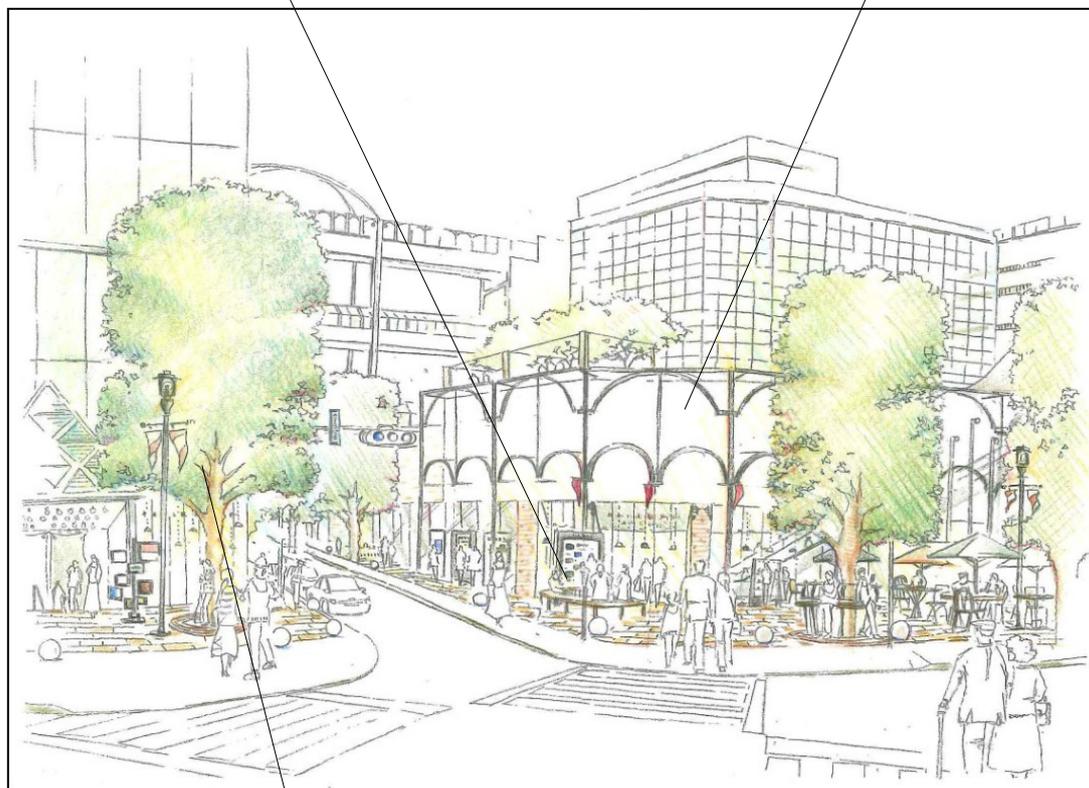
●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

風景づくりの基準(建築物等)	
配置	① にぎわいの創出に貢献する配置となるよう工夫する。
形態・意匠・色彩	① 街並みとの調和を踏まえながら形態・意匠を工夫し、魅力ある拠点の風景づくりを図る。 ② 道路・河川・公園など、主要な眺望点からの見え方及び後背地などの周辺からの見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう、壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。
外構・緑化等	① 潤いあるにぎわい空間の創出に貢献するよう、緑化を工夫する。

風景づくりの基準(工作物)	
形態・意匠・色彩	① 街並みとの調和を踏まえながら形態・意匠を工夫し、拠点の風景づくりに配慮する。
外構・緑化等	① 潤いあるにぎわい空間の創出に貢献するよう、緑化を工夫する。

にぎわいの創出に貢献する配置となるよう工夫する。

街並みとの調和を踏まえながら形態・意匠を工夫し、魅力ある拠点の風景づくりを図る。



潤いあるにぎわい空間の創出に貢献するよう、緑化を工夫する。

## 7) 幹線道路基準

### ● 風景の特性

幹線道路は、通行する多くの自動車や歩行者が日常を通じて目にする、風景の骨格としても大切な要素です。

### ● 風景特性基準の方向性

対象範囲においては、幹線道路沿道に建設される建築物の統一感の形成やスカイラインの調和、後背の低層住宅地などへの配慮を図ることにより、街の骨格として、統一感のある空間を創出し、また歩行者にも心地よい風景づくりを目指します。

### ● 対象範囲 \* 関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

幹線道路、地区幹線道路、高速道路に面する敷地。  
(概成区間、事業中区間を含む)



### ● 風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
高さ・規模	① 幹線道路などからの見え方を考慮し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は幹線道路などに面する周辺の建築物との連続性を考慮しながら見え方を工夫し、統一感のある沿道の風景づくりを図る。 ② 幹線道路などからの見え方および幹線道路などの後背地など周辺からの見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう、壁面の分節化や色彩の工夫などを行うことで、圧迫感を軽減するとともに街並みの調和を図る。 ③ 幹線道路などの後背地や周辺から見える建築物に付帯する構造物や設備などが、目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 緑豊かで快適な幹線道路などを創出するため、幹線道路沿いは、可能な限り緑化を図る。

	風景づくりの基準(工作物)
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、幹線道路などに面する周辺の建築物との連続性を考慮しながら見え方を工夫し、沿道の風景づくりに配慮する。
外構・緑化等	① 緑豊かで快適な幹線道路などを創出するため、幹線道路沿いは、可能な限り緑化を図る。

幹線道路などからの見え方及び幹線道路などの後背地など周辺からの見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう、壁面の分節化や色彩の工夫などを行うことで、圧迫感を軽減するとともに、街並みの調和を図る。

幹線道路などからの見え方を考慮し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮する。



緑豊かで快適な幹線道路などを創出するため、幹線道路沿いは、可能な限り緑化を図る。

## 8)世田谷線沿線基準

### ●風景の特性

住宅地の中をゆったりとした速度で走る世田谷線は、地域の生活風景に溶け込む世田谷ならではの風景として、多くの人々に親しまれています。

### ●風景特性基準の方向性

対象範囲においては、車窓や沿線の眺めを意識した風景づくりを行うことにより、世田谷線沿線の風景の魅力をさらに高めることを目指します。

### ●対象範囲 \*関連資料「1. 風景特性基準の対象」参照

世田谷線に面する敷地および世田谷線沿道に面する敷地。



### ●風景づくりの基準(景観法第8条第4項第2号)

	風景づくりの基準(建築物等)
形態・意匠・色彩	① 外壁や塀などの形態・意匠は車窓や沿線からの見え方を工夫し、魅力ある沿線の風景づくりを図る。 ② 車窓や沿線から見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。
外構・緑化等	① 世田谷線や世田谷線沿道に面する敷地の境界では、積極的に緑化を図る。

	風景づくりの基準(工作物)
形態・意匠・色彩	① 外壁や塀などの形態・意匠は車窓や沿線から、見え方を工夫し、沿線の風景づくりに配慮する。
外構・緑化等	① 世田谷線や世田谷線沿道に面する敷地の境界では、積極的に緑化を図る。

外壁や塀などの形態・意匠は車窓  
や沿線からの見え方を工夫し、魅  
力ある沿線の風景づくりを図る。



世田谷線や世田谷線沿道  
に面する敷地の境界では、  
積極的に緑化を図る。

## 4. 建設行為等の届出

---

### (1) 建設行為等の届出の考え方

地域の個性を活かした世田谷らしい風景づくりを進める上で、建築物や工作物などによる建設行為等は、大きな役割を果たします。そのため、建設行為等を行う際には、それらに関わるすべての者が「風景づくりの方針」や「風景づくりの基準」を共有し、方針や基準を踏まえた計画とすることが求められます。

特に、規模の大きな建設行為等は、周辺の風景に大きな影響を及ぼします。そこで、「(2)届出対象行為・規模」に示す一定規模以上の建設行為等を行う事業者には、建築確認などの前に景観法に基づく建設行為等の届出を義務づけ、「風景づくりの方針」および「風景づくりの基準」への適合を求めるための指導・誘導を行います。

## (2)届出対象行為・規模

### 1)一般地域

行為	規模又は内容		
	低層住宅系ゾーン	住宅共存系ゾーン	商業系ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第1号]	延べ面積が1,500㎡以上又は高さが10m以上のもの  ただし、仮設建築物並びに隣接する道路などから容易に望見することができないもの及び望見したときに外観の変化のないものを除く	延べ面積が1,500㎡以上又は高さが15m以上のもの  ただし、仮設建築物並びに隣接する道路などから容易に望見することができないもの及び望見したときに外観の変化のないものを除く	延べ面積が3,000㎡以上又は高さが30m以上のもの  ただし、仮設建築物並びに隣接する道路などから容易に望見することができないもの及び望見したときに外観の変化のないものを除く
工作物 <sup>※1</sup> の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第2号]	敷地面積が3,000㎡以上又は高さが60m以上のもの 河川などを横断する延長10m以上の橋梁		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 [景観法第16条第1項第3号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの		
木竹の伐採 [景観法第16条第1項第4号]	樹林地の面積 <sup>※2</sup> が1,000㎡以上のもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの		

※1 橋梁以外の工作物は、煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）、墓園、その他これらに類するものとする。なお、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 樹林地の面積には、樹林地と連なる広がりをもった草地なども含むものとする。

## 2)水と緑の風景軸

行為	規模又は内容
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第1号]	延べ面積が500㎡以上又は見かけの高さ <sup>※2</sup> が10m以上のもの  ただし、仮設建築物並びに隣接する道路等若しくは野川及び多摩川の堤などから容易に望見することができないもの及び望見したときに外観の変化のないものを除く。
工作物 <sup>※1</sup> の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第2号]	敷地面積が1,000㎡以上又は見かけの高さ <sup>※2</sup> が10m以上のもの 河川などを横断する延長10m以上の橋梁
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 [景観法第16条第1項第3号]	区域の面積が500㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の伐採 [景観法第16条第1項第4号]	樹林地の面積 <sup>※3</sup> が1,000㎡以上のもの ただし、高さ10m以上の樹木(竹を除く。)についてはすべてのもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が500㎡以上のもの

※1 橋梁以外の工作物は、煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)、墓園、その他これらに類するものとする。なお、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 見かけの高さとは、建築物(工作物)が地盤と接する場所の最も低い所から建築物(工作物)の最上部までの高さとする。建築物の屋上部の塔屋又は建築物以外のもので壁面状の物がある場合は、見かけの高さに含むものとする。

※3 樹林地の面積には、樹林地と連なる広がりをもった草地なども含むものとする。

## 3) 界わい形成地区

## ① 奥沢1～3丁目等界わい形成地区

行為	規模又は内容
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第1号]	すべてのもの ただし、仮設建築物並びに隣接する道路などから容易に望見することができないもの及び望見したときに外観の変化のないものを除く
工作物※1の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第2号]	敷地面積が3,000㎡以上又は高さが60m以上のもの 商業地域、近隣商業地域以外に設置される自動車車庫等(自動車、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車のためのもの。ただし、戸建て住宅、長屋、共同住宅などに設置される居住者用のものを除く)、自動販売機については、すべてのもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 [景観法第16条第1項第3号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの
木竹の伐採 [景観法第16条第1項第4号]	樹林地※2の面積が1,000㎡以上のもの ただし、高さ10m以上の樹木(竹を除く。)については、すべてのもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 [景観法第16条第1項第4号]	区域の面積が3,000㎡以上のもの

※1 橋梁以外の工作物は、煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)、墓園、駐車施設、駐輪施設、自動販売機その他これらに類するものとする。なお、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

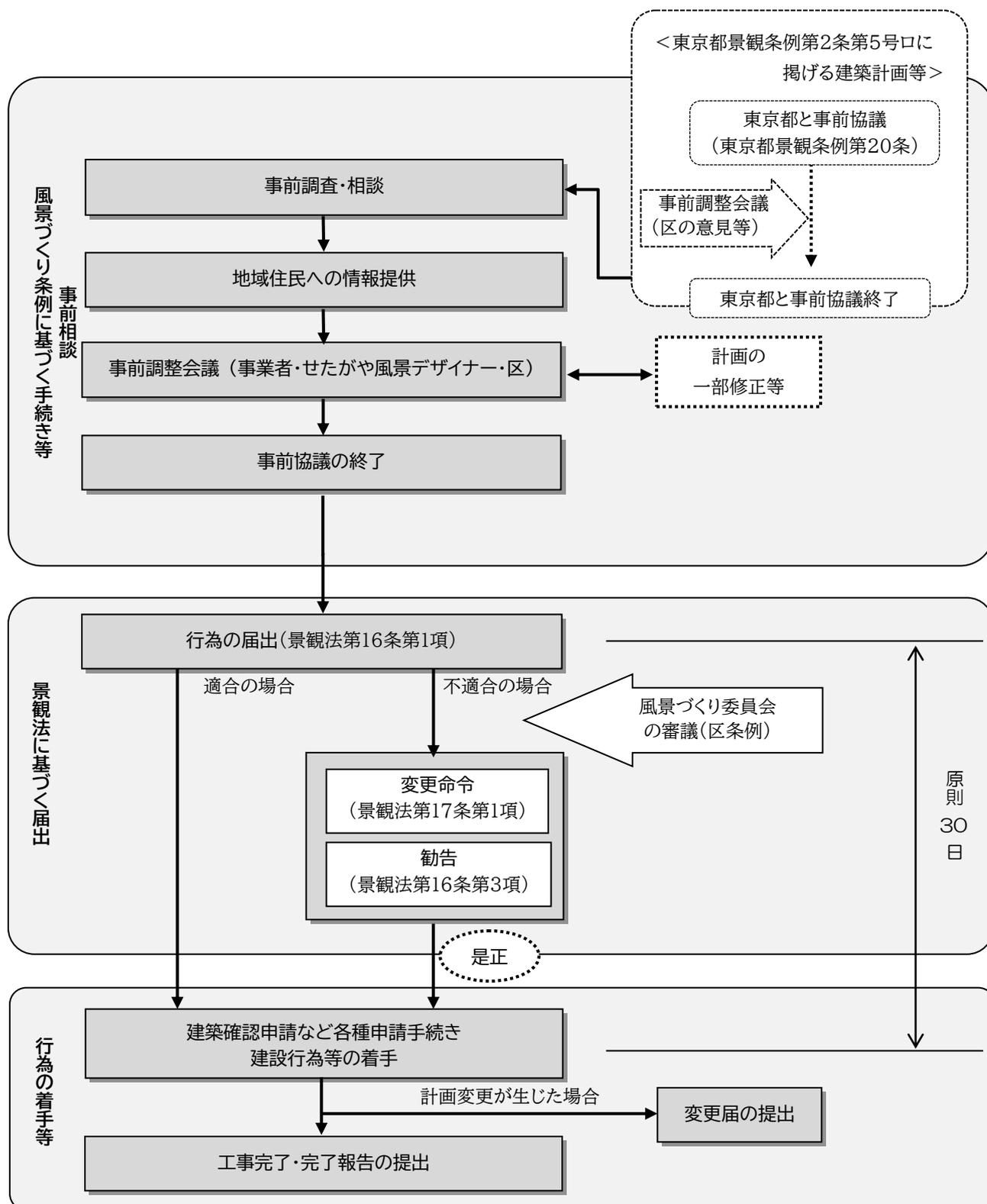
※2 樹林地の面積には、樹林地と連なる広がりをもった草地などを含むものとする。

### (3)届出と手続き

#### 1)届出手続きの流れ

届出対象行為を行う際の基本的な届出手続きの流れは以下のとおりです。

区では、事業者に対し、計画の早い段階から事前相談・協議を求め、風景づくり計画との整合、風景づくり基準との適合を確認し、良好な風景形成に寄与する計画となるよう指導・誘導を行います。さらに、近隣住民への情報提供の実施やせたがや風景デザイナーを交えた計画内容の調整(事前調整会議)を通して、より本計画の趣旨に即した、世田谷の風景づくりに寄与する計画となるよう、事業者に促します。



## 2)事前調整会議

事前の調整・誘導にあたっては、事業者・せたがや風景デザイナー・区の3者による「事前調整会議」を開催し、専門的知識や現場感覚を取り入れながら、効果的な調整・誘導を図ります。

### コラム 『せたがや風景デザイナー』による事前調整会議

景観法に基づく「風景づくりの基準」やガイドラインに規定する「誘導基準」では、マンセル値による色彩に関する定量基準のほかに、「～との調和を図る」「～に配慮する」「～を工夫する」といった定性基準を定め、計画地やその周辺の特性に応じた風景づくりの誘導を行っています。区では、この定性基準による誘導をより効果的に実施するため、『せたがや風景デザイナー』による事前調整会議を活用しています。

事前調整会議は、建設行為等の届出や屋外広告物を設置する前に、せたがや風景デザイナーと事業者、区の担当者が集まり、計画地周辺の特性に応じたより良い計画となるよう意見交換を行う場です。事業者が計画する建設行為等について、せたがや風景デザイナーの経験と知識を活かして具体的なアドバイスや提案を行います。両者がお互いに計画に対する考え方を交えることで、事業者の風景づくりに対する理解がさらに深まり、会議を実施した案件の約8割において結果を踏まえた対応をいただいています。

### 『せたがや風景デザイナー』とは

都市計画や建築・都市デザイン、色彩デザイン、ランドスケープ、屋外広告物など各分野で活躍する専門家の方々に、建設行為等や屋外広告物等に関する指導・助言の業務を行うため風景づくり条例に基づき区長が委嘱しています。

年度	事前調整会議において指摘が出された物件数	工事完了までに対応した物件数	割合
令和4年度	29(160)	21(122)	72%
令和5年度	35(195)	27(149)	77%
令和6年度	26(221)	22(171)	85%

※建設行為等のみ(カッコ内は平成30年度からの累計件数)

区の職員も会議に同席し、せたがや風景デザイナーからの提案やアドバイスを聞くことにより、そこで得た知識を窓口誘導の際に応用するなど、職員自身のスキル向上にもつながっています。

このように、せたがや風景デザイナーによる事前調整会議は、区の風景を守り、育て、つくるための特徴的で重要な役割を担っています。

事前調整会議による調整事例  
(児童福祉施設)





## 第6章 屋外広告物における風景づくり

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方..... 6- 2
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項..... 6- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による  
屋外広告物の誘導..... 6- 3
4. 協議制度による屋外広告物の誘導..... 6- 4
  - (1)協議の対処となる区域・規模・行為
  - (2)協議の流れ

第6章では、風景に大きな影響を与える要素の一つである屋外広告物について、風景づくりの観点から表示等に関する基本的な考え方や景観計画区域内での表示に関する基本事項、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」や協議制度による誘導について示します。

## 1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、街の中で必要な情報を伝える重要な存在です。一方で、設置場所周辺の人々にメッセージを伝えることを目的として公共空間に向けて表示されるため、風景に大きな影響を与える要素の一つです。このため、先に示した「風景づくりの基準」とあわせて風景づくりの誘導を一体的に進めることで、良好な風景づくりに取り組んでいきます。

## 2. 屋外広告物の表示に関する基本事項

景観計画区域内での屋外広告物の表示に関する基本事項を以下の通り定めます。

### <屋外広告物の表示等の制限(景観法第8条第2項第4号イ)>

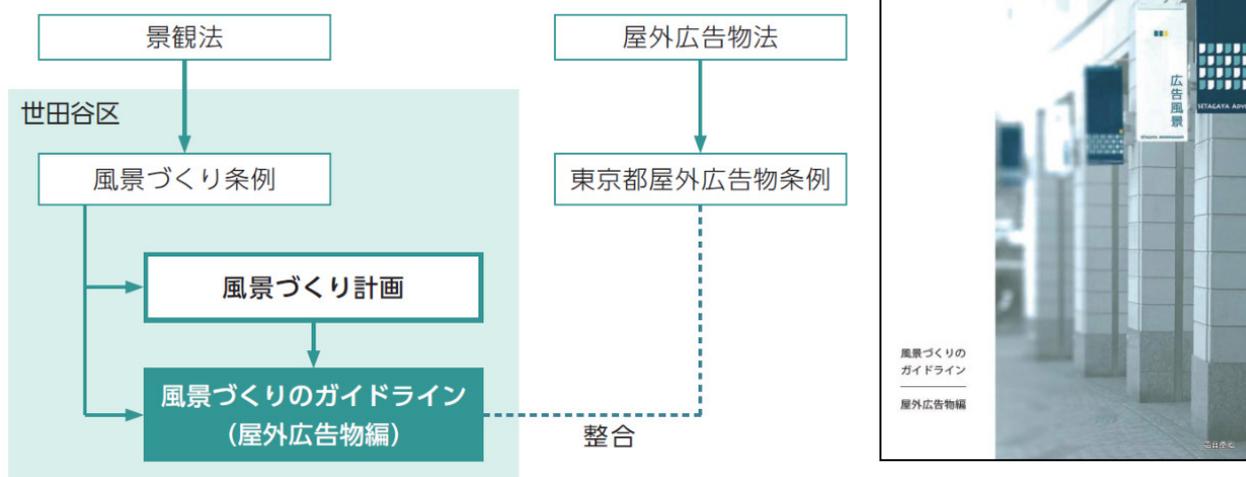
- ① 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域の風景特性を踏まえた良好な風景づくりに寄与するような表示・掲出とする。
- ② 水と緑の風景軸や大規模な公園・緑地などのまとまった緑の周辺では、みどりや地形など地域の風景をつくる背景、建築物や並木など風景を構成する要素との調和に十分配慮した屋外広告物を表示・掲出する。
- ③ 歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮した屋外広告物を表示・掲出する。
- ④ 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、風景に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて、十分配慮する。
- ⑤ 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた風景の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興や街づくりを進めていく。
- ⑥ 住宅地の落ち着いた街並みを保全・形成するため、住宅地の色彩と調和した表示とする。

### 3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導

区内で屋外広告物を表示又は掲出する設置者に対して、「屋外広告物の表示等の制限」および制限に関する具体的な配慮事項を示した「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づき計画するよう誘導します。

「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」は、風景づくり条例第8条の2第1項に基づく「風景づくりのガイドライン」であるとともに、「屋外広告物の表示に関する事項」に基づき地域の風景に寄与する屋外広告物の考え方を示すものであり、東京都屋外広告物条例や関係法令と整合するものです。

#### ●「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」の位置付け



#### ●「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」で対象とする屋外広告物

店舗・企業等の名称表示や商品・サービス等の宣伝に用いる商業広告のうち、「東京都屋外広告物条例に規定される広告物(屋外広告物法第2条第1項)」とともに、風景づくりに影響を与える表示物として「建築物の窓面等の内側から屋外に向けて表示する広告物」を対象とします。

##### 東京都屋外広告物条例に規定される広告物

広告塔/広告板/プロジェクションマッピング/小型広告板/はり紙・はり札等/広告旗  
/立看板等/電柱又は街路灯柱の利用広告/標識利用広告/宣伝車  
/バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの  
/前記以外の車体利用広告/アドバルーン/広告幕/アーチ/装飾街路灯/店頭装飾

##### 風景づくりに影響を与える表示物

建築物の窓面等の内側から屋外に向けて表示する広告物

## 4. 協議制度による屋外広告物の誘導（風景づくり条例第31条の2）

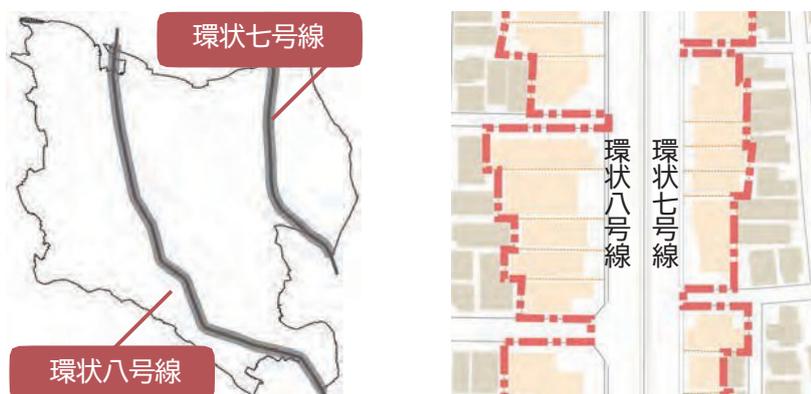
表示面積が大きく、広範囲の風景に影響を与える屋外広告物が多く設置されている環状七号線および環状八号線沿道では、一定規模以上の屋外広告物を表示又は掲出する設置者に対して、より良い風景づくりにつながるよう協議制度を活用した誘導を行います。

### (1) 協議の対象となる区域・規模・行為

区域 環状七号線および環状八号線に面する敷地

規模 東京都屋外広告物条例に定める屋外広告物で、表示面積の合計が10㎡を超えるもの

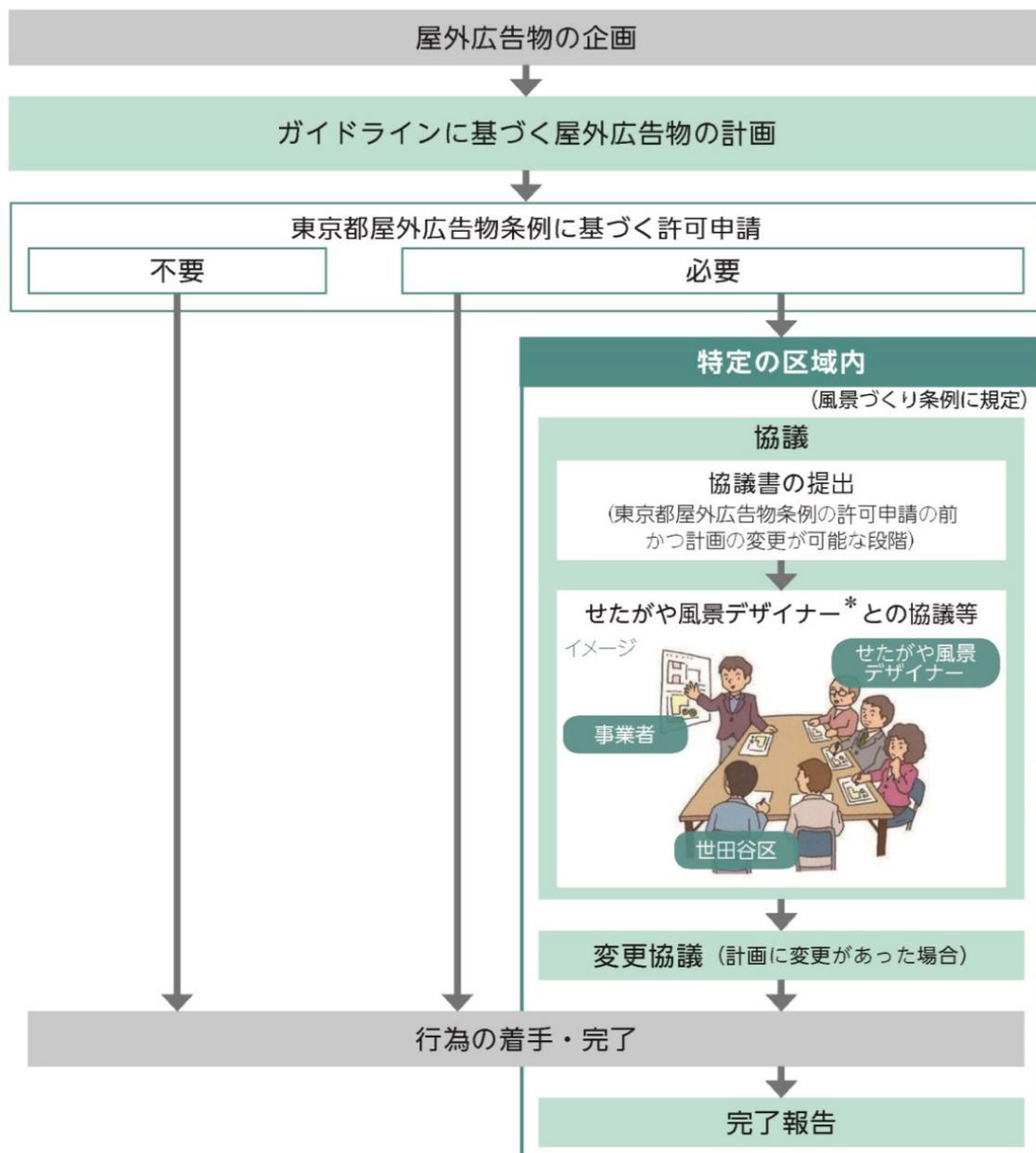
行為 表示又は設置(表示内容の変更、改造又は移転を含む)



### (2) 協議の流れ

一定規模以上の屋外広告物を表示又は掲出する際には、以下の流れに沿って協議を行います。必要に応じてせたがや風景デザイナーを交えた協議を行うことで、より良い計画となるよう誘導します。

協議の流れのフロー図



\*せたがや風景デザイナー：風景づくり条例に基づき、技術的指導・助言を行う専門家

### コラム 東京都屋外広告物条例とは

東京都屋外広告物条例は、安全の確保と景観の保全を目的として、広告板などの屋外広告物について規制などを行っている条例です。広告物が倒れたり落下したりするなど通行人に危害を加えるのを防ぐとともに、無秩序な広告が乱立することで景観を乱さないよう、設置場所や大きさ、高さ、総量などに許可基準を設けています。

その一方、風景づくり条例では地域の魅力を高めていくことを目的として屋外広告物の情報や色彩、大きさや位置、トータルデザインなどについて誘導しています。区全域共通の誘導方針・基準、地域別の誘導方針・基準、特定の区域における誘導指針・基準を定めることで、それぞれの地域に調和した広告物となるよう誘導しています。

このように、東京都屋外広告物条例に基づく規制と風景づくり条例に基づく誘導の両輪によって、世田谷区の良い屋外広告物による風景が形成されています。



## 第7章 公共施設における風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方 ..... 7- 2
2. 公共施設の整備に関する指針..... 7- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に  
基づく整備など..... 7- 2
4. 景観重要公共施設に関する事項 ..... 7- 5
  - (1)景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ)
  - (2)景観重要公共施設の指定の考え方

第7章では、魅力的な風景づくりにおいて重要な役割を果たす公共施設について、風景づくりの考え方や公共施設の整備に関する指針、「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」や景観重要公共施設に基づく整備、維持管理について示します。

## 1. 公共施設における風景づくりの考え方

道路や公園・河川、それらに附属する工作物、公共建築物などの公共施設は、都市空間の主要な部分を占めるもののひとつです。こうした公共施設は、人々の暮らしを支える重要な基盤であるだけでなく、魅力的な風景づくりにおいても重要な役割を果たします。

そのため、公共施設においては景観法に基づく建設行為等の届出の要否に関わらず、風景づくりの理念や方向性、風景づくりの方針・基準を踏まえるとともに、以下に示す「公共施設の整備に関する指針」や「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づき整備や維持管理、利活用を行うなど、風景づくりを先導していくことが求められます。

このように、地域の特性に配慮した風景づくりを積極的に進めるとともに、隣接する公共施設を一体的に整備することにより地域全体の魅力や質を高めるように取り組みます。

## 2. 公共施設の整備に関する指針

公共施設の整備にあたっては、以下の「公共施設風景づくり指針」に基づいて整備や維持管理、利活用を行います。

### <公共施設風景づくり指針(風景づくり条例第8条第3項)>

- ・ 区民に愛され、地域の誇りとなるような公共施設とする。
- ・ 区民の風景への意識を高める公共施設とする。
- ・ 場所の記憶をつなぎながら新たな風景の魅力を創出するような工夫をする。
- ・ 周辺の風景の要素をつなぎ、まとまった街並みとなるような工夫をする。
- ・ 区民が利用したくなるような魅力的な風景を積極的に創出する。
- ・ 区民が住み続けたいと思える街となるよう適切な維持管理を行う。

## 3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など

上記の指針をもとに、道路、公園、河川、建築物などの整備において配慮すべき事項などを具体的に示す「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」を作成し、これに基づき整備や維持管理、利活用を行うとともに、国、都、その他関係区市との調整を図っていきます。

## コラム 風景づくりに配慮した公共施設の整備や維持管理、利活用

### 公共施設（道路や公園、公共建築物など）における風景づくりの取り組み

公共施設の整備の際に連続性、一体性に配慮し、魅力的な風景を創出した事例として、「区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)」や「世田谷代田駅前広場」、「世田谷区役所本庁舎および世田谷区民会館」の整備事例があげられます。

#### 事例1)区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)

区は、梅ヶ丘病院の跡地に保健医療福祉の拠点として「区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)」を整備し、令和2年(2020年)に開設しました。整備にあたっては、周辺地域への影響や、街づくりとの関係についても考慮し、ユニバーサルデザインの視点をはじめ、「周辺地域の緑との連続性に考慮したみどり豊かな環境の創出」「周辺地域に配慮した施設整備と景観形成」「オープンスペースや通り抜けの確保、安全な歩行空間の確保などによる地域の防災性・安全性の向上」などの風景づくりの視点で、道路、公園、公共建築物、民間建築物の一体性に配慮したデザイン・意匠となるよう計画・整備しました。



連続性、一体性に配慮した公共施設

また、省エネルギー設備の導入などによる環境負荷の低減や、グリーンインフラの整備による緑地や生態系の保全、豪雨対策にも配慮しています。

このように、様々な面に配慮して整備を進めた「区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)」では、利用者だけでなく、地域住民が気軽にオープンスペースを利用し交流する風景が生まれています。

#### 事例2)世田谷代田駅前広場

「世田谷代田駅前広場」は、平成12年(2000年)に実施したアンケート調査を皮切りに、平成22年(2010年)に駅前広場整備計画を策定、その後ワークショップなどを通じて地域の方々と意見交換等を行いながら検討を進めました。整備にあたっては、交通の安全性に配慮しながら、小田急線上部の連続した空間づくりの指針として策定された「北沢デザインガイド」に基づき、舗装や道路附属物の色彩を周辺環境にあわせるなど、街並みに一体感が生まれるよう配慮しています。



「だいだらぼっち」の足跡をかたどった装飾

また、広場の舗装には、地名の由来といわれている伝説の巨人「だいだらぼっち」の足跡をかたどった装飾を取り入れ、案内板を設けることにより、地域の個性を伝える魅力的な風景をつくり出しています。

### 事例3)世田谷区役所本庁舎および世田谷区民会館

「世田谷区役所本庁舎および世田谷区民会館」は、建築後50年以上が経過し、災害対策や区民サービス、環境性能などの様々な機能を向上させる必要があることから整備に向けた検討を重ね、令和3年(2021年)7月に着工し、現在工事中です(令和8年(2026年)4月時点)。

整備するにあたり、区は正面広場に立ち並ぶケヤキ並木を“可能な限り保存”することを、建替えの基本設計方針に明記しました。このケヤキ並木は区民の暮らしとともに歩んできた存在であり、「地域風景資産」にも選定されるなど、長年にわたり区民に親しまれていました。設計段階ではケヤキ並木を保全活用していくこととし、樹木診断によって1本1本の状態を確認しながら、保存・移植・伐採を検討し、移植可能と診断された樹木に関しては、100トンクレーンと低床トレーラーにより敷地内で移植を行いました。また、残念ながら状態が悪く伐採することとなった樹木については伐採・処分するだけでなく、区民ワークショップを通して家具として生まれ変わり、現在は新庁舎で活用されています。



移植の様子



作成した家具

世田谷区民会館の外壁改修にあたっては、特徴的な「折板構造」の外壁を保存再生することで、区民から親しまれている風景の継承を図りました。

外壁については建築家・前川國男氏のオリジナルデザインを尊重しつつ、竣工当時の外観を復元するため、始めにひび割れ、色合い、凹凸などの箇所を目視や打診点検などで丁寧に洗い出しました。その後、職人の手作業で下地肌合わせや色合わせなどを行い、歴史ある意匠を忠実に復元しました。外壁の色調や素材は周辺環境との調和にも配慮されており、周辺の風景との一体感も図られています。こうした工夫により、建築文化を継承しながら、区民にとって親しみやすく使いやすい公共施設として生まれ変わりました。



施工前



施工後

区内にはこうした魅力的な風景を生み出す公共施設や公共空間がいくつもあります。これらを限りある財源の中で維持管理し、より魅力的なものにしていくためには、周辺風景や近隣の風景資源との調和に配慮した色彩や配置とするなどの様々な工夫を行うことが大切です。

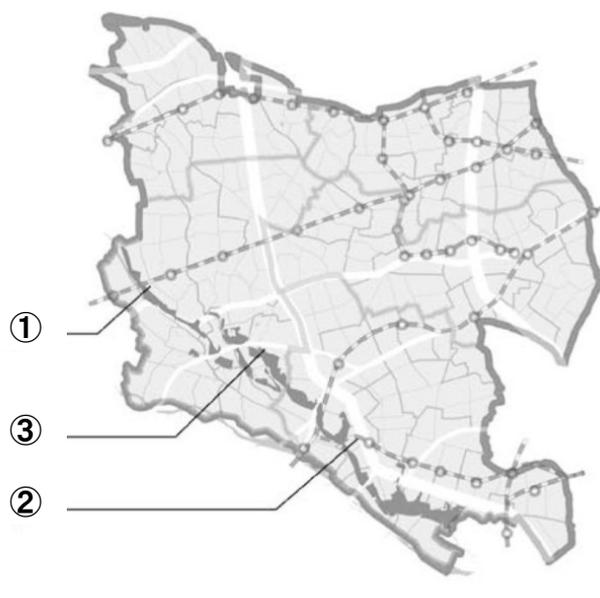
## 4. 景観重要公共施設に関する事項

道路、河川、都市公園などの公共施設は、風景を構成する重要な要素です。そのうち、良好な風景の形成において特に重要なものについては、景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設として、その周辺の土地利用と調和した整備や維持管理を行い、効果的に良好な風景を形成するため、整備および占用許可などに関する事項を定めます。

### (1) 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ)

世田谷区では、計4か所(道路:3か所、河川:1か所)の景観重要公共施設を指定しています。景観重要公共施設およびその周辺で整備を行う際には、以下に示す事項に基づいた整備となるよう、区と協議が必要です。

#### 1) 道路



#### ① 成城の富士見橋および不動橋(成城四丁目1番付近)

富士山への眺めを多くの人々が楽しめる場所であり、橋から富士山を眺められることが分かるような道路として整備を行いました。今後も富士山の眺望景観に配慮した維持管理をします。



不動橋



富士見橋



● 景観重要公共施設

## ② 上野毛の富士見橋(上野毛三丁目3番付近)

富士山への眺めを多くの人を楽しめる場所であり、橋から富士山を眺められることが分かるような道路として整備を行いました。今後も富士山の眺望景観に配慮した維持管理をします。



上野毛の富士見橋からの眺め

上野毛の富士見橋

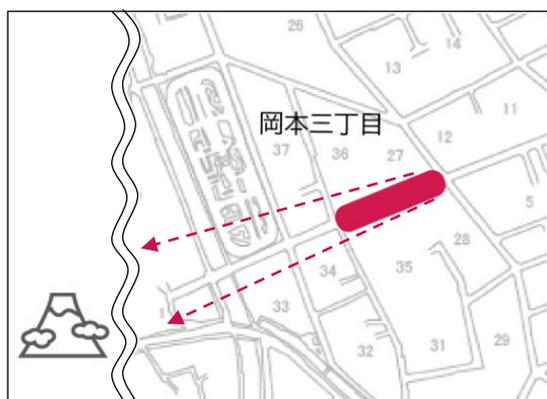


● 景観重要公共施設

## ③ 岡本の富士見坂(岡本三丁目28番付近)

国分寺崖線の斜面にある坂で、坂の上から富士山への眺めを多くの人を楽しめる場所です。今後も富士山の眺望景観に配慮した維持管理をします。

また、岡本の富士見坂については景観法第8条第2項第4号ハに基づき、以下の通り道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準を定めることで良好な風景の形成に取り組めます。



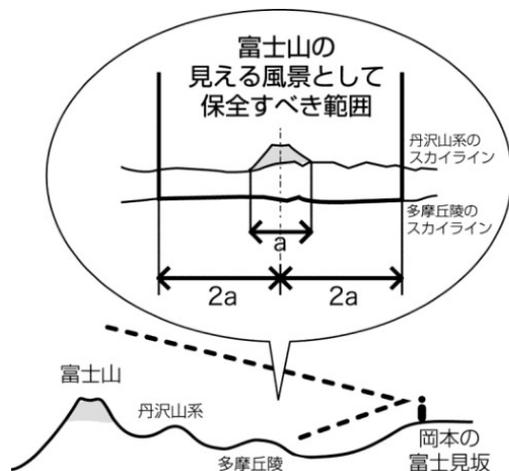
● 景観重要公共施設

岡本の富士見坂 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準  
(景観法第8条第2項第4号ハ)

【富士山への眺望の保全の範囲】

- ・坂の上端部中央と階段の上端部北端との間からの富士山への眺望において、多摩丘陵の山の端より上のところで、富士山の中心から両方向に富士山の2倍の幅の範囲に電線などの道路占用物が入らないこと。

岡本の富士見坂／眺望のイメージ



岡本の富士見坂からの眺め

## 2)河川

### ① 多摩川の河川区域(喜多見、宇奈根、鎌田、玉川、上野毛、野毛、玉堤の一部)

多摩川は、武蔵野台地の南縁に沿って瀬と淵を織り成し、密集した市街地の中を抜けて東京湾に注いでいます。その流れは人々に憩いとやすらぎを与え、首都圏を代表する河川として、広く愛されています。

多摩川は、流域の人々の生活に深く関わり、都市において自然が残る数少ない休息の場所です。年間を通じて多くの人々が訪れ、釣りやスポーツなどのレクリエーションの場として利用されるとともに、多摩川を中心とした地域の交流の場にもなっています。

また、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記されており歴史的にも流域の文化と深くかかわっている河川でもあります。

以上のような多摩川らしい河川風景を継承していくため、多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】※に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、多摩川らしい河川の風景づくりに取り組んでいきます。

※多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】・・・平成13年(2001年)3月策定。河川法第16条の2第1項に基づく。策定にあたっては沿川住民、市民団体および河川管理者などによる検討を基に作成。景観に関しては、昭和59年(1984年)に選定された多摩川八景と多摩川50景の景観の保全に努めることを明記しており、世田谷区内には、多摩川八景として「二子玉川兵庫島」、多摩川50景として「等々力溪谷」「二子玉川兵庫島」「二子緑地」がある。



多摩川の河川区域

## (2) 景観重要公共施設の指定の考え方

風景づくり計画に新たな景観重要公共施設として指定する際には、以下のいずれかに該当するもので、管理者の同意を得たものとします。

### < 景観重要公共施設を指定する場所 >

良好な風景の形成において特に重要なものであり、

- ・眺望空間を有する場所
- ・線状に広がり骨格的な風景を形成する場所
- ・風景づくりに寄与し地域のシンボルとなる場所
- ・地域風景資産に登録された場所

## 第8章 様々な制度を活用した風景づくり

1. 景観法に基づく制度の活用..... 8- 2
  - (1)景観重要建造物および景観重要樹木の指定
  - (2)その他の仕組みの活用
  
2. 他の法令などに基づく制度の活用..... 8- 3

第8章では、まちの魅力を高め、地域の個性を特徴づける建造物や樹木などを、景観重要建造物・景観重要樹木に指定する際の方針や指定方法を示すとともに、良好な景観を形成・保全する必要がある場合や、風景づくりをより実効性のあるものとするために活用が可能な制度を示します。

## 1. 景観法に基づく制度の活用

景観法に基づく仕組みの活用の考え方などを示します。

### (1) 景観重要建造物および景観重要樹木の指定

建築物や樹木は、風景を構成する重要な要素です。そのうち、良好な風景の形成において特に重要な建造物(建築物および工作物)や樹木については、景観法に基づき指定し、その維持、保全および継承を図ります。

#### 1) 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

下記の要件を満たすものを、景観重要建造物および景観重要樹木として指定します。

##### < 指定要件 >

- ・周囲の風景づくりの核またはシンボルとなると認められること。  
(地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観や樹木の樹容が風景上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な風景づくりに重要なものであること。)
- ・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。
- ・適切な維持管理がなされる目途があること。

#### 2) 規定事項

##### ● 指定方法

指定にあたっては、所有者の意見を聴き、風景づくり委員会で審議の上指定します。

##### ● 管理義務

所有者や管理者は、その良好な風景が損なわれないよう、適切に管理する必要があります。

##### ● 現状変更における世田谷区長の許可

現状を変更する際、区長の許可が必要となります。

##### ● 建築基準法の特例許可(建造物)

景観重要建造物である建築物のうち、良好な風景の保全を図るためその位置または構造を保存すべきものについては、建築基準法の特例許可を受けることができます。

## (2)その他の仕組みの活用

特徴のある街並みを保存・再生するなど、良好な景観を形成・保全する必要がある場合や、風景づくりの実効性を高める必要がある場合は、以下の制度を活用していきます。

### 1)景観地区

一定の地区を景観地区に指定し、良好な景観の形成を図ることを目的として、形態・意匠の制限や建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度などについて都市計画として決定する制度です。景観地区内で建築などを行うためには、定められた制限に適合することについて、区長の認定を受けることが必要となります。形態・意匠の制限など、定められた制限は、建築確認の対象となります。

### 2)景観協定

一団の土地の所有者などが、良好な景観の形成のため、その全員の合意により、建築物、工作物、緑化、屋外広告物など風景に関する様々な事柄を一体的に協定として定める制度です。建築物や工作物の形態・意匠、色彩や高さ、緑化などについて、地域独自の基準を住民が主体となって定めることができます。

### 3)景観整備機構

区が NPO 法人などの団体を「景観整備機構」に指定することにより、指定を受けた団体が、風景づくり活動を行う区民などに対してアドバイザーの派遣、情報の提供、相談等の支援の実施や、景観重要建造物または景観重要樹木の管理、景観重要公共施設の整備などを行う制度です。

## 2. 他の法令などに基づく制度の活用

風景づくりを進める内容に応じて、景観法以外の方法もあわせて活用していきます。

#### ・地区計画

都市計画法などにに基づき、街づくりのルールを定めることができます。具体的には、建築物の用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建蔽率・容積率・高さなどの建築物に関するルール、道路・公園などの公共施設の配置や規模を地区整備計画として定めます。

#### ・地区街づくり計画

世田谷区街づくり条例に基づく、世田谷区独自の制度です。地域にお住まいの皆さんの視点から幅広く街づくりのテーマを取り上げ、法的な項目にとらわれることなく、地区の特性に応じて幅広い内容を地区のルールとして定めることができます。

#### ・区民街づくり協定

世田谷区街づくり条例に基づき、区民や自治会などが、地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届出することができます。区は一定の要件を満たしたものについて区民街づくり協定として登録します。

- **建築協定**

建築基準法に基づき、土地所有者などが建築物の敷地面積や用途、面積や高さ、意匠などについて、独自の基準をつくり、お互いに守りあっていくことを約束(協定)する制度です。

- **緑地協定**

都市緑地法に基づき、地域の環境を良好に保つために、土地所有者の合意を得たうえで、緑地の保全や緑化に関するルールを定める制度です。

### Ⅲ. 風景づくりの推進体制

---



## 第9章 協働による風景づくりの推進体制

1. 協働による風景づくりの推進体制 ..... 9- 2
  - (1)多様な主体による協働・連携
  - (2)世田谷区風景づくり委員会による調査・審議
  - (3)せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導
  - (4)関連機関との調整・連携
  - (5)景庁内関係所管との調整・連携
  
2. 計画の検証・評価 ..... 9- 4
  - (1)計画の検証・評価と見直し
  - (2)基本理念の評価指導

第9章では、多様な主体との協働により風景づくりを推進するため専門家や国、都、周辺自治体などの関係機関、庁内関係部署との連携の考え方と、風景づくり計画の検証・評価の考え方について示します。

## 1. 協働による風景づくりの推進体制

本計画で示した内容などについて、以下に示す推進体制のもと、多様な主体との協働により風景づくりを進めます。

### (1) 多様な主体による協働・連携

区民、事業者、区の責務を明確にするとともに、地域団体や学校、大学、企業など、多様な主体との協働、連携により、区民ひとりひとりが担い手となる区民主体の風景づくりに取り組みます。

### (2) 世田谷区風景づくり委員会による調査・審議

風景づくりに関する重要事項を調査・審議する機関として、区民および学識経験者にて構成する世田谷区風景づくり委員会を設置しています。風景づくり計画の策定・変更に関することをはじめ、以下の内容について、風景づくり委員会の調査や審議を得ながら進めます。

#### <主な審議事項>

- ・風景づくり計画の策定・変更に関すること
- ・風景づくりの推進に功績があったと認める者への表彰に関すること
- ・建設行為等の届出の勧告・変更命令に関すること
- ・住民等による風景づくり計画の策定等の提案(景観法第 11 条)に関すること
- ・景観重要建造物の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること
- ・景観重要樹木の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること      など

### (3) せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導

建設行為等や屋外広告物の設置等に関する技術的指導・助言を効果的に行うため、各部門における経験や知識のある専門家「せたがや風景デザイナー」を活用した「事前調整会議」により誘導・調整を行います。

届出や協議が必要となる一定規模以上の建築行為等や屋外広告物設置等に加え、公共施設の整備や大規模開発などによる街づくりなど、風景づくりに関する事項についても積極的に活用し、良好な風景づくりを進めます。

## (4) 関連機関との調整・連携

### 1) 国および地方公共団体との協議・連携

国や他の地方公共団体などが区内に公共施設を整備する際は、「公共施設風景づくり指針」をはじめとした風景づくり計画に定める事項に整合する計画となるよう、協議します。

道路や河川整備に関わる眺望の保全など、行政の境界を越えて一体的な風景の形成を調整する必要がある際は、都や隣接区市との連携を図り、役割分担などの調整をしながら風景づくりを進めます。

### 2) その他関連機関との連携

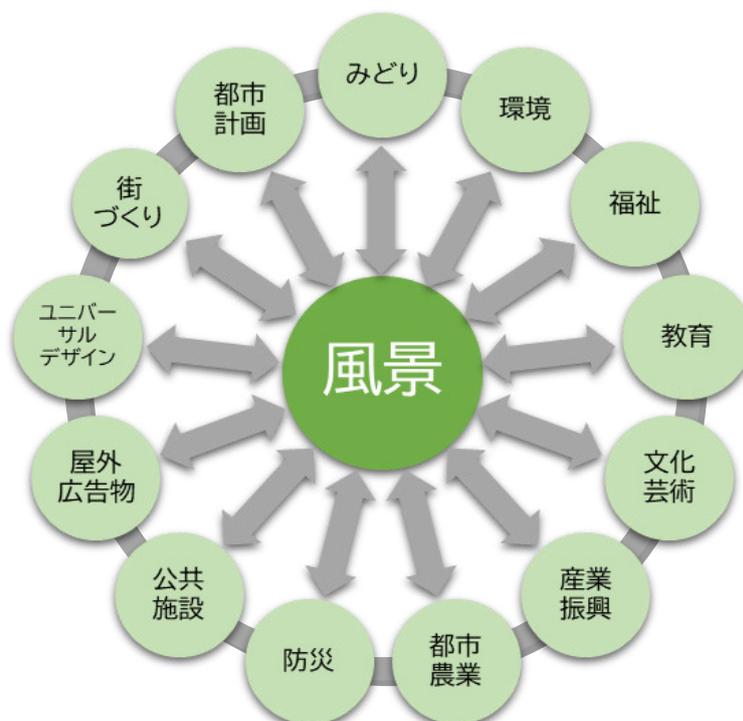
風景づくりに関わる機関と積極的に連携し、風景づくりを推進します。

## (5) 庁内関係所管との調整・連携

風景づくりは、街づくり、公共施設整備・維持管理、復旧復興街づくり、文化財の保存・利活用、区民活動など、幅広い分野に関わります。良好な風景づくりをより効果的に推進するためには、庁内の関係所管との横断的な情報共有や施策との連携・調整を図ることが必要になります。

そのため、大規模な再開発や、まとまった樹林地の伐採を伴う開発行為、復旧復興街づくりなどを行う際は、地域の自然や歴史資産を含めた地区の特性を把握し、風景に配慮した計画となるよう、関係所管と調整・連携します。

庁内関係所管との調整・連携イメージ



## 2. 計画の検証・評価

### (1) 計画の検証・評価と見直し

風景づくり計画の計画期間は、世田谷区都市整備方針の「第二部 地域整備方針(後期)」の計画期間に即し概ね10年とし、計画期間満了を目途に見直しを行います。また、計画期間内においても上位計画の変更や風景づくり重点区域の指定など、必要に応じて、適宜計画の見直しを行います。

風景づくり計画の見直しにあたっては、施策・事業の進捗確認、区民意識の把握、実際の風景の状況把握、風景づくりに関する動向把握、せたがや風景デザイナーへの意見聴取など、適宜方法を選択しながら検証・評価を行うとともに、風景づくり委員会に諮りながら実施します。

### (2) 基本理念の評価指標

風景づくり計画の実現に向けた達成状況を測る方法のひとつとして、2つの成果指標を設定します。

成果指標1は、計画改定の検証・評価を行う際、区政モニターアンケートなどにより把握していきます。

成果指標2は、「世田谷区基本計画(2024-2031)」第5章の実施計画に定める「事業の成果指標」により、具体的な施策の効果などを把握していきます。

#### 成果指標1

成果指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
お住まいの街(世田谷区内)の風景を良いと思う人の割合	82.8%	85%
お住まいの街(世田谷区内)の風景に興味・関心がある人の割合	95.4%	98%
これまでに風景づくり活動に参加したことのある人の割合	11.4%	15%

#### 成果指標2

項目	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
事前調整会議における指摘事項に対する協議成立割合	75% 令和5年度 (2023年度)	78%	78%	78%	78%	78%
風景づくり交流会参加団体の交流会への評価(満足度)	—	75%	75%	80%	80%	80%
イベント参加者の風景づくりへの理解が深まった割合	—	75%	75%	80%	80%	80%

「世田谷区基本計画 2024-2031」(第5章 実施計画)より引用

# 関連資料

## 目次

### 1. 風景特性基準の対象

(1)まとまったみどり基準.....	関連資料- 2
(2)河川基準.....	関連資料- 6
(3)緑道基準.....	関連資料- 8
(4)歴史的資産基準.....	関連資料-10
(5)農の風景基準.....	関連資料-12
(6)拠点基準.....	関連資料-14
(7)幹線道路基準.....	関連資料-18
(8)世田谷線沿線基準.....	関連資料-20

### 2. 地域風景資産、界わい宣言一覧

(1)地域風景資産.....	関連資料-22
(2)界わい宣言.....	関連資料-26

## 1. 風景特性基準の対象

(1)まとまったみどり基準（令和7年(2025年)4月時点）

●公園

種別	番号	名称	所在地	
近隣公園	1	こどものひろば公園	下馬2-31-4	
	2	下馬中央公園	下馬4-1-1	
	3	若林公園	若林4-34-2	
	4	上用賀公園	上用賀4-32-32	
	5	駒沢緑泉公園	駒沢3-19-8	
	6	希望丘公園	船橋7-9-2	
地区公園	1	世田谷公園	池尻1-5-27	
	2	羽根木公園	代田4-38-52	
	3	玉川野毛町公園	野毛1-25-1	
	4	二子玉川公園	玉川1-16-1	
総合公園	1	都立祖師谷公園	上祖師3丁目	
運動公園	1	宇奈根公園	鎌田2丁目、宇奈根1丁目	
	2	大蔵運動公園	大蔵4-6-1	
	3	大蔵第二運動公園	大蔵4-7-1	
	4	都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園	
	5	多摩川二子橋公園	鎌田1丁目先、鎌田2丁目先	
特殊公園	風致公園	1	上野毛自然公園	上野毛2-17-19
		2	鷺草園	奥沢7-41-3
		3	多摩川玉川公園	玉堤1丁目先
		4	多摩川遊園	玉堤2-1-1先
		5	等々力溪谷公園	等々力1-22-26
		6	呑川親水公園	深沢7-1先
		7	兵庫島公園	玉川3-2-1
		8	大蔵三丁目公園	大蔵3-2-40
		9	岡本公園	岡本2-19-1
		10	次大夫堀公園	喜多見5-27-14
		11	つりがね池公園	祖師谷5-33-11
		12	丸子川親水公園	岡本2-24-5先
		13	都立蘆花恒春園	粕谷1丁目
歴史公園	1	世田谷城址公園	豪徳寺2-14-1	
	農業公園	1	桜丘農業公園	桜丘4-19-10
		2	瀬田農業公園	瀬田5-30-1
3		喜多見農業公園	喜多見4-16-25	
広域公園	1	都立砧公園	砧公園	

## ●都市林

番号	名称	所在地
1	松之木都市林	駒沢1-13-3

## ●都市緑地

番号	名称	所在地
1	上馬塩田緑地	上馬2-17-14
2	桜丘宇山緑地	桜丘3-28-10
3	桜丘すみれば自然庭園	桜丘4-23-12
4	桜木ふれあい緑地	桜 1-27-28
5	峰松緑地	若林3-30-10
6	三宿の森緑地	三宿2-27-27
7	羽根木緑地	羽根木1-29-22
8	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2-51-22
9	奥沢六丁目緑地	奥沢6-25-3
10	上野毛二丁目緑地	上野毛2-12-19
11	上野毛四丁目緑地	上野毛4-10-1
12	狐塚古墳緑地	尾山台2-17-10
13	桜新町一丁目緑地	桜新町1-31-9
14	桜新町二丁目緑地	桜新町2-4-1
15	瀬田一丁目緑地	瀬田1-9-44
16	瀬田四丁目旧小坂緑地	瀬田4-41-21
17	瀬田四丁目南緑地	瀬田4-6-2
18	玉川台二丁目五郎様の森緑地	玉川台2-30-8
19	中町どんぐり緑地	中町1-5-9
20	野毛二丁目 緑地	野毛2-22-8
21	馬事公苑前緑地	上用賀2-3-4
22	深沢一丁目緑地	深沢1-28-11
23	深沢こもれび緑地	深沢6-5-7
24	深沢の杜緑地	深沢8-14-1
25	深沢二丁目緑地	深沢2-13-13
26	二子玉川けやき緑地	玉川3-19-7
27	稲荷塚古墳緑地	喜多見4-7-9
28	大蔵ひまわり緑地	大蔵1-6-22
29	大蔵四丁目緑地	大蔵4-1-27
30	岡本緑地	岡本1-3-8
31	岡本いこいのもり緑地	岡本1-17-3
32	岡本静嘉堂緑地	岡本2-23-42

33	岡本の丘緑地	岡本2-33-20
34	岡本わきみず緑地	岡本2-35-16
35	岡本三丁目緑地	岡本3-25-21
36	成城みつ池緑地	成城4-20-8
37	成城みつ池北緑地	成城 4-22-31
38	成城三丁目緑地	成城3-16-38
39	成城四丁目緑地	成城4-31-4
40	成城四丁目南緑地	成城4-19-13
41	成城七丁目緑地	成城7-21-24
42	祖師谷六丁目緑地	祖師谷6-28-52
43	ビール坂緑地	成城4-32-1
44	烏山つつじ緑地	北烏山6-16-8
45	北烏山四丁目緑地	北烏山4-45-66
46	北烏山五丁目緑地	北烏山5-18-21
47	給田四丁目緑地	給田4-25-18
48	八幡山かまのくち緑地	八幡山2-13-1
49	南烏山二丁目みんなのにわ緑地	南烏山2-1-6

●特別緑地保存地区、特別保護区

番号	名称	所在地	特別緑地保全地区	特別保護区
1	成城みつ池	成城 4 丁目地内	○	○
2	経堂五丁目	経堂 5 丁目地内	○	○
3	烏山弁天池	北烏山 4 丁目地内	○	○
4	成城三丁目崖の林	成城 3 丁目地内	○	
5	北烏山九丁目屋敷林	北烏山九丁目地内	○	
6	成城四丁目十一山	成城四丁目地内	○	
7	深沢八丁目無原罪	深沢 8-13		○



## (2)河川基準（令和7年(2025年)3月時点）

種別	番号	名称
一級河川	1	多摩川
	2	野川
	3	仙川
	4	谷沢川
	5	丸子川
公共溝渠	6	谷戸川

## 位置図(河川基準)



## (3)緑道基準（令和7年(2025年)4月時点）

番号	名称	所在地
1	烏山川緑道	三宿2-1～船橋7-21 先
2	蛇崩川緑道	下馬1-8～駒沢2-41 先
3	目黒川緑道	池尻4-24～池尻3-1先
4	北沢川緑道	三宿2-1～赤堤3-34 先
5	玉川上水緑道	大原1-43～大原2-26 先
6	玉川上水第二緑道	北沢5-23～北沢5-34 先
7	九品仏川緑道	奥沢5-25～奥沢7-13 先
8	呑川緑道	深沢1-3～深沢5-10 先
9	谷川緑道	玉川3-24～玉川3-34 先
10	宇奈根下河原緑道	宇奈根2-8-30 先
11	鎌田前耕地緑道	岡本2-13-16 先
12	喜多見緑道	喜多見4-20-30 先
13	喜多見まえこうち緑道	喜多見1-9-20 先
14	滝下橋緑道	喜多見7-28～喜多見7-25 先
15	野川緑道	喜多見9-25 先
16	野川第二緑道	大蔵6-20-23 先

## 位置図(緑道基準)



## (4)歴史的資産基準 (令和7年(2025年)10月時点)

種別	番号	名称	所在地
国指定重要文化財 (建造物)	1	大場家住宅主屋および表門	世田谷 1-29-18
東京都指定文化財 (建造物)	1	武家屋敷門	下馬 2-11-6
区指定文化財 (建造物)	1	旧長崎家住宅	岡本 2-19-1 岡本公園民家園内
	2	旧加藤家住宅主屋	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	3	旧秋山家住宅土蔵	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	4	旧谷岡家表門	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	5	旧安藤家住宅	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	6	旧小坂家住宅	瀬田 4-41-21 瀬田四丁目広場内
	7	武家屋敷門	岡本 1-3
	8	勝光院書院	桜 1 丁目
	9	喜多見氷川神社石鳥居	喜多見 4-26-1
	10	浄真寺三仏堂(上・中・下品堂)	奥沢 7-41-3
	11	浄真寺仁王門	奥沢 7-41-3
	12	豪徳寺仏殿	豪徳寺 2-24-7
	13	桜上水・八幡神社旧本殿	桜上水 3-21-6
	14	大蔵氷川神社本殿並びに棟札	大蔵 6 丁目
	15	妙壽寺客殿	北烏山 5-15-1
	16	鈴木家住宅穀倉	等々力 2-39
	17	志村家住宅	成城(非公開)
	18	代田八幡神社鳥居	代田 3-57-1
	19	旧山田家住宅	成城 4-20-25
都・区指定文化財 (特定の場所がある無形民族文化財)	1	浄真寺(二十五菩薩練供養)	奥沢 7-41-3
	2	喜多見氷川神社 (節分祭行事と神前神楽)	喜多見 4-26-1
	3	奥沢神社(大蛇お練り行事)	奥沢 5-22-1
	4	須賀神社(湯花神事)	喜多見 4-3-23
	5	森巖寺(針供養)	代沢 3-27-1
東京都選定 歴史的建造物	1	静嘉堂文庫	岡本 2-23-1
	2	岩崎家玉川廟	岡本 2-23-1
	3	駒澤大学耕雲館	駒沢 1-23-1
	4	清明亭	深沢 7-3-14
	5	光風亭(旧馬場正治烏山別邸)	給田 1-3-42
都・特に景観上重要な歴史的建造物等	1	浄真寺 (仁王門、三仏堂、奥沢城跡)	奥沢 7-41-3
	2	徳富蘆花旧宅	粕谷 1-20 蘆花恒春園内

## 位置図(歴史的資産基準)



## (5)農の風景基準（令和8年(2026年)3月時点）

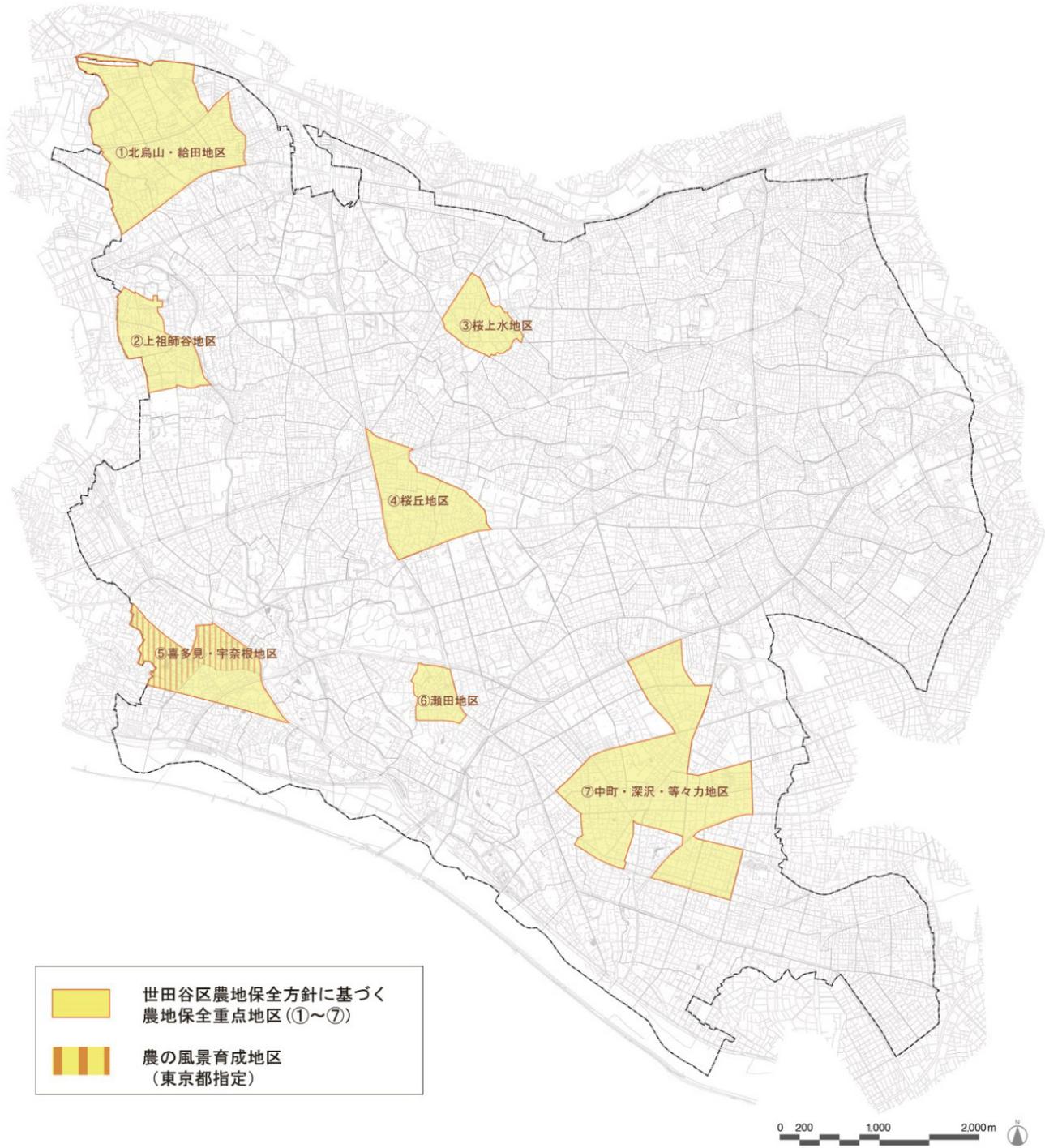
## ●農地保全重点地区(世田谷区農地保全方針)

番号	名称	所在地
1	北烏山・給田地区	北烏山3～9丁目、給田4丁目
2	上祖師谷地区	上祖師谷4・5・7丁目
3	桜上水地区	桜上水1・2丁目
4	桜丘地区	桜丘3～5丁目
5	喜多見・宇奈根地区	喜多見3～5丁目、宇奈根3丁目
6	瀬田地区	瀬田5丁目
7	中町・深沢・等々力地区	新町1丁目、中町2～4丁目、深沢3・5・6丁目、等々力4・5・7・8丁目

## ●農の風景育成地区(東京都指定)

番号	名称	所在地
1	喜多見四・五丁目農の風景育成地区	喜多見4・5丁目

## 位置図(農の風景基準)



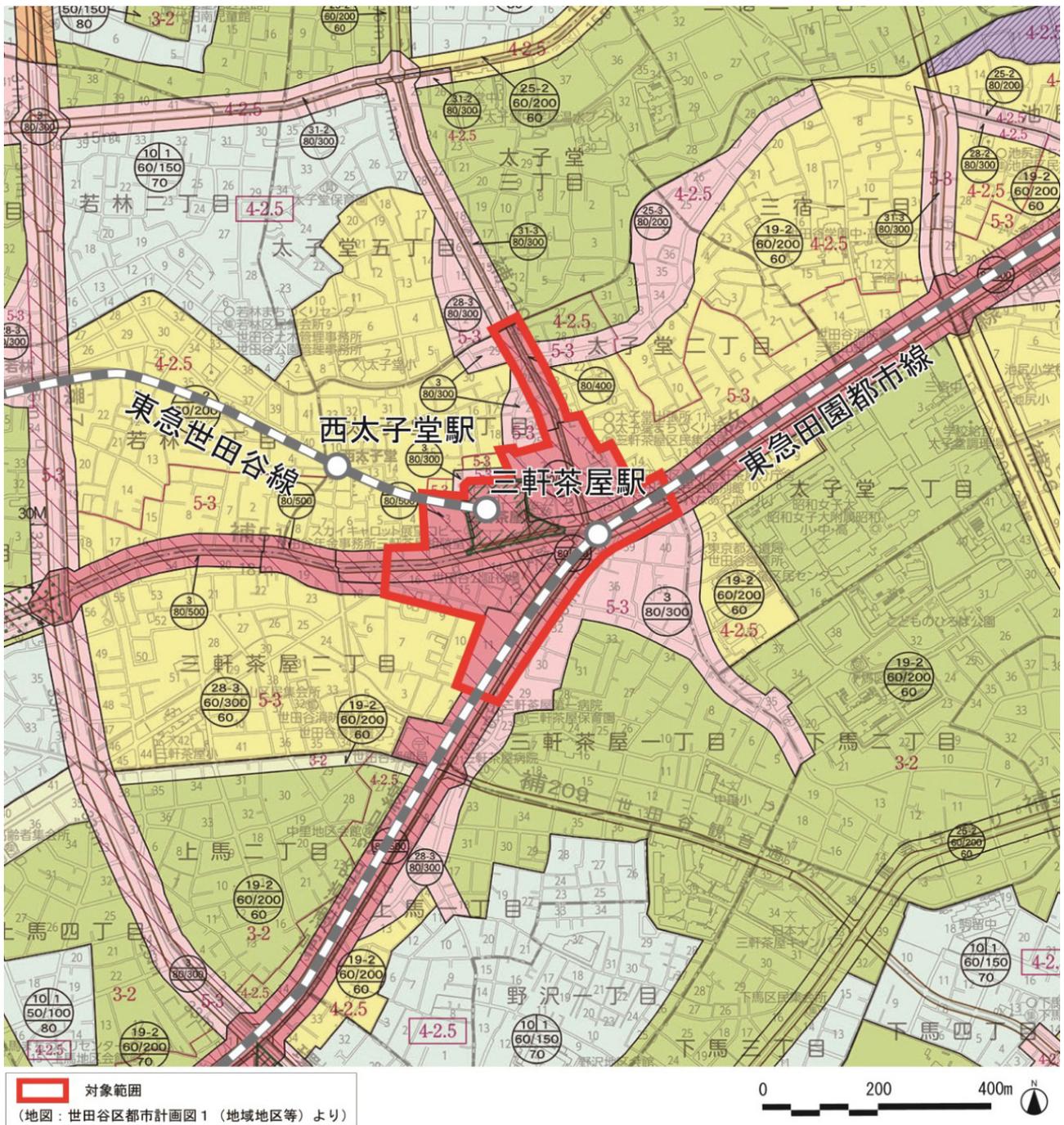
## (6)拠点基準（令和8年(2026年)3月時点）

## ●広域生活・文化拠点

番号	名称	場所
1	三軒茶屋駅周辺地区	三軒茶屋駅周辺
2	下北沢駅周辺地区	下北沢駅周辺
3	二子玉川駅周辺地区	二子玉川駅周辺

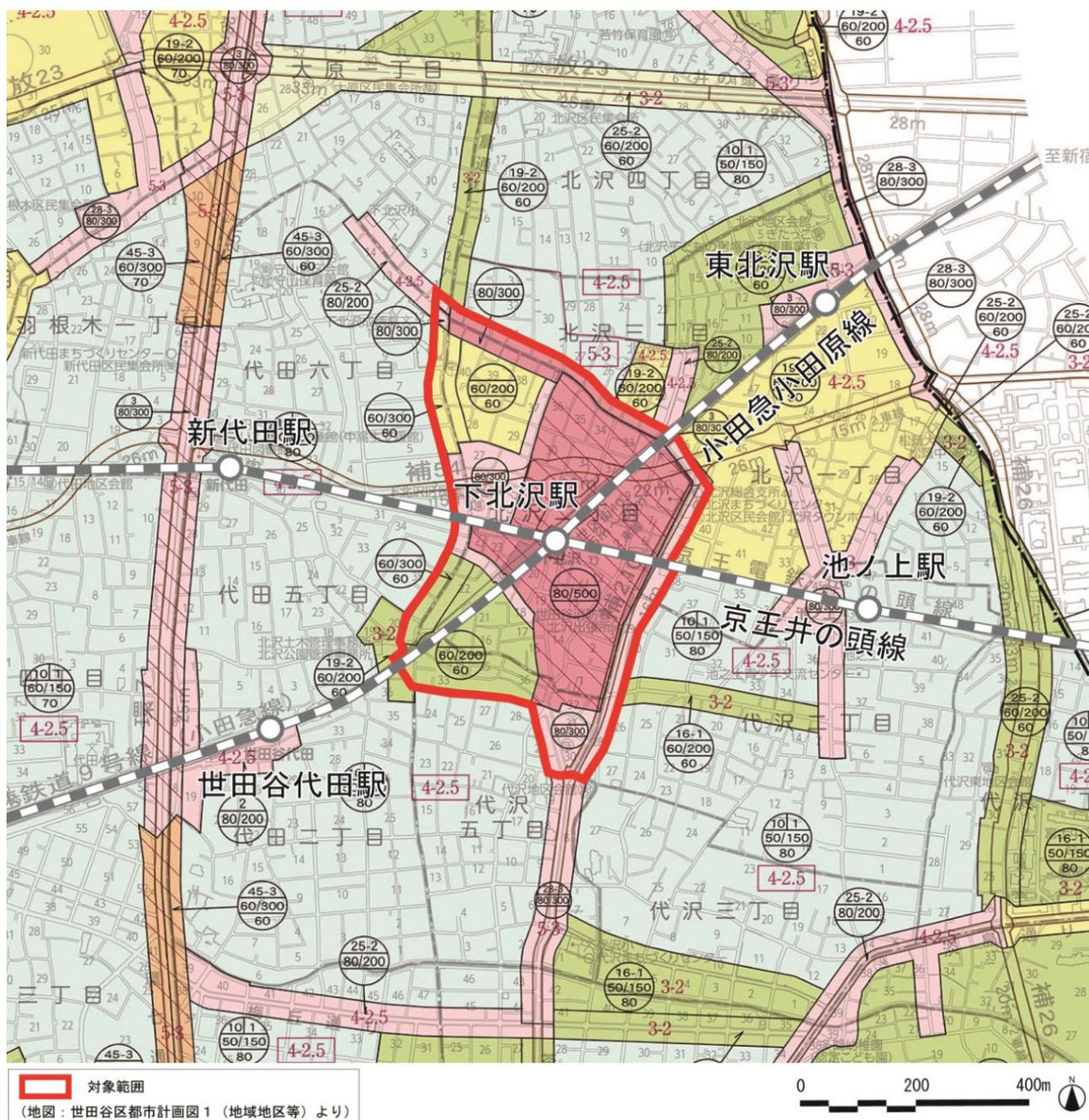
位置図(拠点基準)

〈三軒茶屋〉



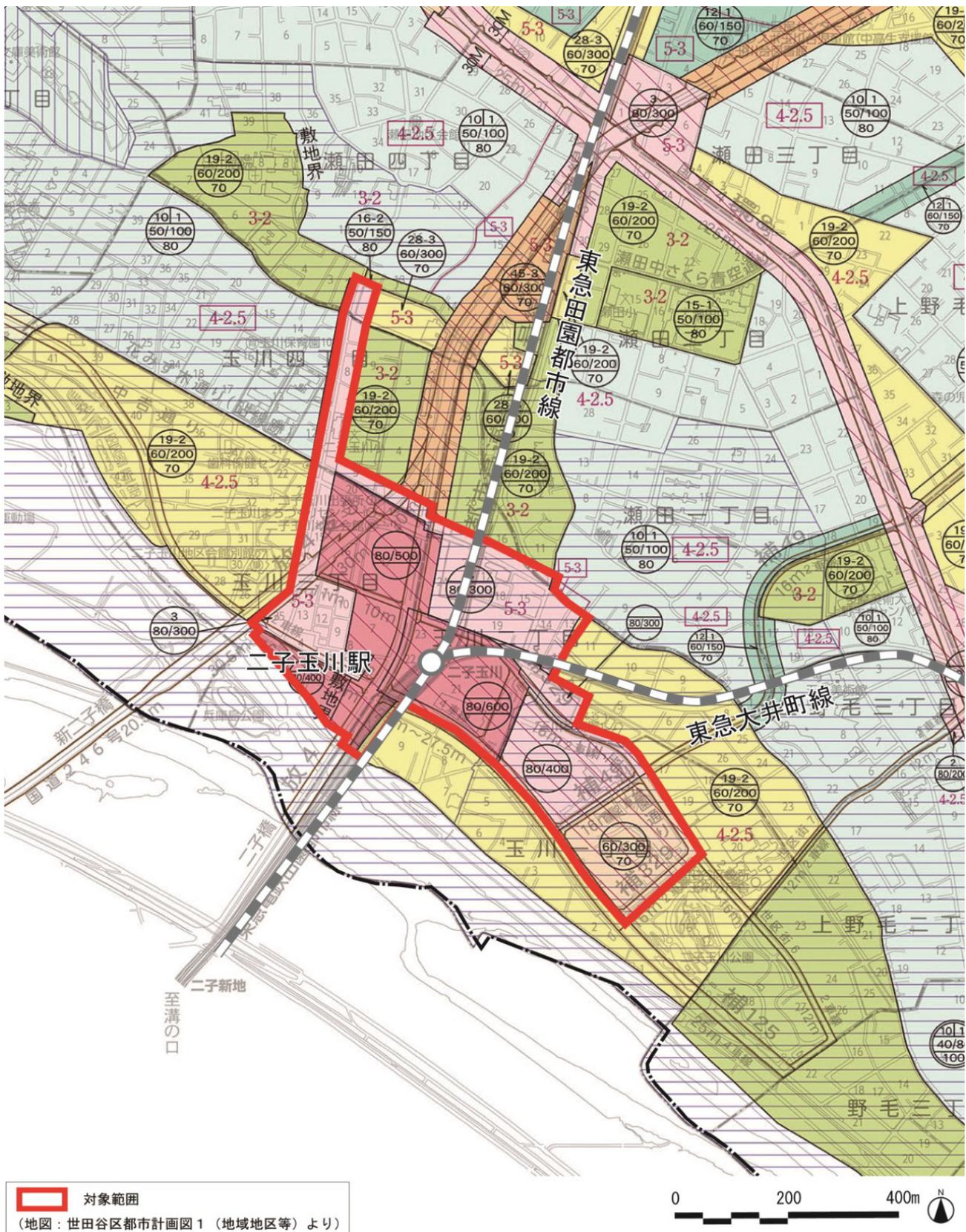
位置図(拠点基準)

〈下北沢〉



## 位置図(拠点基準)

〈二子玉川〉



## (7)幹線道路基準 (令和7年(2025年)4月時点)

種別	番号	名称(通称名)
高速道路	1	首都高速3号線
	2	首都高速4号線
	3	中央自動車道
	4	東名高速道路
	5	第三京浜道路
	6	東京外かく環状道路 ※地上部分のみ対象
幹線道路	1	環状7号線(環七通り)
	2	環状8号線(環八通り)
	3	放射3号線(目黒通り)
	4	放射4号線(玉川通り)
	5	放射5号線(甲州街道)
	6	放射23号線(井の頭通り)
地区幹線道路	1	補助26号線
	2	補助49号線(駒沢通り)
	3	補助50号線(龍雲寺通り)
	4	補助51号線(世田谷通り)
	5	補助52号線(淡島通り)
	6	補助54号線(赤松通り)
	7	補助125号線(多摩堤通り)
	8	補助126号線
	9	補助127号線(自由通り)
	10	補助128号線
	11	補助129号線(旧甲州街道)
	12	補助133号線
	13	補助154号線(駒沢公園通り・区役所西通り)
	14	補助208号線
	15	補助209号線(世田谷観音通り)
	16	補助210号線(茶沢通り)
	17	補助212号線
	18	補助213号線
	19	補助214号線
	20	補助215号線(千歳通り・用賀中町通り)
	21	補助216号線(はっけん通り)
	22	補助217号線(成城通り・成城六間通り)
	23	補助218号線(甲州街道)
	24	補助219号線
	25	補助329号線(二子玉川公園通り)

## 位置図(幹線道路基準)



## (8)世田谷線沿線基準（令和8年(2026年)3月時点）

番号	名称
1	東急世田谷線

## 位置図(世田谷線沿線基準)



## 2. 地域風景資産、界わい宣言一覧

### (1) 地域風景資産

#### ● 第1回選定(平成14年(2002年)度)

番号	名称	所在地
1	池尻稲荷神社を中心とする旧大山道	池尻 2-34-15、旧大山道
2	双子の給水塔の聳え立つ風景	弦巻 2-41
3	玉石垣のある風景	桜丘 2-17、3-37、5-4～5-6(千歳通り)
4	心なごむ桜丘の原風景	桜丘 4-2、4-5
5	経堂の西洋館と庭	経堂 2-29
6	代沢せせらぎ公園と北沢川緑道	代沢 4-36、代沢 3～5 丁目
7	校庭で子どもたちを見守る松の木	代沢 2-42-9 池之上小学校内
8	桜上水の野菜畑	桜上水 2-12
9	松林と大櫓のある世田谷新町公園	桜新町 2-6-1
10	呑川親水公園	新町 1 丁目、深沢 6～8 丁目
11	深沢の屋敷林	深沢 6-10
12	清明亭	深沢 7-3-14 深沢高校内
13	谷沢川の桜並木	用賀 1-13～1-14、1-18～1-20 の間
14	用賀プロムナード	用賀 4 丁目、上用賀 5 丁目
15	園芸高校の並木とみどり空間	深沢 5-38 園芸高校内
16	森の児童館	上野毛 4-29-18
17	富士見橋より見た富士山の見える眺望	上野毛 3-3、3-9、3-10、3-19 に架かる橋
18	等々力駅近くの寺社かいわい	等々力 3-15、3-27
19	等々力7丁目荒井家・鈴木家かいわいの巨樹群	等々力 7-22、7-13
20	大ケヤキのある散歩道－けやき道	奥沢 2-15～2-23 と 2-27～2-33 の間の道
21	国分寺崖線を眺められる多摩川堤	玉川 1 丁目、上野毛 2 丁目
22	静嘉堂緑地の自然林	岡本 2-23
23	岡本の富士見坂－岡本 3 丁目の坂	岡本 3-27 と 3-28 の間の道
24	喜多見 5-21 遊び場の竹山緑地	喜多見 5-21
25	喜多見大橋から見た野川上流の眺め	喜多見 6 丁目、7 丁目
26	慶元寺三重塔の見える風景	喜多見 4-7
27	成城三丁目緑地	成城 3-16-38
28	成城の近代住宅	成城 3-6、5-11、7-7
29	つりがね池と樹林	祖師谷 5-33-11
30	季節の野草に出会う小径	船橋 3-5、3-13、3-17～3-20 の間の道
31	蘆花恒春園花の丘	粕谷 1-1～1-5

## ●第1回選定(つづき)

番号	名称	所在地
32	祖師谷中橋	上祖師谷 2-6、2-20、6-8、6-9 に架かる橋
33	上北沢の桜並木	上北沢 3-18、3-20、3-23~24 と 3-28~29、3-31~32 の間
34	「山本農機・山本善水商店」を中心とした旧甲州街道の街並ー「問の宿」としての面影	南烏山 3-24
35	釜六の天水桶	北烏山 4-14-1 源正寺内
36	松葉公園	北烏山 2-9

## ●第2回選定(平成19年(2007年)度)

番号	名称	所在地
1	北沢地域に隠れている石造物群 ～茶沢通り(旧二子道)界隈～	北沢 3-17-2(庚申塔)
2	羽根木公園にある羽根木プレーパーク(豊かな緑の中で遊ぶ子どもたち)	代田 4-38-52
3	代田の丘の 61 号鉄塔	代田 2-4-12
4	三宿の森緑地	三宿 2-27-27
5	大ケヤキのある円泉ヶ丘公園	太子堂 3-30-20
6	太子堂八幡神社と森	太子堂 5-23-4
7	登録有形文化財の萩原邸	三宿 1-15
8	元気でやさしい松陰神社通り	若林 4 丁目、世田谷 4 丁目
9	若林 3 丁目緑の小道	若林 4 丁目、世田谷 4 丁目
10	旧・新町住宅地の桜並木	深沢 7~8、桜新町 1 丁目
11	四季の移ろいに心ときめく安らぎの道「櫻並木と呑川緑道公園」	深沢 1(呑川緑道の一部)
12	九品仏浄真寺脇(南側)のクロマツの並木	奥沢 7 丁目
13	奥沢海軍村ゆかりの風景	奥沢 2-32、2-33
14	歩いて楽しい北沢川緑道(豪徳寺 1 丁目)	豪徳寺 1 丁目、赤堤 2 丁目
15	古道・滝坂道	豪徳寺 1 丁目、宮坂 2 丁目
16	長島大榎公園界隈の緑	経堂 5-17-25、5-12-13、5-17
17	ほっとやすらぐ世田谷線界隈の情景	三軒茶屋～下高井戸の世田谷線の線路と駅舎
18	せたがやボロ市が開催される大山道	世田谷 1 丁目
19	大正ロマンをのこす砦下浄水場ポンプ室	鎌田 2-4
20	水辺の自然とふれあえる蘆花恒春園「みんなのとんぼ池」「やごの楽校」	粕谷 1-20
21	祖師谷公園	上祖師谷 3 丁目
22	成城の桜並木といちょう並木	成城 6・7 丁目
23	喜多見ふれあい広場から見た「野川と国分寺崖線の纏まとまった緑」	成城 4-31-4、4-20、4-20-8

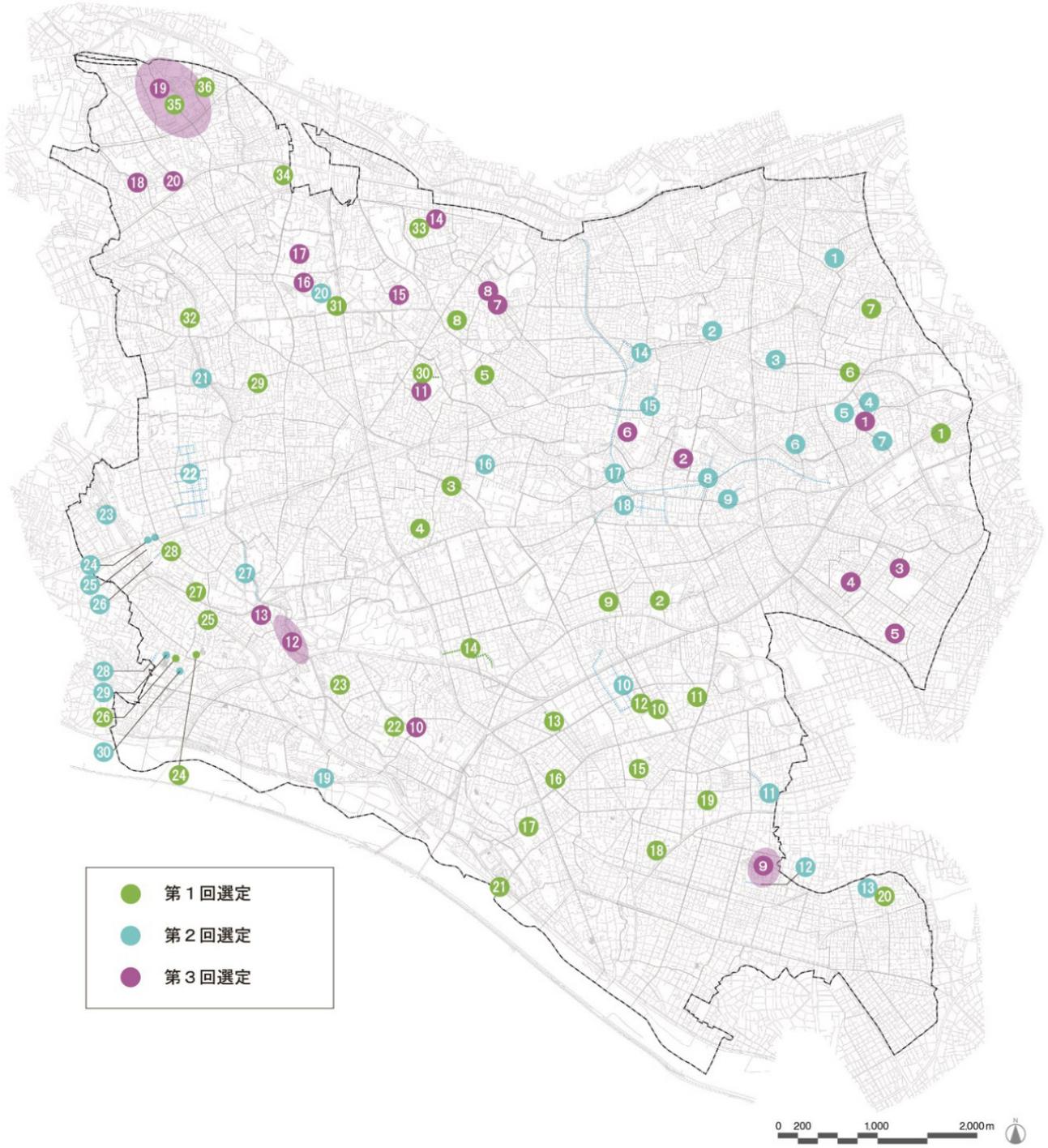
## ●第2回選定(つづき)

24	成城の富士見橋と不動橋	成城 4・5 丁目
25	成城 3 丁目の国分寺崖線の樹林	成城 3-9-3、3-10
26	成城 3 丁目桜と紅葉の並木	成城 3-16
27	仙川・川面に映る桜並木道(打越橋～石井戸橋)	砧 7 丁目、成城 1 丁目
28	喜多見・歴史の道～慶元寺・氷川神社界わい	喜多見 4 丁目
29	畑の間の土の道	喜多見 4 丁目
30	須賀神社とムクノキ	喜多見 4-3-23

## ●第3回選定(平成25年(2013年)度)

番号	名称	所在地
1	せせらぎと絵陶板のある烏山川緑道	太子堂2-32 先～三宿1-7先
2	世田谷区庁舎のケヤキ並木が作る広場の風景	世田谷4-21-27、世田谷4-22-33, 35
3	世田谷観音～地域コミュニケーション拠点	下馬4-9-4
4	下馬、野沢の道と人を見守る古道沿いの三猿	野沢1-9-31
5	のざわテットーひろば	野沢3-14-22
6	豪徳寺参道の松並木	豪徳寺2-24-7
7	桜上水「江戸城御囲い松」の兄弟松	桜上水3-18-12
8	緑丘中学校・校庭の大ケヤキ	桜上水3-19-12
9	鷲草伝説ゆかりの奥沢城趾のある風景	奥沢7-41-3、等々力6-4-1
10	旧小坂家別邸と崖線庭園	瀬田4-41-21
11	水辺のある能勢公園	船橋3-10-12
12	石井戸(大蔵)の愛宕山	大蔵4-4先
13	大蔵の四季が溢れ出す妙法寺の境内	大蔵5-12-3
14	賀川豊彦と松沢の教会・幼稚園・資料館	上北沢3-8-14、19
15	八幡山の八幡社	八幡山1-12-30
16	文豪の住まいと雑木林のある蘆花恒春園	粕谷1-20-1
17	粕谷本橋家の竹林と野草苑	粕谷2-11-32
18	給田小学校の古民家	給田4-24-1
19	烏山寺町	北烏山4～6丁目
20	みどりと静けさの北烏山九丁目屋敷林	北烏山9-1

地域風景資産位置図



## (2)界わい宣言

番号	名称	所在地	宣言日
1	奥沢・土とみどりの街づくり宣言	奥沢二丁目 32 番 外	平成 16 年(2004年) 3 月 25 日
2	瀬田 1 丁目国分寺崖線沿いの道の 景観と環境づくり宣言	瀬田一丁目国分寺崖線沿いの 旧大山道、行善寺坂、行火坂、お もいはせの道沿道	平成 17 年(2005年) 9 月 20 日
3	成城1、2 丁目の桜並木の保全と景 観の維持ならびに環境づくり宣言	成城一丁目および二丁目の桜 並木沿いの地域	平成 18 年(2006年) 5 月 24 日
4	上北沢三丁目の桜並木街区の景観 維持保全ならびに環境づくり宣言	上北沢三丁目の桜並木街区	平成 21 年(2009年) 7 月 15 日

## 界わい宣言位置図



# 参考資料

## 目次

1. 用途地域図 .....	参考資料-2
2. 色彩について .....	参考資料-3
3. 風景づくり計画見直しの検討経過.....	参考資料-4
4. 風景づくり委員会名簿 .....	参考資料-5
5. 用語集.....	参考資料-6



## 2. 色彩について

### ●マンセル表色系について(東京都景観色彩ガイドラインより)

#### マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

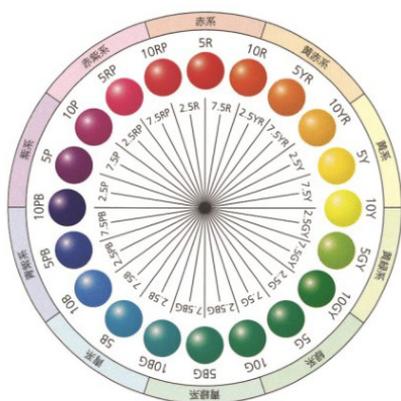
●**色相**は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

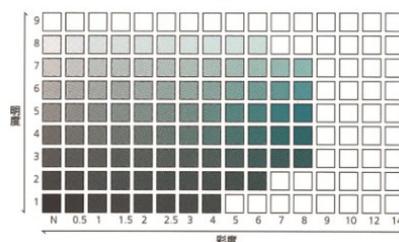
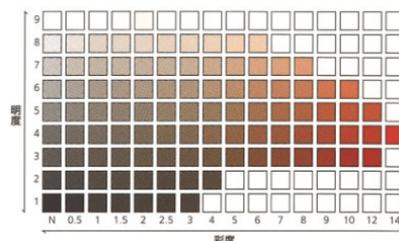
●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●**マンセル値**は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

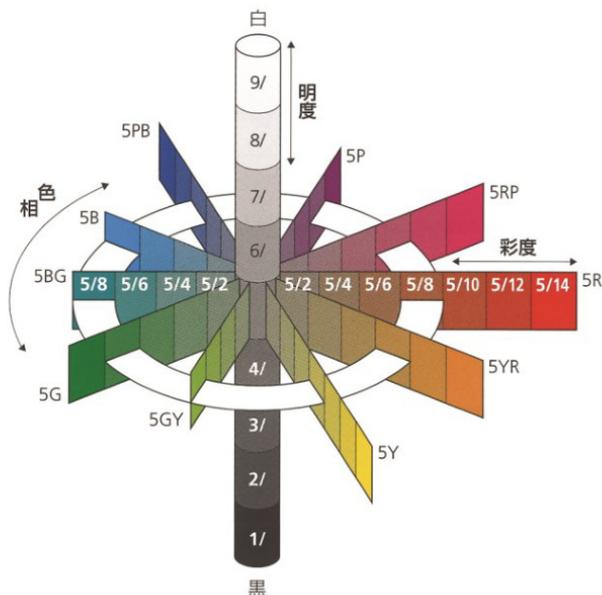
例えば、都の木であるイチョウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。



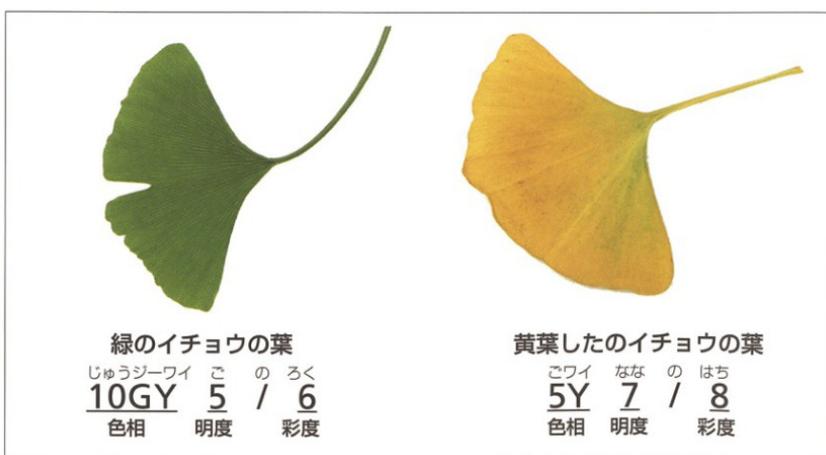
色相 (マンセル色相環)



明度(あかるさ)と彩度(あざやかさ)



マンセル表色系のしくみ



### 3. 風景づくり計画改定の検討経過

平成20年(2008年) 風景づくり計画策定・運用開始

平成27年(2015年) 改定

令和 4年(2022年) 変更(奥沢1～3丁目等界わい形成地区の指定)

令和6～7年(2024～2025年)度改定 検討の経過

日時		主な内容	
令和6年度	7月 3日	区政モニターアンケート実施 調査期間:7月3日～17日	・世田谷の風景づくりについて
	8月 19日	令和6年度 第1回風景づくり委員会	・風景づくり計画の改定について(諮問)
	10月 29日	令和6年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画(改定骨子)について
	12月 16日	令和6年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画(改定骨子)について
	2月 15日	風景づくり計画改定骨子公表	・風景づくり計画(改定骨子)について
	2月 21日 22日	風景づくり計画改定骨子公表オープンハウス	・風景づくり計画改定骨子に関する説明 ・風景ミニイベント ※都市デザインフォーラムを同時開催
令和7年度	5月 8日	令和7年度 第1回風景づくり委員会	・風景づくり計画(改定素案)について
	6月 23日	令和7年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画(改定素案)について
	7月 26日	子どもを対象としたアンケートの実施 調査期間:7月26日～9月24日	・「わたしのすきな場所」などについて
	9月 15日	風景づくり計画改定素案公表 区民意見募集の実施 募集期間:9月15日～10月6日	・風景づくり計画(改定素案)について
	9月 20日	風景づくり計画改定素案公表オープンハウス	・風景づくり計画改定素案に関する説明 ・風景ミニイベント ※都市デザインフォーラムを同時開催
	11月 7日	令和7年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画(改定案)について(答申)



風景づくり計画改定骨子公表オープンハウス



子どもアンケートの実施

#### 4. 風景づくり委員会名簿（令和6～7年(2024～2025年)度改定)

野原 卓	横浜国立大学 准教授	委員長	平成 29 年 2 月 1 日～
鶴田 佳子	昭和女子大学 教授	副委員長	平成 31 年 2 月 1 日～
福岡 孝則	東京農業大学 教授		令和 3 年 2 月 1 日～
後藤 智香子	東京都市大学 准教授		
加藤 幸枝	有限会社クリマ 代表取締役 1級カラーコーディネーター(環境色彩)		令和 7 年 2 月 1 日～
平松 均	区民委員(公募)		
金光 弘志	区民委員(公募)		
田邊 学	株式会社 カラープランニングセンター代表取締役 1級カラーコーディネーター、屋外広告士		平成 27 年 2 月 1 日～ 令和 7 年 1 月 31 日
桃原 繁樹	区民委員(公募)		令和 5 年 2 月 1 日 ～
有田 菜穂子	区民委員(公募)		令和 7 年 1 月 31 日

## 5. 用語集

【あ行】	
アイストップ	通りの突き当たりなど、人の視線がぶつかる部分に効果的に配置される建築物や樹木などのこと。
暗渠(あんきょ)	覆いをされたり、地下に設けられたりして、地上からは見えない水路のこと。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
オープンスペース	公園や広場など、道路や建物に利用されていない空地のこと。
【か行】	
基本構想	世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展を目指す区政の基本的な指針。
基本色	建築物・工作物の壁面において、見える面積の大部分(4/5以上)に使用する色彩のことを、「基本色」と定義している。街並みに与える影響が大きいため、周辺と調和しやすい色彩となるような配慮が望まれる。
強調色	建築物・工作物の壁面において、見える面積の一部(1/5以内)に使用する色彩のことを、「強調色」と定義している。
近代化遺産	日本の文化庁が定義している文化遺産保護制度上の概念の一つで、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準として配置する。
区長公選制	区長を住民の直接公選によって選ぶこと。
景観法	良好な景観形成を図るため、基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した景観に関する総合的な法律であり、景観行政団体が景観計画(本区の場合は世田谷区風景づくり計画)や条例(本区の場合は世田谷区風景づくり条例)をつくる際の根拠となる法律。
国分寺崖線	多摩川、野川に沿って続く崖の連なりで、緑が豊かで湧水などの自然的環境に恵まれた、世田谷区を代表する自然風景を有する場所。この国分寺崖線とその周辺を「水と緑の風景軸」として指定。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、活動などを通じて住民相互の交流が行われている地域社会。
【さ行】	
彩度(さいど)	色の鮮やかさを表す尺度。

色相(しきそう)	赤、青、緑のような色合いを表す尺度。
スカイライン	空を背景にした山や建築物の輪郭線。
生産緑地	生産緑地法に基づく地域地区。都市における農地などの適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置付けられる。
せたがや百景	区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願い、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、昭和59年(1984年)に、区民から推薦を募り100の風景を選定したもの。応募数は延べ2,700景、重複を整理して約400景。学識経験者などで構成された「せたがや百景選定委員会」が、選定基準をもとに200景まで候補をしばり、全区的に投票を行って100景を選定。投票数は92,000件にもものぼり、高い関心をあつめた。
【た行】	
玉川全円耕地整理事業	昭和29年(1954年)の事業完了まで30年をかけ、旧玉川村全域(全円)を対象に施行された耕地整理事業。自動車時代に適合する広幅員道路や街区を形成する区画道路の整備など、現在の玉川地域の都市基盤を築いた。
玉川八景	江戸時代に四季折々の二子玉川の風景を謳ったもので、瀬田黄稻(おうとう)、土峰(富士山)晴雪、大蔵夜雨、二子帰帆、岡本紅葉、登戸宿雁(しゆくがん)、吉沢暁月(ぎょうげつ)、川辺夕烟(ゆうえん)がある。(行善寺八景とも言う)
暖色	赤、黄色、オレンジ色などの、心理的に暖かい印象を与える色合い。
暖色系	赤系、黄系、その中間の黄赤系の色合いに属する色彩のこと。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏内に居住するものが容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準として配置する。
東京都選定歴史的建造物	東京都景観条例に基づいて選定される建造物。歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要であるとして東京都景観審議会の答申と所有者の同意を得て都が選定したもの(文化財は除く)。
特殊公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。風致公園、動植物公園、歴史公園、農業公園など特殊な公園でその目的に則し配置する。
特別保護区	世田谷区みどりの基本条例に基づき指定する、区内にある樹林地、水辺地および動物生息地と一体となったみどりのある土地で特別に保護する必要がある一定の緑地。建築行為など一定の行為が制限される。

特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき都市計画に位置付ける地域地区のひとつで、都市の良好な緑地を永続的に保全し、将来に継承していくことを目的とし、建築や造成などの行為を規制(許可制)するとともに、土地所有者への税の優遇などを設けている地区。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地などにおいて良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
都市林	都市緑地法に基づき指定される。市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策などの利用のための施設を配置する。
【な行】	
農地保全重点地区	世田谷区みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区の一つ。農地保全のため、積極的にみどりの保全および創出の推進を図る必要があると認められる地区。世田谷区農地保全方針に基づき7地区を指定。
農の風景育成地区	都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために東京都が創設した制度で、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景を形成している地区を指定するもの。現在、喜多見4・5丁目を指定し、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全、地域の資産や風景の継承、農を活かしたまちづくりなどの取組みを進めている。
法面(のりめん)	山を切り開いたり土を盛ったりするなどして作られる人工的な斜面のこと。
【は行】	
風景づくり委員会	風景づくり条例で定められた事項や、風景づくりに関する重要事項を調査審議するための区長の附属機関。(風景づくり条例第35条)
プロムナード	車を気にすることなく歩いて楽しめる遊歩道、散歩道のこと。植栽やストリートファニチャーを設置し、安らぎの空間として整備されている事例が多い。
壁面の分節化	建築物の壁面などを長大で平滑なものせず、意匠や色彩の工夫により、幾つかに区切られたように見せることで、圧迫感などを軽減する手法。
【ま行】	
密集市街地	老朽化した木造の建築物が密集し、道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないことなどにより、火事または地震等が発生した場合に、延焼防止機能や避難機能が確保されていない市街地。
みどり率	一定地区の総面積に占める、樹木・草・農地などのみどりで被われた土地面積と、水面と公園のみどりで被われていない部分を合計した土地面積を合算した割合。

無彩色	色相を知覚させない白、灰色、黒などの色のこと。
明度(めいど)	色の明るさを表す尺度。
【や行】	
擁壁(ようへき)	宅地の土砂が崩壊するのを防ぐため、切土や盛土などの斜面を支える構造物。
【ら行】	
ランドマーク	その地域の目印、シンボルとなるような建築物など。その街の顔であり、住民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るもの。
陸屋根(りくやね・ろくやね)	水平あるいは勾配がほとんどない平らな屋根のこと。ビルや集合住宅に多くみられるタイプの屋根だが、住宅デザインの洋風化にともない、一般住宅などにもみられるようになってきている。
連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を、一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業。

## 世田谷区風景づくり計画

発行 令和8年(2026年)4月

編集 世田谷区都市整備政策部都市デザイン課

(移転前 令和8年12月まで)

所在地 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電話 03(6432)7153

FAX 03(6432)7996

(移転後 令和9年1月から)

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)3539

FAX 03(5432)3110

広報印刷物登録番号 No.

定価 円(税込み)

本計画は、  
世田谷区のホームページから  
閲覧することができます。

区 HP  
二次元  
コード

